

練馬区震災復興マニュアル

令和元年度修正

令和2年3月

練馬区

【本マニュアルの読み方】

本マニュアルは、総則・復興体制編、都市の復興編、生活復興編および資料編の4部で構成されている。都市の復興編と生活復興編は、章、節に分かれ、節のもとには具体的な対応項目を設置し、行動内容と行動時期、実施責任所管課とマニュアル更新所管課等を明示した。

なお、実施責任担当課とは、項目に示されている内容を、当該担当課が中心となって実施する組織を表し、マニュアル更新担当課とは、本項に示されている内容について、当該担当課が中心となってマニュアルを管理し、変更がある場合などにマニュアルの更新を行う組織を表す。

マニュアルは、資料編を除いて、見やすさや大まかな流れを把握することに力点をおいて編集している。マニュアルの参考となる詳細な資料等は資料編にまとめた。

【本マニュアル全般に係る主な参考資料】

(1) 練馬区関連

- ・練馬区地域防災計画（平成29年度修正）
- ・練馬区業務継続計画（地震編）（平成30年度修正）
- ・各部の災害対策マニュアル（随時改訂）

(2) 東京都関連

- ・東京都震災復興マニュアル 復興施策編（平成28年3月修正）
- ・区市町村震災復興標準マニュアル（平成29年3月修正）

練馬区震災復興マニュアル 目次

第1編 総則・復興体制

【第1章 総則】

第1節 震災復興マニュアルの目的等

- 1 目的と背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 役割と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 マニュアルの構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2節 震災復興の基本的な考え方

- 1 本マニュアルの前提となる被害想定・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 災害対策本部と震災復興本部の関係・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 練馬区震災復興本部体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第3節 震災復興のタイムライン

- 1 震災復興の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第4節 事前まちづくりと復興への準備

- 1 災害に強いまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 地域コミュニティの活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 3 復興への意識啓発と復興訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

【第2章 復興体制の整備】

第1節 震災復興本部の設置

- 1 震災復興本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 2 震災復興本部会議の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 3 職員配置・受援（他自治体への応援要請）・・・・・・・・・・・・ 40

第2節 被害状況と復興需要の把握

- 1 住家の公的被害認定調査（住家被害認定調査）・・・・・・・・ 44
- 2 区有施設の被害状況の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- 3 被災者生活実態調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 4 中小企業の被害状況等の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 5 園児・児童・生徒の状況把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 6 被災統計データベースの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- 7 生活再建状況の継続的把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- 8 住まいとまちの復興状況の継続的把握・・・・・・・・・・・・・・ 58

第3節 り災証明書の発行

- 1 り災証明書の発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
- 2 被災者台帳の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

第4節 震災復興基本計画の策定

- 1 震災復興基本方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
- 2 震災復興基本計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

第5節	財源確保・復興基金	
1	震災復興のための財政需要の推定	74
2	復興基金	76
第6節	用地確保と利用調整	
1	用地の確保と利用調整	80
第7節	がれき処理	
1	がれき処理	84
第8節	ボランティア	
1	一般ボランティアの受入れ	88
第9節	広報・相談	
1	広報活動	92
2	相談体制	94

第2編 都市の復興

【第1章 都市の復興】

第1節	被害概況の把握	
1	家屋被害概況の把握	98
第2節	都市復興方針の策定と展開	
1	都市復興基本方針の策定	102
2	第1次建築制限の実施	104
3	家屋被害状況調査	106
4	時限的市街地	109
5	復興対象地区区分	110
第3節	都市復興基本計画の策定と展開	
1	都市復興基本計画（骨子案）の策定	114
2	第2次建築制限の実施	116
3	復興まちづくり計画の策定	118
4	都市復興基本計画の策定	120
第4節	復興事業の推進	
1	復興事業計画の策定	124
2	復興事業の実施	126
3	復興事業完了への取組	129

【第2章 地域協働復興】

第1節	復興への準備	
1	復興準備会の立上げ	132
2	復興準備会と事前協議	134

第2節	復興まちづくり協議会の結成	
1	復興まちづくり協議会の発足と認定	138
2	区と協議会との意見交換	140
第3節	時限的市街地の展開	
1	時限的市街地づくりの方針原案の策定	144
2	時限的市街地の配置計画の策定・建設	146
3	時限的市街地の運営体制づくり	148
第4節	がれき撤去と住まいの再建	
1	がれき撤去と住まいの再建	152
第5節	復興まちづくりへの支援	
1	復興まちづくり広報の展開	156
2	復興まちづくり事務所と相談窓口の開設	158
3	支援専門家の選任	160
第6節	復興まちづくり計画案の検討	
1	復興まちづくり方針説明会の開催	164
2	復興まちづくり提案の検討と提出	166
3	課題・地(街)区別の検討会	168
4	復興まちづくり計画の策定	170
第7節	復興まちづくり事業の展開	
1	復興事業計画の策定	174
2	復興事業完了への取組	176

【第3章 住宅の復興】

第1節	被害状況の把握	
1	住宅の被害状況の把握	180
2	区営住宅等の被災度区分判定の実施	182
3	応急危険度判定の実施	184
4	被災宅地危険度判定の実施	186
第2節	応急的な住宅の確保	
1	被災住宅の応急修理	190
2	住宅復興計画の策定	192
3	仮設住宅等応急的な住宅の確保	194
4	仮設住宅の建設・撤去	196
5	入居者の募集・選定	198
6	仮設住宅等応急的な住宅の管理	200
第3節	自力再建への支援	
1	民間住宅に対する再建支援	204
2	賃貸住宅入居者に対する再建支援	206

第4節	集合住宅再建への支援	
1	マンション建替え等の合意形成支援	210
2	マンションの建替え・補修支援事業	222
第5節	区営住宅	
1	区営住宅の補修・建替え	216
2	民間住宅の買取り・借上げ	218

第3編 生活復興

【第1章 暮らしの復興】

第1節	暮らしとコミュニティの復興	
1	暮らしと健康の回復	222
2	商店街等の生活拠点の確保	223
3	地域コミュニティの再建と強化	224
第2節	医療・保健衛生・福祉	
1	医療機関	226
2	医療救護所の継続設置	227
3	被災者の健康管理	228
4	メンタルヘルスケア	229
5	防疫活動	230
6	社会福祉施設の再建	231
7	要配慮者の生活状況の確認	232
第3節	生活環境の確保 生活支援、生活物資	
1	公衆浴場	234
2	生活衛生関係の情報提供	235
3	食品・飲料水の安全確保	236
4	ごみ処理	237
5	防犯	238
6	動物保護	239
7	災害援護資金、生活福祉資金、住宅資金	240
8	災害弔慰金、災害障害見舞金	241
9	被災者生活再建支援金	242
10	義援金	243
11	生活保護	244
12	税金、保険料等の減免等	245
13	生活物資	246
第4節	学校教育、文化社会教育、区民活動支援	
1	区立学校の授業再開	248
2	私立幼稚園の再建支援	249
3	被災児童生徒への支援	250
4	被災児童生徒のメンタルヘルスケア	251

5	被災文化財の修復等	252
6	地域の区民活動への支援	253
【第2章 産業の復興】		
第1節 被害状況の把握		
1	被害状況の把握	256
第2節 産業復興基本方針と産業復興基本計画の策定		
1	基本方針と基本計画の策定	258
第3節 産業再建支援		
1	産業再建に対する支援	260
2	産業融資あっせん等の充実	261
第4節 雇用の維持拡充		
1	雇用の維持拡充	264
2	雇用調整助成金制度の周知	265

第1編 総則・復興体制

第1章 総則

第1章 第1節

震災復興マニュアルの目的等

1 目的と背景

阪神・淡路大震災は、都市直下で起こるマグニチュード7クラスの地震の恐ろしさや都市復興の難しさを改めて教えてくれた。阪神・淡路大震災の教訓は、震災復興には長い時間を必要とし、広範囲の施策を実施しなければならず、事前に備えをしていなければ対処することができないということにある。

区は、これまで災害対策基本法に基づく地域防災計画を策定し、震災時の初動期における応急対策を定めている。しかし、その後に起こる復興の取組については、その行動手順が必ずしも明確ではないことから、復興に向けた行動手順をあらかじめまとめた震災復興マニュアルを策定することとした。

なお、マニュアル策定に当たっては、震災復興が東京都との連携なしにはできないことから、東京都の震災復興マニュアル（復興プロセス編および復興施策編）との整合を図っている。

2 役割と位置づけ

本マニュアルは、区職員がそれぞれの部課において、震災復興で果たす役割と手順を示したものである。

本マニュアルは、地域防災計画に定める震災復興についての事項を根拠とし、その内容を詳細に示したものである。

震災復興とは、単に「元に戻す」のではなく、災害に強いまち、被災を繰り返さないまちをつくることであり、目標とする復興水準については、基本構想や基本計画および都市計画マスタープランなどを踏まえて設定するものである。

3 マニュアルの構成

本マニュアルは、「総則・復興体制」「都市の復興」「生活復興」「資料編」の4編から構成されている。また、各項目の主担当部署は3～5ページのとおりである。

第1編 総則・復興体制	○マニュアルの目的と位置づけ、被害想定、復興準備、復興の全体像、復興体制の整備等
第2編 都市の復興	○都市の復興、地域協働復興、住宅の復興
第3編 生活復興	○くらしの復興、産業の復興
資料編	○参考資料等

マニュアル改訂版(令和元年度) 構成および項目ごとの担当部署			地域防災計画の記載	区長室	企画部・区政改革担当部	危機管理室	会計管理室	総務部	人事戦略担当部	施設管理担当部	区民部	産業経済部	地域文化部	福祉部	高齢施策担当部	健康部	地域医療担当部	環境部	都市整備部					土木部	教育振興部	子ども家庭部	その他		
編	章	節	(項)																										
第1編 総則・復興体制	第1章 総則	第1節 震災復興マニュアルの目的等	1 目的と背景 2 役割と位置づけ 3 マニュアルの構成																										
		第2節 震災復興の基本的な考え方	1 本マニュアルの前提となる被害想定 2 災害対策本部と震災復興本部の関係 3 練馬区震災復興本部体制	★																									
		第3節 震災復興のタイムライン	1 震災復興の全体像																										
		第4節 事前まちづくりと復興への準備	1 災害に強いまちづくり 2 地域コミュニティの活性化 3 復興への意識啓発と復興訓練	★ ★			◎△						◎△△									◎△					◎△(まちセン) ◎△(まちセン) ●(関連各課)		
	第2章 復興体制の整備	第1節 震災復興本部の設置	1 震災復興本部の設置 2 震災復興本部会議の開催 3 職員配置・受援(他自治体等への応援要請)	★ ★ ★	●		●															◎△					●(各部)		
		第2節 被害状況と復興需要の把握	1 住家の公的被害認定調査(住家被害認定調査) 2 区有施設の被害状況の把握 3 被災者生活実態調査 4 中小企業の被害状況等の把握 5 園児・児童・生徒の状況把握 6 被災統計データベースの構築 7 生活再建状況の継続的把握 8 住まいとまちの復興状況の継続的把握	★ ★ ★ ★ ★ ★ ★		●					◎△				◎	△						◎△					◎(調査の担当課、データベース利用課)、●(各区有施設所管課、各課) ◎(震災復興本部事務局)、●(各所管課) ◎(震災復興本部事務局)、●(各所管課)		
		第3節 被災証明書の発行	1 り災証明書の発行 2 被災者台帳の整備	★ ★		●																					◎(関係各課)、△(震災復興本部事務局)		
		第4節 震災復興基本計画の策定	1 震災復興基本方針の策定 2 震災復興基本計画の策定			◎△ ◎△●																					●(関係各課) ●(関係各課)		
		第5節 財源確保・復興基金	1 震災復興のための財政需要の推定 2 復興基金			◎△ ◎△																					●(関係各課)		
		第6節 用地確保と利用調整	1 用地の確保と利用調整																								●(災害対策本部、各課)		
		第7節 がれき処理	1 がれき処理																								◎(区有施設所管課)		
		第8節 ボランティア	1 一般ボランティアの受け入れ		★																								
		第9節 広報・相談	1 広報活動 2 相談体制			◎△ ◎△																						◎△(関係各課、個別広報)、●(災害対策本部、広報班、復興対策本部) ◎(関係各課)、●(復興対策本部、各課)	
		第2編 都市の復興	第1章 都市の復興	第1節 被害概況の把握	1 家屋被害概況の把握																								
				第2節 都市復興基本方針の策定と展開	1 都市復興基本方針の策定 2 第1次建築制限の実施 3 家屋被害状況調査 4 時限的市街地 5 復興対象地区区分	★ ★ ★ ★ ★																							◎△(災対都市整備部(復興班))
第3節 都市復興基本計画の策定と展開	1 都市復興基本計画(骨子案)の策定 2 第2次建築制限の実施 3 復興まちづくり計画の策定 4 都市復興基本計画の策定			★ ★ ★ ★																							●(関係各課)		
第4節 復興事業の推進	1 復興事業計画の策定 2 復興事業の実施 3 復興事業完了への取組			★ ★ ★		●																					●(関係各課) ◎△(まちセン) ◎△(まちセン)		
第5節 復興まちづくり協議会の結成	1 復興まちづくり協議会の発足と認定 2 区と協議会との意見交換			★ ★																								●(地区担当) ●(地区担当)	
第6節 時限的市街地の展開	1 時限的市街地づくりの方針原案の策定 2 時限的市街地の配置計画の策定、建設 3 時限的市街地の運営体制づくり			★ ★ ★			◎				◎																	●(地区担当) ●(地区担当) ●(地区担当、福祉部等)	
第7節 がれき撤去と住まいの再建	1 がれき撤去と住まいの再建																										●(地区担当)		
第8節 復興まちづくりへの支援	1 復興まちづくり広報の展開 2 復興まちづくり事務所と相談窓口の開設 3 支援専門家の選任			★ ★ ★																								●(地区担当) ◎△(まちセン)、●(地区担当)	
第9節 復興まちづくり計画案の検討	1 復興まちづくり方針説明会の開催 2 復興まちづくり提案の検討と提出 3 課題・地(街)区別の検討会 4 復興まちづくり計画の策定			★ ★ ★ ★																								●(地区担当) ●(地区担当、専門家) ●(地区担当、専門家) ●(地区担当、復興対策本部)	
第10節 復興まちづくり事業の展開	1 復興事業計画の策定 2 復興事業完了への取組			★ ★																								◎△(まちセン)、◎△(まちセン)	
第3章 住宅の復興	第1節 被害状況の把握		1 住宅の被害状況の把握 2 区営住宅等の被災度区分判定の実施 3 応急危険度判定の実施 4 被災宅地危険度判定の実施	★ ★ ★ ★							◎△																●(生活再建関係各課)		
	第2節 応急的な住宅の確保		1 被災住宅の応急修理 2 住宅復興計画の策定 3 仮設住宅等応急的な住宅の確保 4 仮設住宅の建設・撤去 5 入居者の募集・選定 6 仮設住宅等応急的な住宅の管理	★ ★ ★ ★ ★ ★																							●(災対都市整備部) ●(東京都) ●(各避難拠点)		
	第3節 自力再建への支援		1 民間住宅に対する再建支援 2 賃貸住宅入居者に対する支援	★ ★																							◎△(まちセン)		
	第4節 集合住宅再建への支援		1 マンション建替え等の合意形成支援 2 マンションの建替え・補修支援事業	★ ★																							◎△(まちセン)		
	第5節 区営住宅		1 区営住宅の補修・建替え 2 民間住宅の買取り・借上げ	★ ★								●															◎△(まちセン)		

第1章 第2節

震災復興の基本的な考え方

1 章

1 本マニュアルの前提となる被害想定

★地域防災計画
I 防災共通編
第1部 総則
第3章 被害想定
第3節 想定結果の概要

被害想定は、東京都防災会議が平成24年4月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」(以下「都の被害想定」という。)に基づいている。しかし、実際の被害がこの想定を上回る可能性を考慮し、本マニュアルの記述内容はこの被害想定を超える被害が発生した場合でも対応できるものとした。

下表に、都の被害想定による練馬区と23区全体の被害の最大値およびその被害想定的前提を示す。

区 分	練馬区		23区全体	
	被害の最大値	前提	被害の最大値	前提
面積	-	48.2km ²	-	616.7km ²
震度別面積率		多摩直下地震		東京湾北部地震
5弱以下	0.0%		0.0%	
5強	0.0%		0.0%	
6弱	98.3%		30.0%	
6強	1.7%		69.8%	
7	0.0%	0.2%		
建物等被害算定の前提	-	146,398棟	-	1,827,137棟
木造	-	114,320棟	-	1,221,273棟
非木造	-	32,078棟	-	605,864棟
建物等の被害		多摩直下地震 冬18時 風速8m/秒		東京湾北部地震 冬18時 風速8m/秒
原因別建物全壊棟数	2,611棟		111,898棟	
揺れによる全壊	2,601棟		110,145棟	
棟数				
木造	2,393棟		97,374棟	
非木造	208棟		12,771棟	
率				
木造	2.1%		8.0%	
非木造	0.6%		2.1%	
液状化による全壊	7棟		1,109棟	
急傾斜地崩壊による全壊	3棟		644棟	
焼失棟数 (倒壊建物を含む)	3,022棟		195,309棟	
焼失棟数 (倒壊建物を含まない)	2,968棟		182,188棟	
焼失率 (倒壊建物を含む)	2.1%		10.7%	
出火件数	12件	754件		
原因別建物半壊棟数	13,941棟	295,020棟		
揺れによる半壊	13,537棟	232,268棟		
液状化による半壊	398棟	61,668棟		
急傾斜地崩壊による半壊	6棟	1,084棟		
震災廃棄物				
重量	101万 t		4,049万 t	
体積	140万m ³		4,807万m ³	

区 分	練馬区		23区全体	
	被害の最大値	前提	被害の最大値	前提
人的被害等算定の前提	-	夜間人口 716,124人 昼間人口 530,628人	-	夜間人口 8,945,695人 昼間人口 11,284,699人
人的被害				
死者	212人	多摩直下地震	9,337人	東京湾北部地震
建物倒壊等による死者	164人	冬5時	5,222人	冬18時
急傾斜地崩壊による死者	0人	風速8m/秒	54人	風速8m/秒
地震火災による死者	32人		3,964人	
ブロック塀、自動販売機の転倒、 屋外落下物による死者	16人		93人	
再掲：要配慮者死者数	96人		4,741人	
屋内収容物による死者（参考値）	11人		218人	
負傷者	5,389人		140,227人	
建物倒壊等による負傷者	4,715人		119,153人	
急傾斜地崩壊による負傷者	0人		67人	
地震火災による負傷者	86人		17,501人	
ブロック塀、自動販売機の転倒、 屋外落下物による負傷者	588人		3,506人	
屋内収容物による負傷者（参考 値）	223人		5,518人	
うち重傷者数	585人		21,334人	
建物倒壊等による負傷者	337人		15,131人	
急傾斜地崩壊による負傷者	0人		34人	
地震火災による負傷者	24人		4,886人	
ブロック塀、自動販売機の転 倒、屋外落下物による負傷者	224人		1,283人	
屋内収容物による負傷者（参 考値）	49人		1,201人	
要救助者				
自力脱出困難者	1,331人	多摩直下地震 冬5時	58,821人	東京湾北部地震 冬5時
閉じ込めにつながり得るエレベ ーターの停止台数	101台	多摩直下地震 冬18時	6,980台	東京湾北部地震 冬18時
ライフライン被害				
上水道（断水率）	28.3%	多摩直下地震	38.7%	元禄型関東地震
下水道（管さよ被害率）	19.8%		23.5%	東京湾北部地震
電力（停電率）	6.3%	冬18時、風速8m/秒	7.8%	冬18時、風速8m/秒
通信				
固定電話（不通率）	2.2%	多摩直下地震冬 18時、風速8m/秒	10.0%、1.3%	東京湾北部地震 冬18時、風速8m/秒
携帯電話（停波基地局率）	20%未滿	-	-	-
ガス（供給支障率）	95.3%	多摩直下地震	88.7%	多摩直下地震
避難者・帰宅困難者				
避難者	118,245人	多摩直下地震	3,110,940人	東京湾北部地震
避難生活者数	76,859人	冬18時	2,022,111人	冬18時
疎開者人口	41,386人	風速8m/秒	1,088,829人	風速8m/秒
帰宅困難者数（滞留者）	417,116人	冬12・18時	10,635,113人	冬12・18時
徒歩帰宅困難者数	98,294人		3,790,824人	

2 災害対策本部と震災復興本部の関係

災害対策本部は、災害対策基本法に基づいて、災害の発生またはその恐れがある場合の「防災の推進」（未然防止・応急復旧）のために設置するものであり、災害を機に復興に取り組むことは含まれないものである。

一方、震災復興本部は、自主条例を根拠にして設置するものであり、応急復旧対策が一段落した段階で、都市復興や区民生活の再建などの生活復興に関する対策を、迅速かつ計画的に遂行することを目的とする。復興に要する期間をみても、住まいの復興は数年、都市や産業の復興には5年、10年といった期間が必要になる。

阪神・淡路大震災、東日本大震災などの事例をみても、長期的な都市の復興・まちの復興は、震災復興本部を設置して機動的に対応している。抜本的な市街地整備を伴わない復旧止まりの災害（水害、小被害の地震等）では、災害対策本部で対応することもできるが、長期的な取組を要する場合には、企画部門や都市計画部門といった組織が事務局になる震災復興本部を設置し、復興計画へと発展させていくことが必要である。

住民サービスの面からみると、災害応急対策が一段落した段階で、それまで一時的に中断していた通常業務を再開することに全力を注がなければならない。また、区内でも地域によって軽微な被害である場合には、その後の復興業務と通常業務が並行して進められることになり、応急対策が目的である災害対策本部での対応には限界がある。

さらに、災害対策本部は、地域防災計画として事前に計画された業務を実施するが、震災復興本部の業務は被災の程度により復興のビジョンや新規の施策展開を求められるという違いがある。

連続的な復興という理念のもとで、災害対策本部で完了する業務、震災復興本部に移行する業務、震災復興本部で取り組む業務を便宜的に区分すると次ページのようになる。

◆取り組まなければいけない代表的な対応事項についての比較

対応事項	災害対策本部 (被災直後～概ね2か月)	震災復興本部 (被災後1週間～数年)
情報の収集	公共施設の被害把握 被害概況調査 応急危険度判定	被害状況調査 家屋被害データベースの作成 被災者生活実態調査（地域福祉需要調査） 商店街・事業所の被害調査 区民生活の復興支援のための各種調査
がれき処理	道路啓開に伴うがれき処理	がれき処理
応急住宅の提供	応急仮設住宅用地確保から入居まで	復興住宅の建設、仮設住宅入居者に対する生活支援
施設の復旧	応急復旧	恒久的な復旧、再建
用地の調整	応急的な用地の調整	時間的な需要の変化を考えた用地の調整
り災証明		り災証明書発行

1 章

3 練馬区震災復興本部体制

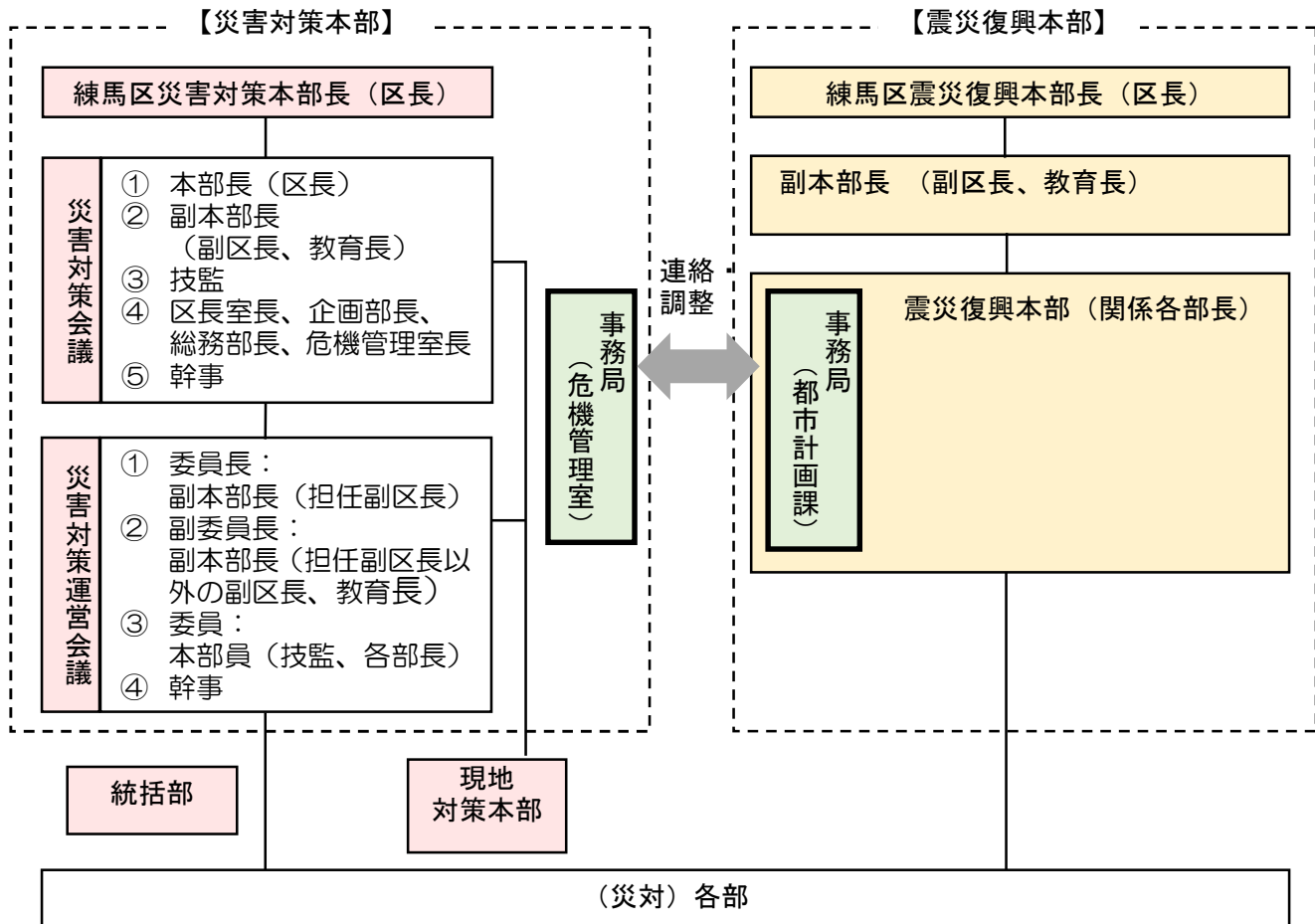
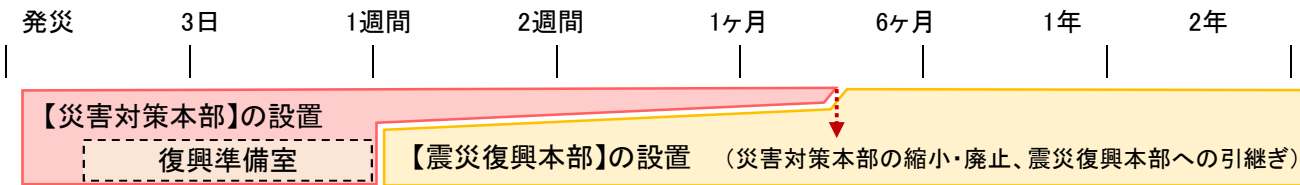
① 災害対策本部と震災復興本部の連携について

両本部の構成員は一部重複しているので、災害対策本部関係会議開催後、続けて震災復興本部関係会議を開催するなど、効率的な会議運営に努めるものとする。

また、復興の進め方に大きな影響を与える「がれき処理基本方針」「応急的な住宅供給計画」「広報・広聴」といった応急事業計画等については、両本部でとくに緊密な連絡調整を行う。

② 災害対策本部の縮小・廃止と震災復興本部への引継ぎ

災害が発生する恐れが解消したと認めた場合、または災害応急対策の完了に伴い、復興本部への引継ぎ、もしくは通常業務への移行を行う。



◆練馬区震災復興本部の各部分掌事務

部名	分掌事務
区長室	1 広報・広聴および報道機関との調整に関すること。 2 情報提供に関すること。 3 各種相談体制の調整に関すること。
企画部 区政改革担当部	1 震災復興方針および計画の策定に関すること。 2 震災復興事業の総合調整および進行管理に関すること。 3 震災復興に関する予算に関すること。 4 震災復興基金に関すること。 5 震災復興に関する国・都への要望事項の取りまとめに関すること。 6 関連する視察への対応に関すること。 7 用地の確保に係る計画の立案および調整に関すること。
危機管理室	1 災害情報の収集および関係部署への伝達に関すること。 2 東京都および関係防災機関との連絡調整に関すること（他の部に属するものを除く。）。 3 災害対策本部と震災復興本部の連携に関すること。 4 用地の確保に係る計画の立案および調整の補佐に関すること。 5 安心・安全に関すること。
総務部 人事戦略担当部 施設管理担当部	1 区立施設の応急復旧・再建に関すること。 2 施設、用地の総合的な利用調整に関すること。 3 車両等の配置調整に関すること。 4 職員配置および受援に関すること。 5 他自治体への派遣要請および職員の受入れに関すること（他の部に属するものを除く。）。 6 民間からの支援の受入れに関すること（他の部に属するものを除く。）。 7 義援金品の受入・管理に関すること。 8 必要な情報の記録（復興誌）に関すること。
区民部	1 税金等に関すること。 2 り災証明に関すること
産業経済部 都市農業担当部	1 産業の復興に関すること。 2 雇用の維持に関すること。
地域文化部	1 復興に係る町会自治会との連絡調整に関すること。 2 被災文化財の修復に関すること。
福祉部 高齢施策担当部	1 被災者生活実態調査に関すること。 2 社会福祉施設の復旧・再建に関すること。 3 要配慮者の支援に関すること。 4 生活支援（仮設住宅への支援含む。）対策に関すること（他の部に属するものを除く。）。 5 一般ボランティアに関すること 6 義援金品の配分に関すること。
健康部 地域医療担当部	1 医療体制の整備に関すること。 2 保衛衛生および生活環境の整備に関すること。 3 専門ボランティアの受入れに関すること（他の部に属するものを除く。）。 4 防疫に関すること。 5 動物の保護に関すること。
環境部	1 ごみ、し尿、がれきの処理に関すること。

部名	分掌事務
都市整備部	1 都市復興に関すること。 2 震災復興本部の庶務に関すること。 3 震災復興本部会議の運営に関すること。 4 災害対策本部と震災復興本部の連携に関すること。 5 家屋被害概況調査に関すること。 6 家屋被害状況調査に関すること。 7 都市復興基本方針および都市復興基本計画の策定に関すること。 8 建築制限の実施に関すること。 9 復興地区区分の指定に関すること 10 仮設住宅の建設、入居、閉所に関すること。 11 住宅復興に関すること。 12 住宅の供給および再建支援に関すること。 13 専門ボランティアの受入れに関すること（他の部に属するものを除く。） 14 地域協働復興に関すること。 15 用地の確保に係る計画の立案および調整の補佐に関すること。
土木部	1 道路、公園等の復旧・復興に関すること。 2 用地の確保に係る計画の立案および調整の補佐に関すること。
会計管理室	1 経費の収支に関すること。 2 義援金の管理に関すること。
教育委員会事務局 教育振興部	1 学校教育活動の再開に関すること。 2 被災児童・生徒等への支援に関すること。 3 用地の確保に係る計画の立案及び調整の補佐に関すること。
教育委員会事務局 こども家庭部	1 保育の再開に関すること。 2 被災児童への支援に関すること。
議会事務局	1 議会の開催に関すること。 2 議会との連絡および調整に関すること。
選挙管理委員会 事務局	
監査事務局	
各部共通事項	1 区有施設の復旧・再建に関すること。 2 情報提供および相談体制の整備に関すること。

第1章 第3節

震災復興のタイムライン

1 章

1 震災復興の全体像

甚大な被害が生じた場合の復興対策のシナリオを整理すると次ページのとおりである。応急対策の収束にあわせ、早い段階から復興準備をはじめ、概ね6か月で全体の復興計画をまとめる。

また、震災復興のタイムラインについては次ページ以降のとおりである。

◆復興のプロセスとスケジュールの概要

		災害応急対策		災害復旧			災害復興						
		緊急対応期		応急復旧期		復興準備期	復興始動期	本格復興期					
		1週間		1か月		2か月	3か月	6か月	1年	2年	3年	5~10年	
		復興体制の確立		都市復興基本方針等の策定			復興都市計画等の策定		復興事業計画等の策定		復興事業の推進		
期間		発災		1週間		1か月	2か月	3か月	6か月	1年	2年	3年	5~10年
時間		発災		1週間		1か月	2か月	3か月	6か月	1年	2年	3年	5~10年
段階		復興体制の確立		都市復興基本方針等の策定			復興都市計画等の策定		復興事業計画等の策定		復興事業の推進		
関連項目の動き (直接的な動きのみ)		都災害対策本部 被災報告 被害整理 住宅計画 応急仮設 復興本部 都震災		市街地復興 方針の設定 被災状況 総括整理 時限的市街地 づくり			東京都都市 復興基本計画 (骨子案)の 策定		東京都 都市復興基本 計画の策定				
1 復興体制構築と基礎的業務	区の復興 本部体制	【災害対策本部】の設置		【震災復興本部】の設置			災害対策本部の収束(縮小・廃止) にあわせ、震災復興本部へ移行		復興事業の進捗にあわせて 震災復興本部も収束				
	被災調査・認定と 復興体制の整備	被災調査・認定と 復興体制の整備		被災調査・認定と 復興体制の整備			被災調査・認定と 復興体制の整備		被災調査・認定と 復興体制の整備				
2 都市の復興	復興地区区分等の設定	被災概要の把握		被災概要の把握			被災概要の把握		被災概要の把握				
	都市復興方針・ 基本計画の策定	被災概要の把握		被災概要の把握			被災概要の把握		被災概要の把握				
	復興 地域協働	被災概要の把握		被災概要の把握			被災概要の把握		被災概要の把握				
	住宅の復興	被災概要の把握		被災概要の把握			被災概要の把握		被災概要の把握				
3 生活復興	復興 地域協働	被災概要の把握		被災概要の把握			被災概要の把握		被災概要の把握				
	住宅の復興	被災概要の把握		被災概要の把握			被災概要の把握		被災概要の把握				

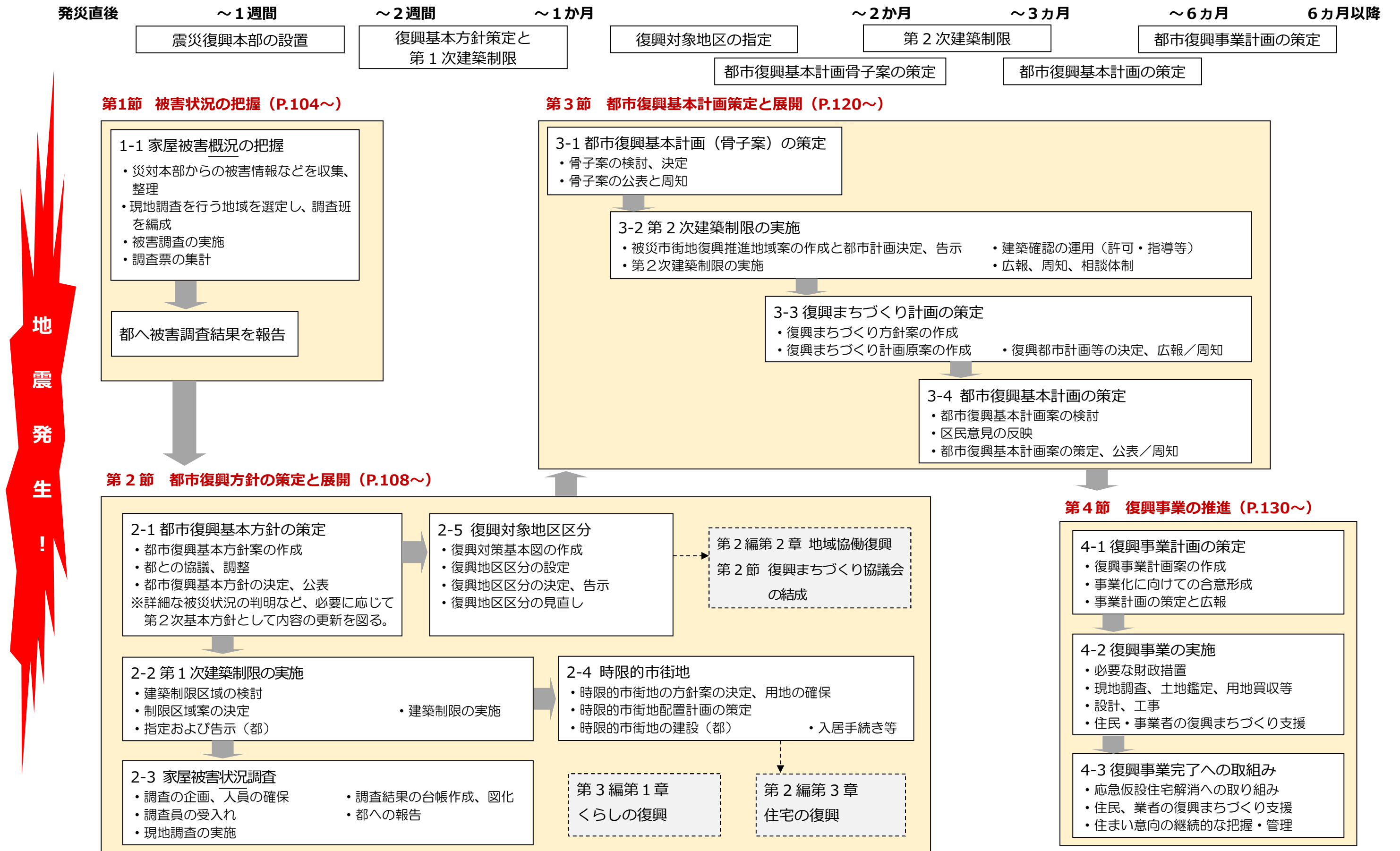
◆練馬区都市復興タイムライン全体版・・(発災～都市復興基本計画の策定まで)

資料：現行マニュアル、練馬区業務継続計画(地震編)、区市町村震災復興標準マニュアル(129.3)

災害対応業務	主管課	関係部課	避難生活期			本格復興期 ～1年～	備考
			～1日～3日	～1週間～2週間	～1か月～2か月		
震災復興本部の設置の検討	都市計画課						
震災復興本部の設置、本部会議の開催、運営	都市計画課						
職員配置・受援(他自治体への応援要請)	受援本部						
住家の公的被害認定調査の態勢整備	都市計画課						
住家の公的被害認定調査(1次)の実施	都市計画課						
住家の被害認定調査(2次)の実施	都市計画課	建築審査課,応援課					1か月以内に家屋被害台帳に入力し都へ報告
区有施設等の被害状況の把握	施設管理課	各所管課					
区有施設等の応急危険度判定	施設管理課	各所管課					
区有施設等の被災度区分判定	施設管理課	各所管課					
被災者生活実態調査	福祉部管理課	子育て支援課					
中小企業の被害状況等の把握	経済課	尚工観光課					
園児・児童・生徒の状況把握,相談窓口の開設	教育振興部	こども家庭部					
被災統計データベースの構築,更新	各調査担当課	都市計画課					1か月以降=データベース利用開始
住まいとまちの復旧・復興状況の継続的把握	震災復興本部事務局	都市計画課					6か月,1年後に復興状況を公表
防災証明書発行準備	戸籍住民課						
防災証明書の発行	戸籍住民課						再調査を1か月以降に実施
被災者台帳の整備	関係各課						
区民ハートセージ発信～震災復興基本方針の検討～決定	企画課						基本方針案の検討は10日以内
震災復興基本計画の策定,公表	企画課						案の公表と区民意見募集が1か月後
震災復興のための財政需要の推定	財政課	各部課					応急復旧事業,復興事業等,段階ごと
震災復興基金の創設	財政課	都市計画課					国,都の支援制度に対応
オープンスペース応急仮設住宅や一次仮置場等候補地の現場調査,利用調整	総理用地課	企画課,住宅課,防災計画課, 都市計画課,清掃センター課					12h以内,用地利用調整会議を設置
かれき処理	清掃センター課	区有施設所管課					1週間以降に災害廃棄物処理計画の策定,実施
広報活動	広報広報課	関係各課					全体公開と個別(分野別)公開。
復興に関する分野別相談窓口の開設	震災復興本部事務局	広報広報課,各部課					
家屋被害概況調査(情報収集および現地調査準備)	東部地域まちづくり課						情報収集6h以内,地区選定12h以内
家屋被害概況調査(調査地区の選定)	東部地域まちづくり課						12h以内
家屋被害概況調査(現地調査)	東部地域まちづくり課						
家屋被害概況調査(整理等および都への報告)	東部地域まちづくり課						
都市復興基本方針(第1次)の策定	都市計画課	企画課					案の段階で都と調整
都市復興基本方針(第2次)の策定	都市計画課	企画課					必要に応じて実施
第1次建築制限の検討～指定および告示	都市計画課	建築審査課					
第1次建築制限の実施	都市計画課	建築審査課					基本1か月,延長で最長2か月。
時限的市街地づくりの方針案の決定	都市計画課	住宅課					応急仮設住宅の建設は都に依頼
時限的市街地の配置計画の策定～建設	都市計画課						
復興対象地区区分の設定	都市計画課						
復興対象地区区分の見直し	都市計画課						
都市復興基本計画案の検討,公表	都市計画課	企画課					
都市復興基本計画の策定,公表	都市計画課	企画課					区全体が対象,6か月以内策定が日途
被災市街地復興推進地域の指定(都市計画決定,告示)	都市計画課	企画課					「重点復興地区」が基本
第2次建築制限の実施	都市計画課	建築審査課					最長2年,解除の周知が重要。
復興まちづくり方針案～復興まちづくり計画の策定,公表	まちづくり各課	都市計画課					協議会の提案を反映し策定
復興準備会の立上げ	まちづくり各課						
復興準備会と事前協議	まちづくり各課	都市計画課					地区単位
復興まちづくり協議会の発足と認定	まちづくり各課	都市計画課					
区と協議会との意見交換	まちづくり各課	都市計画課					
時限的市街地の用地さがし(協議会からの申込みに対応)	住宅課						
時限的市街地の運営体制づくり	住宅課						
復興まちづくり広報の展開	まちづくり各課						域外被災者等への情報連絡も実施
復興まちづくり事務所と相談窓口の開設	まちづくり各課						
支援専門家の選任,派遣	都市計画課						みどりのまちづくりセンターが協力
復興まちづくり方針説明会の開催,区との意見交換	まちづくり各課						行政主導で行う地区で実施
復興まちづくり提案の検討と提出	まちづくり各課						復興まちづくり協議会が検討
課題・地区別の検討会の実施	まちづくり各課						必要に応じて実施
区営住宅等の被災度区分判定～本復旧工事の準備	施設管理課	住宅課					補修・補強,建替え
応急危険度判定(建築物)の態勢整備(人員,地区順等)	建築課	土木部					3h以内,災对本部が実施
応急危険度判定(建築物)の実施(優先調査)	建築課	土木部					災对本部が実施。
応急危険度判定(建築物)の実施(優先調査以外)	建築審査課	開発調整課					
被災宅地危険度判定の態勢整備	開発調整課	土木部					3h以内
被災宅地危険度判定の実施	開発調整課	土木部					
住宅等の応急修理申請の受付～施工	住宅課						業者との契約は都,1か月以内に完了
住宅復興計画の原案策定・公表～成案策定	住宅課						原案時点で都へ意見照会
応急仮設住宅の必要数の検討	住宅課	都市計画課					借上げ,空家活用等を含
応急仮設住宅(建設)の人居募集(都と連携)	住宅課						建設は都
仮設住宅等応急的な住宅の管理	住宅課						最長,建設後2年だが延長有。
民間住宅に対する再建支援	住宅課						
マンション建替え等の合意形成支援	住宅課	都市計画課					アドバイザーの派遣事務。
マンションの建替え・補修支援事業	住宅課						3か月程度後。
区営住宅等の応急対応工事	住宅課						区営,高齢者集合,従前居住者用
区営住宅等の本復旧工事の実施	住宅課						補修・補強,建替え
民間住宅の買取り,借上げの検討,被災者意向調査	住宅課						
民間住宅の買取り,借上げ,入居者の募集・選定	住宅課						
商店街等の生活拠点の確保	経済課	商工観光課					
地域コミュニティの再建と強化(配霊祭や地域イベント等)	地域振興課	まちづくり各課					必要に応じて実施
要配慮者へ必要な福祉サービスを提供	福祉部管理課	総合福祉事務所					

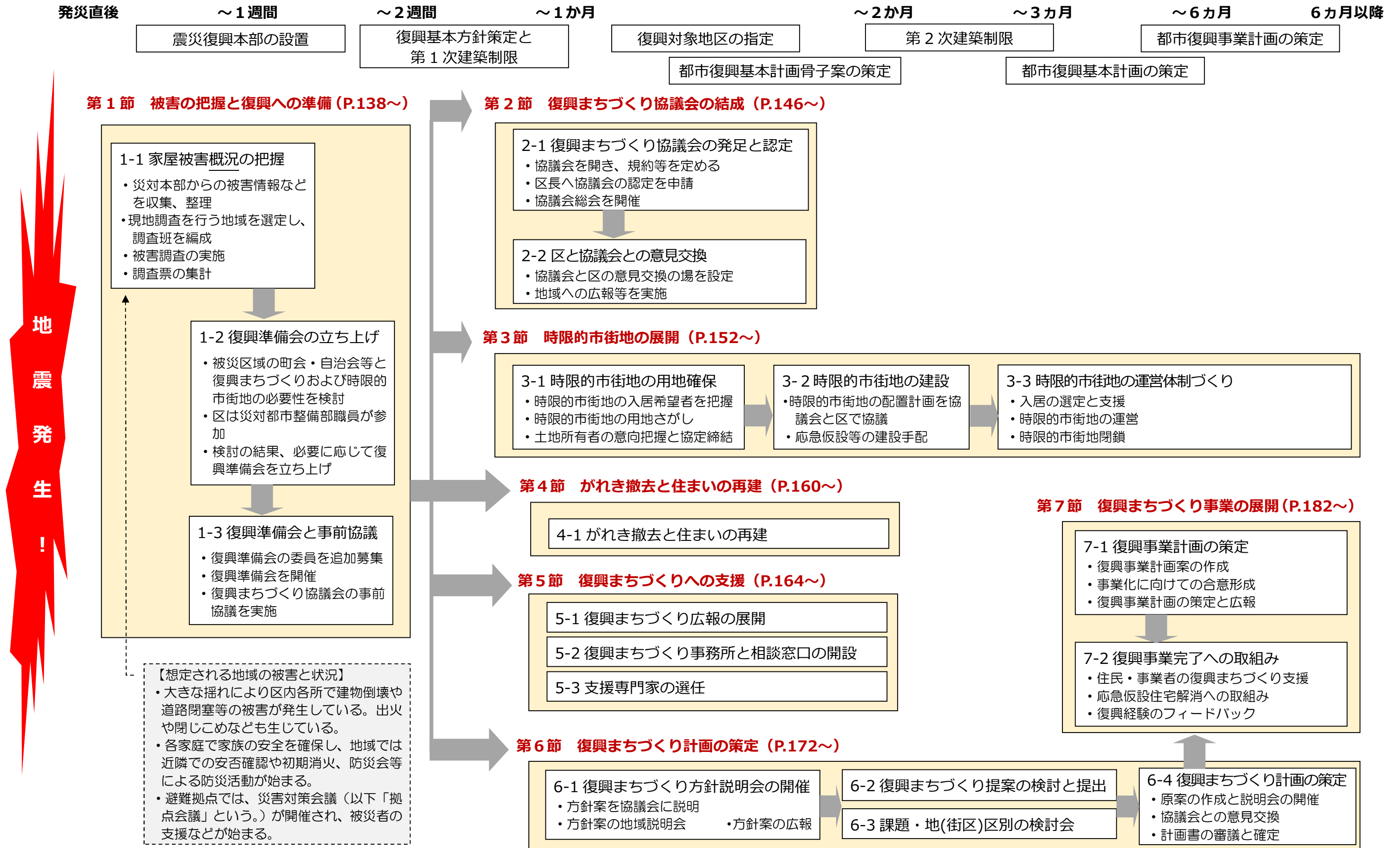
◆都市の復興の全体像

都市の復興における基本的な手順は下図のとおりとする。



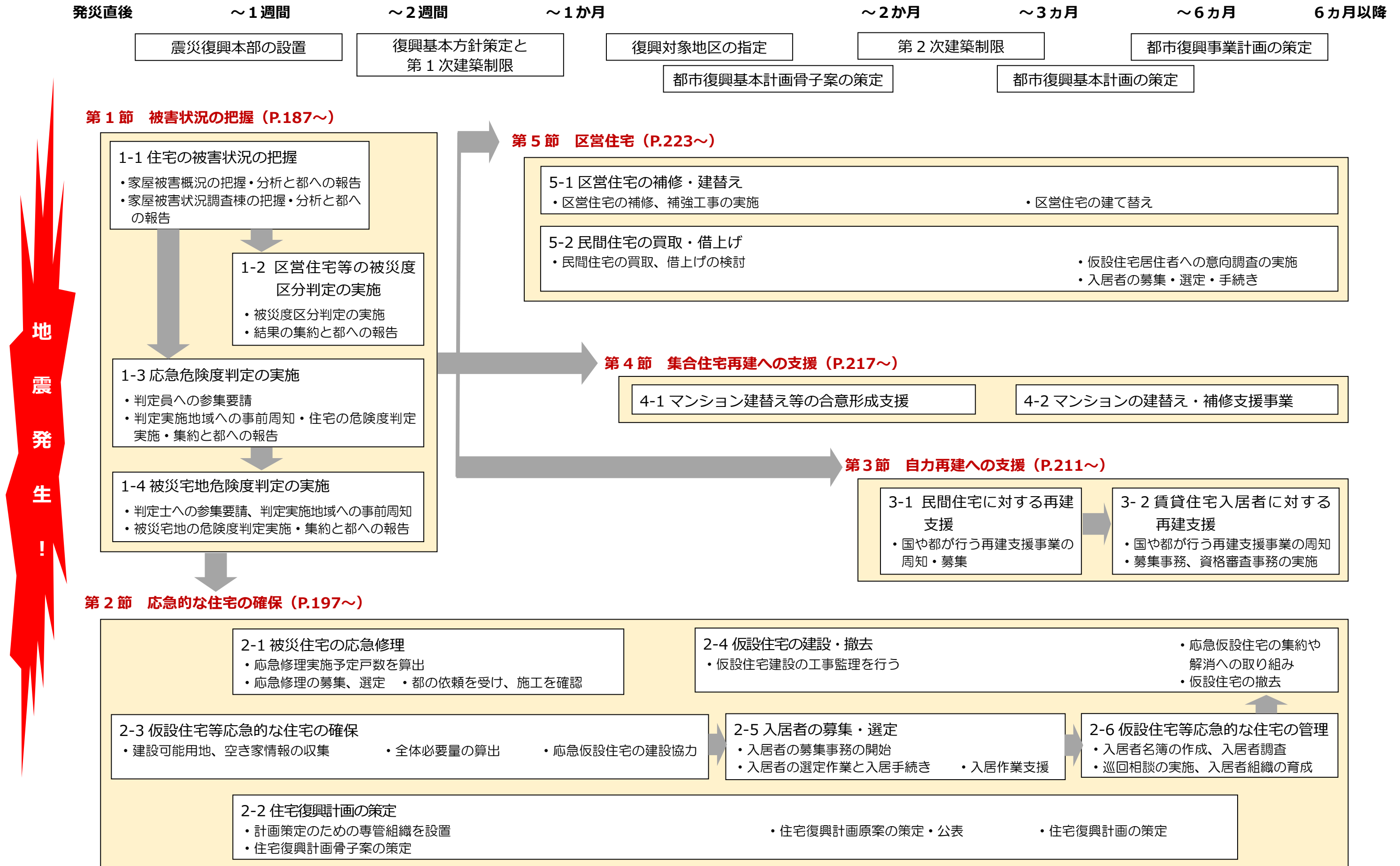
◆地域協働復興の全体像

都市の復興における重点復興地区等において、地域住民により組織され区に認定された地域復興組織（復興まちづくり協議会とよぶ。都マニュアルの地域復興協議会に相当）と区とが、協働してまちの復興を展開する手順を定める。基本的な手順は下図のとおりとする。



◆住宅の復興の全体像

住宅都市の復興における基本的な手順は下図のとおりとする。



第1章 第4節

事前まちづくりと復興への準備

発災前に地震に強いまちづくりをしておくことにより地震被害を軽減することができる。

行政は、各種のまちづくり事業や個人住宅の耐震化促進などにより、ハード面から地震に強いまちづくりを進めるとともに、ソフト面からも地域のまちづくり活動やコミュニティ活動などを支援することにより、被災時における地域の協力体制が円滑に機能するようにすることが求められる。

また、迅速な復興を展開するために、復興マニュアルの定期的な見直し、区民への復興まちづくりの周知・啓発、行政職員の震災復興訓練などを継続的に行う。

1 章

1 災害に強いまちづくり

★地域防災計画
I 防災共通編
第3部 基本的な対策
第1章 地域防災力の向上
第1節 地域防災力の向上計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課（みどりのまちづくりセンター）、まちづくり各課、建築課	都市計画課（みどりのまちづくりセンター）、まちづくり各課、建築課

震災が発生する前に、地震に強い・被害が出にくい市街地をつくっておくことにより、被害を最小限に食い止めることができる。このため震災被害が見込まれる地域を中心に、被災前からまちづくりに取り組む。

密集事業や地区計画などにより、地域全体を震災に強いまちにするとともに、個人住宅の耐震化を促進する。

まちづくり条例を活用して、区民と区が協働したまちづくりを進める。

一目で分かる! プロセスの概略

発災前	地震に強いまちづくりを展開する
-----	-----------------

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前

準備

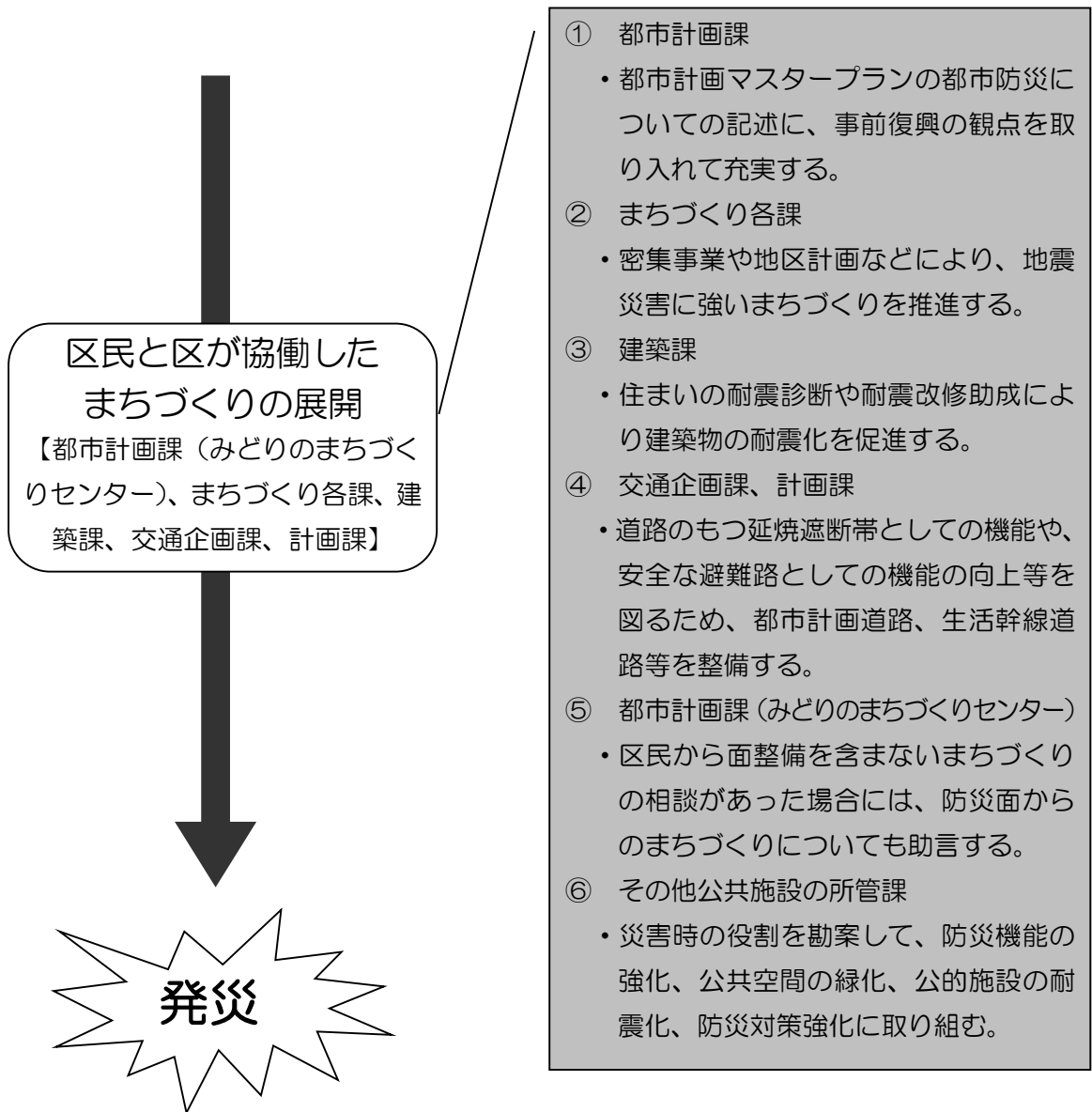
- 環境まちづくり公社とみどりのまちづくりセンターの区民への支援について、協定を締結しておくこと。

留意

事項

- 平常時から地震災害を防ぐためのまちづくり活動に区民の理解を得る。
- 耐震診断や耐震改修に関する助成事業の充実を図るとともに、住まいの耐震に関する意識啓発を行う。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



- この項に必要な物品**
- 練馬区都市計画マスタープラン
 - 練馬区まちづくり条例
 -
 -
 -
 -
 -

☆ この項に関連する資料ページ

-
-

1 章

2 地域コミュニティの活性化

★地域防災計画
I 防災共通編
第3部 基本的な対策
第1章 地域防災力の向上
第1節 地域防災力の向上計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
地域振興課、まちづくり各課、都市計画課（みどりのまちづくりセンター）、商工観光課、区民防災課	地域振興課、まちづくり各課、都市計画課（みどりのまちづくりセンター）、商工観光課、区民防災課

都市においてはコミュニティ意識が希薄化しがちであるが、震災時の応急期や復興にあたっては隣近所の助け合いなど「共助」が重要になる。

このため既存コミュニティの活性化や新たなコミュニティ活動を支援する。具体的には、平常時の町会自治会、区民防災組織、まちづくり協議会、商店会、PTA活動など震災時に機能するコミュニティ活動を支援する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災前	地域コミュニティの活性化を展開
-----	-----------------

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

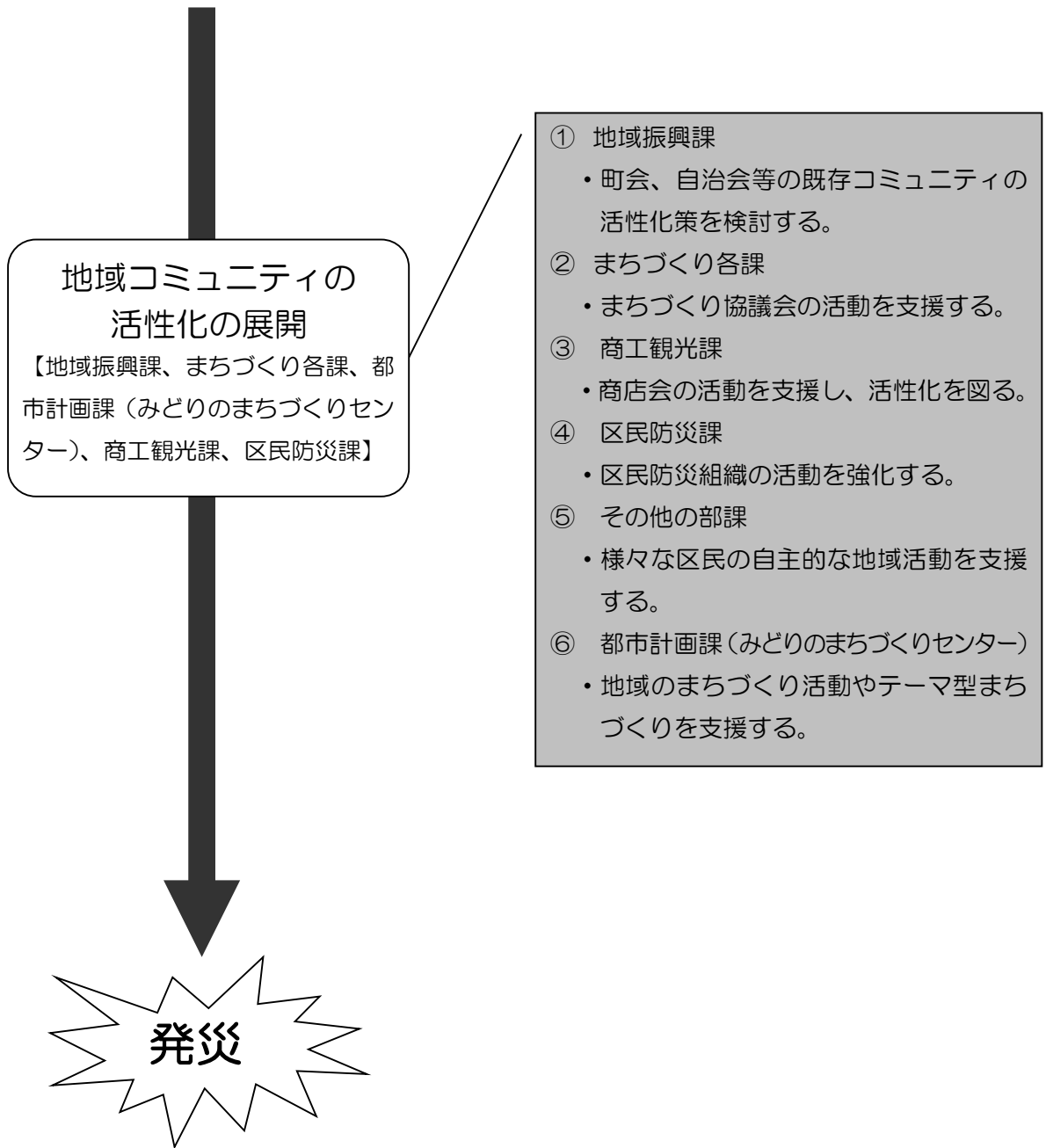
事前
準備

- 環境まちづくり公社とみどりのまちづくりセンターの区民への支援について、協定を締結しておくこと。

留意
事項

- 平常時のコミュニティ組織は、地域協働復興の母体となる復興協議会へ移行する可能性があることに留意する。このため、コミュニティ組織に地域協働復興の仕組みを理解してもらうよう工夫すること。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>

☆ この項に関連する資料ページ

- ・
- ・

3 復興への意識啓発と復興訓練

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課、危機管理課	都市計画課、危機管理課

予想される震災に備えて、震災復興マニュアルを定期的に見直すとともに、行政職員と区民が協働の理念や復興手順を共有するため、継続的に復興の意識啓発を行う。

区民向けおよび地域リーダー向けには復興についてわかりやすい小冊子等情報発信を行う。

復興に備えて訓練を行い、マニュアルの習熟、まちづくり意識の普及につとめる。

一目で分かる! プロセスの概略

発災前	復興マニュアルの見直し
	復興に関する広報・啓発活動
	震災復興訓練を継続的に行う

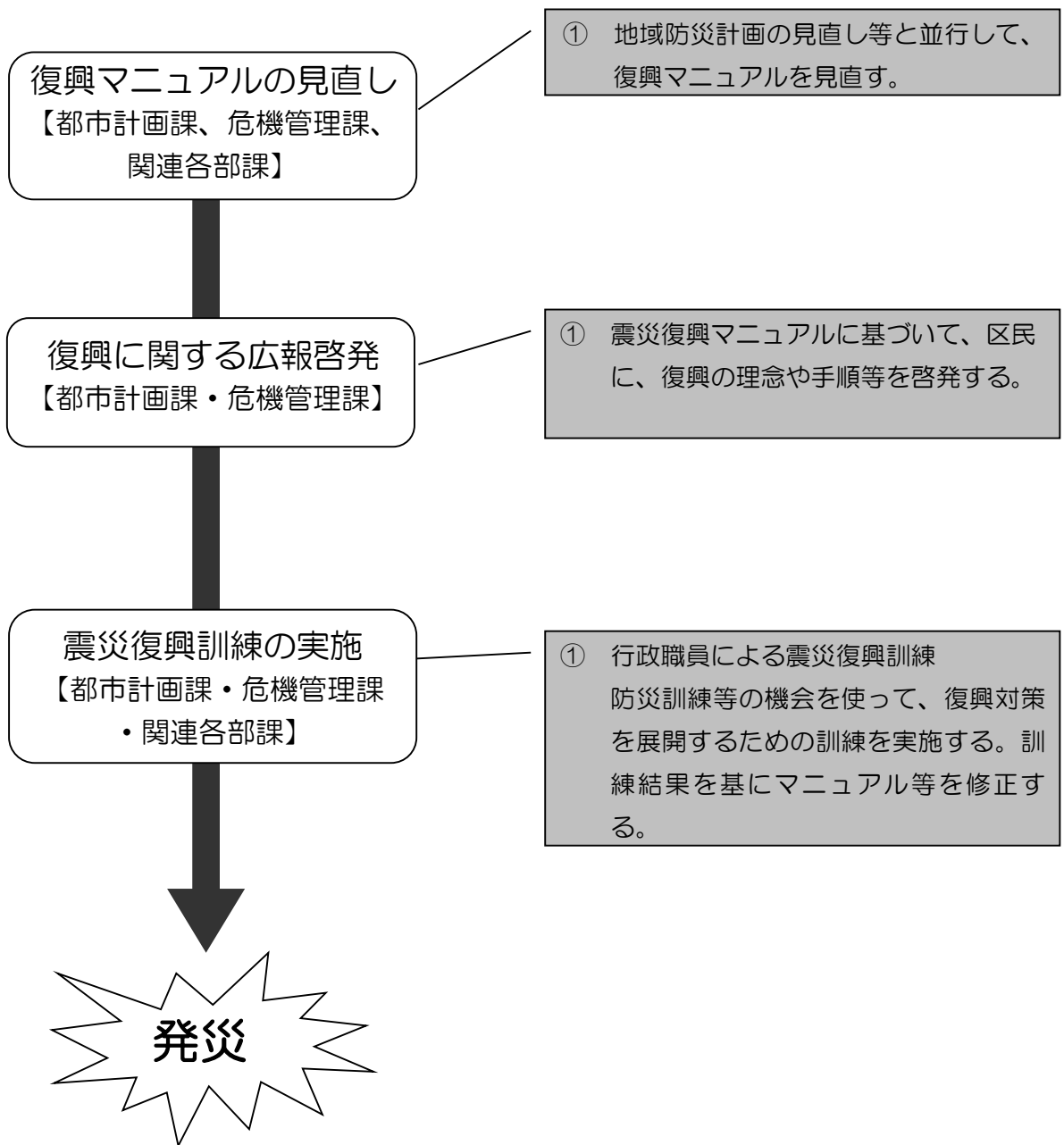
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備

留意事項

- 復興マニュアルの見直しなど、持続的に復興への備えを検討する体制づくりを心がける。
- 地域防災計画の復興の計画を充実する。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品	
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第011-1 地域協働復興訓練の事例
資5～8ページ

第1編 総則・復興体制

第2章 復興体制の整備

本章は、都市・住宅・生活・産業など、それぞれの復興対応策に共通する、震災復興本部の体制と役割を示す。

震災直後から応急対策活動を展開し、次第に復旧・復興対策に移行させる。このため、初期、とりわけ地震発生後 1、2 週間に展開すべき応急対策活動の中でも、復興に強く関連する活動は本マニュアルにも掲載していることに留意されたい。

第2章 第1節

震災復興本部の設置

2章

1 震災復興本部の設置 (第1編第1章第2節-2「災害対策本部と震災復興本部の関係」参照)

★地域防災計画
Ⅱ防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第10節 復興の基本的な
考え方

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課	都市計画課

発災直後には、地域防災計画に基づき災害対策本部を設置し、応急対応・応急復旧等の災害応急対策活動を迅速に推進する。

災害対策本部と緊密に連携しながら総合的な震災復興の必要性を検討し、「震災復興本部」の立上げ準備を行う。被災後1週間を目途に、震災復興を統括する組織として「震災復興本部」を設置する。

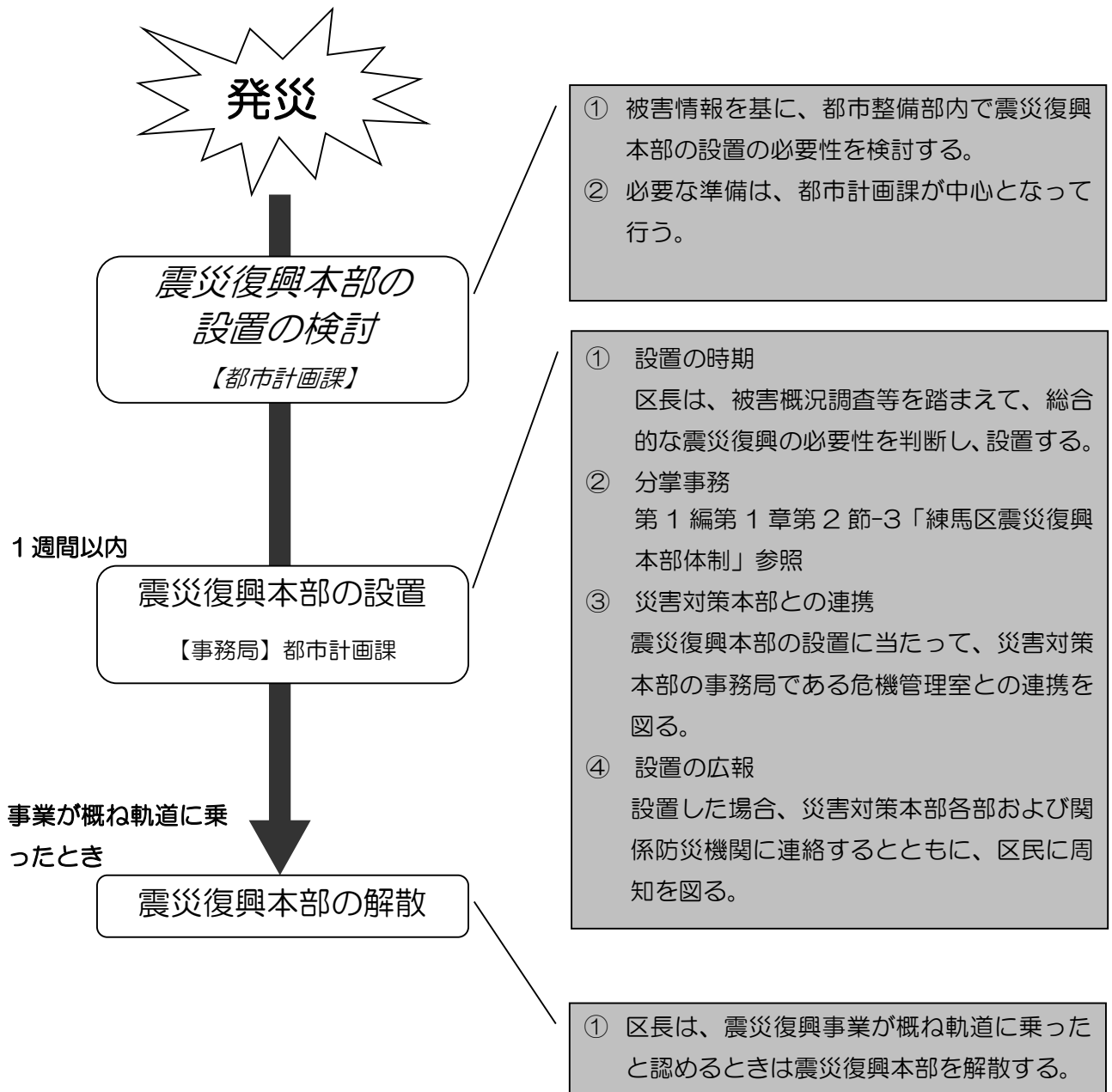
一目で分かる! プロセスの概略	
発災から 直後	震災復興本部設置の必要性を検討する
1週間以内	震災復興本部を設置する
事業が軌道に乗った時	震災復興本部を解散する

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事 準	前 備
	留 意
事 項	

- 震災復興に関わる意識啓発、訓練等を行い、本項以下を習熟しておく。
- 震災復興は、災害応急対策を引き継ぐとともに、復興に並行して日常的な業務を展開していくことが必要になる。
- この点に配慮して長期（概ね1年以上とする）を要する災害復興が必要な場合、震災復興本部を設置する。
- 震災復興本部事務局は、復興の全体を統括するとともに、必要に応じて関係各課職員を招集し、情報伝達等を図る。また、必要に応じて事務局の拡充を図ることなどの機動的な対応を実施する。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- ・練馬区地域防災計画
- ・住宅地図
- ・被害概況調査データ（図面）
- ・
- ・
- ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・ 資料第 011-2 災害対策本部と震災復興本部の事務分掌の比較
資9～11 ページ

2章

2 震災復興本部会議の開催

★地域防災計画
Ⅱ防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第10節 復興の基本的な
考え方

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課 (連携：危機管理室)	都市計画課

災害復興に関する意思決定機関として、区長（本部長）は震災復興本部会議を招集する。

震災復興本部会議は、震災復興方針・震災復興計画の策定、震災復興事業の推進等、震災復興に関する重要事項を決定する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1週間以内	震災復興本部会議の招集
設置中	震災復興本部会議の開催
設置中	本部会議直後のプレス発表と広報活動

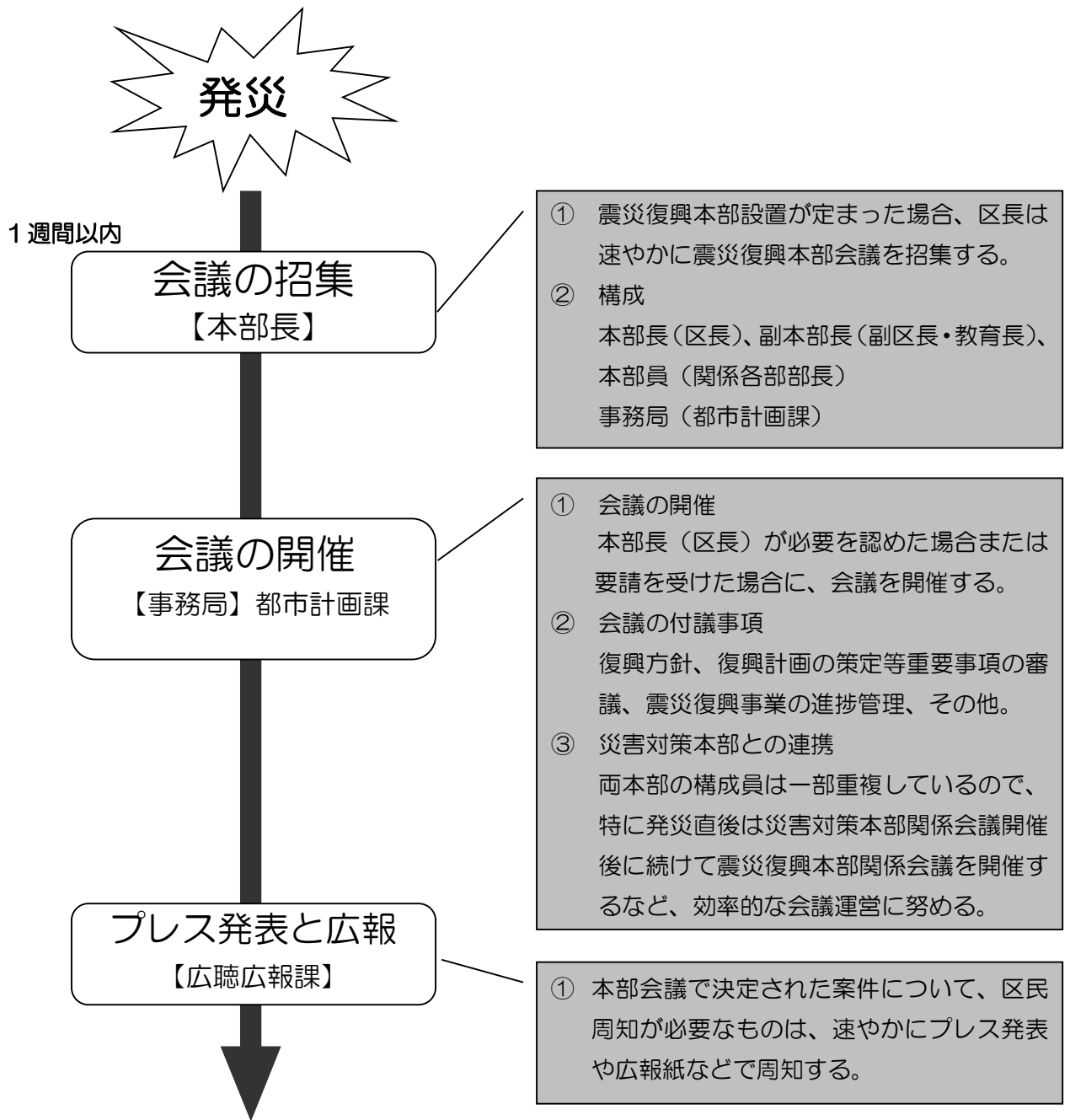
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

- 事前に震災復興本部の分掌事務について検討しておく。

留意
事項

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

-
-
-
-
-
-
-

☆ この項に関連する資料ページ

-
-

2章

3 職員配置・受援 (他自治体等への受援要請)

★地域防災計画
I 防災共通編
第2部 責務と体制
第3章 広域的な視点からの
応急対応力の強化
第1節 受援体制

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
受援本部（職員課、人材育成課）	職員課、防災計画課

震災復興では一定の期間に集中的に人材を投入すべき業務が多々あること、長期間かかる業務もあることなどから、効率的な職員の配置により発生する事務を処理する。

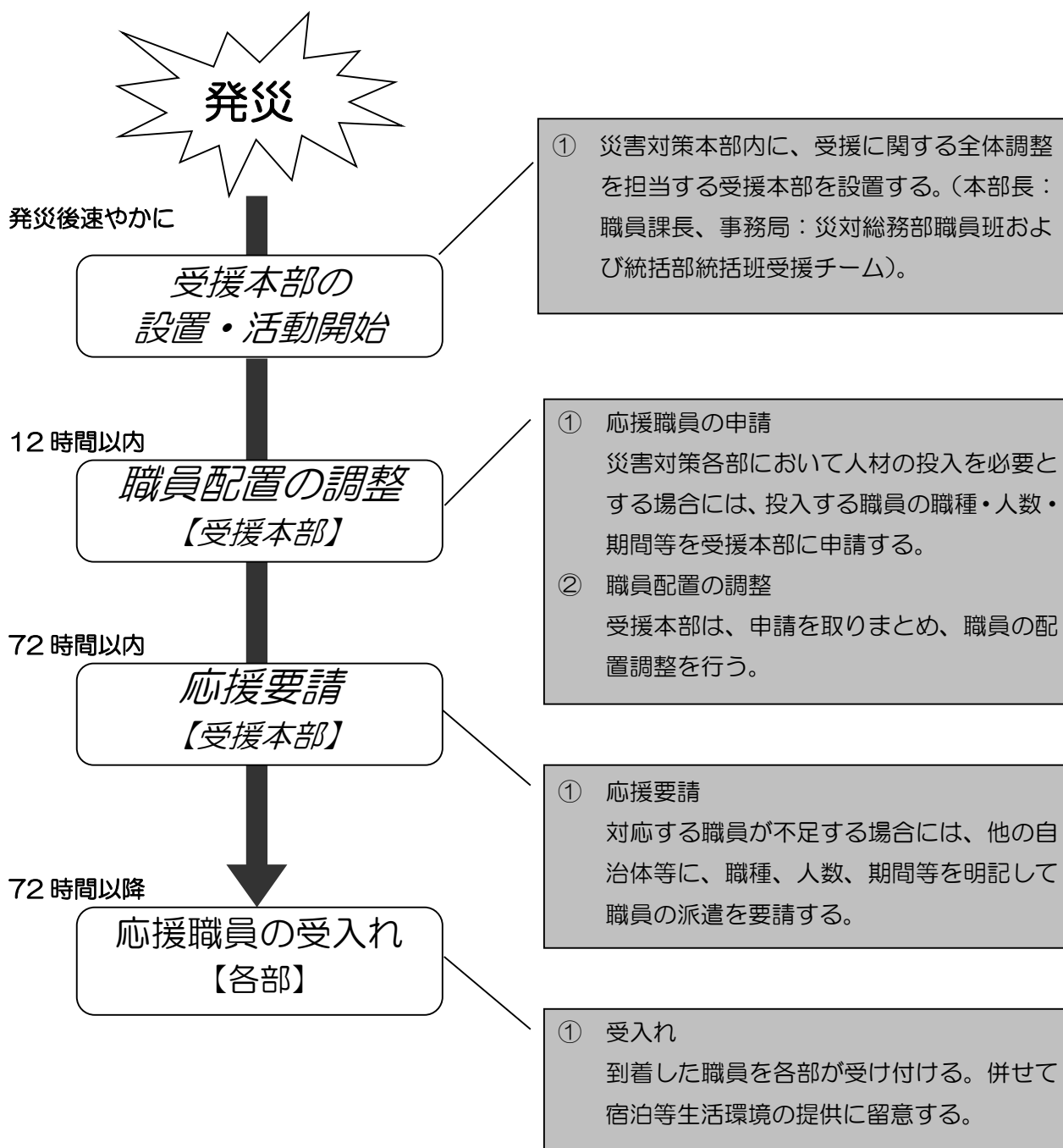
職員では処理しきれない場合には、他の自治体等に職員の受援を要請する。

一目で分かる! プロセスの概略	
発災から 12時間以内	各部署で必要な職員等を申請し調整する
72時間以内	不足の場合、他自治体等に受援要請する

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時受援協定について事前に確認しておくこと。 (特に、費用分担の取決めについて調べておくこと)。 ○ 東京都に対する派遣要請から実際に職員が派遣されるまでのプロセスを確認しておくこと。 ○ 受援対象業務の選定を行い、受援の際の指揮命令系統や、選定した業務ごとの「受援者の行う具体的な業務」などを整理しておくこと。 ○ 受援職員が自ら宿泊場所を確保することが困難な場合の対応について検討しておくこと。
	留意事項

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- 練馬区災害時受援計画
- 災害時応援協定（地域防災計画）
- 災対総務部職員班マニュアル
-
-
-
-

☆ この項に関連する資料ページ

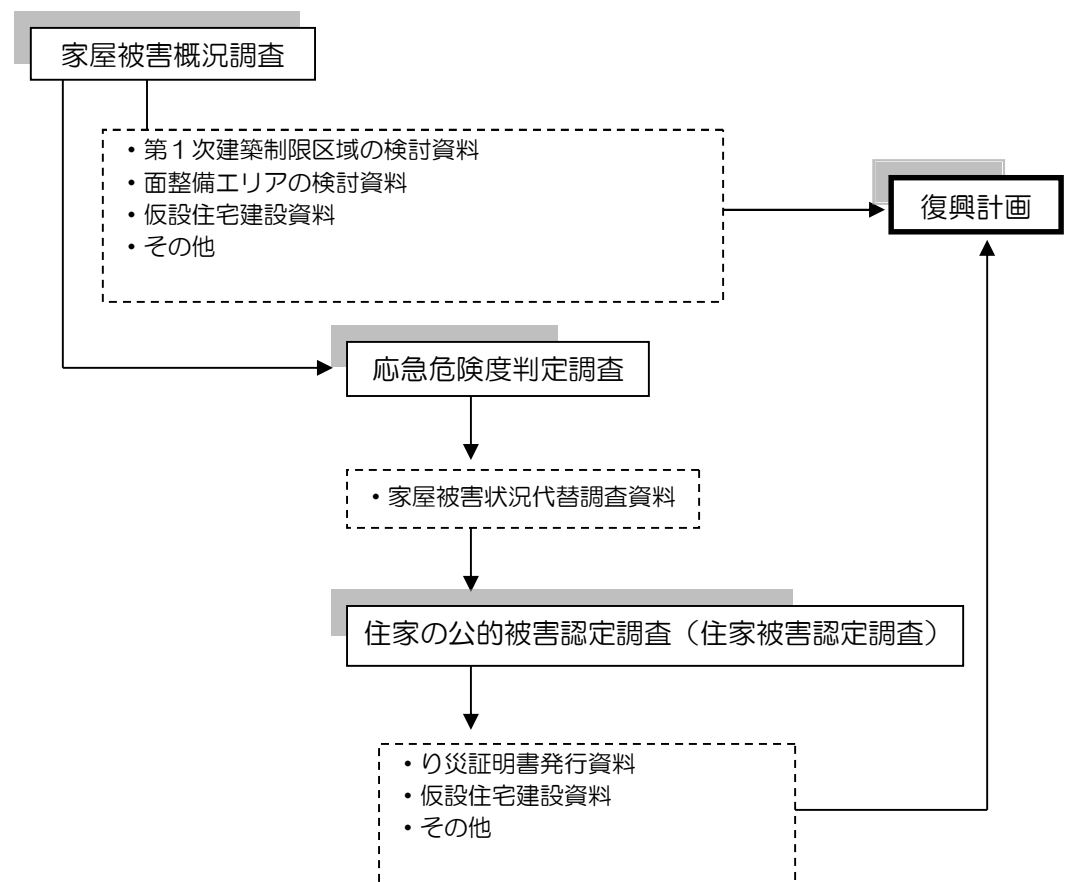
- 資料第 012-2 派遣職員の受入れの流れ
- 資料第 012-3 職員派遣に関する協定書（案）
資 12～16 ページ

第2章 第2節

被害状況と復興需要の把握

被災後には、復興施策を展開するために各種の調査を実施する。ここでは、被災後1か月程度までに実施しなければならない代表的な調査について、概要を記述する。特に住家の公的被害認定調査（住家被害認定調査）は、り災証明書発行の根拠となるため、慎重を期する必要がある。

これらの調査は、データを集約し共有化することにより、復興需要を的確に把握することができる。また、目的が違う調査であっても他の調査の参考になるものもある。このようなことから収集したデータを電子化し、データベースを構築する。



※調査に用いる地図は共通のものを用いる

2章

1 住家の公的被害認定調査 (住家被害認定調査)

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第3節 住家被害認定調査

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課	都市計画課

行政職員を主体として、被災市街地の全建物を対象に、全壊・半壊など被害の程度を調査する。公的に住家の被害を認定するとともに、被災者に発行するり災証明書の根拠となる調査であり、都市復興の基礎データになる。

調査が大幅に遅れると予想され、調査結果が復興地区区分の資料として不十分な場合には、代替調査を実施する。

一目で分かる! プロセスの概略	
発災から 1週間以内	人員の確保等調査の準備を整える
1か月以内	一次調査を行い、結果を整理する
1か月以降	必要に応じて二次調査を行う

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

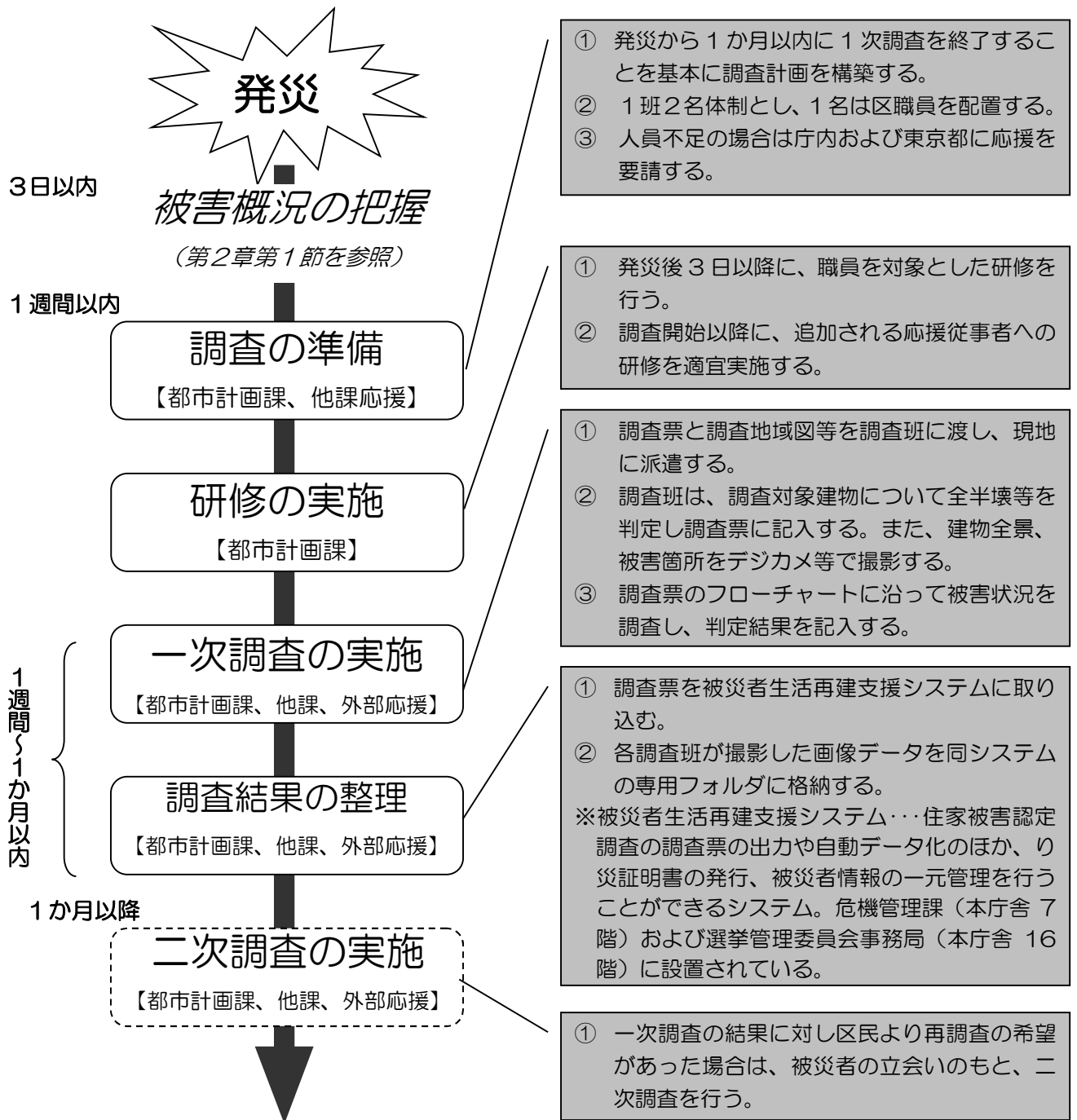
事前準備

- 調査方法は、関連する研修の受講等により習熟しておく。
- り災証明書発行マニュアルを作成しておく。
- 調査に当たり、個人情報取扱いについて、東京都と調整しておくこと。

留意事項

- 作業が大幅に遅れ、復興計画策定作業に影響を生じると見込まれるときは、応急危険度判定の調査票をもとに被災市街地の建物の被害状況を分析し、実働調査に代える。
- 調査チームの編成に当たっては、建築知識を有する者との編成を考慮する。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項で必要な物品

- ・調査地域図
- ・調査票（木造用、非木造用）
- ・住家被害認定用パターンチャート
- ・調査済証
- ・調査員証、腕章、ベスト
- ・筆記具
- ・カバン（画板付き）
- ・デジカメ

☆ この項に関連する資料ページ

- ・資料第012-4 民間住家に対する被害調査の種類
- ・資料第012-5 【参考】中越地震における被害認定の状況
- ・資料第012-6 り災証明発行のための被害調査事例（神戸市、小千谷市、長岡市）
- ・資料第012-7 被害認定調査の種類およびり災証明書発行の流れ 資 17～20 ページ

2 章

2 区有施設の被害状況の把握

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
施設管理課、各区有施設所管課	施設管理課

区有施設は、災害時の防災体制の要として機能することから、各施設において速やかに二次被害防止の処置を実施する。また、応急危険度判定および被災度区分判定の実施により被害状況を確認し、施設使用の可否を判断する。

特に避難拠点となる小中学校については、被害状況により応急復旧対策を急ぐ。

区営住宅の判定方法については、第2編第3章第1節-2「区営住宅等の被災度区分判定の実施」(P190)を参照。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 直後	区有施設の被害状況を把握する
1週間以降	判定を実施する
できるだけ 早い時期	区有施設の応急復旧を行う

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

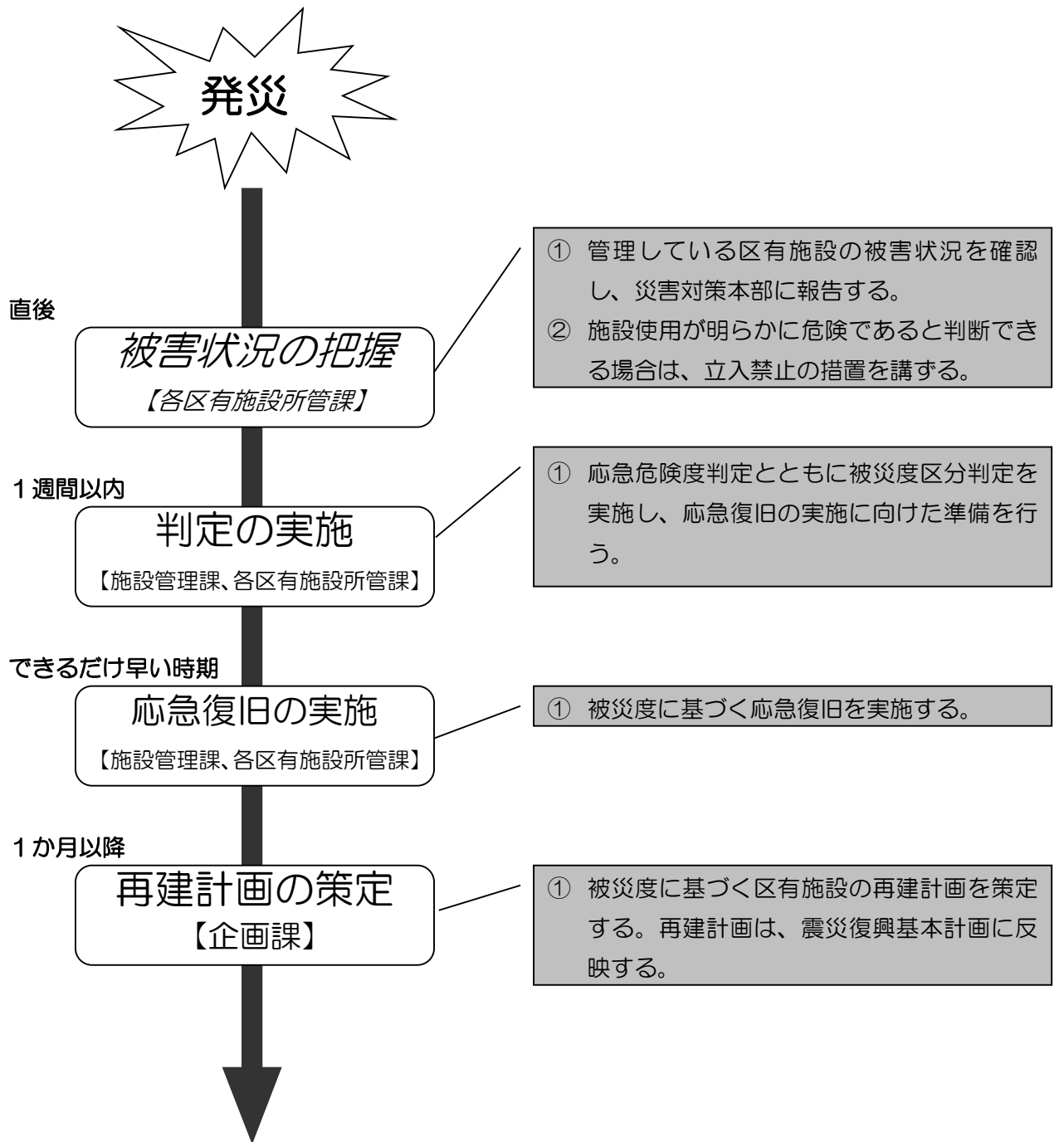
事前準備

- 区有施設の位置、規模、構造、設備、建築年月日、設計図書等のデータベース化を図る。
- 被災度区分判定は、基本的には建築所有者や管理者が、建築構造技術者等に依頼し、実施するものである。区民には、民間住宅の被災度区分判定実施機関の紹介を検討すること。

留意事項

- 小中学校や地区区民館等の区立施設については施設管理課と各区有施設所管課が、区営住宅については施設管理課と住宅課が調査を実施する。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- ・各施設位置図
- ・各施設設計図
- ・デジカメ
- ・調査器具
- ・筆記具
- ・ヘルメット

☆ この項に関連する資料ページ

- ・ 資料第 012-8 社会公共施設等の被害状況把握（公共建築物被災度調査）の流れ

資 21 ページ

2章

3 被災者生活実態調査

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
福祉部、子育て支援課	福祉部管理課、子育て支援課

住民の被害状況については、住宅棟の被害状況を把握するだけでなく、被災前後の生活状況および今後の意向等を把握して、住宅対策や福祉対策等を実施する必要がある。

このため、避難拠点滞在者、自宅残留者、区外への避難・流出者等の全被災者（世帯）を対象とした、被災者生活実態調査（避難者センサス）を実施する。なお、この調査は復興基本計画、住宅復興基本計画等の基礎データとなる。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1週間程度	被災者生活実態調査の実施準備
1週間程度 ～1か月	被災者生活実態調査の実施
1か月程度	調査結果の集計

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

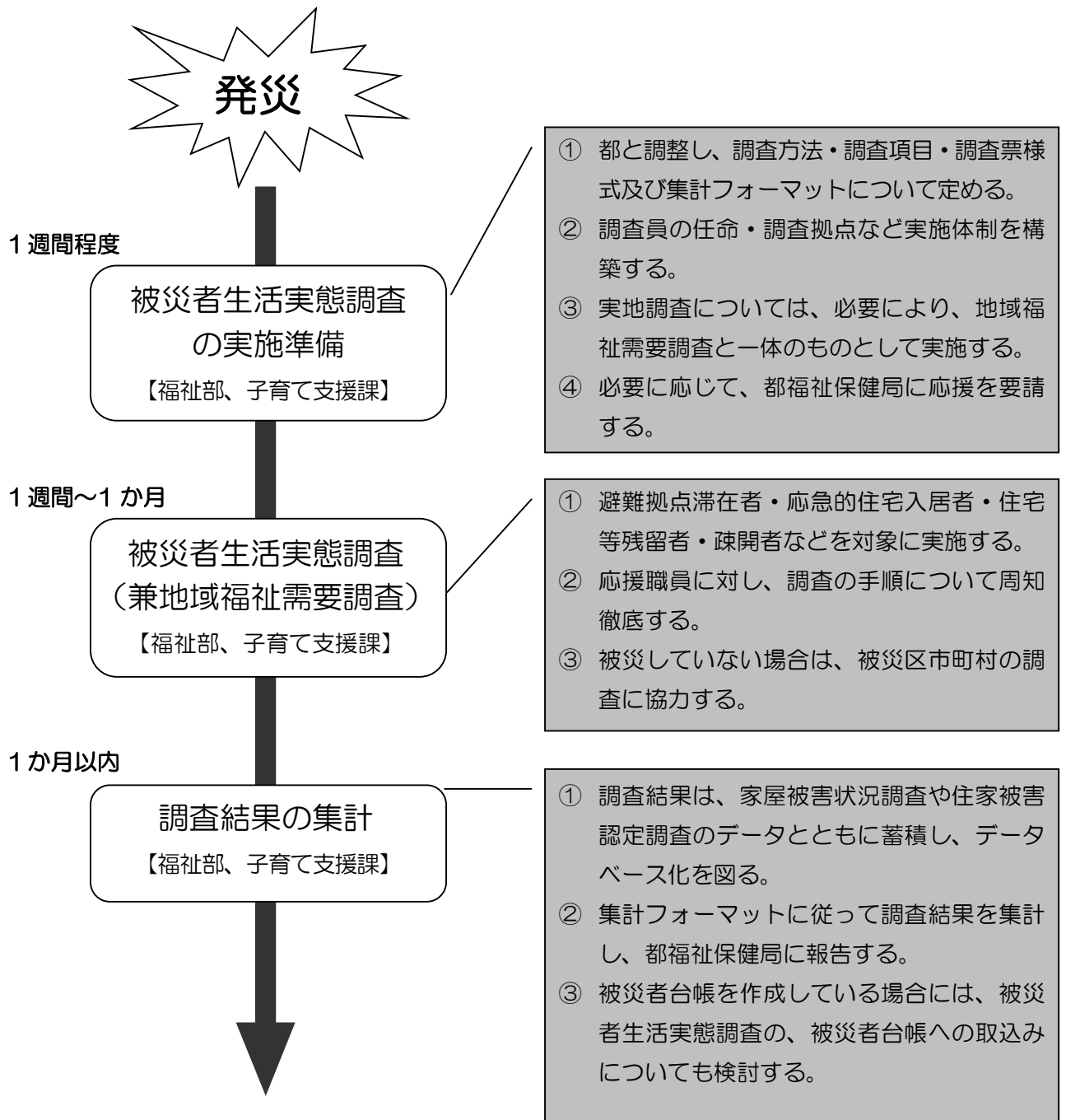
事前準備

- 事前に調査体制について検討しておく。
- 調査票案作成とデータベース構造を検討しておく。

留意事項

- 被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査）は、各種相談業務等に活用するため、「被災世帯データベース」を構築する。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



- この項に必要な物品**
- ・ 調査票
 - ・ 筆記具
 - ・ 腕章
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・

- ☆ この項に関連する資料ページ
- ・ 資料第012-9 くらしの復旧に向けた社会調査
 - ・ 資料第012-10 被災者生活実態調査（兼福祉需要基礎調査）の実施方法
 - ・ 資料第012-11 被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査）調査票
 - ・ 資料第012-12 被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査）報告書 資22~25ページ

2章

4 中小企業の被害状況等の把握

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
経済課、商工観光課	経済課

都は、都内産業の被害状況の把握のための調査を実施する。特に被害が甚大な地域については、現地調査やアンケート調査を実施することとなっている。

区は、都が現地調査を実施するに当たり編成される現地調査班について、都からの要請に応じて人員を派遣する。また、都がアンケート調査を実施する場合は、調査に協力する。現地調査後に都から提供される被害・復旧状況の分析結果を基礎データとして活用し、支援策を検討し実施する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 3日以内に着手	産業の被害状況の把握
1週間 ～随時	現地調査班への人員派遣と業務分担の遂行
現地調査後～ (必要に応じ)	アンケート調査への協力
被害状況 把握後随時	被害・復旧状況に基づく支援策の検討・実施

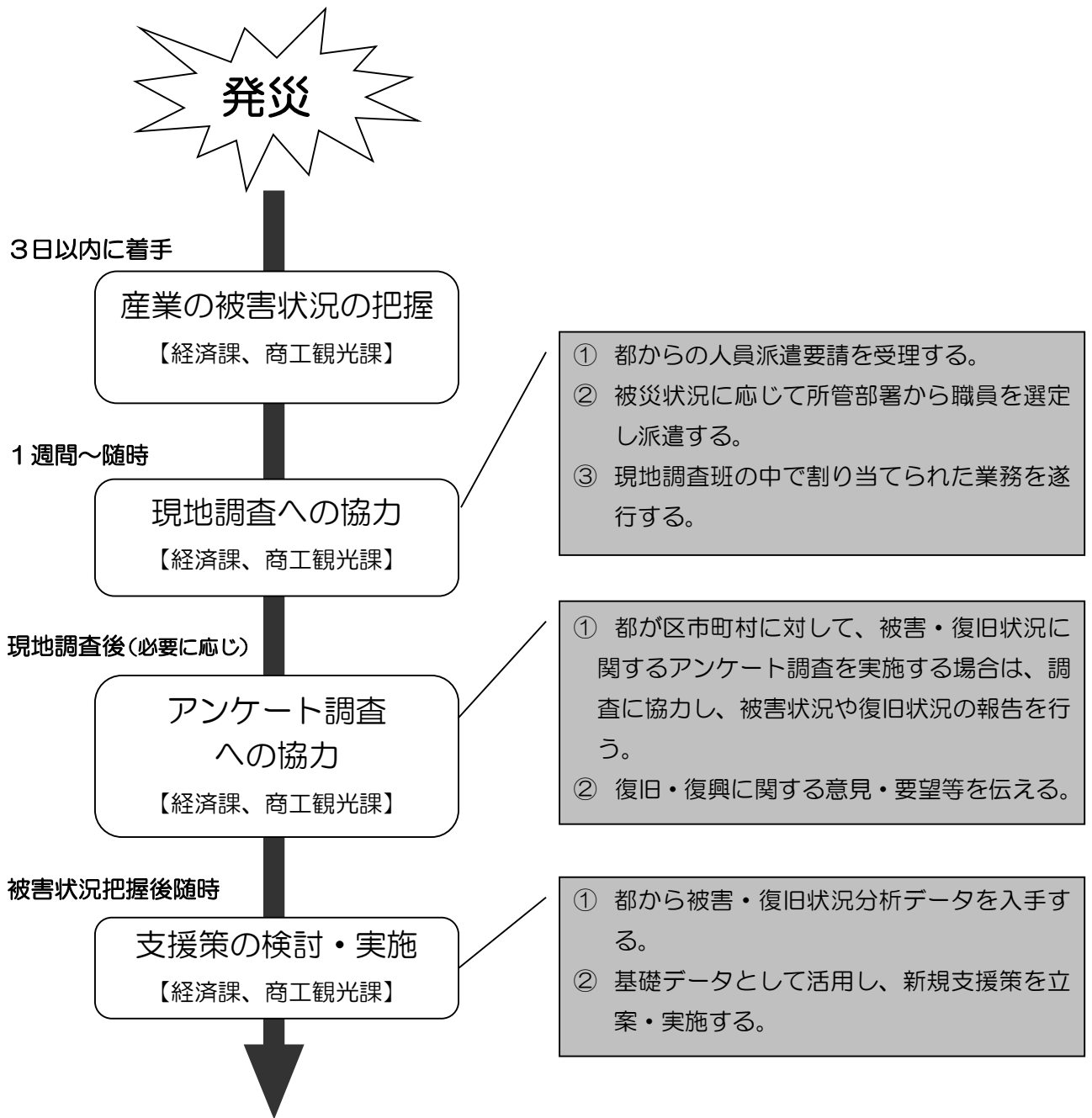
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 調査結果の活用方法を検討しておくことが必要である。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品	
・ 調査票	<input type="checkbox"/>
・ 筆記具	<input type="checkbox"/>
・ 腕章	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>

☆ この項に関連する資料ページ

・

2 章

5 園児・児童・生徒の状況把握

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第9節 応急教育・応急保育
等対策

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
教育振興部、こども家庭部	教育振興部

被災の影響は園児・児童・生徒の生活基盤に及び場合が多く、その場合には一時的に学校生活等を継続することが困難となることが想定される。特に、被災による家屋の損傷や保護者の死亡等で、生活基盤欠落に伴う生活不安や精神的ダメージをもつ園児・児童・生徒の心のケアと相談体制の確保が必要である。

そのため、園児・児童・生徒が学校生活へ早期に復帰できるよう、メンタルヘルスケア(心のケア)を行う相談窓口を児童保育施設や学校等に開設する。また、スクールカウンセラーの支援・協力や保健所、関係部署と綿密な連携をとりながら対応する。

一目で分かる! プロセスの概略

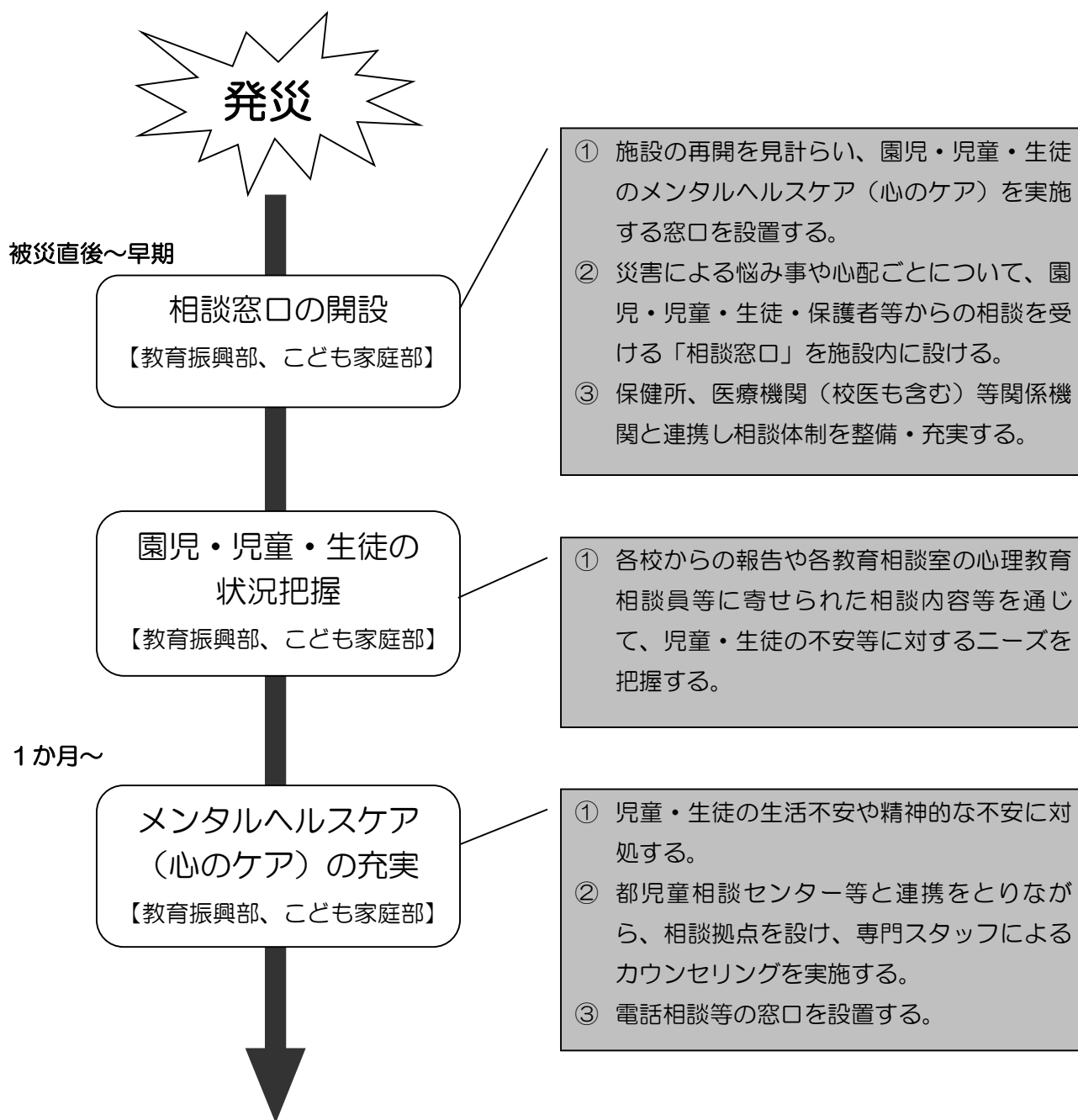
発災から 直後～早期	相談窓口の開設
1 か月～	メンタルヘルスケア(心のケア)の充実

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品	
・ 調査票	<input type="checkbox"/>
・ 筆記具	<input type="checkbox"/>
・ 腕章	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>

☆ この項に関連する資料ページ

・

2章

6 被災統計データベースの構築

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
調査の担当課、データベース利用課	都市計画課

住棟単位で実施する、住家の公的被害認定調査等をGIS等で統合し、り災証明の発行、復興計画策定、復興における相談業務等に役立てる。

また、災害対策本部が集めた情報については、復興本部と情報を共有する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 随時	家屋被害状況等をデータベース化
1か月以降	データベース利用を開始

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

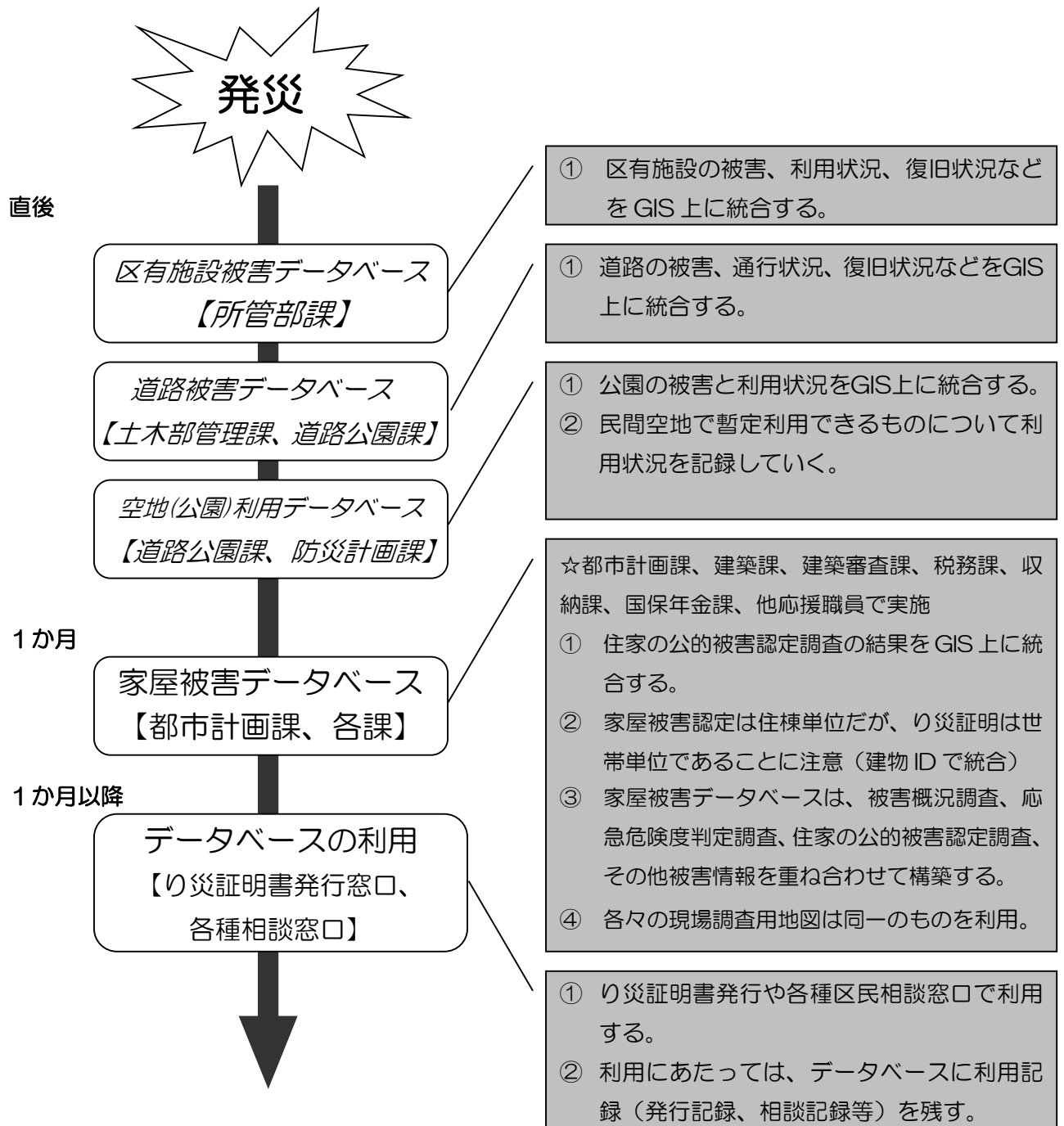
事前準備

- 被災時に必要な調査を洗い出し、データベースのフォーマットを検討しておく。
- 危機管理室の被災者生活再建支援システム、GISシステム、区民部住民基本台帳システムなどを利用し、情報を統合したシステムを構築することを検討する。
- 個人情報保護に関して、事前に個人情報保護審議会に諮り、承認を取り付けておくこと。

留意事項

- データベースに載せきれない写真や図面などの情報は、各所管部課で整理し、区民の問い合わせ等に活用する。
- データ入力のための人員を確保する。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



- この項に必要な物品**
- ・ データベースシステム一式
 - ・ 入力用データ（被害調査等）
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・ 資料第012-13 家屋被害データベース
資 26 ページ

2章

7 生活再建状況の継続的把握

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
震災復興本部事務局	企画課

区民生活の再建状況に関する継続的な社会調査を実施し、復興計画や復興施策に反映する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1か月後	区民への支援施策の実施状況の把握
6か月・1年 3年・5年	区民生活の再建状況の把握
区民生活の 再建状況の 把握調査後	区民生活の再建状況の公表

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

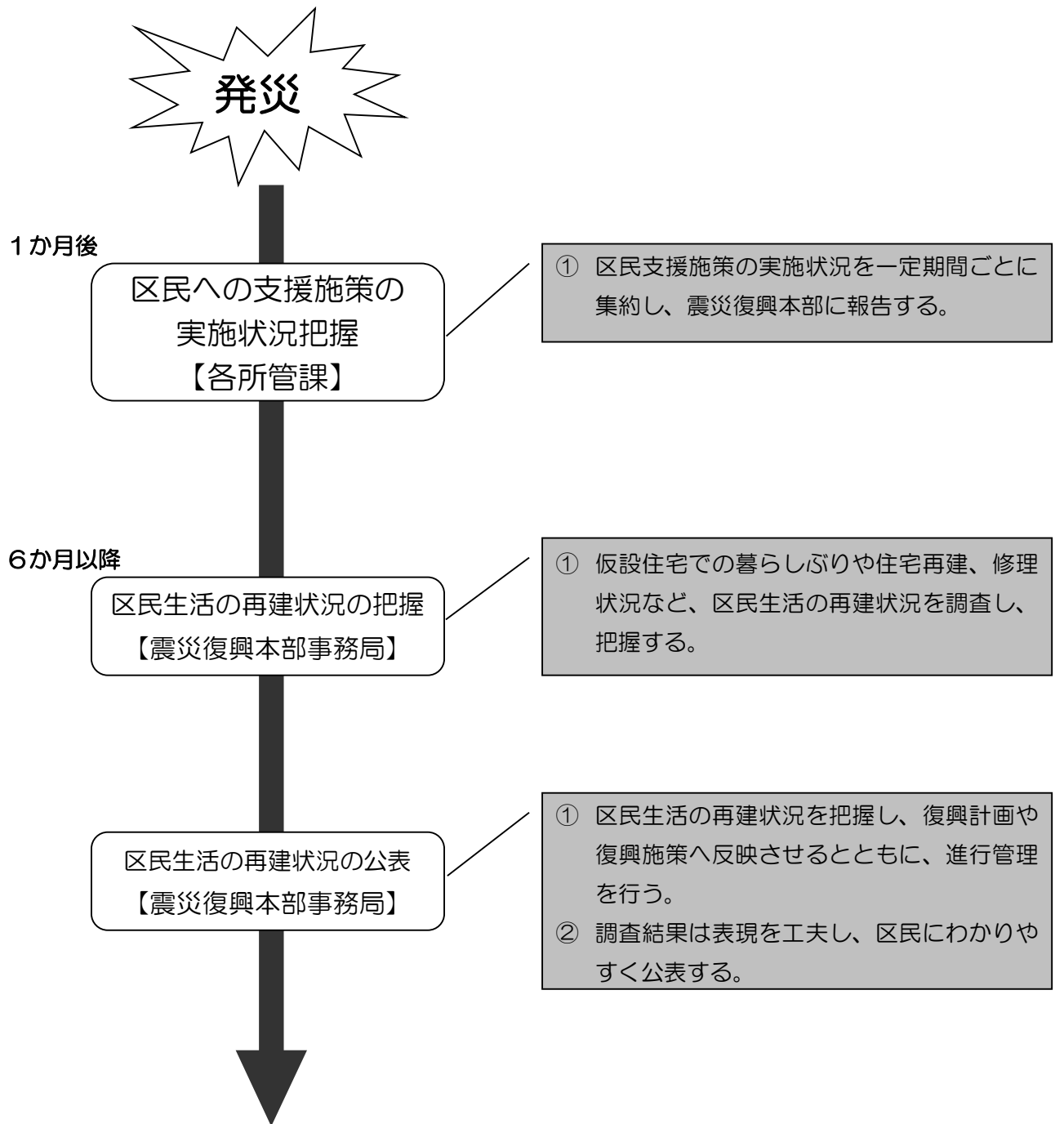
事前
準備

- 調査方法、調査票案を検討する。

留意
事項

- 区民生活の再建状況を把握するための調査は、6か月、1年、3年、5年という単位で実施する。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



- この項に必要な物品**
- ・ 報告様式
 - ・ 調査票
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・
- ・

2 章

8 住まいとまちの復興状況の継続的把握

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
震災復興本部事務局	都市計画課

施設・建築物や市街地の復興についての進捗状況を把握することにより、復興計画の進行管理を行う。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1 か月後	施設復旧・建築状況・都市復興状況の把握
6 か月・1 年 3 年・5 年	まちの復興状況を公表する

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

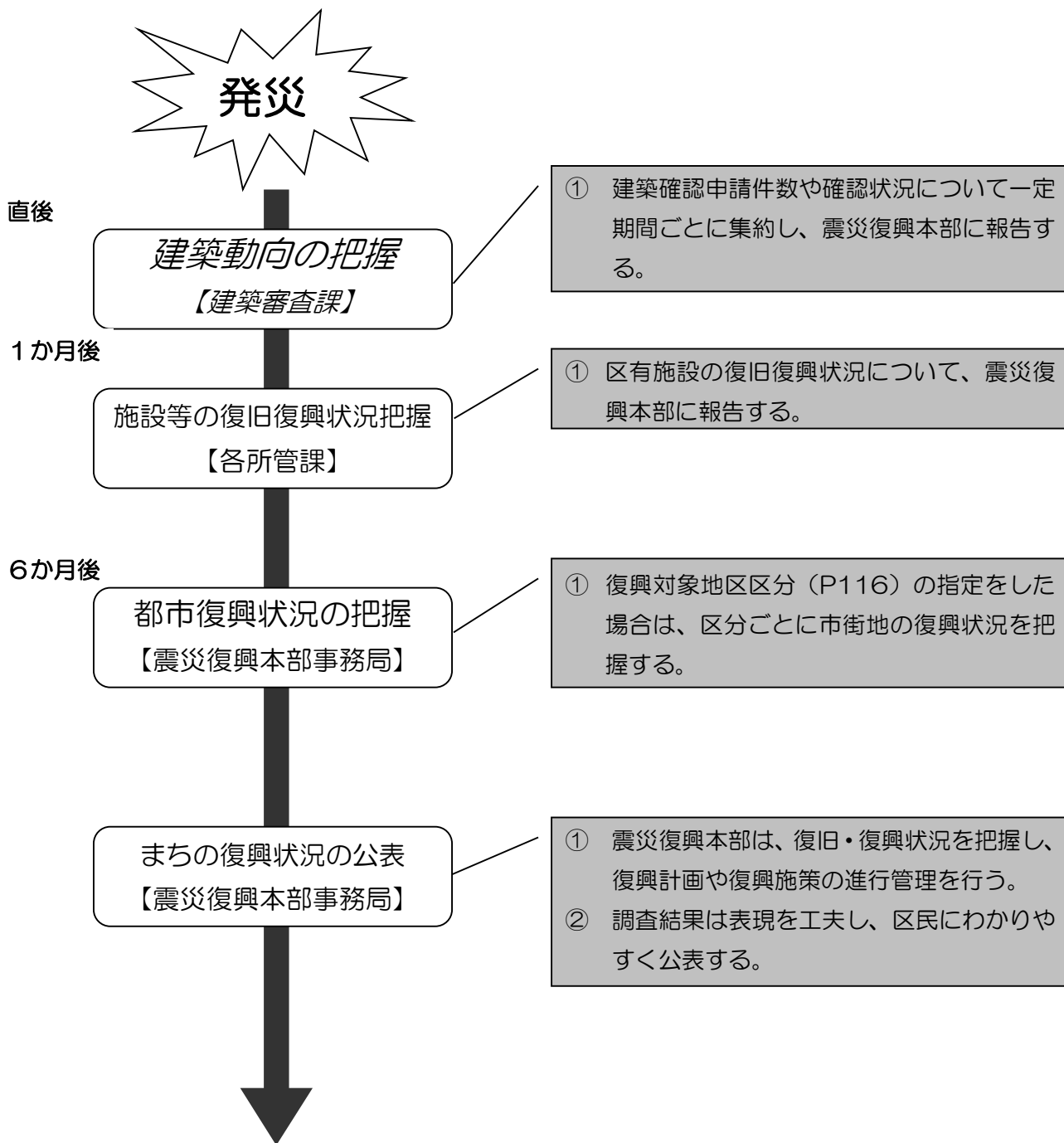
事前 準備

- 復興情報のデータベースを構築しておくこと。
- 調査内容と調査方法を検討しておくこと。

留意 事項

- 調査の実施時期は、6か月、1年、3年、5年という単位で実施する。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



- この項に必要な物品**
- ・ 建築確認データ
 - ・ 都市復興データ
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・
- ・

第2章 第3節

り災証明書の発行

住家の公的被害認定調査（東京都マニュアルでいう家屋被害状況調査、内閣府マニュアルでいう二次判定調査に相当）に基づいて、り災証明書を発行する。

り災証明書は個人の財産権に大きく影響するので、各種の調査情報をデータベース化し、収集した被災情報を活用するなど、被災者の納得を得るように努める必要がある。

また、調査内容に不服がある被災者には、立会い内観調査である追加調査（内閣府マニュアルで言う三次判定調査に相当）を速やかに実施することにより、被害を確定し、り災証明書を発行する。

2 章

1 り災証明書の発行

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第4節 り災証明書の発行

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
戸籍住民課	戸籍住民課

被災者からの申請を受け、住宅被害認定調査をもとに、り災証明書を発行する。
り災証明書は、税金や各種公共料金の減免、各種融資、損害保険の支払いなど、
区民の財産形成に大きく関わることを認識しておくことが重要になる。

一目で分かる! プロセスの概略	
発災から 1 週間以内	り災証明書の発行体制の構築
1 か月以内	り災証明書の申請受付と発行
1 か月以降	再調査の実施

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

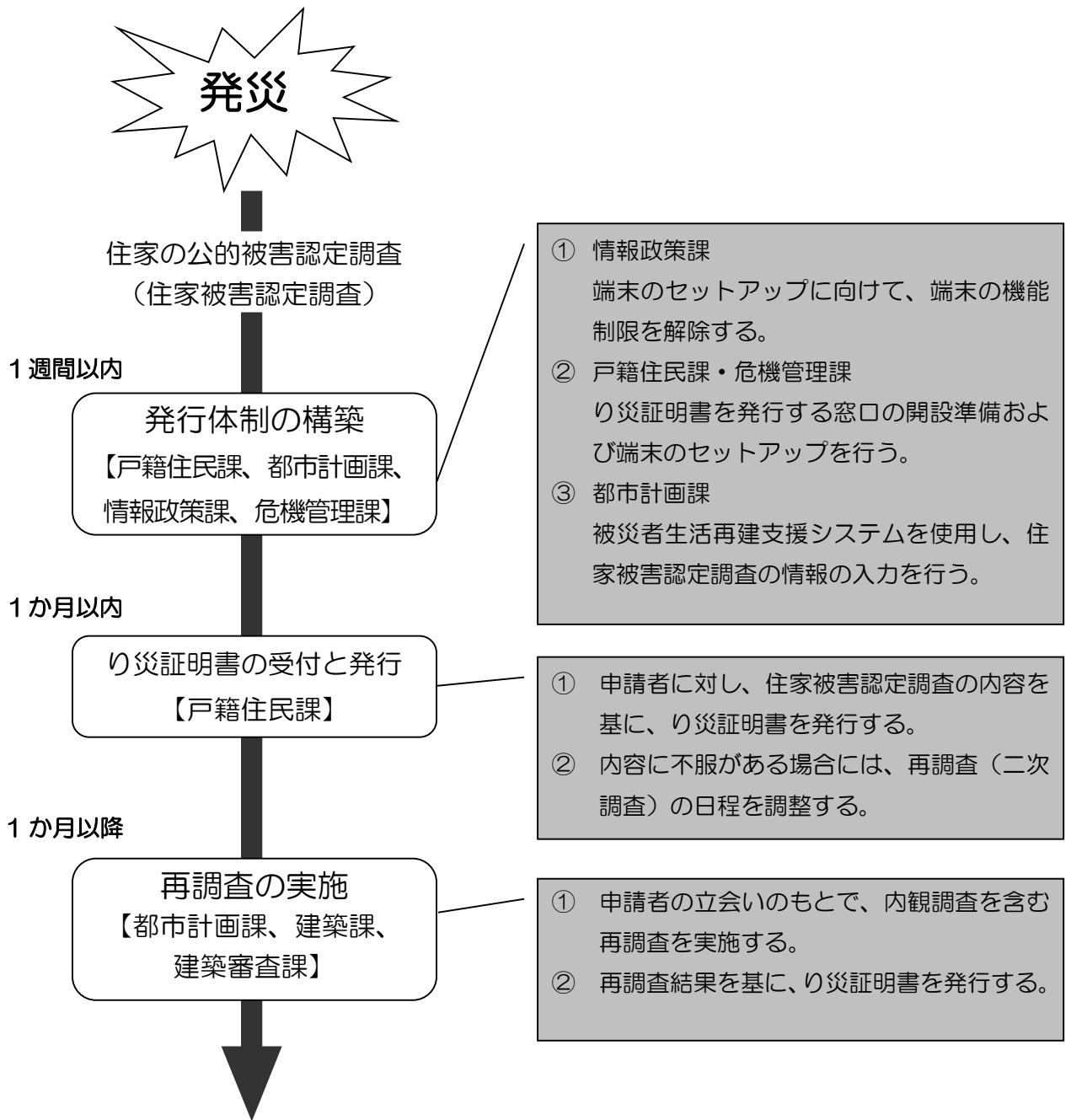
事前
準備

- 平常時から発行訓練を実施するとともに、発災時に遅滞なくり災証明書を発行できるよう、関係各課と調整を図っておく。

留意
事項

- 火災による焼失に関するり災証明書の発行体制について、消防署と調整する。
- 証明内容について不服があるときの処理について、再調査の実施主体である都市計画課と調整しておく。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- ・被災者生活再建支援システム
- ・り災証明書申請書書式
- ・り災証明書書式
- ・再調査実施要領
- ・り災証明書発行マニュアル
- ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・ 資料第012-14 【参考】新潟県中越地震におけるり災証明の利用範囲
- ・ 資料第012-15 り災証明書 申請書様式
- ・ 資料第012-16 り災証明書 書式
資 27～29 ページ

2章

2 被災者台帳の整備

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第2節 被災者台帳の整理

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
関係各課	震災復興本部事務局

被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を効果的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 3日以降	被災者台帳作成に関する調整会議の開催
1週間以降	被災者台帳の整備
1か月以降	台帳情報の提供

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

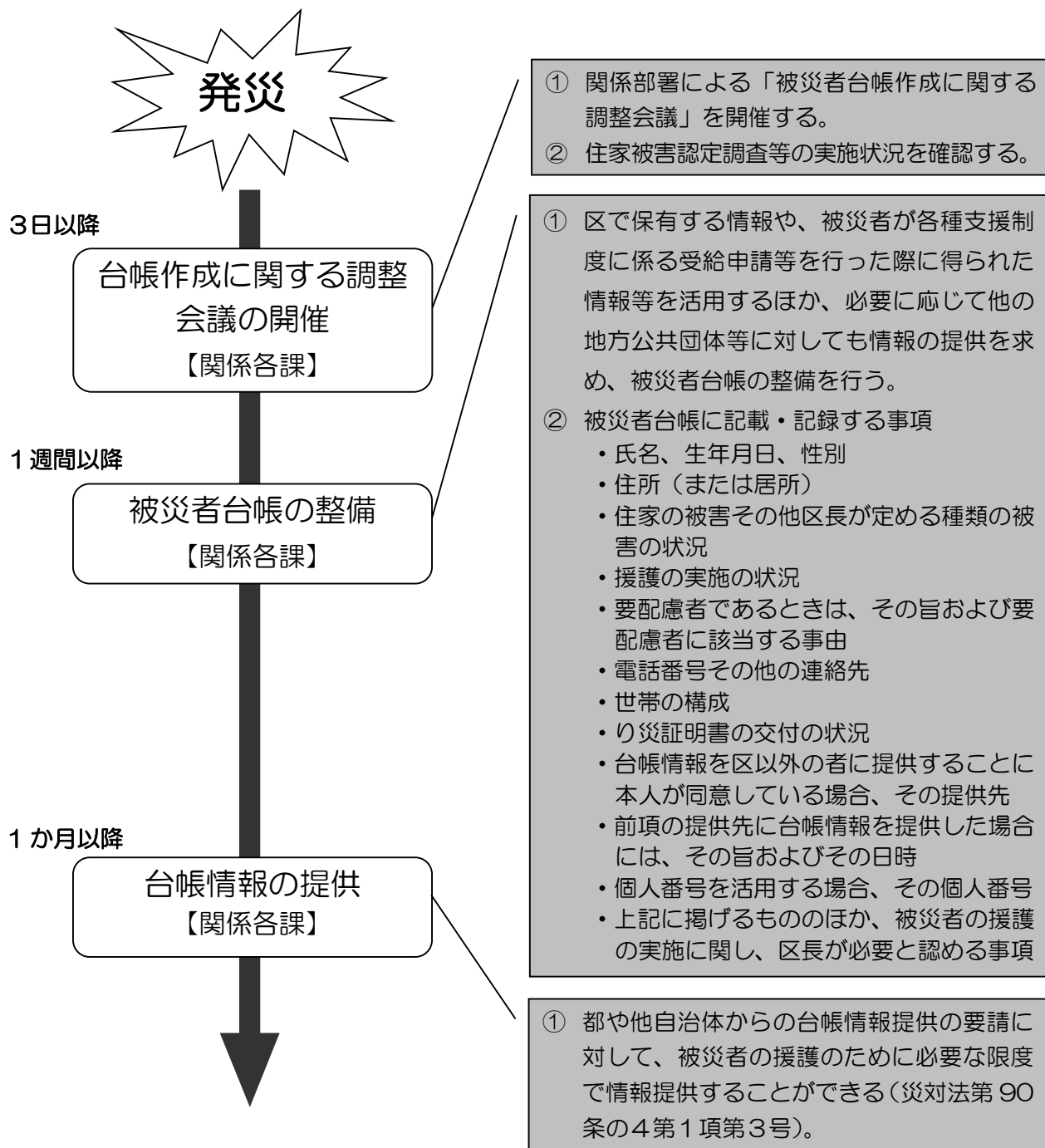
事前
準備

○被災者台帳の整備手順や共有・活用のルールについて検討しておく。

留意
事項

○

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



- この項に必要な物品**
- ・ 各種被害調査結果
 - ・ 地域防災計画
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・

第2章 第4節

震災復興基本計画の策定

被災からの速やかな復興を図るためには、被災後すぐに復興の枠組みを震災復興基本方針として区民等に示す。

続いて、この方針の下に復興に関するマスタープランとなる震災復興基本計画を策定し、より具体的な復興への筋道を示していく。

復興施策はこの震災復興基本計画に基づくものでなければならない。このため、区民等から意見を聴取し、震災復興基本計画に反映させる。

2章

1 震災復興基本方針の策定

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
企画課	企画課

震災からの速やかな復興を遂げるために、震災復興の目標、復興後の区民生活や市街地形成などの基本的な枠組みを、震災後速やかに震災復興基本方針として明らかにする。

また、震災復興基本方針の中で、震災復興基本計画の策定の手順や構成なども提示しておく。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1週間	区民に向けた復興へのメッセージ発信
10日間以内	震災復興基本方針案の検討
2週間以内	震災復興基本方針の決定

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

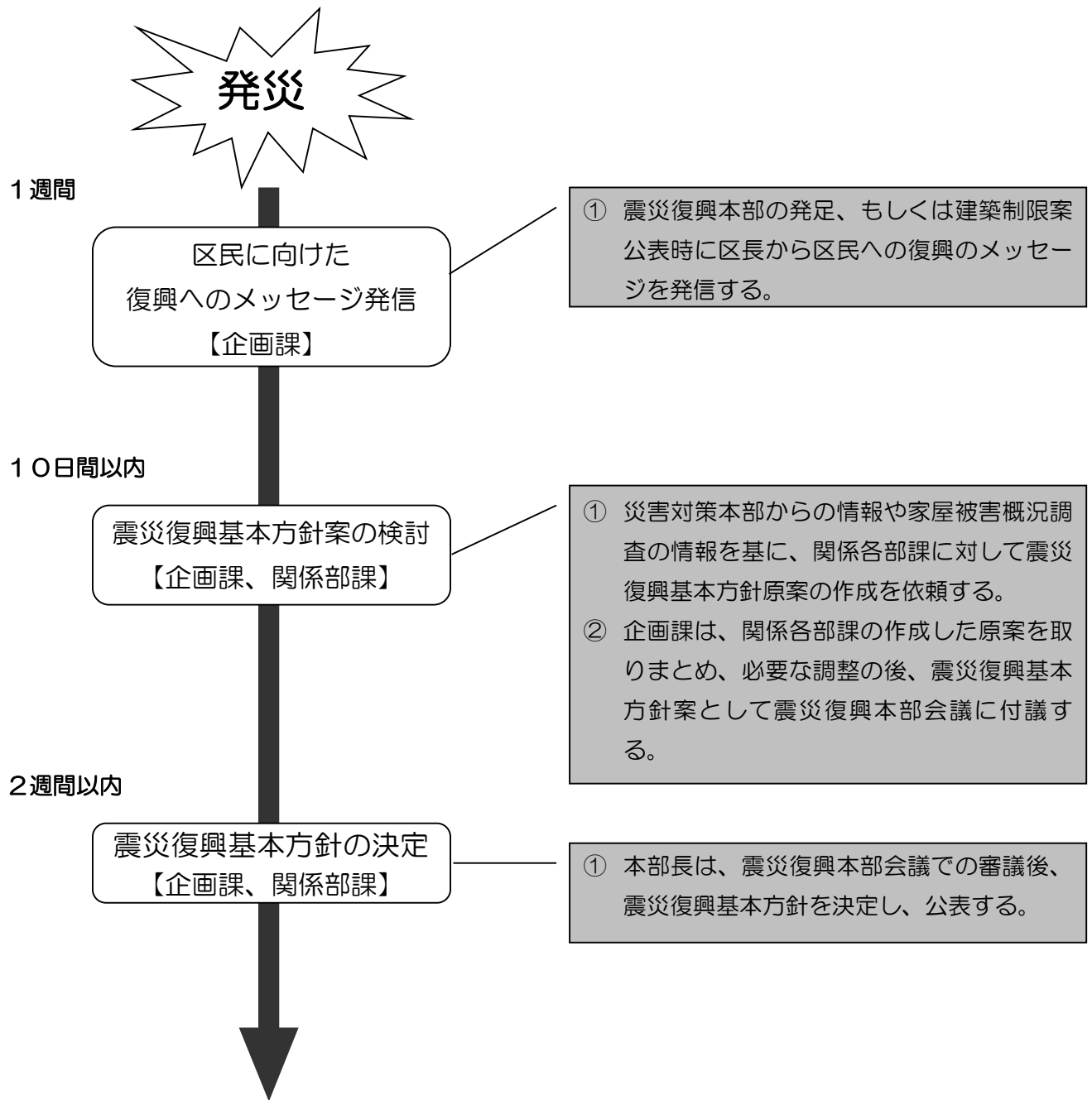
事前準備

- 被害状況を想定し、震災復興基本方針原案の作成を依頼する部課を一覧にしておく。

留意事項

- 東京都の震災復興基本方針と整合を保つよう調整すること。
- 区民への復興メッセージの発信（広報）の方法を検討すること。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- 都の基本方針案（資料編参照）
-
-
-
-

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第 012-17 震災復興基本方針策定のスケジュール
- 資料第 012-18 震災復興方針（案）
資 30～33 ページ

2章

2 震災復興基本計画の策定

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
企画課	企画課

震災復興基本方針に基づき、復興に関する基本計画となる震災復興基本計画を策定する。

パブリックコメント等により区民意見を反映させるとともに、震災復興本部会議の審議の後、震災後6か月程度で策定する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 3か月	震災復興基本計画案の検討
4か月	案の公表と区民意見等の反映
6か月	震災復興基本計画の策定

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

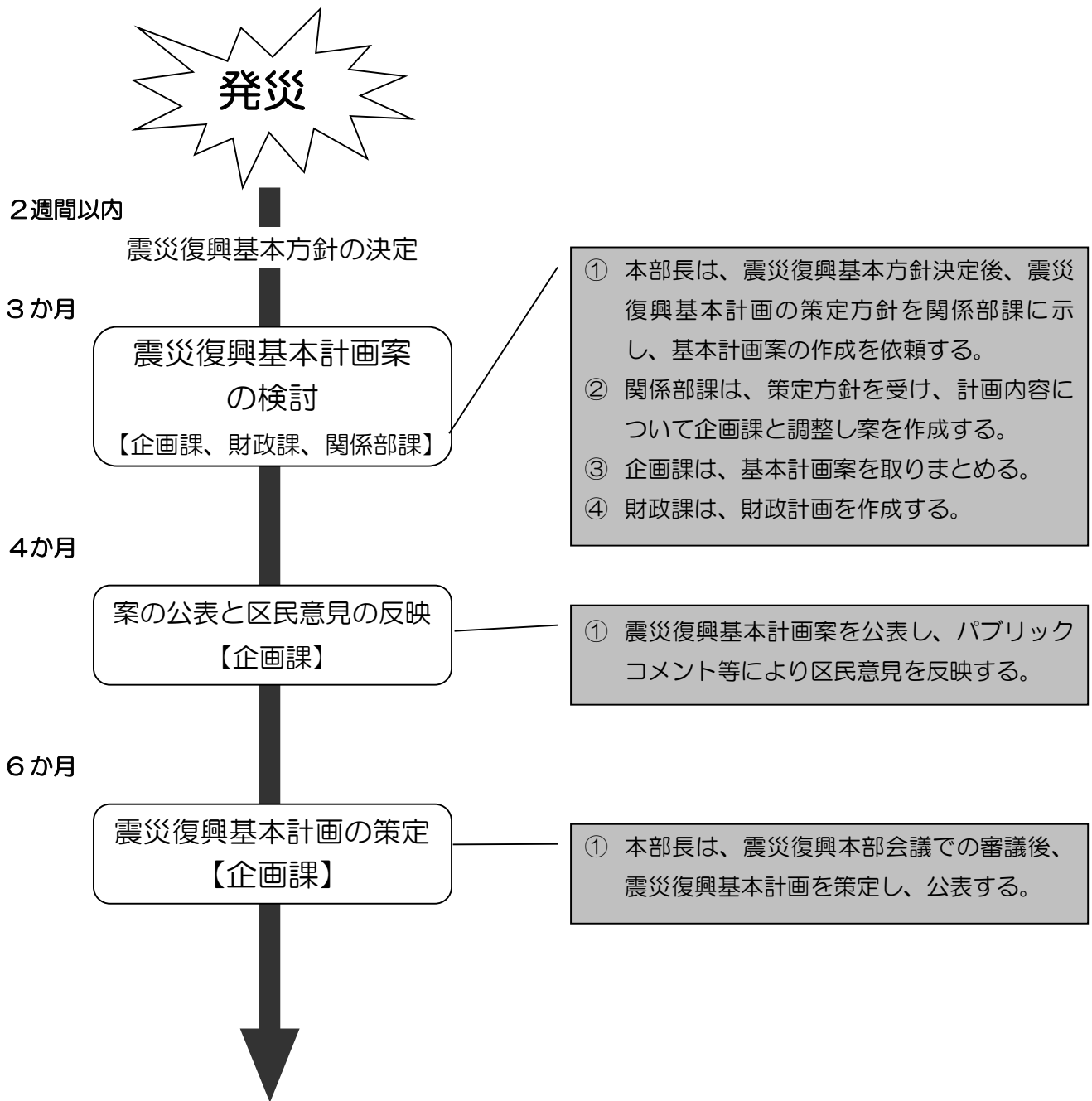
事前準備

- 震災復興基本計画案の項目・内容等の検討を平常時から進めておく。

留意事項

- 東京都の震災復興計画との整合を図ること。
- 先行して進む可能性が高い、都市計画等に関わる都市復興基本計画（骨子案）との整合を図ること。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品	
・みどりの風吹くまちビジョンなどの基本計画	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>

☆ <u>この項に関連する資料ページ</u>
・ 資料第 012-19 震災復興基本計画の骨格となる項目
資 34～35 ページ

第2章 第5節

財源確保・復興基金

復興施策の推進に当たっては、大規模な財政需要が見込まれることから、区としての財源確保が課題となる。このため、被災後の早い段階から需要量の把握に努めるとともに、国や東京都に対して必要な財源措置を求めていくこととする。

また、東京都において復興基金が創設された場合には、これに協力し、復興基金を使った復興支援策を検討する。

2 章

1 震災復興のための財政需要の推定

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
財政課	財政課

復興に関する財政需要を把握し、予算措置や財源対策の資料とする。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1 週間後	応急復旧事業に関する財政需要の把握
1 か月後	震災復興事業に関する財政需要の把握
6 か月後	震災復興基本計画に関する財政規模の把握

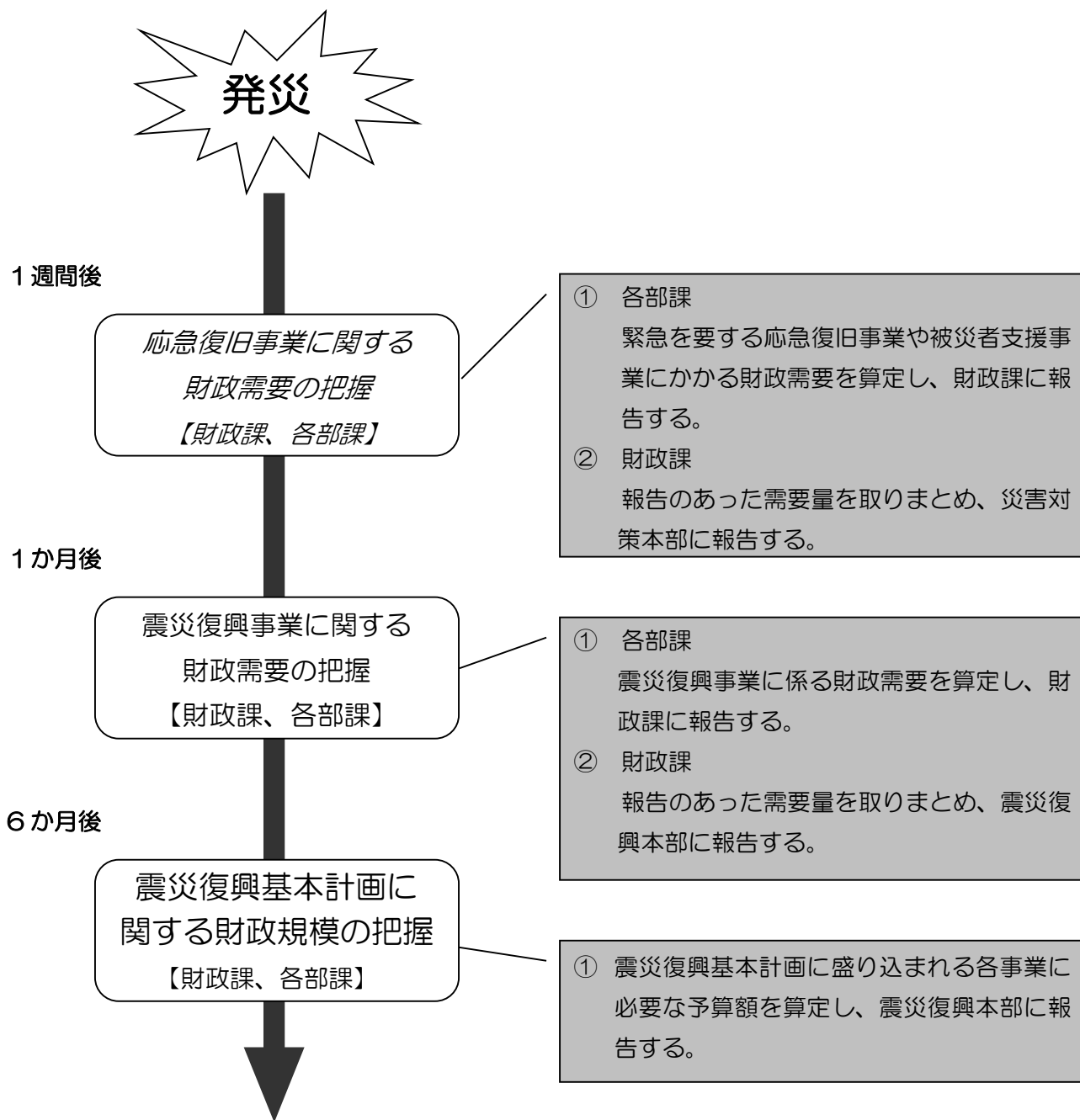
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

- 財政需要算定の際に使用する様式を検討しておく。

留意
事項

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- ・みどりの風吹くまちビジョンなどの基本計画
- ・
- ・
- ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・
- ・

2 復興基金

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
財政課、都市計画課	財政課、都市計画課

東京都では、行政による復興への取組を補完し、被災者の生活の安定を図るため、国、都、関係区市町村と協議の上、発災後、震災復興基金を創設することを計画している。

区も復興基金に応分の協力をするることによって、被災者の復興を支援する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 2週間前後	基金創設の決定
基金設立 決定後	一般財団法人の設立、事業の開始
準備後	公益財団法人の認定の申請
復興終了後	財団法人の解散および清算

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

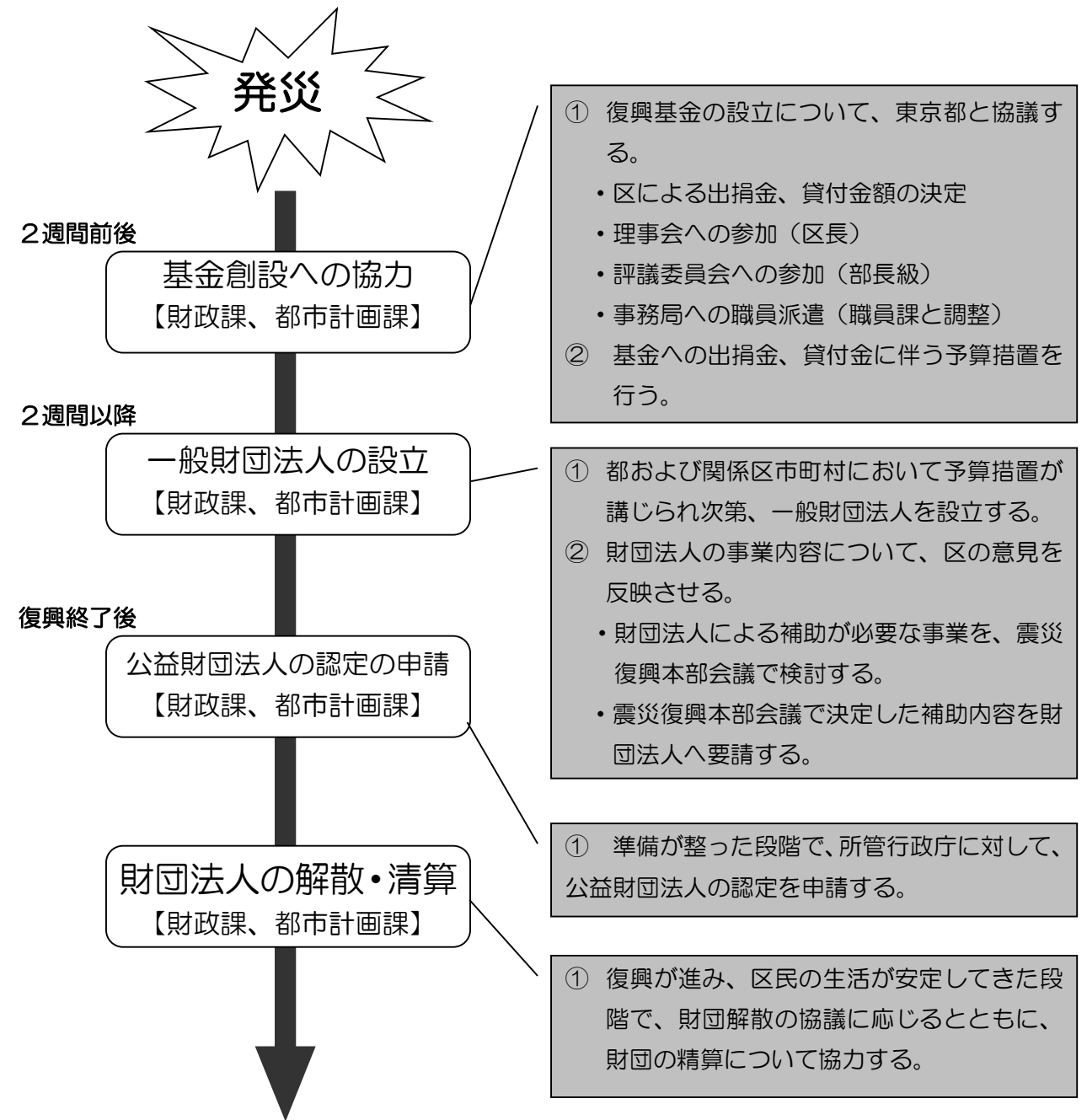
事前
準備

- 復興基金が使える事業はどのようなものか、都の基金であっても運用は区に委任されるような仕組みなどを東京都と協議しておく。

留意
事項

- 区独自の復興事業に基金が使えるよう、東京都に配慮を求めること。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・ 資料第 012-20 【参考】阪神淡路大震災復興基金事業の概要（平成 28 年 3 月現在）
- ・ 資料第 012-21 【参考】宮城県東日本大震災復興基金
資 36～39 ページ

第2章 第6節

用地確保と利用調整

被災時には、物資の受入れ、避難地、がれきの仮置場やごみの一時的な集積場、仮設住宅用地、自衛隊等の支援拠点など、多くの用地が必要になることが予想される。

まずは、公共用地をこれらの用地として確保する。

また、時間を追って変化する用地需要の利用調整を図るため、用地利用調整会議を設ける。

2 章

1 用地の確保と利用調整

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
経理用地課、防災計画課	経理用地課、防災計画課

被災後の応急復旧事業や復興事業を円滑に進めるためには、限られたオープンスペースを計画的に利用する必要がある。

このため復旧、復興の各段階で生じる用地の状況把握と利用調整を行う場として、用地利用調整会議を設置する。災害対策の継続性から経理用地課、防災計画課が共同で主管し、用地利用に係る全体調整を行う。また、当該2課は利用調整に当たり、空地利用の方針を作成することとする。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 直後	用地の確保と現状の把握
2週間以降	用地需要の集約と利用調整
随時	土地利用状況の把握

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

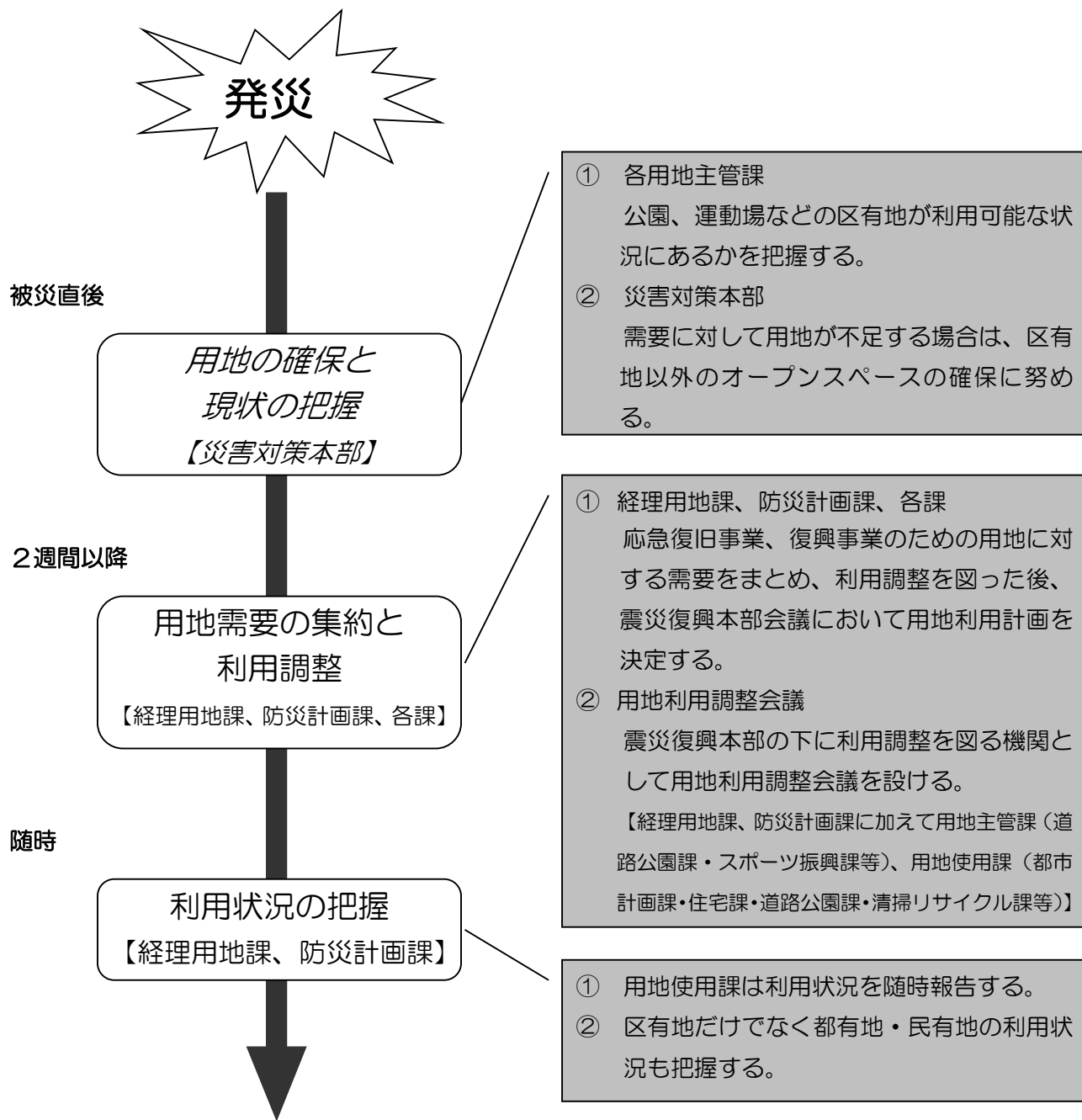
事前準備

- 区有地だけでは需要を賅えないことを想定し、国有地、都営地、民有地のオープンスペースの利活用についても検討すること。
- 被災前から利用可能な区有地のデータベース（空地公園利用データベース）を作って使えるようにしておくこと。

留意事項

- 土地利用計画には、優先順位、利用目的、利用面積、利用期間、必要な設備、その他について記載すること。
- 地域協働復興で利用が図られる用地については、地域の復興協議会の意向も斟酌すること。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- 公有地リスト
- 空地（公園）利用データベース
- 利用状況報告（書式）
- デジカメ

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第012-22 応急復旧事業、震災復興事業で利用を検討すべき公有地のリスト
- 資料第012-23 土地利用計画（案）
- 資料第012-24 事前用地調整方針

資 40～44 ページ

第2章 第7節

がれき処理

地震による家屋やブロック塀の倒壊など、復旧期から復興期にかけて、がれきが大量に発生することが予想される。

これらのがれきについてリサイクルできるものは、適正に処理することが求められるとともに、計画的な処理を行う必要がある。

2章

1 がれき処理

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
関係各課（区有施設所管課）	清掃リサイクル課

被災した公共施設や民間住宅等から発生するがれきの迅速な処理を進める。廃棄物処理や再資源化などに関する法令に基づく適正な処理が求められる。

区内を原則とした、がれきを一時的に保管する場所（仮置場）の確保が必要である。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 4日以降	がれき発生量の把握
1週間以降	災害廃棄物処理実行計画の策定・実施

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

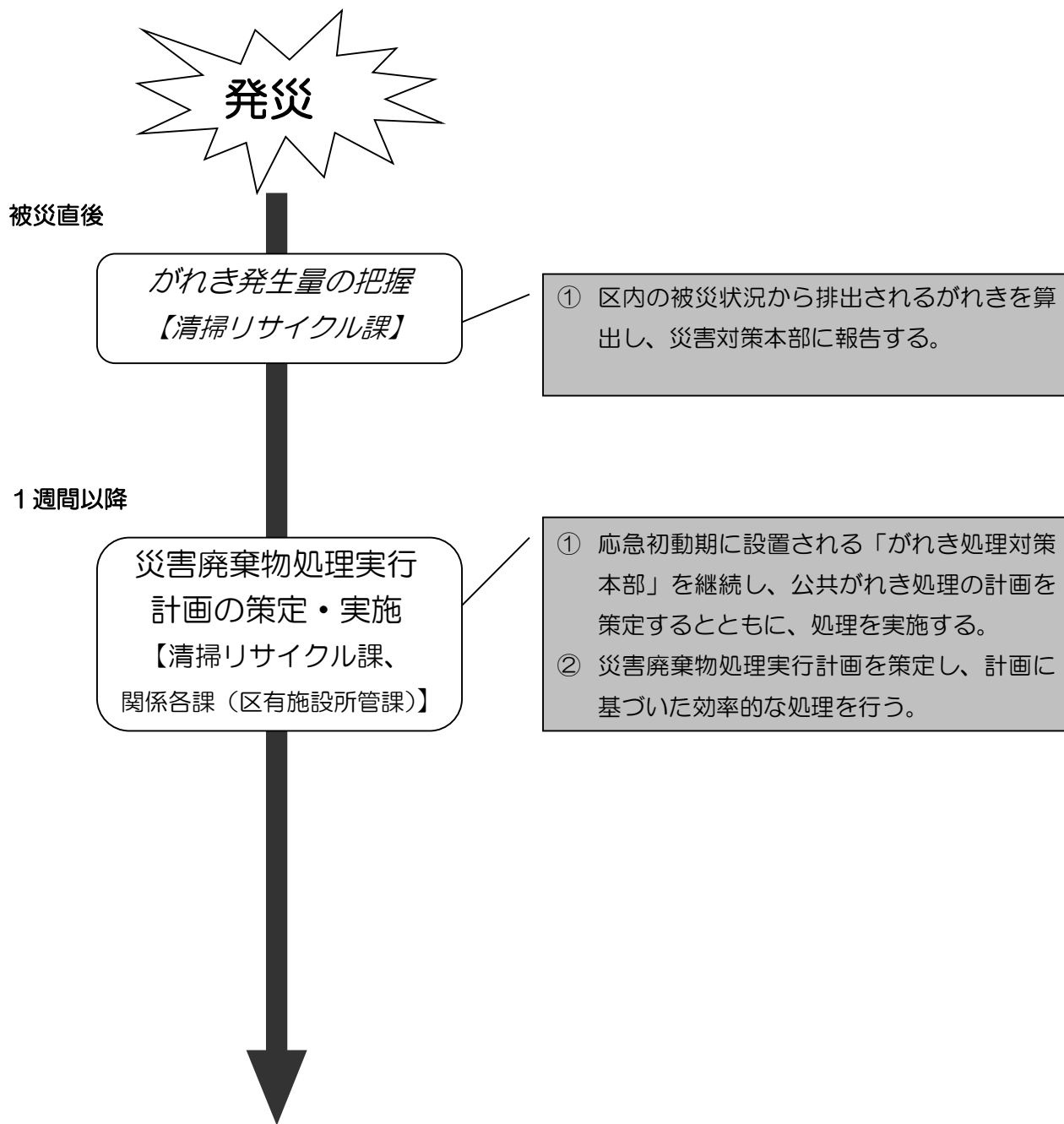
事前準備

- がれきを含んだ災害廃棄物についてのマニュアルを作成する。
- 仮置場（がれきを一時的に置く場所）の候補地について検討しておく。

留意事項

- リサイクルについて検討するとともに、中間処理については清掃一組、二十三区共同処理については特別区全体、最終処分については東京都と調整する。
- 仮置場を区内で確保できない場合は、東京都や隣接する自治体に応援を求める必要がある。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- (仮称) 災害廃棄物処理基本計画
- (仮称) 職員行動マニュアル
-
-
-
-

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第012-25 がれき処理フロー
資 45 ページ

第2章 第8節

ボランティア

復興期においては、平常時の職員体制では対応しきれないほどの多様な区民ニーズが発生する。このため、区はボランティアの受入れを行うことで、増大した区民ニーズに応えるものとする。

ボランティアは概ね2種類に分けられる。

有志の支援団体や個人などによる一般ボランティアと、専門知識や技能を持った専門ボランティアである。

それぞれのボランティアに対し、求められる業務に応じた支援要請を行うことで効果的な災害対応を図ることができる。このうち、本節では一般ボランティアについて記述する。

- ① 専門ボランティア…医療ボランティア、介護ボランティア、応急危険度判定員、他の自治体職員など。必要に応じ各部課が関係機関に支援要請を行い、ボランティアセンターは介さない。
- ② 一般ボランティア…地域住民、NPO団体、有志の支援者など。ボランティアセンターの受入れ対象となる。

1 章

1 一般ボランティアの受入れ

★地域防災計画
I 防災共通編
第2部 責務と体制
第3章 広域的な視点からの
応急対応力の強化
第2節 ボランティアの
受入体制

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
福祉部管理課	福祉部管理課

応急対応期だけでなく復興期においても、行政職員だけの対応に限界がある。このマンパワーの不足を補うためには、広く民間等のボランティアを受け入れる必要がある。

復興に要する期間は長く、復興の過程で必要となるボランティアの種類も異なることが考えられる。このため復興時期により必要となるボランティア業務について検討するとともに、受入れと派遣を行う。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 概ね3日後	災害ボランティアセンターの設置
設置以降	一般ボランティアの受入れ・派遣

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

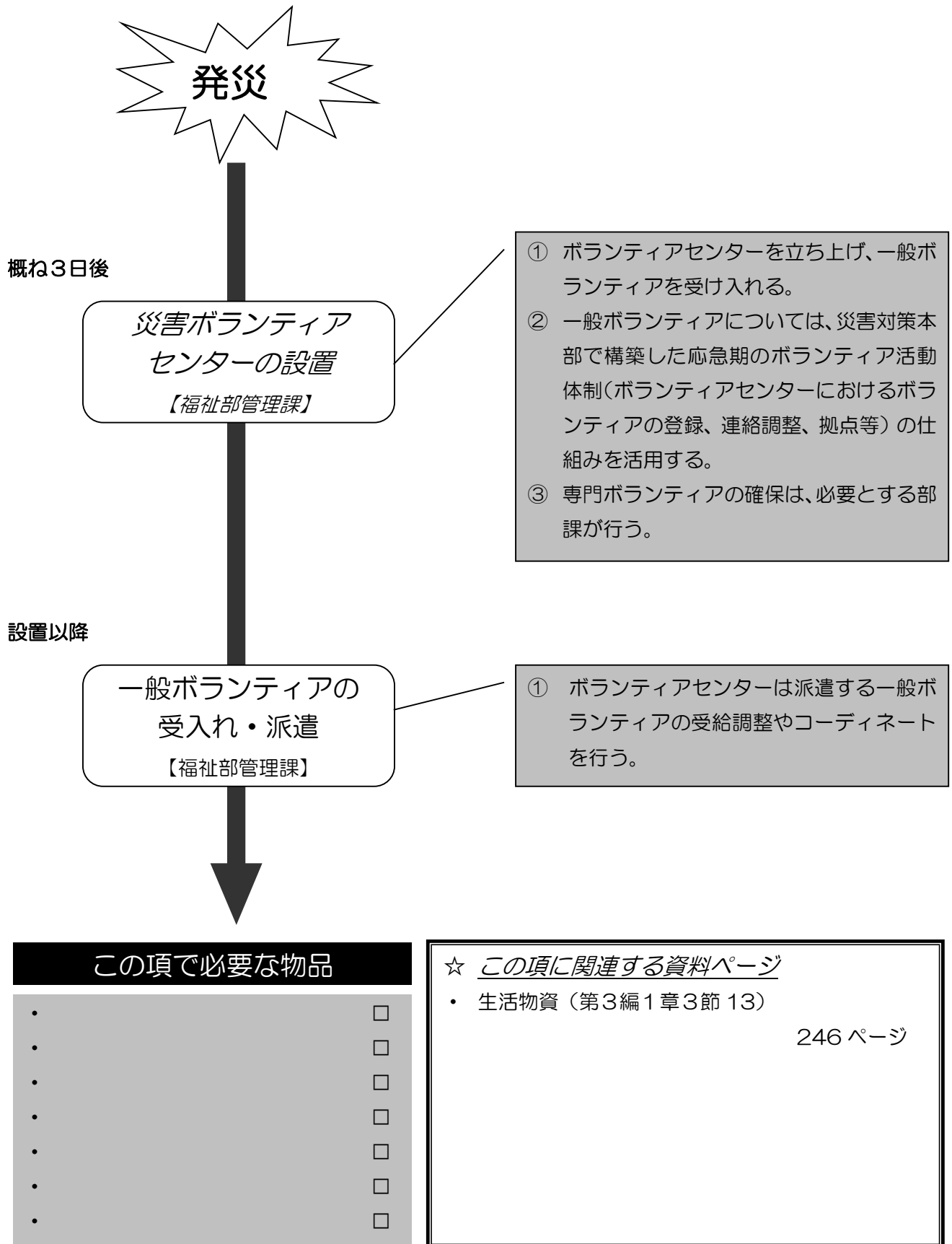
事前
準備

- 災害ボランティアセンターの立上げ・運営訓練を実施する。

留意
事項

- 専門ボランティアは、各部課でコーディネートを行う。
- 職種、派遣依頼先等を各部課で事前に検討しておく。
- ボランティア活動に伴う危険について周知するとともに、保険の加入の有無を確認する。
- ボランティアセンターは、練馬文化センターに開設する。
- 災害ボランティアセンターの設置・運営については、練馬区社会福祉協議会で行う。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



第2章 第9節

広報・相談

広報紙の発行やインターネットによる情報発信などにより、復興に関する情報や支援の情報を広く被災者に提供する。

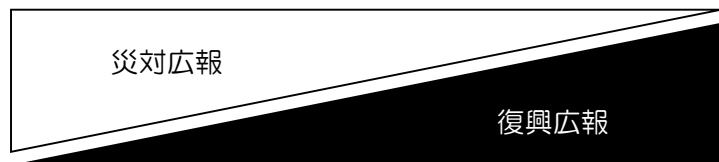
区民向け番組を持っている放送局などと連携して情報提供を進める。

また、被災者相談窓口を開設することによって、被災者の生活再建等の支援を行う。

◆ 災対広報から復興広報への移行のイメージ

区民向け広報は、応急期～復興期について継続的なものとして発行する

- ・ 被災状況
- ・ 安否確認
- ・ 区民へのアピール
- ・ 避難拠点
- ・ 支援物資
- ・ 仮設住宅
- ・ 仮設住宅の証明
- ・ 避難拠点の閉鎖



- ・ 復興状況
- ・ 復興まちづくり計画の公表
- ・ 仮設住宅関連
- ・ 学校の再開
- ・ 復旧状況
- ・ 84条制限
- ・ 復興基本方針
- ・ 区民へのアピール

2 章

1 広報活動

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
広聴広報課（全体広報） 関係各課（個別広報）	広聴広報課（全体広報） 関係各課（個別広報）

震災復興に関する情報やくらしの情報等を適確に区民に伝えるための広報活動を行う。

区外に避難した住民への広報活動を東京都や避難先の自治体の協力を得て行う。

要配慮者となる外国人や障害者への情報提供に配慮する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 直後	応急期の災害対策広報の展開
1 週間以降	復興に関する広報の展開

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

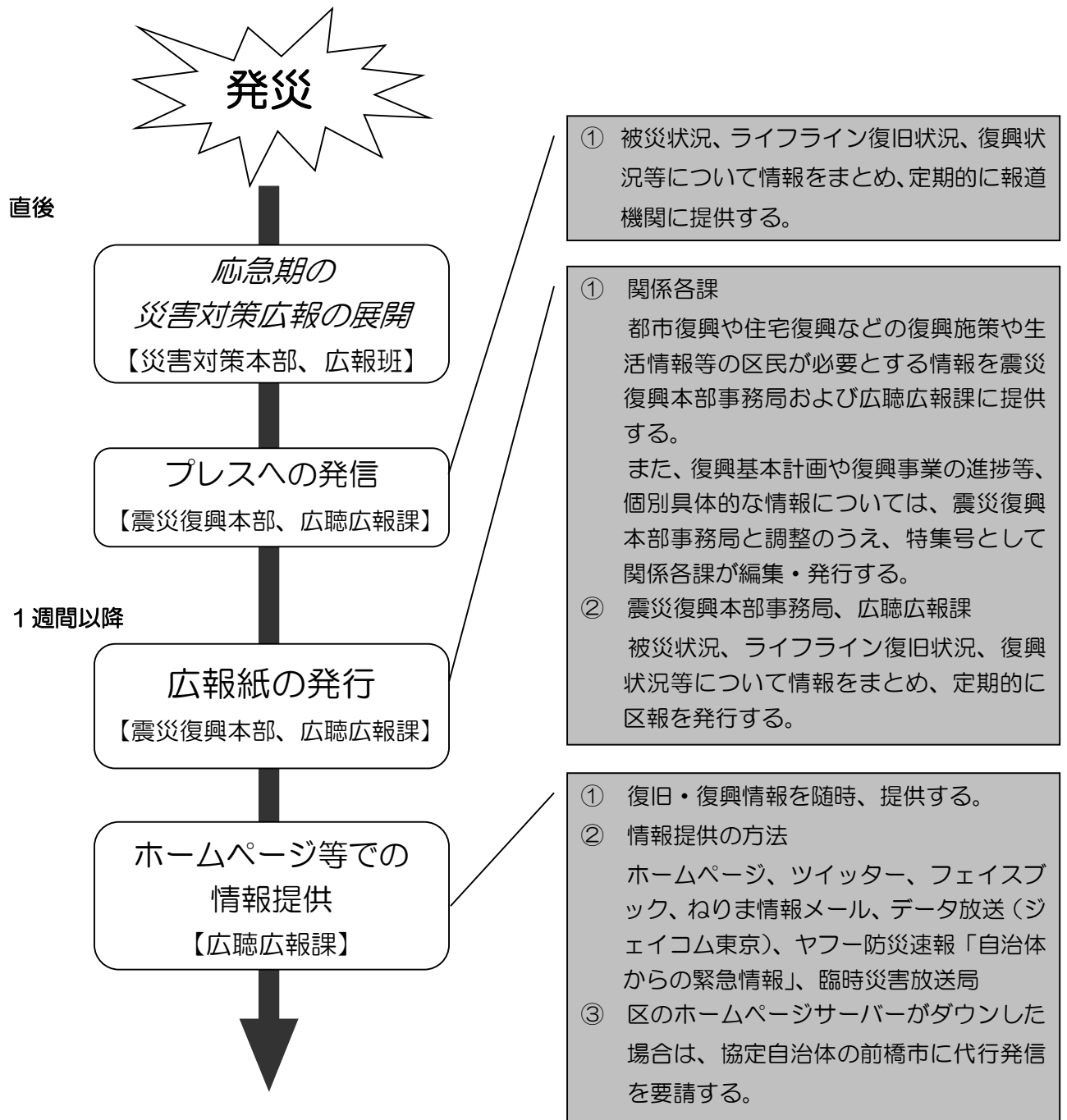
事前
準備

- 印刷に必要な物品等を確保する。

留意
事項

- 報道機関の取材が業務に支障とならないように、広聴広報課に窓口を一本化すること。
- 区外に避難した住民への情報提供のために避難先の自治体に協力を求める。

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

-
-
-
-
-
-
-

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第 012-26 前橋市ホームページにおける代行発信のイメージ
- 資料第 012-27 練馬区で発行する災害時広報の例
- 資料第 012-28 各被災地における広報活動の事例

資 46～48 ページ

2章

2 相談体制

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
広聴広報課、関係各課	広聴広報課

被災者の生活再建等のために各種相談窓口を開設し、必要な情報の提供やアドバイス等を実施する。

電気、ガス、水道等、区民生活に直結する公共的な機関を含めた窓口を開設する方向で調整する。

法律、不動産、医療、介護など専門分野の相談にあたっては、復興まちづくり支援機構等の専門家集団を活用する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 直後	避難拠点等での被災者相談の展開
1週間以降	分野別および総合相談窓口の開設

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

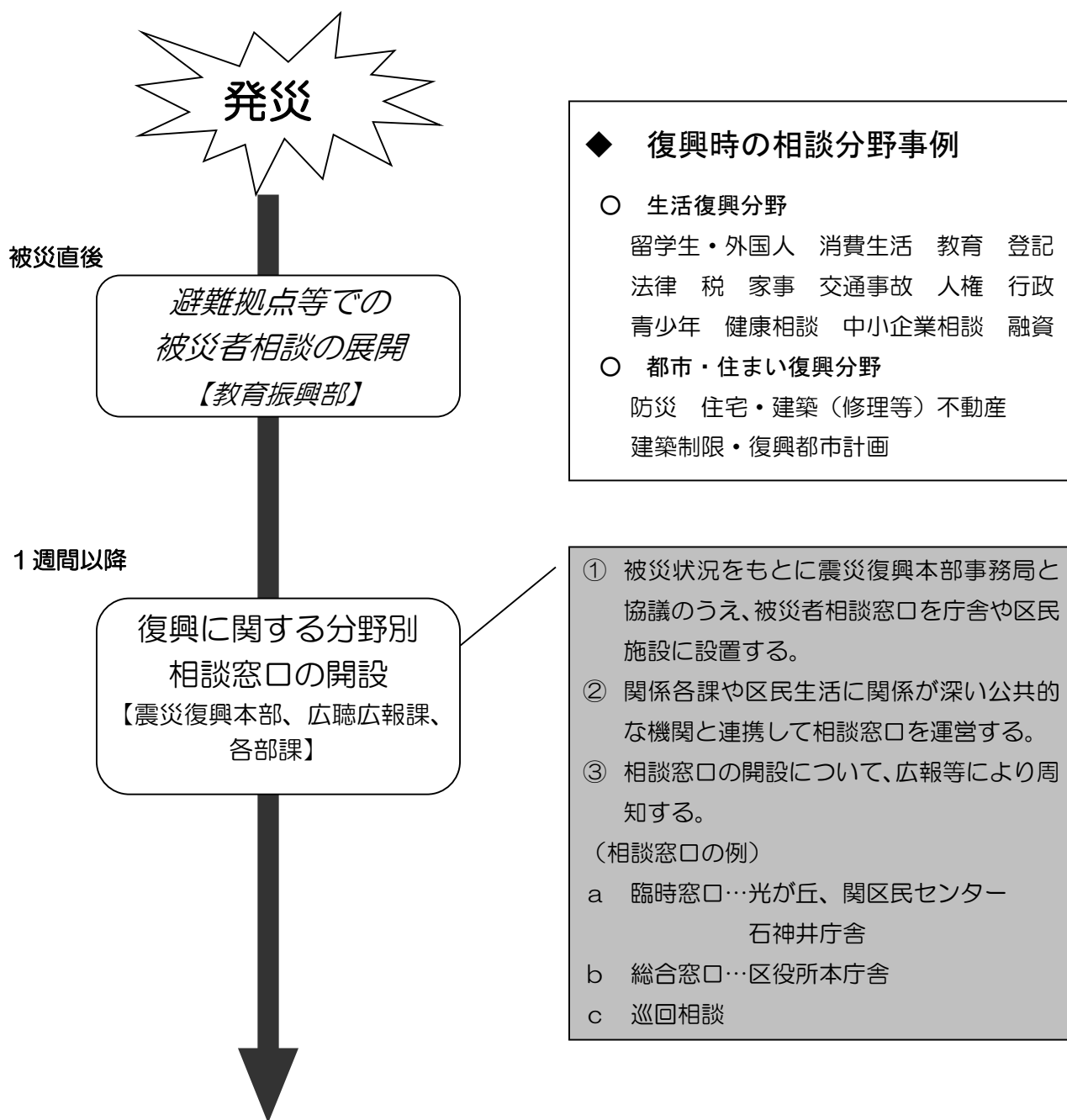
事前準備

- 復興まちづくり支援機構等の専門家集団に専門家派遣を依頼できるように環境を整えておく。
- 被災者がどのような相談を寄せるか、過去の事例を分析しておく。

留意事項

- 被災の程度によっては、現場事務所の設置を検討する。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



- ◆ 復興時の相談分野事例
- 生活復興分野
留学生・外国人 消費生活 教育 登記
法律 税 家事 交通事故 人権 行政
青少年 健康相談 中小企業相談 融資
 - 都市・住まい復興分野
防災 住宅・建築（修理等）不動産
建築制限・復興都市計画

- ① 被災状況をもとに震災復興本部事務局と協議のうえ、被災者相談窓口を庁舎や区民施設に設置する。
 - ② 関係各課や区民生活に関係が深い公共的な機関と連携して相談窓口を運営する。
 - ③ 相談窓口の開設について、広報等により周知する。
- （相談窓口の例）
- a 臨時窓口…光が丘、関区民センター
石神井庁舎
 - b 総合窓口…区役所本庁舎
 - c 巡回相談

この項に必要な物品

- ・被災者相談シート
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

- ☆ この項に関連する資料ページ
- ・ 資料第 012-29 相談内容と総合相談・申請窓口のイメージ（平成 12 年鳥取県西部地震：米子市）
 - ・ 資料第 012-30 震災時の相談体制と相談内容
 - ・ 資料第 012-31 災害復興まちづくり支援機構
 - ・ 資料第 012-32 被災者相談シート
資 49～52 ページ

第2編 都市の復興

第1章 都市の復興

本章は、都市計画、市街地整備等に係わる都市の復興の進め方を、東京都震災復興マニュアルとの整合を踏まえ、大きく節に区分し整理している。時期は、被害状況等で変わるため目安にすぎない。

全段階を通じて、被災者を始めとする多くの関係者等に広報・相談を行い、一方で被災者等の意向を把握し、都や国と連携しながら展開していくことが重要になる。

第1章 第1節

被害概況の把握

災対都市整備部は、被災直後から被害概況調査に着手する。
被害概況調査は取りまとめて東京都に報告するほか、第1次建築制限区域案の作成等に役立てる。

1 章

1 家屋被害概況の把握

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
東部地域まちづくり課	東部地域まちづくり課

家屋被害概況調査は、発災後すぐに区内のおおまかな被害状況を把握するために
 行う調査である。被災から1週間以内に、区職員により被災地区内の現地踏査
 を行い、家屋被害の概況を把握する。調査結果は第1次建築制限区域の指定や復
 興計画検討等の基礎資料となる。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 6時間以内	災対本部からの被害情報などを整理する
発災から 12時間以内	現地調査を行う地域を選定し、調査班を編成する
1週間以内	被害調査を行い、集計調査票に取りまとめる
1週間以内	家屋被害台帳を作成し、東京都に報告する

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

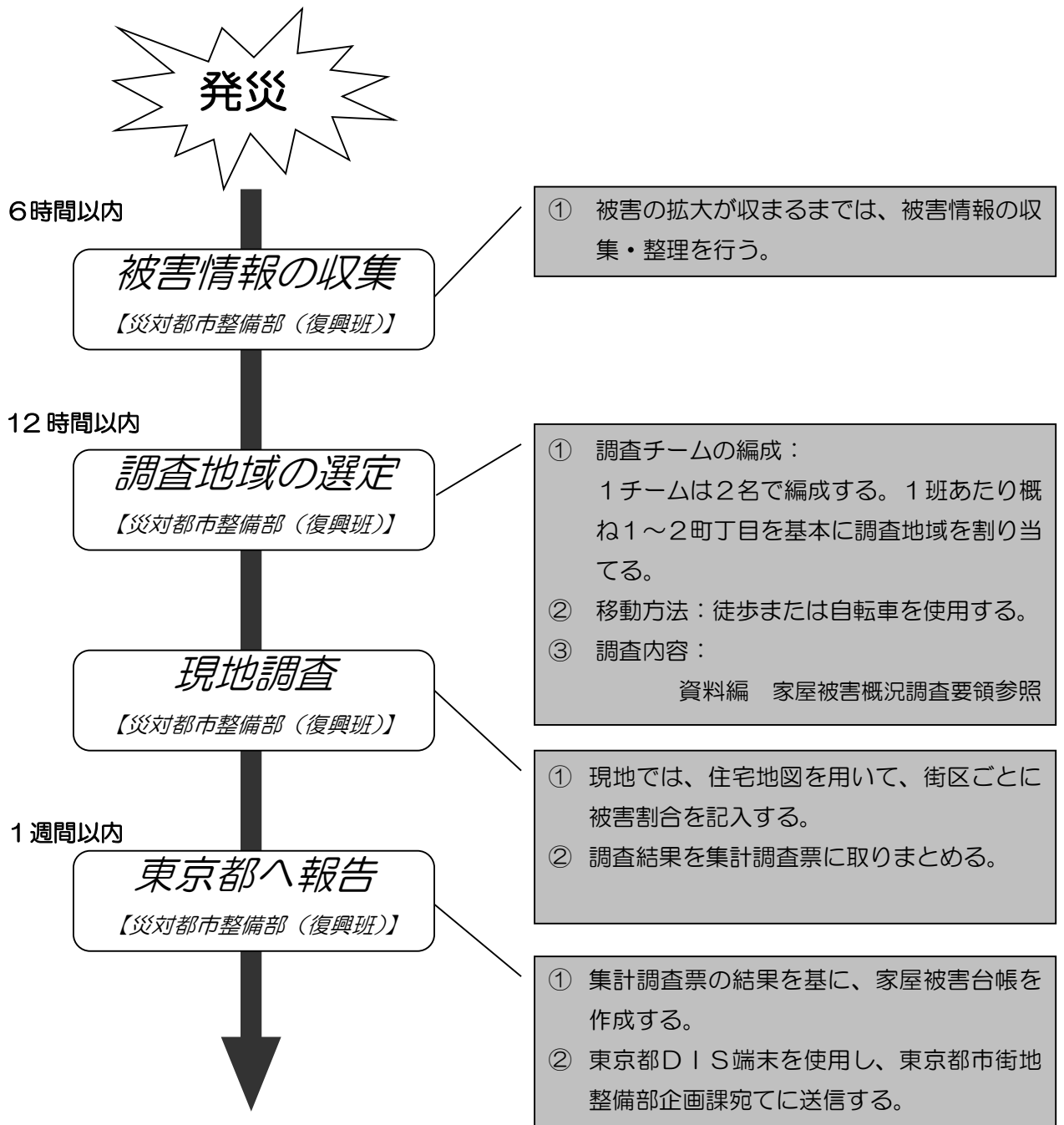
事前
準備

- 基礎情報として世帯数や人口、面積、建物棟数などを把握しておく（被害概況調査要領参照）。
- 家屋被害台帳（Excel ファイル）への入力および東京都D I S端末の習熟、訓練を行う。

留意
事項

- 家屋被害状況調査（第2編第1章第2節3）との違いについて理解しておく。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- ・家屋被害台帳（電子データ）
- ・練馬区管内図（A1版）
- ・白地図（1/10,000）
- ・住宅地図（2冊）
- ・筆記用具一式
- ・装備品等（腕章、自転車、カメラ等）

☆ この項に関連する資料ページ

- ・（再掲）資料第012-4 民間住家に対する被害調査の種類
- ・資料第021-1 家屋被害概況調査要領
資17・53～54ページ

第1章 第2節

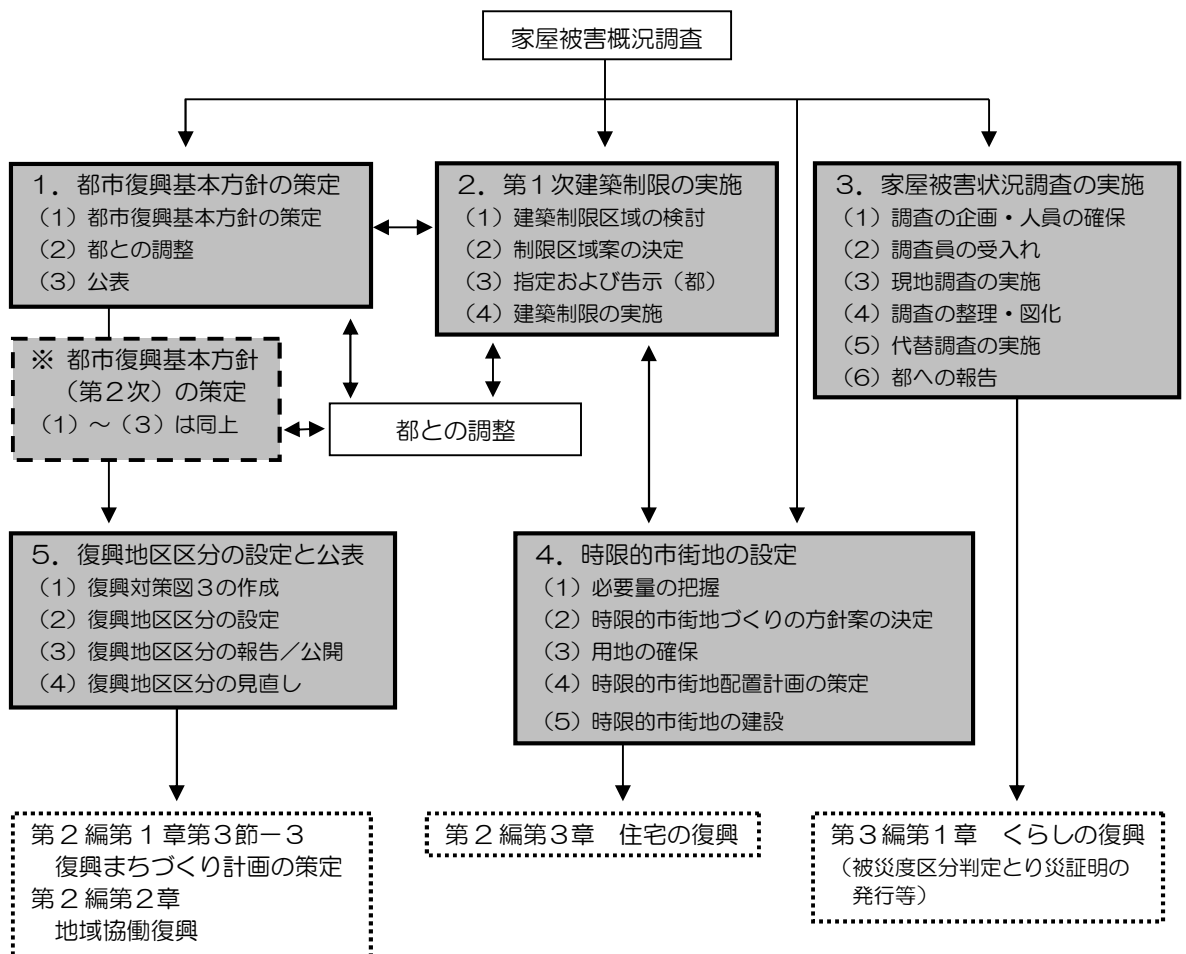
都市復興方針の策定と展開

区は、被災後速やかに都市復興の方向性を示すため、2週間以内に都市復興基本方針を策定し、公表する。

同時期に、第1次建築制限の実施、被害状況調査の着手、時限的市街地の設定などを並行して行う。

また、基本方針と被害状況を踏まえて復興地区区分を公表し、重点復興地区とする地区については地域復興組織（復興まちづくり協議会）の形成を働きかける。

なお、都市復興基本方針については、被災状況によっては第1次、第2次と段階的に策定、更新する方法も想定する。この場合でも、第1次建築制限の実施に必要な事項は第1次都市復興基本方針に記載しておくことが求められる。



1 章

1 都市復興基本方針の策定

★地域防災計画
Ⅱ 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課	都市計画課

区は、被災後速やかに都市復興の方向性を示すため、2週間以内に都市復興基本方針を策定し、公表する。

ただし、被災状況によっては第1次、第2次と段階的に都市復興基本方針を策定、更新する方法も想定する。この場合でも、第1次建築制限の実施に必要な事項は第1次都市復興基本方針に記載しておくことが求められる。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1週間以内	都市復興基本方針案を作成する
2週間以内	東京都などと協議、調整を行う
2週間以内	都市復興基本方針を決定し、公表する

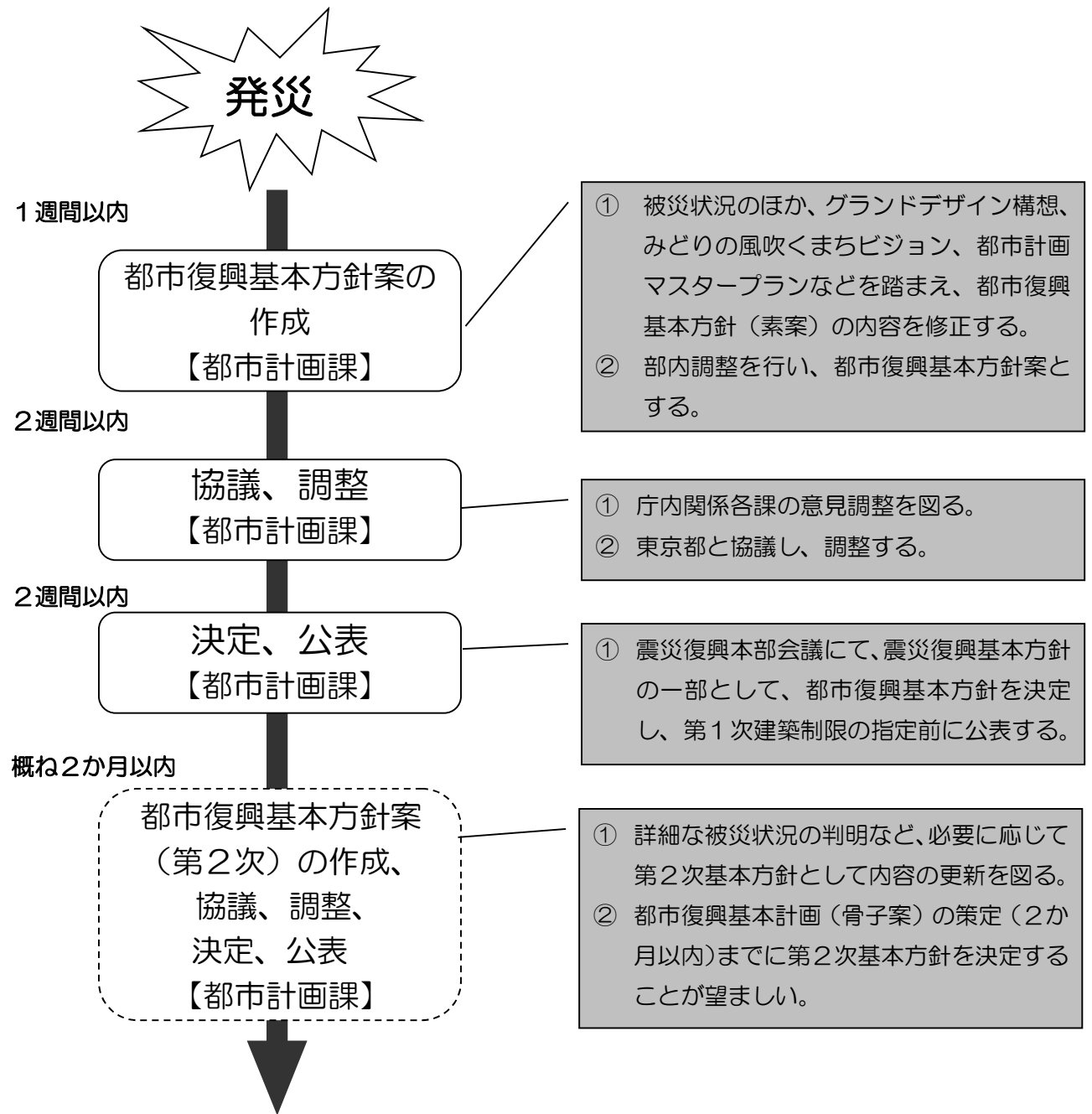
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 都市復興の基本方針は、震災復興基本方針の一部を構成する。また、第1次建築制限の実施の前提条件の1つとなる。
- 都市復興基本方針の策定・公表については、東京都とも協議する。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品	
・都市計画マスタープラン等	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>

☆ この項に関連する資料ページ
・ 資料第 021- 2 都市復興基本方針の策定
・ 資料第 021- 3 東京都の都市復興基本方針(案)
・ 資料第 021- 4 都市復興基本方針の策定段階別の内容(案)
・ 資料第 021- 5 市街地の復興に関する標準的な復興シナリオ
資 55~60 ページ

1 章

2 第1次建築制限の実施

★地域防災計画
Ⅱ 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課	都市計画課・建築審査課

被害概況調査をもとに、被害の大きい地区を対象に建築基準法第84条に基づく第1次建築制限区域案を作成する。指定は東京都が行うが、区が原案を作成する。制限期間は、被災後1か月間（期間延長により最長2か月まで）である。

原則として、復興地区区分の設定において重点復興地区となる区域に適用し、官民で協働して復興まちづくりを展開すべき地区であることを付記して公表する。

住民の理解と協力が得られるよう、相談・支援・適切な情報提供を行う。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1週間以内	第1次建築制限区域案を作成する
2週間以内	第1次建築制限の指定および告示を行う
1か月以内 (最長2か月)	建築制限を実施する

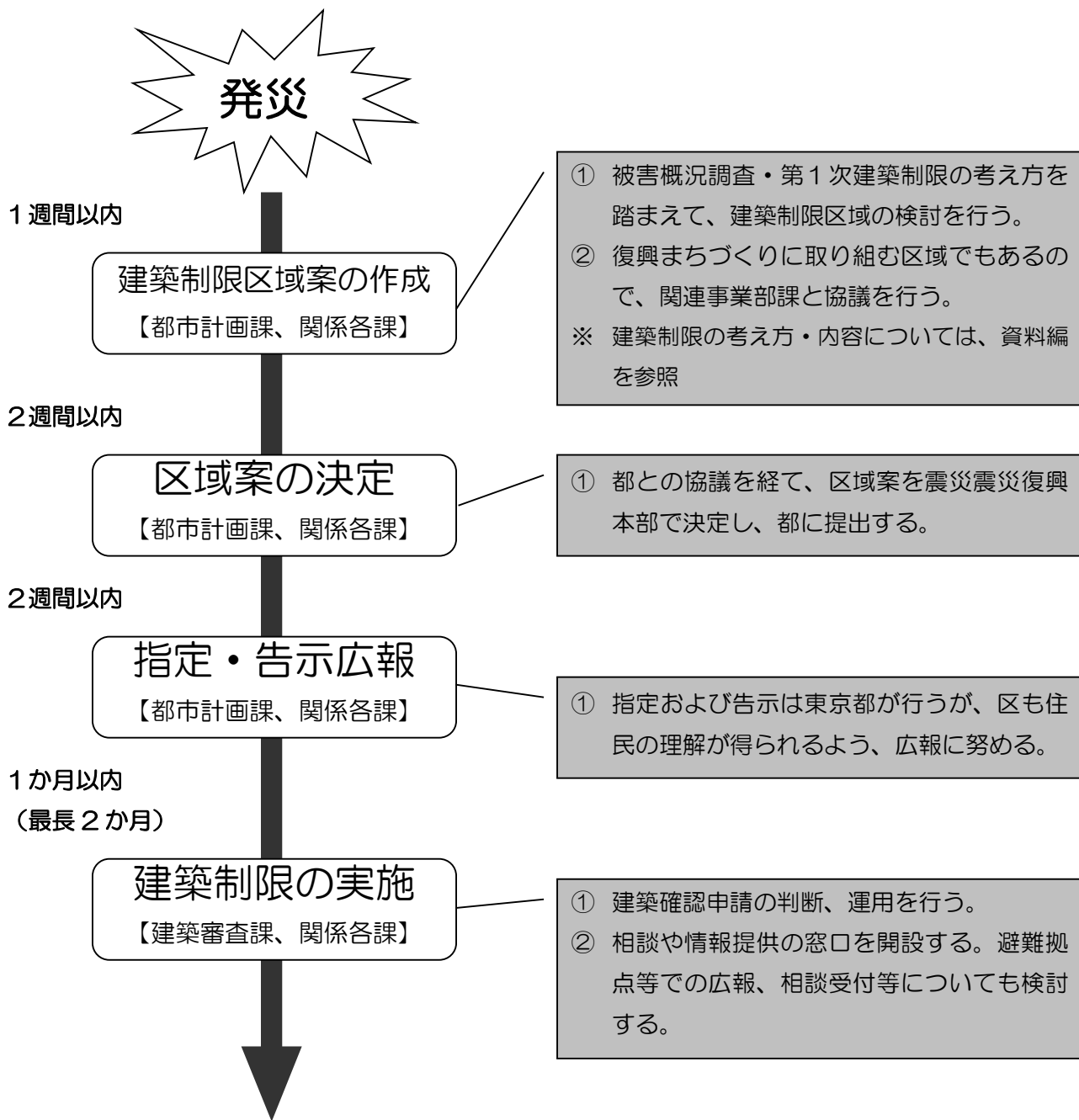
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 第1次建築制限は、東京都知事が区域指定と制限内容を告示するので、区域案作成等は東京都と事前協議を行う。
- 東京都知事は、仮設建築物の制限の緩和（建築基準法第85条1項）の告示も行うので、あわせて協議する。
- 第1次制限は、復興まちづくりに取り組む意思表示でもあるので、事業関連の部局と協議を行う。
- 建築制限の広報に当たって、制限内容を正確に伝える（全面禁止と受け取られない）よう配慮する。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

-
-
-
-
-
-
-

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第021- 6 第1次建築制限の考え方
- 資料第021- 7 建築基準法第85条第1項に基づく仮設建築物に対する制限の緩和の実施
資61~62ページ

3 家屋被害状況調査

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課	都市計画課

家屋被害状況調査は、被災から1か月程度の間、家屋被害の状況をより詳しく把握するために実施する調査である。行政職員を主体として被災地区内の全建物を調査し、全壊・大規模半壊・半壊・全焼・半焼など被害状況を調査する。

公的に住家の被害を認定するとともに、被災者へのり災証明書の根拠となる調査であり、都市復興の基礎データになる。調査が大幅に遅れると予想され、調査結果が復興地区区分の資料として不十分な場合には、代替調査を実施する。

なお、住家に関する調査については、り災証明書発行のための調査（住家被害認定調査）と兼ねる場合もある。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1週間以内	人員の確保等調査の準備を整える
1か月以内	現地調査を行い、図化・台帳作成を行う
1か月以内	調査票を集計し、東京都に報告する

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

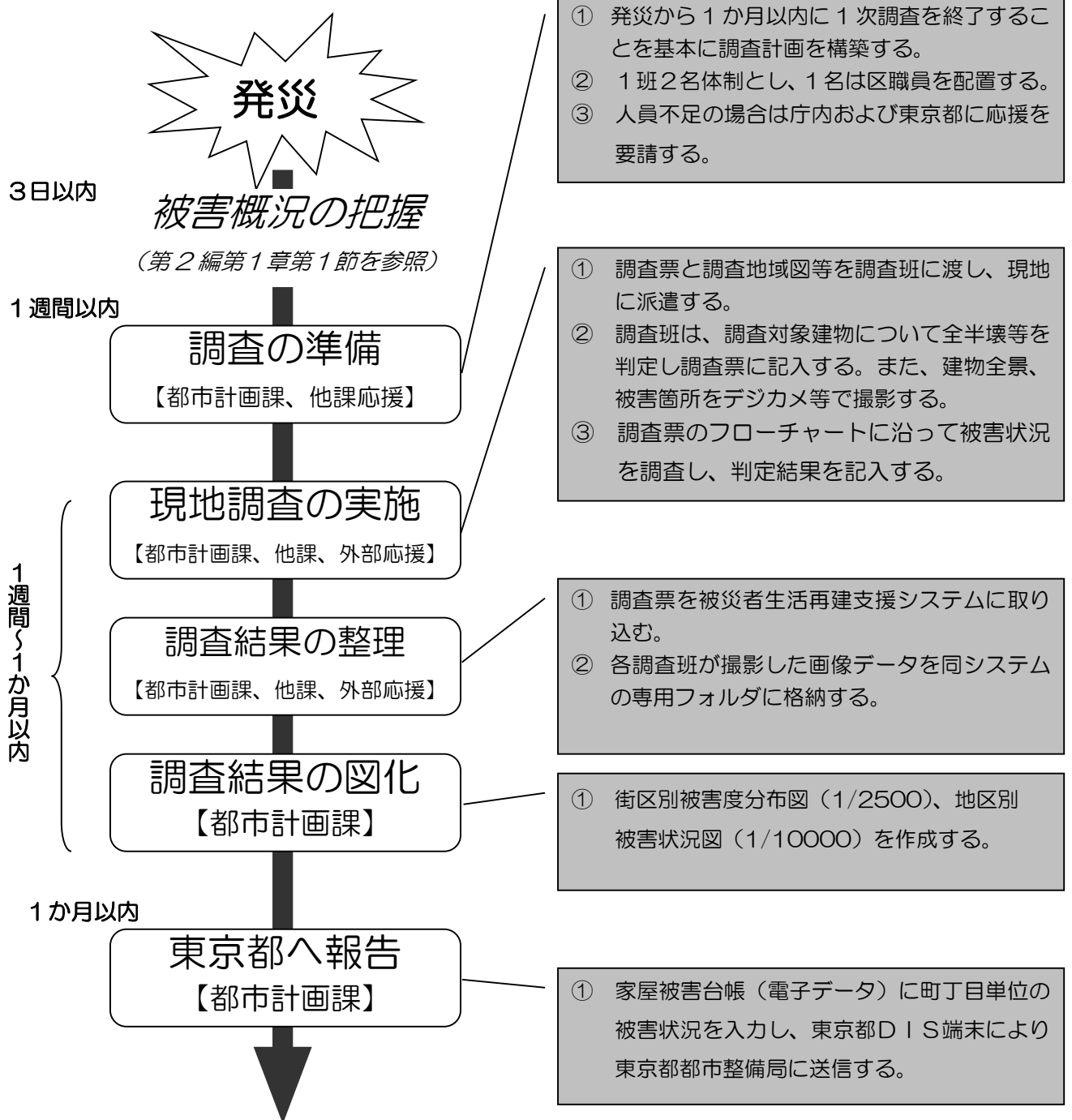
事前準備

- 調査方法は、関連する研修の受講等により習熟しておく。
- り災証明書発行マニュアルを作成しておく。
- 調査に当たり、個人情報取扱いについて、東京都と調整しておくこと。

留意事項

- 作業が大幅に遅れ、復興計画策定作業に影響を生じると見込まれるときは、応急危険度判定の調査票をもとに被災市街地の建物の被害状況を分析し、実働調査に代える。
- 調査チームの編成に当たっては、建築知識を有する者との編成を考慮する。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- 調査地域図
- 調査票（木造用、非木造用）
- 住家被害認定用パターンチャート
- 調査済証
- 調査員証、腕章、ベスト
- 筆記具
- カバン（画板付き）

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第 021- 8 家屋被害状況調査要領
- 資料第 021- 9 家屋被害状況調査票(東京都様式)
- 資料第 021-10 家屋損壊判定基準例
- 資料第 021-11 用語解説
- 資料第 021-12 家屋判定基準例に基づく参考事例
- 資料第 021-13 災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)
- 資料第 021-14 代替調査

資 63~79 ページ

4 時限的市街地

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課課	都市計画課

まちの復興を円滑に進めるため、被災者の生活の場となる時限的（仮設）市街地を形成し、応急的な生活の場を提供する。

時限的市街地には様々の種類がある。被災状況や都市復興基本方針に基づいて適切に時限的市街地の形成を行うよう計画し、建設する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1 か月以内	時限的市街地づくりの方針案の決定
1 か月後	用地の確保と時限的市街地の計画作成
2 か月～2 年	時限的市街地の建設と入居

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

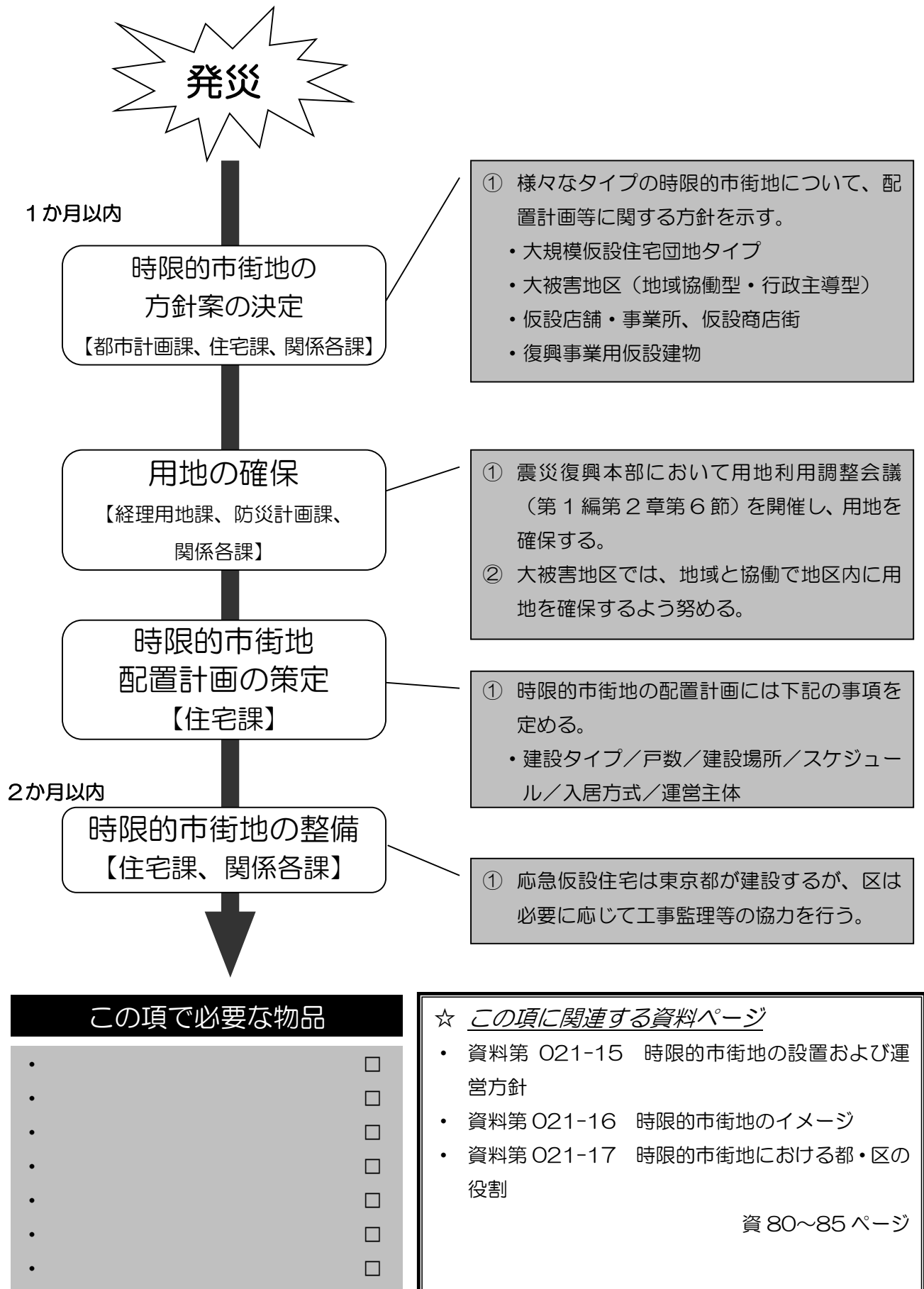
事前準備

- 災害救助法に基づく応急仮設住宅（東京都が建設）、復興事業に伴う事業用仮設建物（事業主体が建設）以外の仮設建築物について、手法など検討しておくことが重要になる。
- 民有地の時限的市街地利用に伴う協定、費用負担等について事前に検討しておくことが重要である。

留意事項

- 公園などの公共用地のほか、企業保有地・農地等民間オープンスペースの活用も必要になる（第1編第2章第6節「用地確保と利用調整」参照）。
- 応急仮設の建設量を抑制するため、修理が可能な建築物の利用、公的住宅や民間賃貸住宅の活用などにも取り組む（第2編第3章第2節「応急的な住宅の確保」参照）。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



1 章

5 復興対象地区区分

★地域防災計画
Ⅱ 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課	都市計画課

被災市街地の被害の程度や都市基盤整備状況を考慮し、都市復興を計画的に進めるため、復興対象地区を設定し、公表する。

復興対策基本図1・2・3を重ね合わせて、以下の復興地区区分を設定する。

- ・重点復興地区（抜本的な改造を要する地区）
- ・復興促進地区（部分的な改造を要する地区）
- ・復興誘導地区（基本的に自力再建をする地区）
- ・一般地区（被害が少ないか無被害の地区）

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1 か月以内	復興対策基本図を作成する
1 か月以内	復興地区区分を設定する
1 か月	復興地区区分の決定と告示を行う

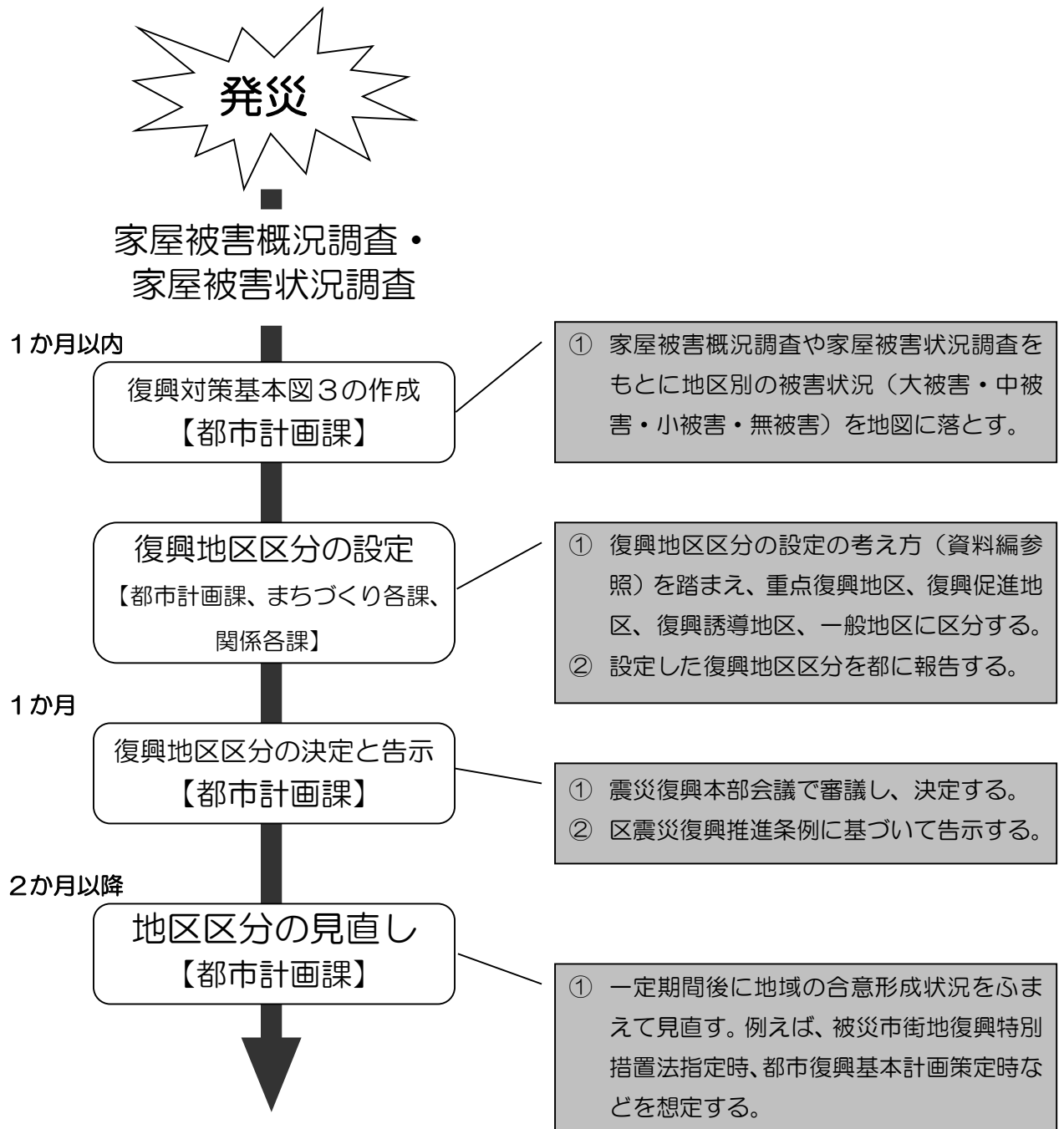
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 重点復興地区の設定に当たっては、第1次建築制限区域との整合性に留意する。
- 復興地区区分の設定は、家屋被害状況調査の結果を踏まえて行うことになっているが、実際はほぼ同時並行となるので、効率的に作業を進める。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- ・復興対策基本図1
- ・復興対策基本図2
- ・家屋被害状況（概況）調査の結果
- ・
- ・
- ・
- ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・ 資料第021-18 復興地区区分の設定の考え方
資 86～97 ページ

第1章 第3節

都市復興基本計画の策定と展開

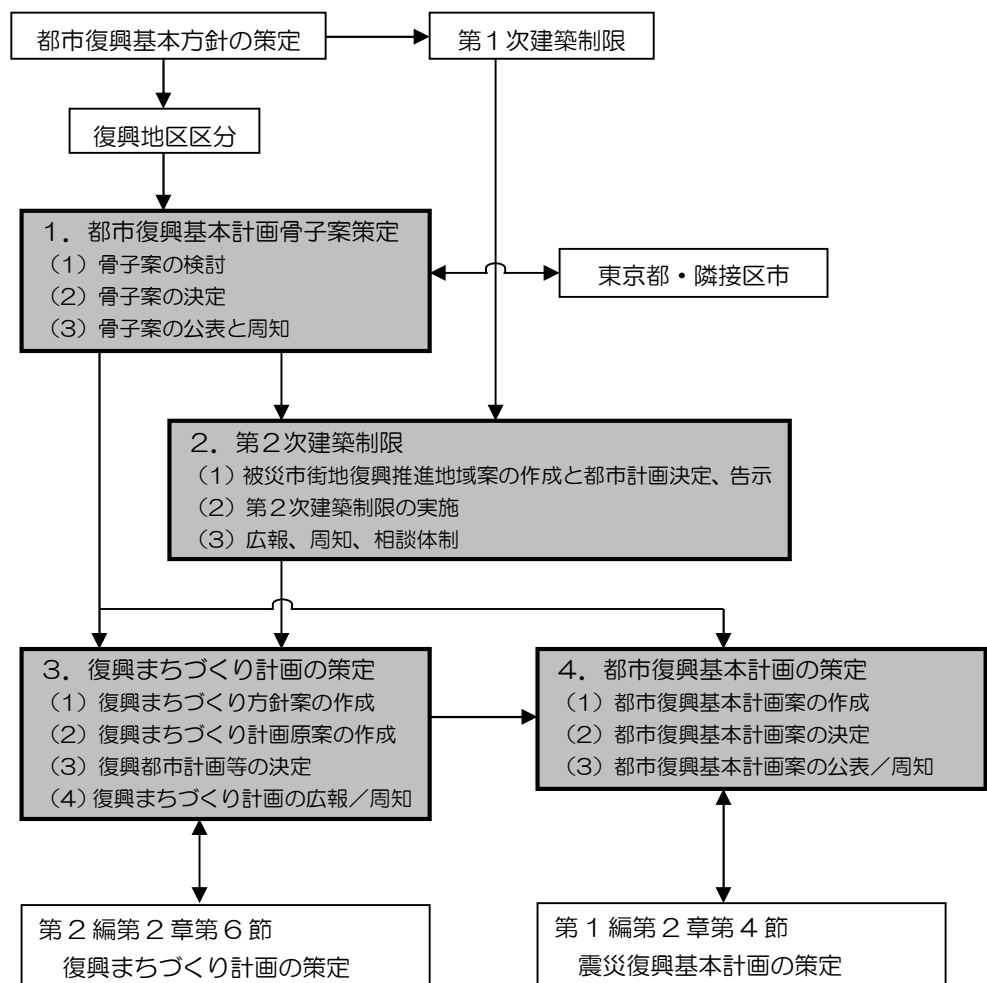
本節はおおむね震災後2か月前後から半年の復興計画策定段階を扱う。

被災後に公表した都市復興の基本方針をもとに、「都市復興基本計画の骨子案」を作成し公表・周知する。

また、骨子案を踏まえ復興まちづくりを行う重点地区等では、第1次建築制限が最長2か月間で期限を迎えるので、必要がある場合は「第2次建築制限」に移行する手続を行う。

並行して、地域協働復興の手順を踏むなどして、地区レベルの復興まちづくり計画を策定する。

これらを踏まえて都市復興基本計画を策定する。



1 章

1 都市復興基本計画（骨子案）の策定

★地域防災計画
Ⅱ 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課	都市計画課

被災後2か月以内を目途に、都市復興基本計画（骨子案）を策定し公表する。これは、都市復興基本方針を踏まえて、地域ごとの復興都市づくりの骨格・基本フレームを示すものである。

都市復興基本計画（骨子案）をベースに、第2次建築制限や地区レベルの復興まちづくりを展開していくことになる。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1 か月前後	都市復興基本計画（骨子案）の原案を作成
2 か月以内	都市復興基本計画（骨子案）を定める
2 か月	都市復興基本計画（骨子案）を公表・周知する

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

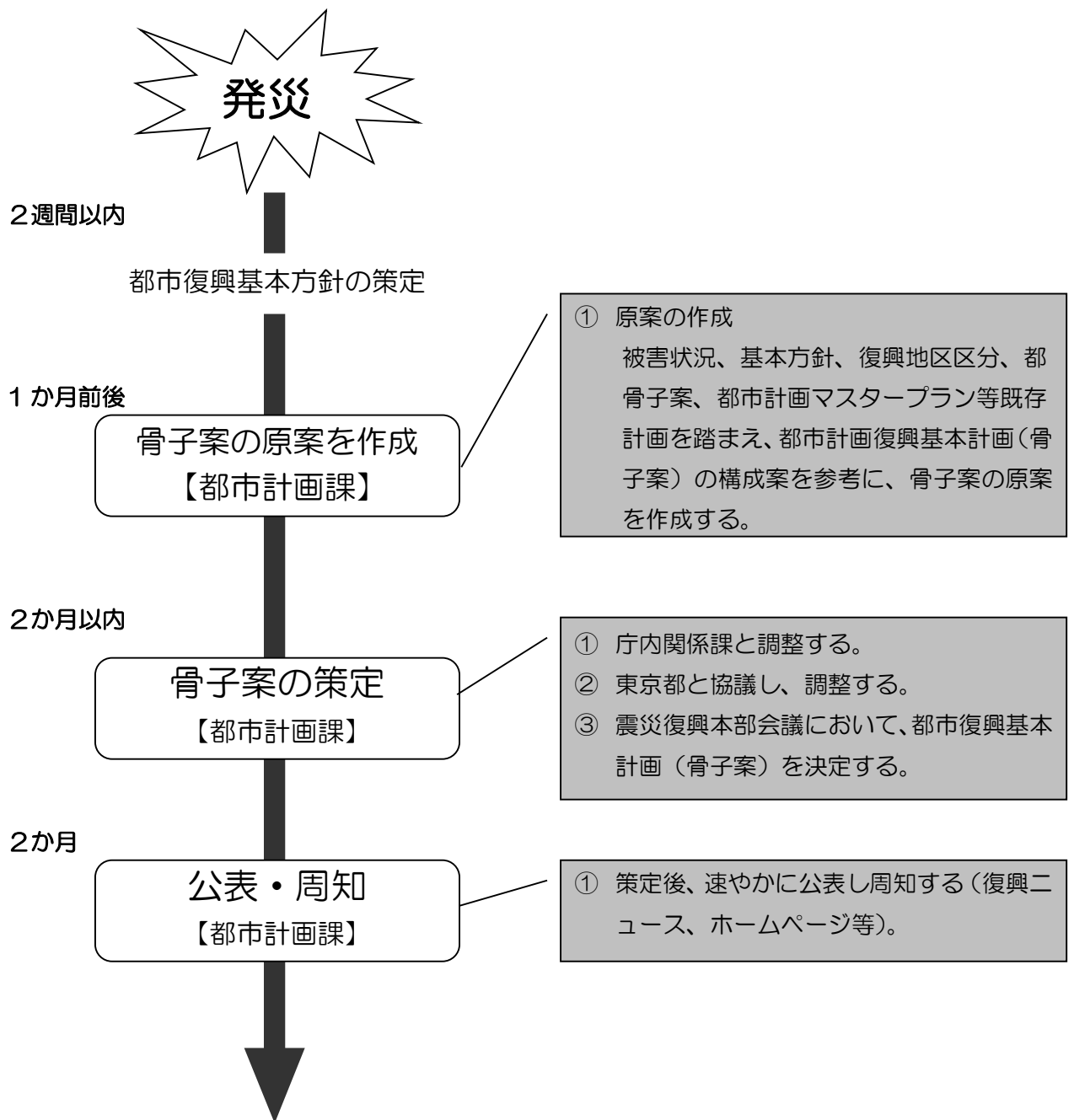
事前
準備

都市復興基本計画（骨子案）に盛り込むべき計画項目について検討しておく。

留意
事項

- 区としての骨子案の策定に当たって、都市計画審議会やそれにかわる審議の場（復興委員会等）の確保を検討しておく。
- 骨子案について、区民意見を求め、都市復興基本計画に反映させる手順を検討する。
- 骨子案の策定については、東京都とも協議する。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- 都市計画マスタープラン等
- 復興対策基本図 1・2・3
- 復興地区区分図
- 都市復興基本方針
-
-

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第 021-19 区市町村の都市復興基本計画骨子案について
 - 資料第 021-20 区市町村都市復興基本計画（骨子案）策定指針
 - 資料第 021-21 区市町村都市復興基本計画（骨子案）の構成案
 - 資料第 021-22 都市復興基本計画（骨子案）の被災地域別計画図作成イメージ
- 資 98～102 ページ

1 章

2 第2次建築制限の実施

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課	都市計画課・建築審査課

区は、被災市街地復興特別措置法第5条に基づき被災市街地復興推進地域を指定し（区決定）、同法第7条に基づき地域内の建築行為等を制限する。これは、第1次建築制限期間内に復興都市計画の決定に至らない場合に指定する。

被災市街地復興推進地域は、重点復興地区を基本に、事業等の導入が必要な地域を指定する。地域指定ができる期間は、発災の日から2年以内である。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 2 か月以内	被災市街地復興推進地域案を作成する
2 か月以内	推進地域の都市計画決定・告示を行う
最大 2 年まで	第2次建築制限を実施する

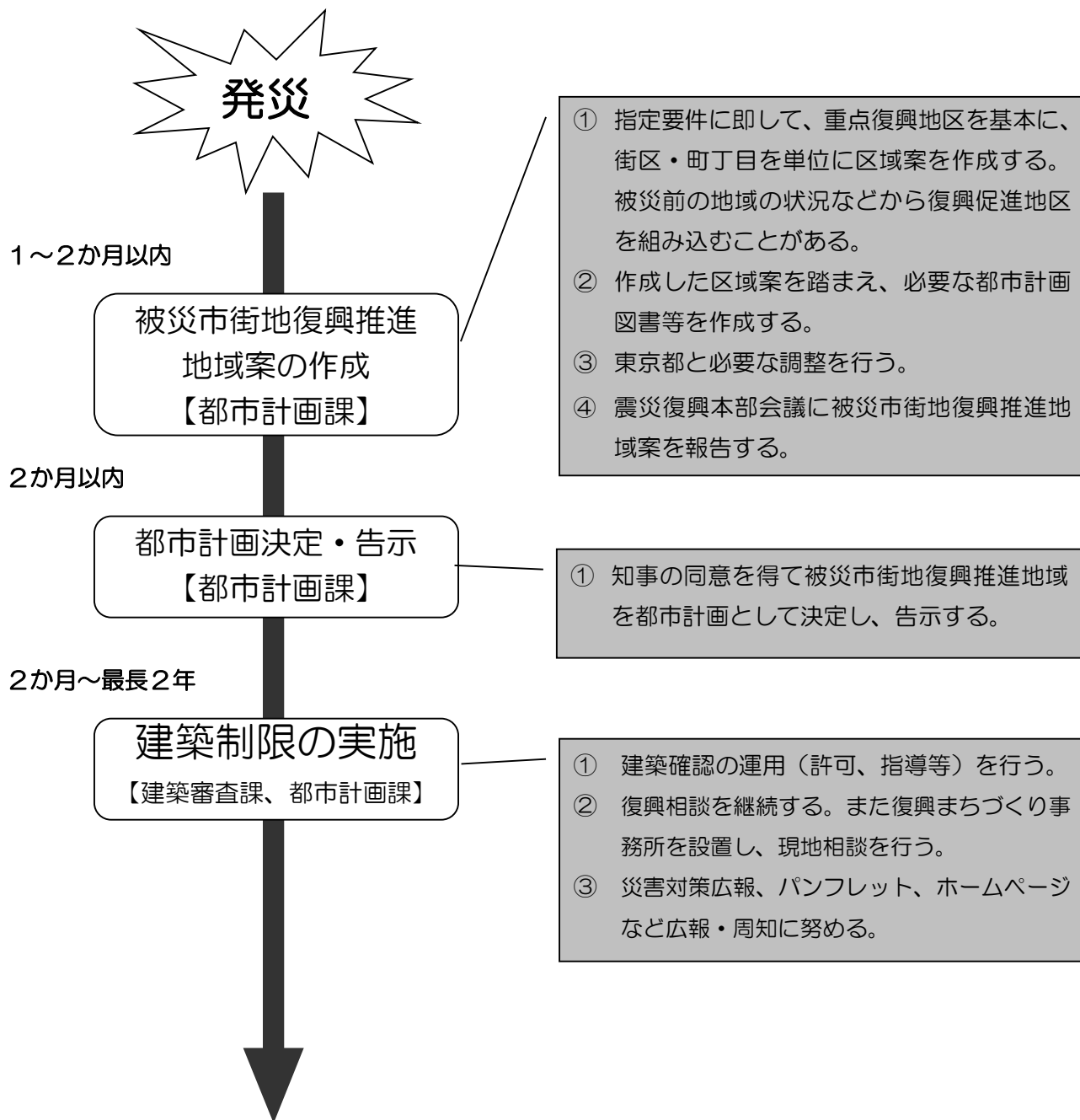
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 第2次建築制限の制限内容についても、東京都と調整すること。
- 第2次建築制限は、復興まちづくりに引き続き取り組むためのものであるため、事業関連の部局と協議を行う。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- ・ 第1次建築制限区域
- ・ 復興地区区分図
- ・
- ・
- ・
- ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・ 資料第 021-23 第2次建築制限の考え方
- ・ 資料第 021-24 第2次建築制限の実施における区と都の役割

資 103～105 ページ

1 章

3 復興まちづくり計画の策定

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課・まちづくり各課	まちづくり各課

都市復興基本計画（骨子案）を踏まえ、個別地区の復興施策の具体化を図る。概ね2か月を目処に、復興地区区分に即して地区ごとに復興まちづくり方針を公表する。それを踏まえて地区ごとに復興まちづくり計画案を作成し、概ね6か月を目途に都市計画手続等を行い、計画を決定する。

計画案の作成には、地域協働復興による進め方（第2編第2章参照）および行政が住民意見を踏まえて行う進め方の2通りがある。

行政主導で行う地区では、意見反映を行って復興まちづくり計画案を策定、広報を行う。合意形成状況を踏まえて、都市計画決定等の手続を行い、復興まちづくり計画として確定する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 2か月以内	区で復興まちづくり方針を作成し公表
6か月以内	復興まちづくり計画原案作成と意見反映
6か月以降	都市計画決定を経て復興まちづくり計画を確定

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

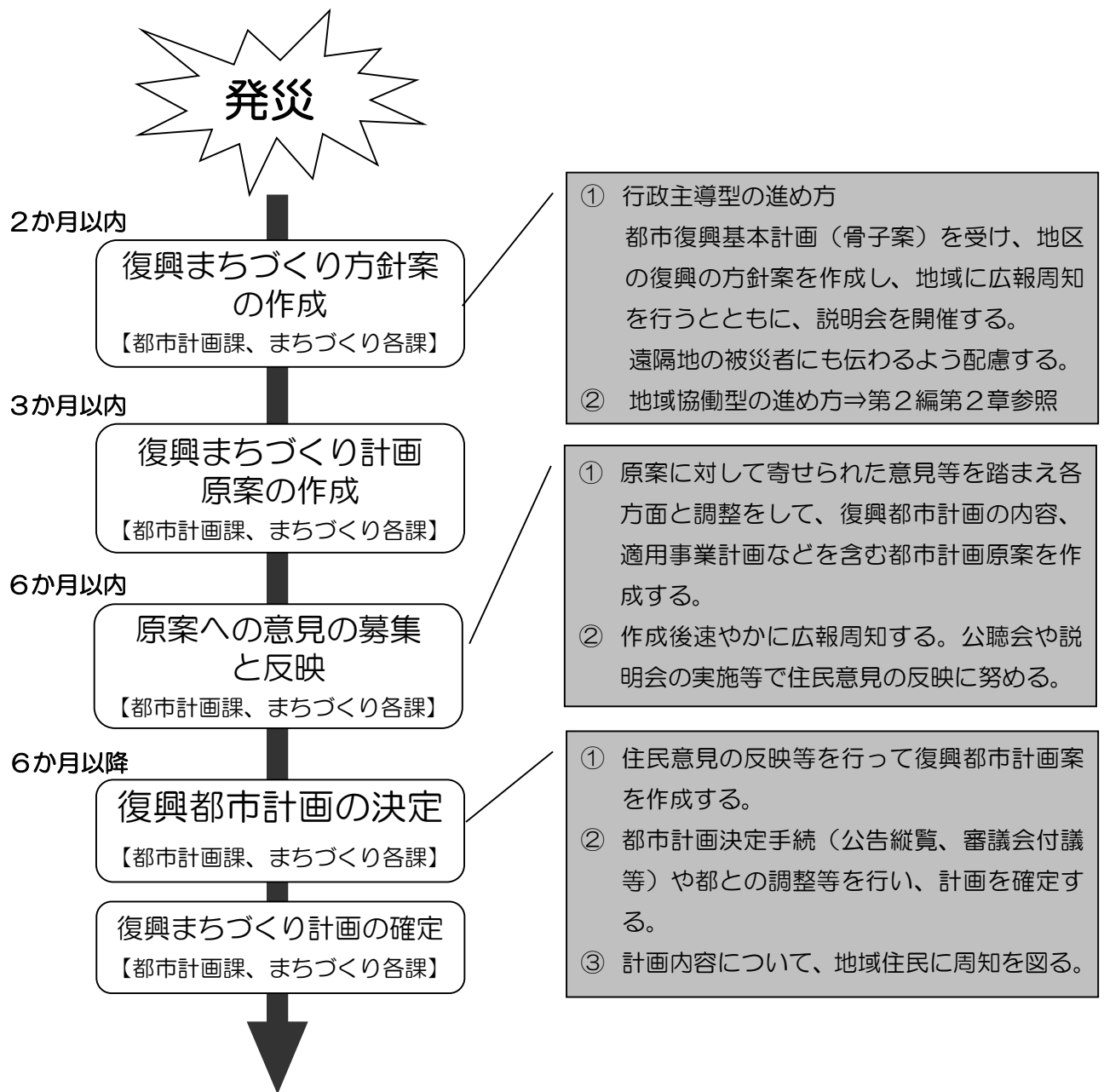
事前準備

- 道路等の基盤が不足しており、市街地整備が必要な地区では、事業計画の確定に先立って公園・道路用地の先行買収を行うことについて検討しておく。
- 復興まちづくり計画の作成や合意形成に当たり、必要な場合は専門家（コンサルタント等）を活用する。事前にその選定方法等について定めておく。

留意事項

- 概ね6か月を目処に復興まちづくり計画を策定する。地域協働により計画策定を進める地区において、概ね6か月の段階で、復興市民組織が結成されないなど大幅に復興計画作成が遅れる場合は、行政主導型の進め方に切り替えることも考慮する。
- 「復興都市計画案」は都市計画決定手続用の法定図書である。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



- この項に必要な物品**
- ・復興まちづくり計画作成例（資料編参照）
 - ・
 - ・
 - ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・ 資料第 021-25 復興まちづくり計画の策定方法
- ・ 資料第 021-26 復興まちづくり計画等策定指針
- ・ 資料第 021-27 復興まちづくり計画原案の作成例
- ・ 資料第 021-28 【参考】復興まちづくり計画原案の例示のための地区区分
- ・ 資料第 021-29 【参考】インフラ整備に関する検討に当たって考慮すべき事項
- 資料第 021-30 【参考】市街地整備に関する検討に当たって考慮すべき事項

資 106～115 ページ

1 章

4 都市復興基本計画の策定

★地域防災計画
Ⅱ 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課	都市計画課

被災後6か月以内を目処に、練馬区全体に関わる都市復興のマスタープランとなる都市復興基本計画を取りまとめる。これは、骨子案やその後の進捗状況、地区の復興まちづくり計画、区民の意見および地区住民等との協議の成果を反映させて作成する。

主要な項目としては、基幹的施設およびその他都市施設の整備内容、地区別の適用事業と整備計画、スケジュール等を記載する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 2か月以降	都市復興基本計画案の検討
6か月以内	区民意見の反映
6か月前後	都市復興基本計画の策定と公表

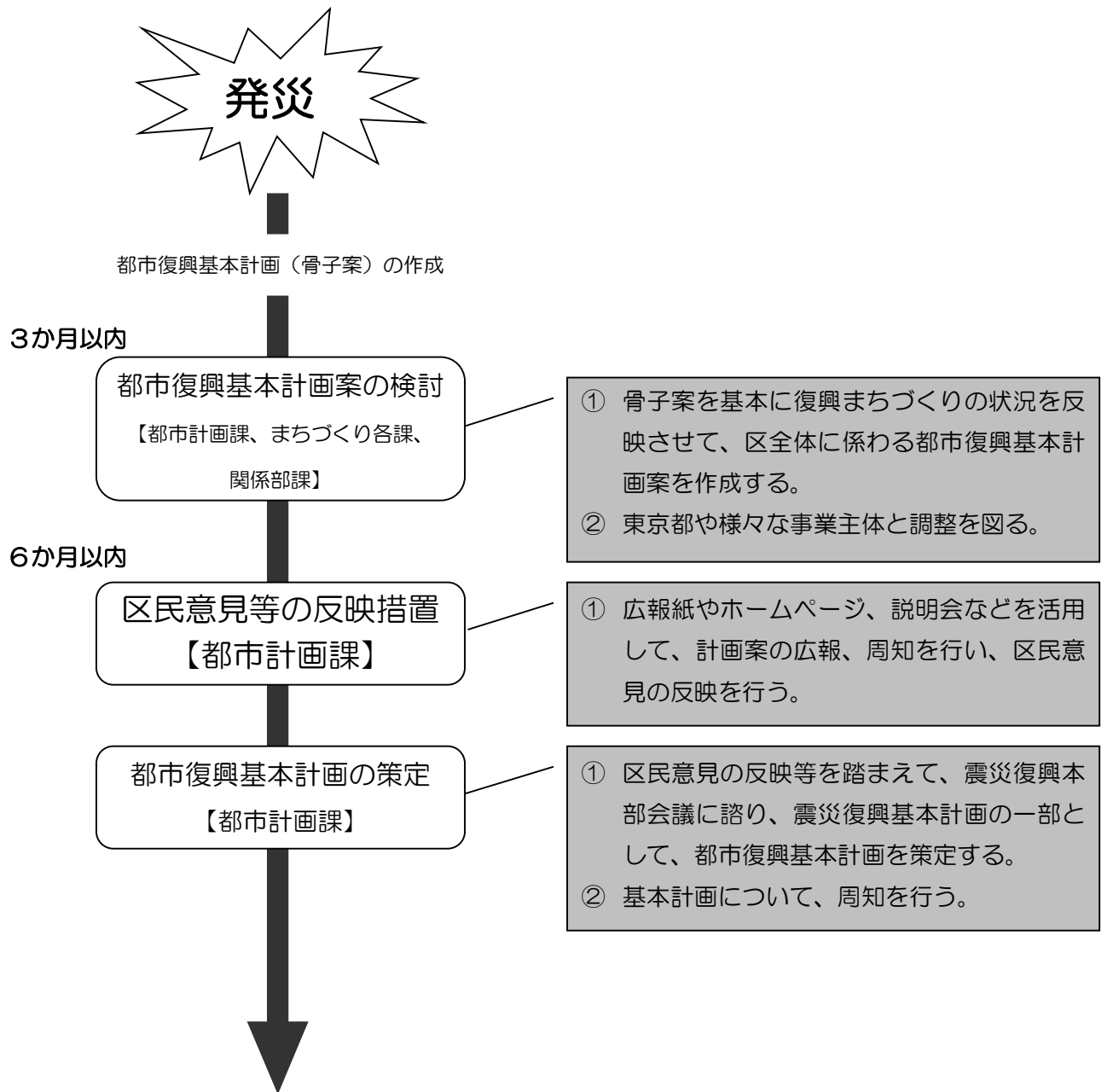
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 計画案の作成に当たっても、都市計画審議会などを活用した計画検討の場を設置することなど、進め方を検討しておくこと。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項で必要な物品	
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第 021-31 都市復興基本計画の策定

資 116 ページ

第1章 第4節

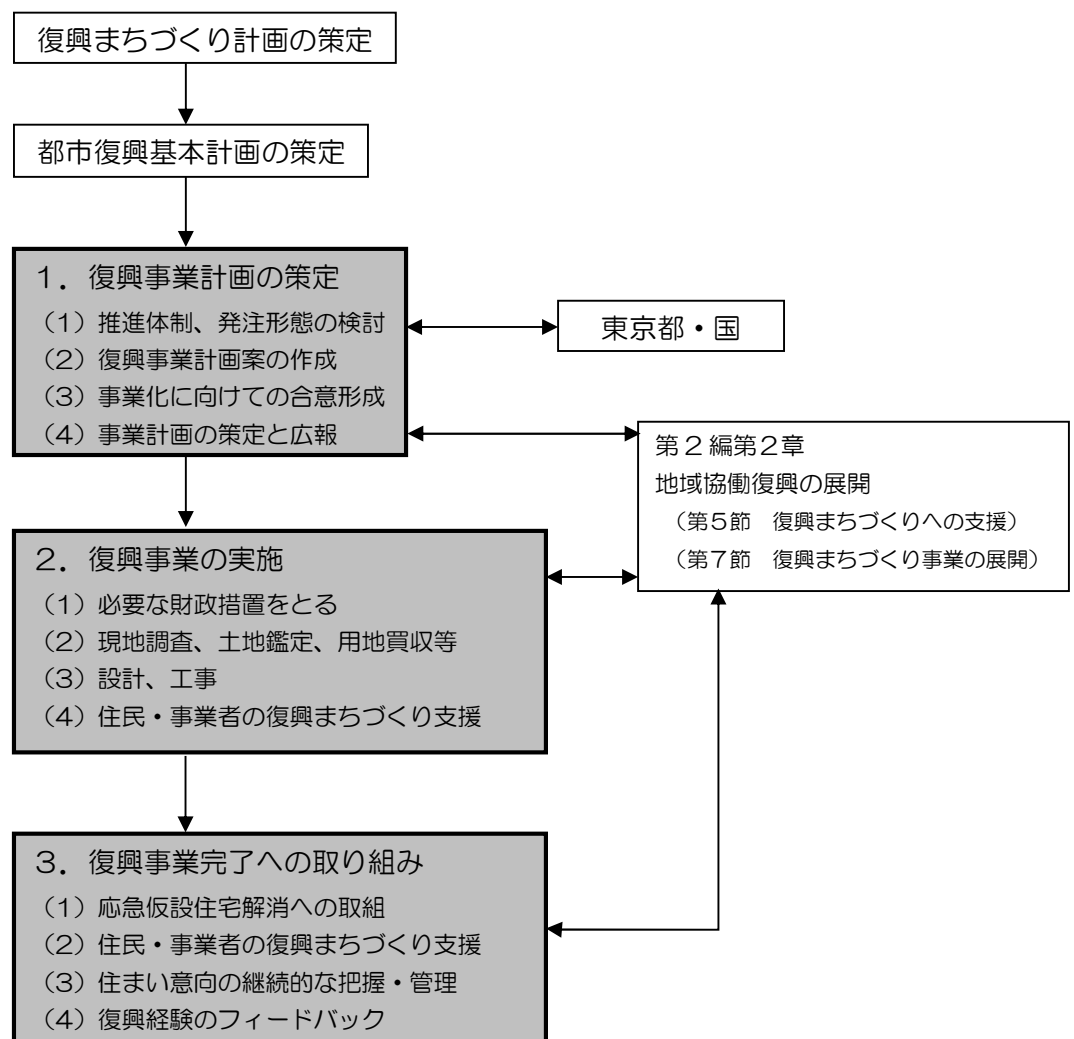
復興事業の推進

本節はおおむね震災後6か月前後からの復興事業を展開していく段階を扱う。

都市復興基本計画に基づいて、都市施設の整備、市街地整備事業など復興事業計画を作成し、事業を展開する。

事業計画策定に当たっては、制度的手続や予算措置などが必要になり、また一方では関係権利者への理解協力を求めることが必要になる。

事業の進捗に合わせて、各種施設のデザイン検討や復興地区・施設の運営などに、区民が主体的に係わることが望ましい。このため、地域復興組織（復興まちづくり協議会）や町会自治会などと連携して、区民のまちづくり活動を支援していく。



1 章

1 復興事業計画の策定

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
まちづくり各課	まちづくり各課

復興まちづくり計画および都市復興基本計画等にもとづき、都市施設の整備、面的整備事業（再開発、土地区画整理）や修復型の任意事業について、復興事業計画を策定する。

個別事業計画にあたっては、震災復興のための特例措置の活用を図るとともに、財源の確保などについて関係機関と調整を図る。並行して関係権利者との合意形成に取り組む。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 6 か月前後	事業推進体制・多様な発注形態の検討
6 か月以内	復興事業計画案の作成
6 か月以降	事業化へ向けての合意形成
6 か月以降	事業計画の策定と広報

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

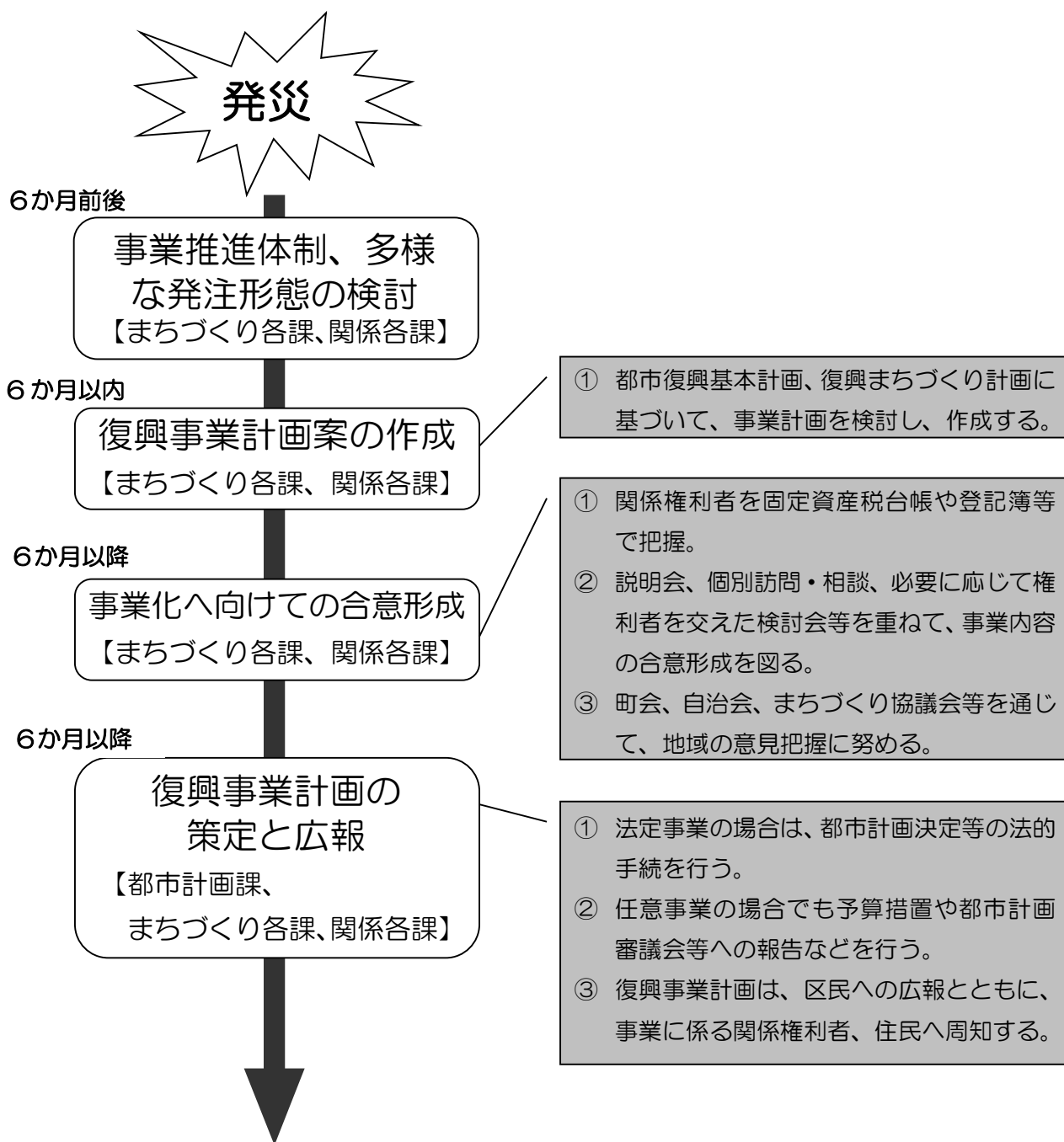
事前準備

- 震災復興に活用できる事業制度について整理しておく。
- 円滑な事業実施のため、平時から、発注手続の期間短縮化や作業の効率化による工期短縮等に寄与する発注方法、発注に必要な様式書類、要項等の準備を進めておく。

留意事項

- 復興に関する事業制度や特例措置について、十分に把握しておくこと。
- 被災状況に応じて国が創設する復興補助メニューを踏まえて検討を行う。
- 復興事業は、基本的には都及び区市町村が事業者となるが、事業の内容により公社、機構、組合や民間企業等も事業者になりうるので、必要に応じて調整を図る。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- ・復興まちづくり計画
- ・都市復興基本計画
- ・適用する事業の要綱等
- ・
- ・
- ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・ 資料第 021-32 復興事業の推進
資 117~123 ページ

1 章

2 復興事業の実施

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
まちづくり各課、都市計画課（みどりのまちづくりセンター）	都市計画課 （みどりのまちづくりセンター）

策定した復興事業計画にもとづき、各々の復興事業を推進する。
復興まちづくりとともに、計画の柔軟な見直しも視野に入れ、できるだけ円滑かつ確実に事業を進められるよう心がける。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 6 か月前後	必要な財政措置をとる
6 か月前後	現地調査、土地鑑定、用地買収等
6 か月以降	設計、工事
6 か月以降	住民・事業者の復興まちづくり支援

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前

準備

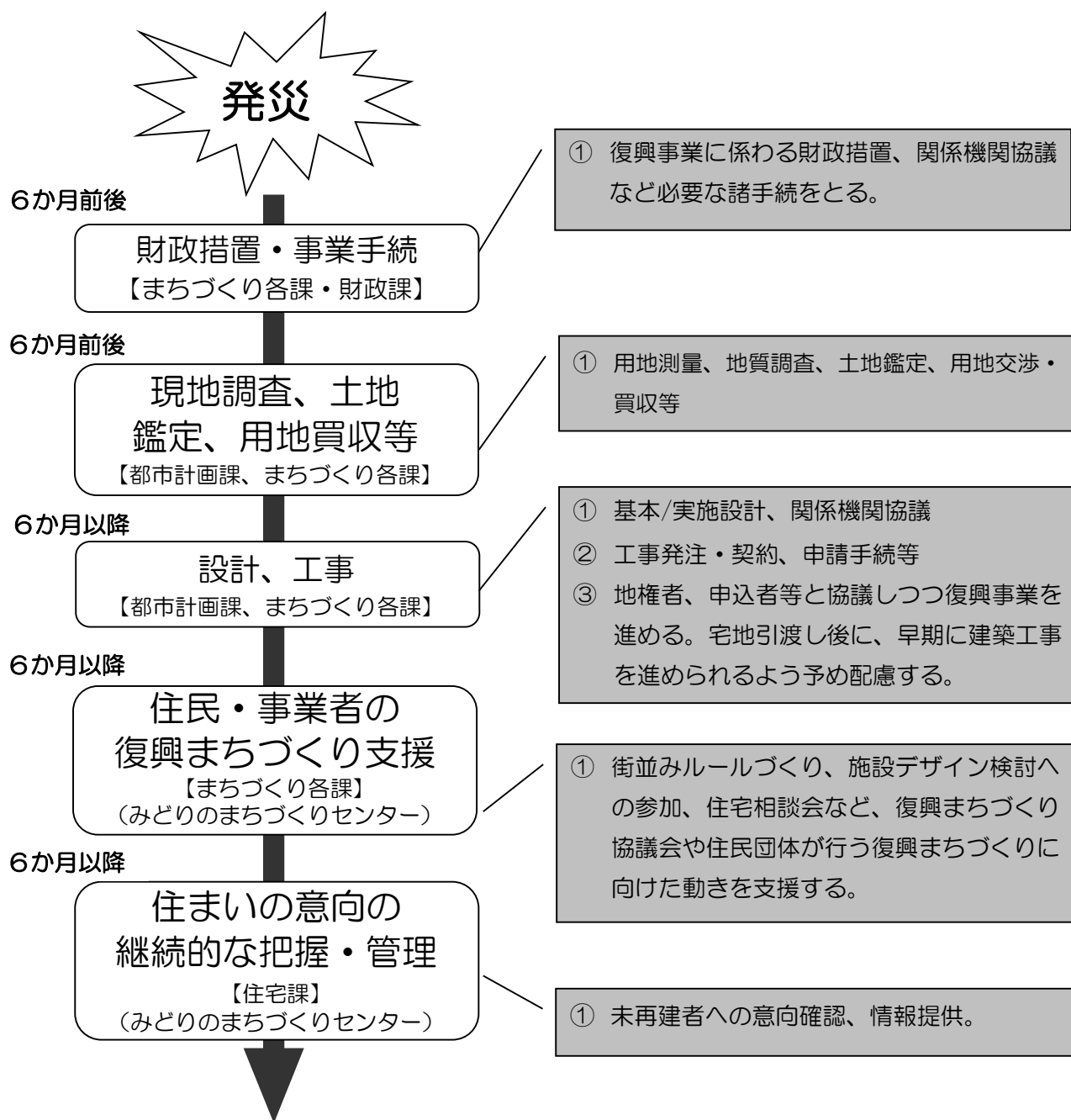
- 環境まちづくり公社とみどりのまちづくりセンターの区民への支援について、協定を締結しておくこと。

留意

事項

- 復興事業計画は、暫定的な図面情報を基にした誤差もあろうる測量結果に基づく計画であることから、開発適地の検討は見直しも想定するなど、柔軟に対応する。
- 事業への区民の正式申込みや宅地の場所決めを早い段階に行うことにより、申込者は建築等の設計を早く始められ、区はキャンセルや空き区画の発生リスクを軽減できる。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品	
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>

☆ この項に関連する資料ページ

- （再掲）資料第 021-32 復興事業の推進
 資 117～123 ページ

1 章

3 復興事業完了への取組

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
まちづくり各課、都市計画課（みどりのまちづくりセンター）、住宅課	都市計画課 （みどりのまちづくりセンター）

復興まちづくりにおける事業完了段階として、応急仮設住宅の管理・集約・解消への取り組み、事業完了後を見据えた事業所・住まいの再建支援、さらには復興経験のフィードバック等を進める。並行して、区民からの自発的なまちづくり活動を育成する。特に、コミュニティ再生や高齢者の分野など、事業区域周辺の地域住民も含めて参加するソフトなまちづくりについても促進する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1年前後	応急仮設住宅解消への取組
前項から継続	住民・事業者の復興まちづくり支援
前項から継続	住まいの意向の継続的な把握・管理
1年程度以降	復興経験のフィードバック

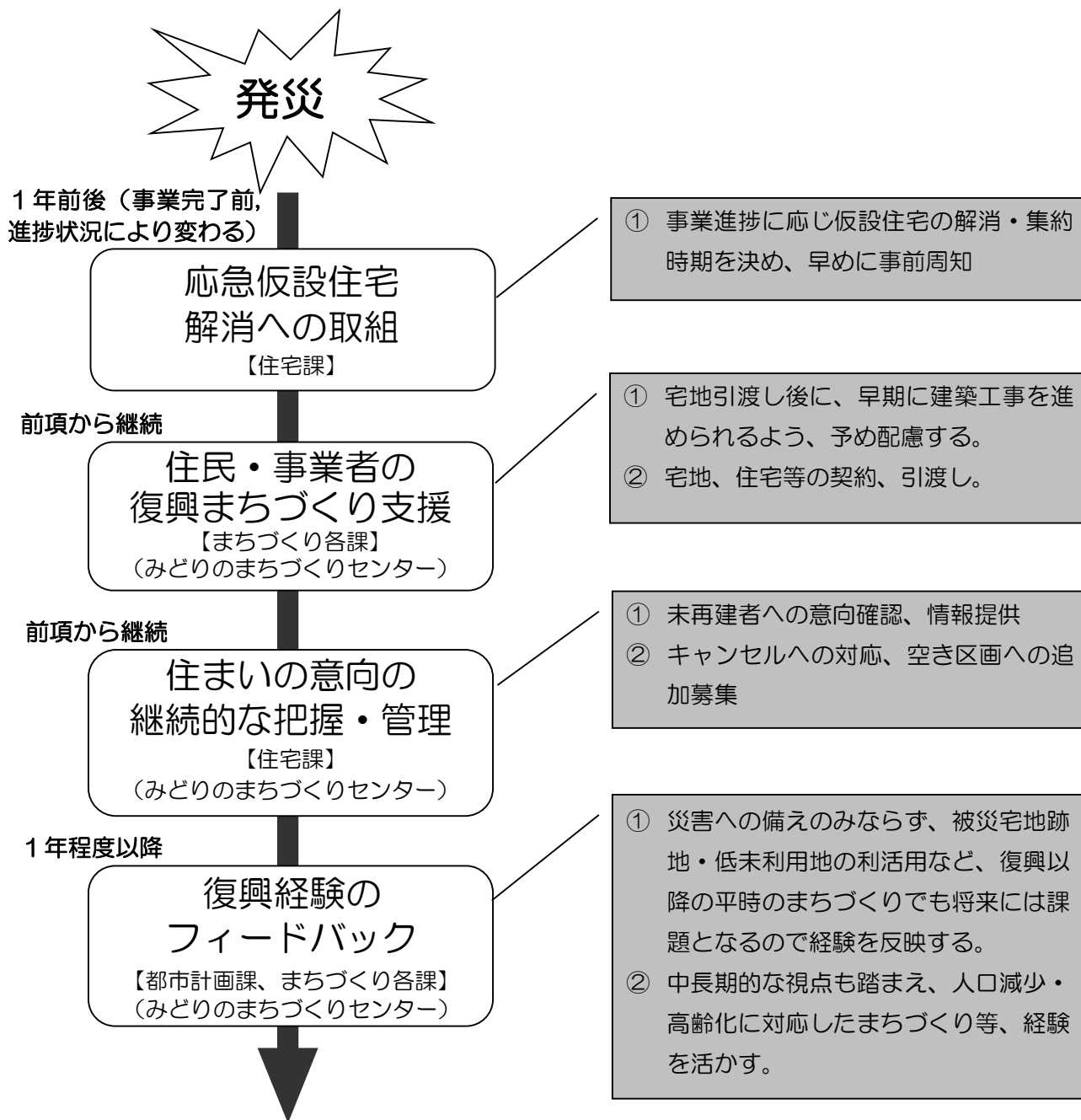
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 事業完了に向けては被災者の実情を踏まえ、申込のキャンセル対応、空き区画等への追加募集の実施が必要となる。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

-
-
-
-
-
-
-

☆ この項に関連する資料ページ

- (再掲) 資料第 021-32 復興事業の推進
資 117~123 ページ

第2編 都市の復興

第2章 地域協働復興

◎ 都市の復興と地域協働復興の関係

本章は、復興に当たって、地域住民等が「地域復興組織（復興まちづくり協議会）」を組織し、区とのパートナーシップで「地域協働の復興まちづくり」を進める場合に適用する。

地域復興組織が結成されない場合または復興を展開中に組織が解散する場合は、「第2編第1章第3節-3復興まちづくり計画」を適用し、説明会などによる行政主導の復興まちづくりを展開することになる。

しかし、行政主導でも、町会・自治会等のコミュニティが機能している場合は、本章の復興まちづくり計画作成以外の部分を準用し、まちづくりを進める。

第2章 第1節

復興への準備

被害概況の結果等をもとに、被災地域の町会・自治会等と区が復興まちづくりおよび時限的市街地（地域内仮設住宅、店舗等）の必要性を話し合い、復興まちづくり協議会設立の準備を行う。

手順として、被害概況調査→復興準備会→復興まちづくり協議会とする。

2章

1 復興準備会の立上げ

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
まちづくり各課	都市計画課

家屋被害概況調査（P.104）の結果等をもとに、被災地域の町会・自治会等と復興まちづくりおよび時限的市街地（地域内仮設住宅、店舗等）の必要性を話し合う。

被災区域を対象に、町会・自治会、区職員が集まって話し合い、復興準備会を発足させる。

区から関連避難拠点に呼びかけ、復興準備会を開催することもできる。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1週間以降	被災地域の町会・自治会等と復興の必要性を話し合う
2週間以降	被災区域を対象に復興の進め方を話し合う
2週間以降	復興準備会の発足を定める

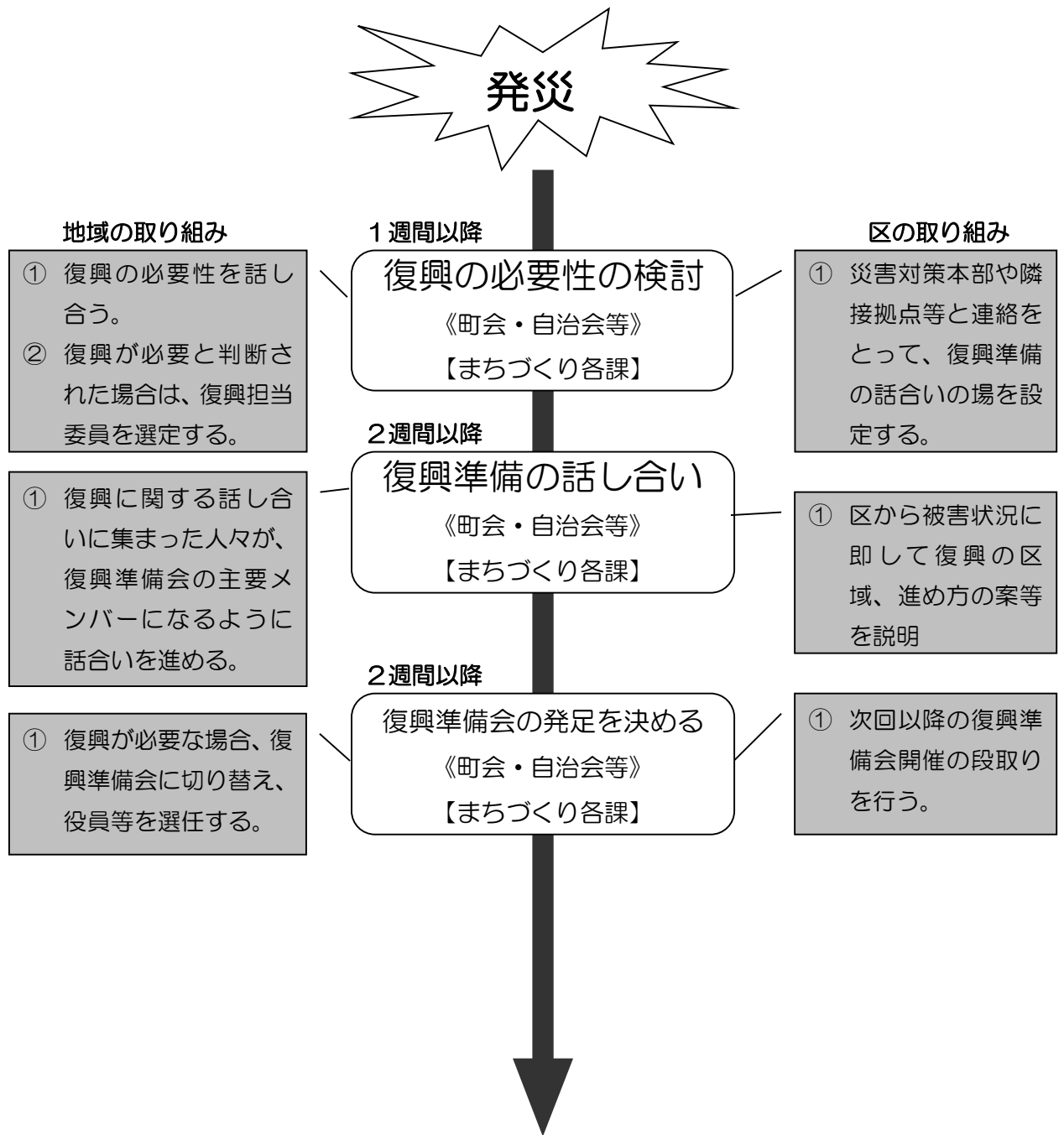
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備

留意事項

- 復興に関する話し合いに集まった人々が、復興準備会の主要メンバーになるように話し合いを進める。

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



この項に必要な物品	
・ 被害概況調査の結果	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>

☆ <u>この項に関連する資料ページ</u>
・ 資料第 022-1 復興準備会の立ち上げ方針 資 125 ページ

2章

2 復興準備会と事前協議

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
まちづくり各課	都市計画課

各地域組織（町会・自治会等）から推薦を得て、復興準備会を開催する。避難拠点内避難者、区域内在留者にも広報し、参加を妨げない。

準備会で、復興まちづくり協議会の構成等を話し合い、規約案を検討する。

従前にまちづくり条例に基づくまちづくり協議会がある場合は、復興準備会として、それを母体に復興まちづくり協議会を発足する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 2週間前後	復興準備会の委員を追加募集する
2週間以降	復興準備会を開催する
2週間以降	復興まちづくり協議会の事前協議を行う

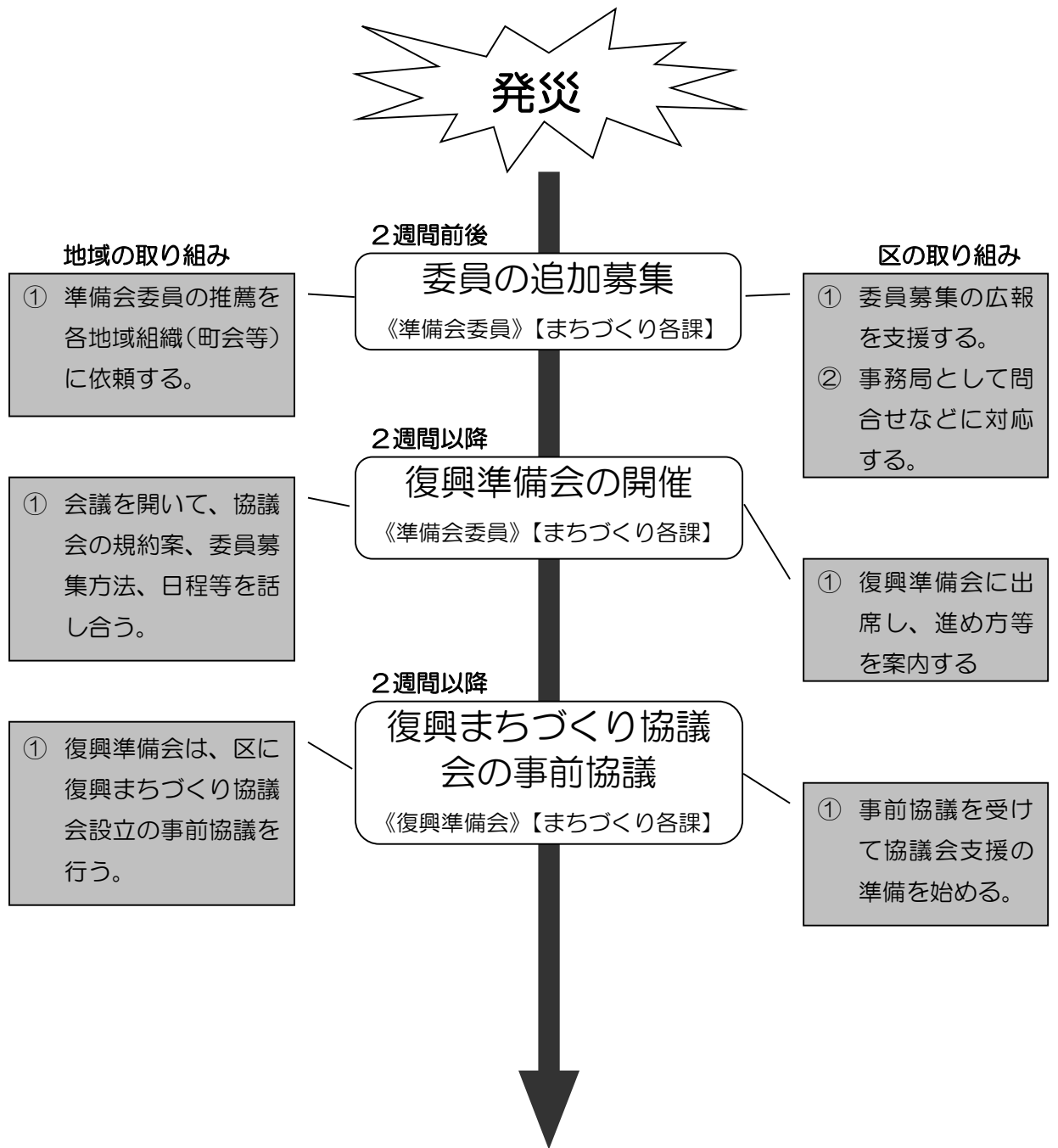
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

- 準備委員の募集方法を検討しておく。復興委員を呼びかける組織・団体をリストアップしておく。

留意
事項

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



- この項で必要な物品**
- ・ 準備会の開催通知
 - ・ 復興まちづくり協議会規約案
 - ・ 復興まちづくり協議会認定申請書
 - ・ 復興まちづくり協議会認定要件
 - ・
 - ・
 - ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・ 資料第 022-2 復興まちづくり協議会(地域復興組織)の規約案

資 126~127 ページ

第2章 第2節

復興まちづくり協議会の結成

復興準備会委員が中心になって、復興まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を開催する。準備会メンバーを仮議長において進行し、規約の承認・役員の選出ができた時点で、進行を切り替える。

協議会で決定した規約等は、できるだけ早く協議会総会またはアンケート等により会員（地区住民）からの承認を得る。

規約案が成立したら、速やかに都市整備部等と意見交換の会を持つ。その時点での復興に関する方針案の検討状況や当該地区に関する復興計画策定状況の説明を受け、必要であれば協議会として意見具申等を行う。

2章

1 復興まちづくり協議会の発足と認定

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
まちづくり各課	都市計画課

準備会委員が集まって、規約、役員を検討したら協議会に切り替え、復興まちづくり協議会を発足させる。

復興まちづくり協議会の総会終了後、区長に協議会の認定を申請する。

協議会で決定した規約等は、できるだけ早く協議会総会、もしくはアンケート等により会員（地区住民）からの承認を得る。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1 か月	協議会を開き、規約等を定める
1 か月前後	協議会の認定申請を行う
2、3 か月前後	協議会総会を開催する

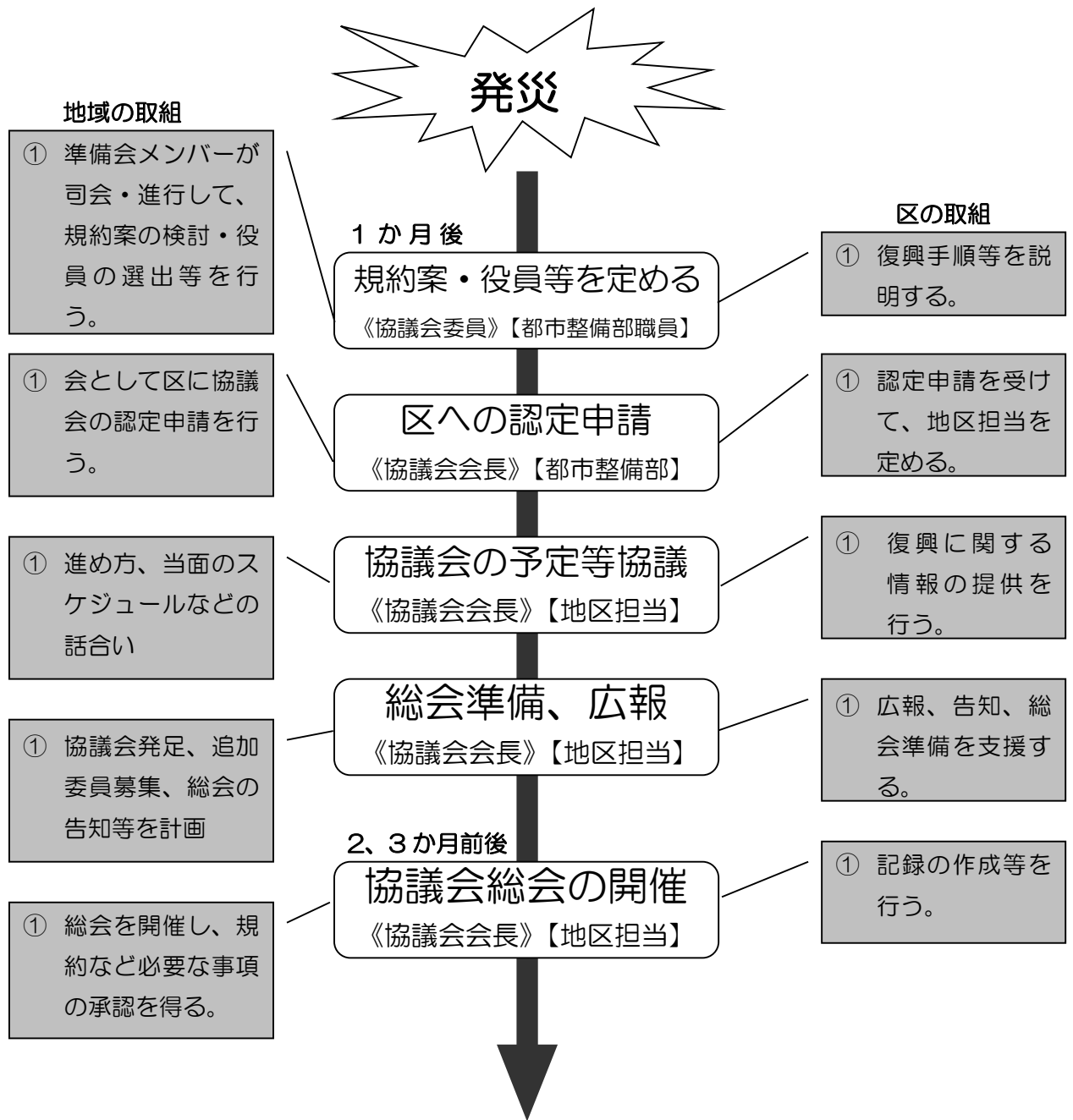
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備

留意事項

- 3～6か月程度で復興まちづくり協議会が発足しない場合の措置を定めておく（行政主導型の復興推進に切り替える、復旧レベルに止める等）。

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



- この項に必要な物品**
- 協議会申請の手引き、手順
 - 復興まちづくり協議会規約案
 - 復興まちづくり協議会認定申請書式
 - 認定書式
 -
 -

- ☆ この項に関連する資料ページ
- 資料第 022-3 東京都が想定する合意形成プロセス
 - 資料第 022-4 地域復興協議会の事例（尼崎市築地地区）
 - 資料第 022-5 復興まちづくり協議会（地域復興組織）の認定要件
 - 資料第 022-6 練馬区震災復興の推進に関する条例
 - 資料第 022-7 練馬区震災復興の推進に関する条例施行規則
- 資 128～142 ページ

2章

2 区と協議会との意見交換

★地域防災計画
Ⅱ 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第8節 応急住宅対策

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
まちづくり各課	都市計画課

協議会が発足した場合、協議会委員は速やかに震災復興本部の都市復興担当者等と協議を行う。

都市復興基本計画（骨子案）や復興まちづくり方針案の検討状況の報告を受けて、意見を反映させる。

都市復興基本計画（骨子案）や復興まちづくり方針案が定まっている場合は、この意見交換は実施せず、説明会開催に移行する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1 か月前後	意見交換の場をつくる
1 か月以降	必要な場合、区に意見具申を行う
1 か月以降	地域に広報等を行う

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

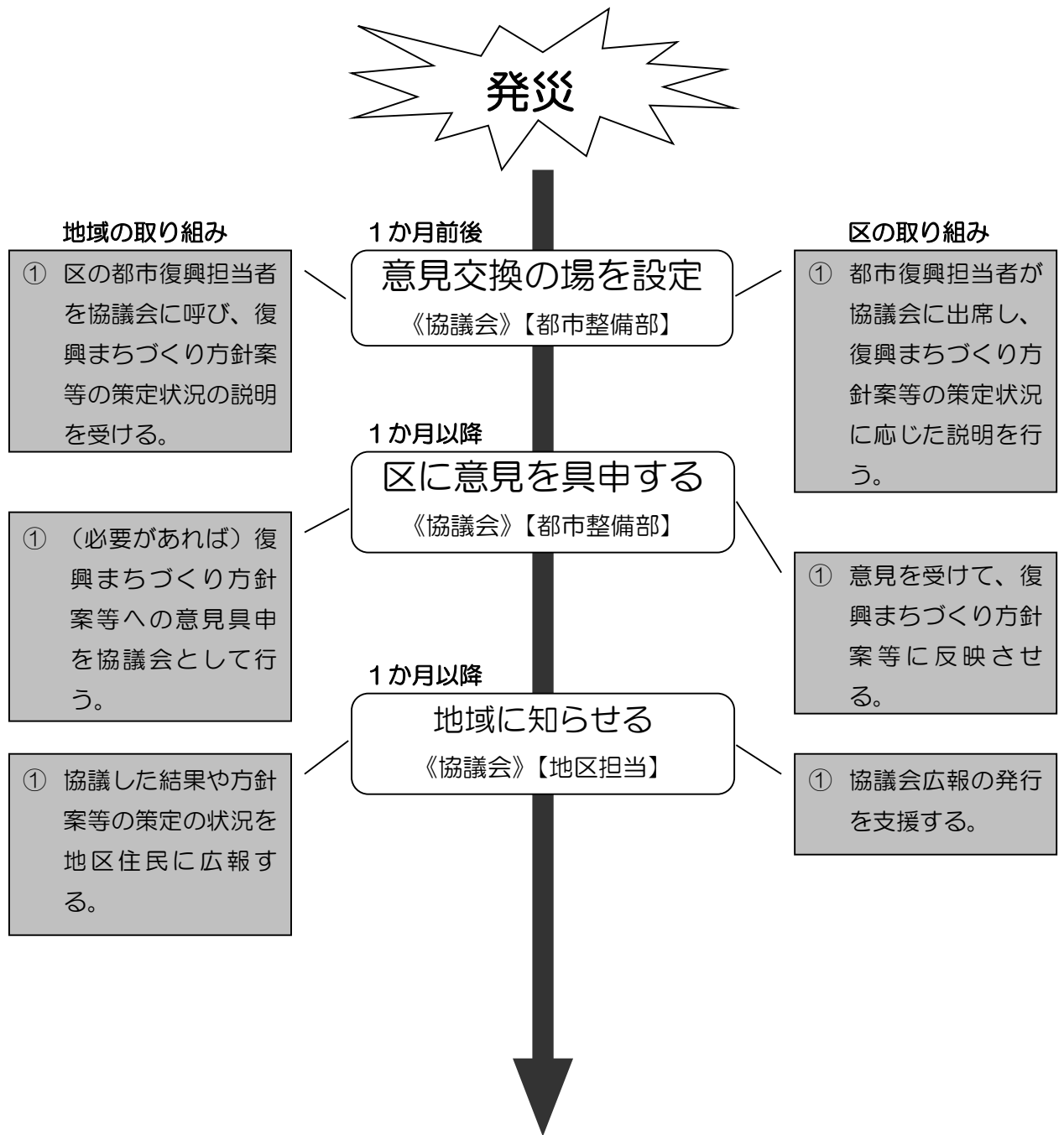
事前準備

- 復興訓練を行って〈復興まちづくり方針（訓練用）〉を作成しておく。

留意事項

- 協議会の発足が遅れ、行政による復興まちづくり方針案が策定済み（第2編第1章第3節-3）の場合は、この段階を省略して復興まちづくり計画の検討に移行する。
- 協議会発足時に復興まちづくり方針案が策定中であれば、区の方針策定作業に協議会の意向を反映させる。

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



- この項に必要な物品**
- ・ 震災復興訓練の資料
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・
- ・

第2章 第3節

時限的市街地の展開

甚大な被害が生じた場合、一時的な住まいの確保が必要となる。この点について災害応急対策では、災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設、公的住宅や民間賃貸住宅の空き家活用などの公的な措置、被災者の自力仮設・地域内でのテント等での仮居住など多様な方法が考えられる。

地域としては、迅速に建設される予定の応急仮設住宅に、町会自治会等コミュニティを単位にした入居を区に働きかける。

また、地区内で活用できる公園や民間オープンスペース等を、所有者の協力を得ながら確保し、区に地域で運営できる地域協働型の時限的市街地建設を誘致する。

建設が決定した場合、復興まちづくり協議会は行政と協働して、入居や被災者への生活支援を行う。

2 章

1 時限的市街地づくりの方針原案の策定

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
経理用地課、防災計画課、住宅課	住宅課

被災住民が、地元のまちで生活再建に取り組むことができるように、公有地、民有地の順位立てにより用地さがしを行う。民有地については、協議会が、土地所有者の協力が得られるように働きかける。

用地確保の見通しを踏まえ、時限的市街地づくりの方針原案を取りまとめ、都の都市整備局に報告する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 2週間以降	仮設住宅入居希望者を把握する
1か月前後	時限的市街地の用地さがしを行う
1か月前後	時限的市街地づくりの方針原案を検討する

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

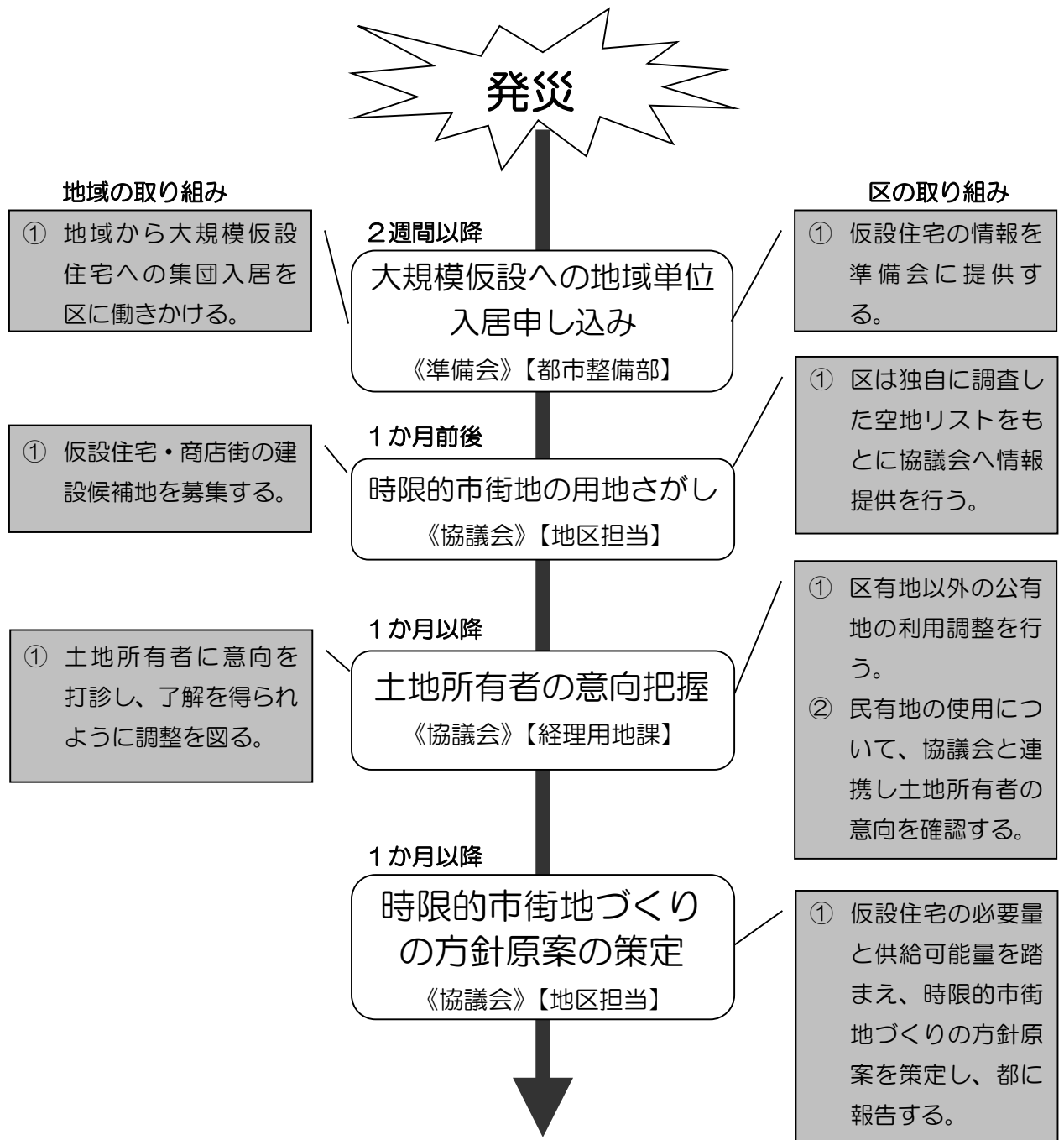
事前
準備

- 地区内の時限的市街地候補地を事前に検討しておく。
- 地域における応急仮設住宅のタイプとして、一般型住宅とともに、地域協働型仮設（ふれあい住宅型・グループホーム型等）等いくつかのタイプを検討しておく。

留意
事項

- 応急的な住宅の供給に関するさまざまな課題については、区と協議会で解決を図る。
- 「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法」により、借地契約の解約等の特例、土地の賃借権の譲渡又は転貸の許可の特例、暫定的な土地利用に関する特例等が定められたので活用を図る。

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



- この項に必要な物品**
- ・ 事前の用地リスト
 - ・ 民有地の借用に関わる協定案
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・ 資料第 022- 8 時限的市街地<地域協働型> 設置・運営の流れ
- ・ 資料第 022-10 建設可能用地の確保
資 143~144 ページ

2章

2 時限的市街地の配置計画の策定、建設

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
経理用地課、住宅課	住宅課

区は、時限的市街地を建設するための用地を確保する。民有地については、協議会が、土地所有者の協力が得られるように働きかけ、意向確認ができ次第、区が土地使用賃借などの契約を行う。さらに市街地候補地内の残存家屋が利用可能かなどの把握を行う。

また、復興まちづくり協議会の協力のもとで個々の時限的市街地の区域内での施設配置計画をまとめた後、東京都との役割分担のもと、建設を行う。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1か月以降	土地所有者と協定（契約）を締結する
1か月以降	候補地内の利用可能家屋等を把握する
1か月以降	時限的市街地の配置計画を策定する
1～2 か月以内	仮設住宅等の建設を進める

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

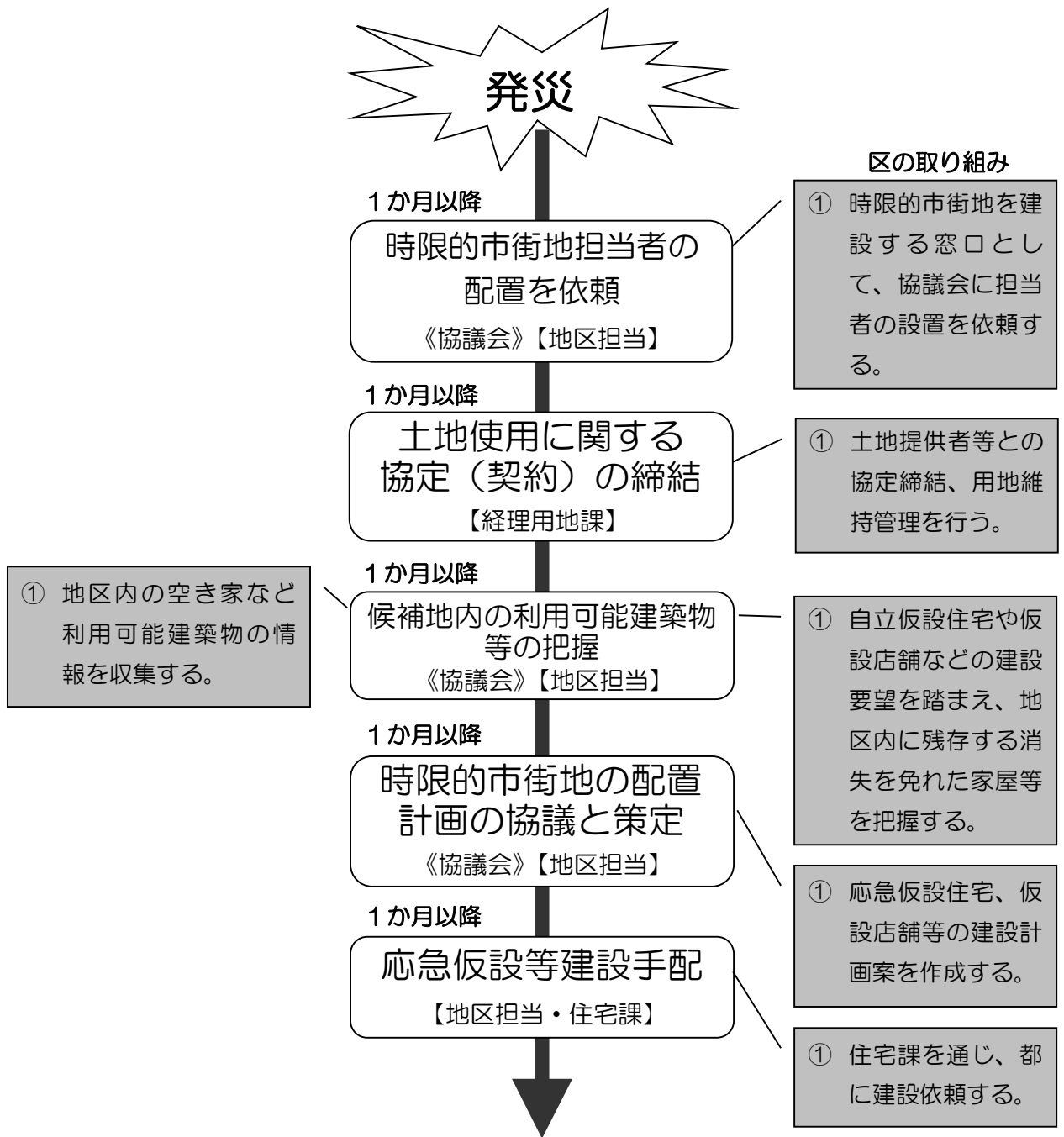
事前
準備

- 民有地の提供に係る事前検討（借上げ代、土地所有者の入居権等、協定のひな形）を行っておく。
- 自立仮設住宅建設等への区の支援体制を確立する。
- 支援についての東京都との情報交換を行う。
- ライフラインの引込み協定について検討する。

留意
事項

- 自力仮設（個人が任意に作る仮設住宅）の支援のあり方についても検討しておくこと。

◆行動の手順（《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品	
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>

☆ この項に関連する資料ページ
・ (再掲) 資料第 022-8 時限的市街地<地域協働型>設置・運営の流れ
・ (再掲) 資料第 022-9 建設可能用地の確保
・ 資料第 022-10 仮設住宅のタイプ等
・ 資料第 022-11 応急仮設住宅の規定、入居案
資 143~147 ページ

2章

3 時限的市街地の運営体制づくり

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課	住宅課

地域内に時限的市街地が建設された場合、入居者選定やケアの体制などを、復興まちづくり協議会で大枠を協議し、定める。入居の方針は協議会で決め、区はそれを受けて実務（入居者選定、入居手続、契約等）を行い、問題が生じたら随時協議する。

協議会の時限的市街地担当委員は、区のくらしや産業の復興部門等と連絡をとって、時限的市街地の運営体制を構築する。地区内にふれあいセンターの設置、ボランティア等による生活支援の強化など、団地ごとの運営体制づくりを行う。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1 か月後	大規模仮設住宅への地域入居の支援
2・3 か月前後	地域内仮設への入居者選定と入居支援
数か月～2年	時限的市街地の運営、自力仮設支援

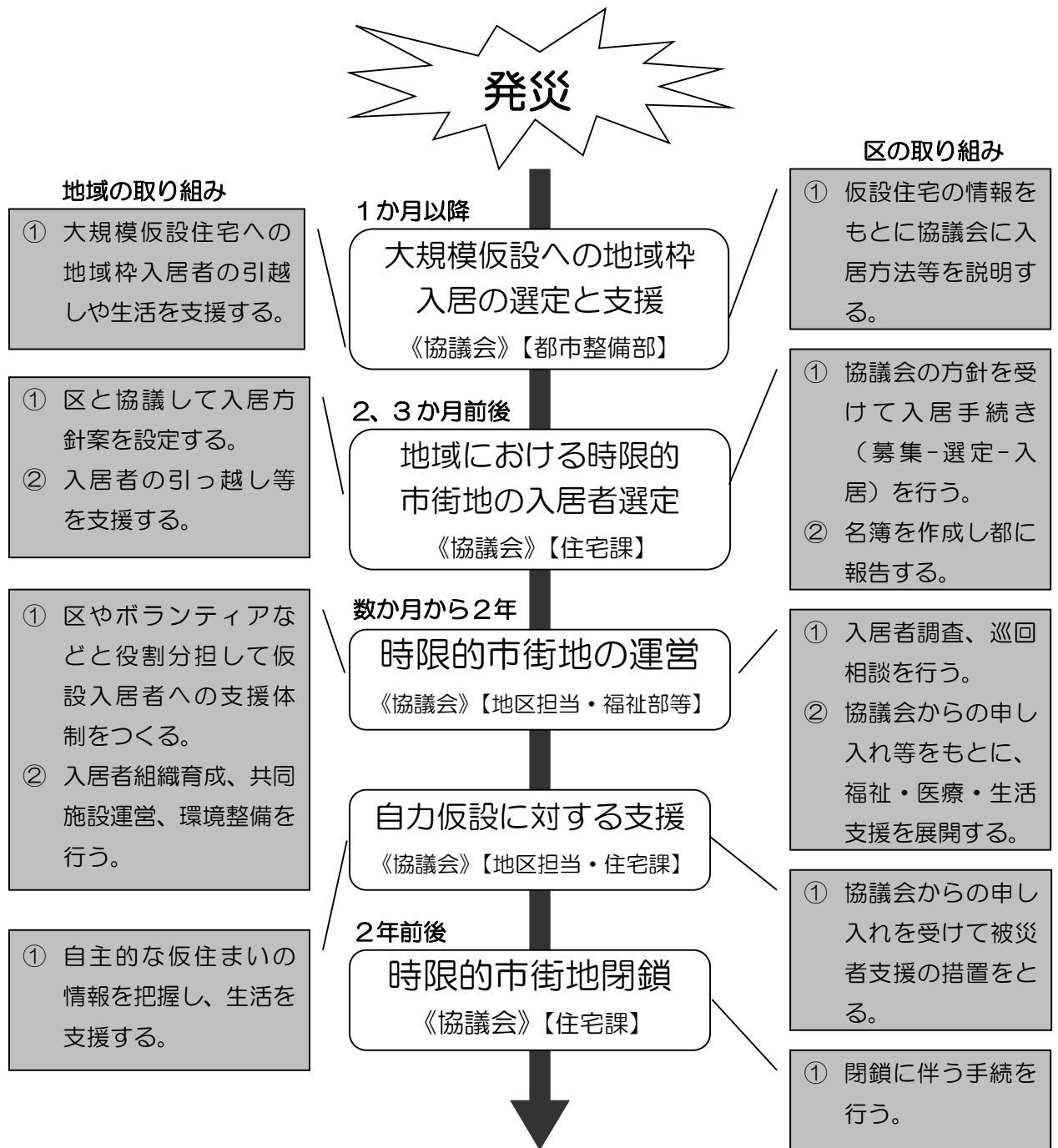
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 地域内の時限的市街地については、土地提供者等を優先的に地域仮設住宅へ入居させるか検討しておくこと。
- 災害救助法による応急仮設住宅か復興事業に伴う仮設住宅かで入居資格が異なることに留意する。

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



- この項に必要な物品**
- ・ 応急仮設住宅の基準（災害救助法）
 - ・ 地域内時限的市街地入居の考え方案
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・ (再掲) 資料第 022-11 応急仮設住宅の規定、入居案
- ・ 資料第 022-12 阪神・淡路大震災での仮設住宅への支援

資 147～148 ページ

第2章 第4節

がれき撤去と住まいの再建

2章

1 がれき撤去と住まいの再建

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
清掃リサイクル課、住宅課、まちづくり各課	危機管理室、清掃リサイクル課

被災者による住まいの修理・再建に必要ながれきの撤去や応急修理・建築相談、自力仮設住宅建設等を、地域の協力体制を構築して支援する。

復興まちづくり協議会に住まいの復興担当委員を置いて、被災者の要望を把握し、区や専門家との協力体制を構築し、被災者への支援を行う。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1 か月以降	損壊家屋撤去の調整と支援をする
1 か月以降	空き室のあっせんや自力仮設を支援する
1 か月以降	自力での住宅修理や修繕を支援する

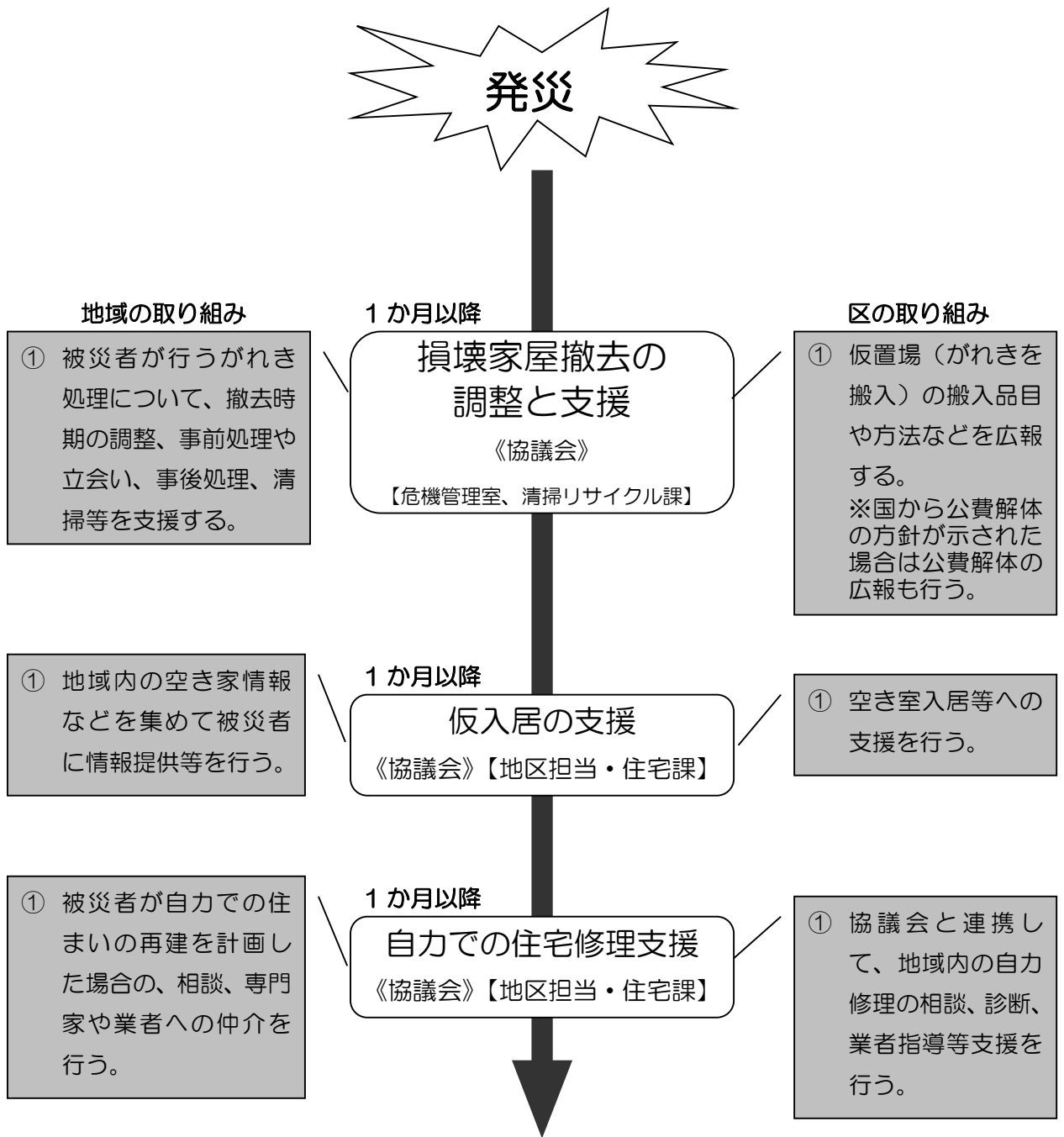
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備

- 特に、自力仮設住宅の支援や被災者の住宅再建への支援について取り得る対策を検討しておく。

留意事項

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



この項に必要な物品

-
-
-
-
-
-
-
-

☆ この項に関連する資料ページ

-
-

第2章 第5節

復興まちづくりへの支援

復興まちづくり協議会が認定されたことを受けて、行政は復興まちづくりの支援活動を展開する。

復興まちづくり協議会の活動にとって、復興初期段階では「場所・情報・人材」の確保が重要である。復興まちづくり拠点の確保、広報情報手段の確保、専門家の確保、復興まちづくり事務所等における被災者の現地相談等を展開する。

特に、地区住民の意見を計画にまとめ、円滑な地域協働復興を進めるためには、専門家の協力・支援が重要である。

これら以外に、復興まちづくり協議会の活動や運営に対する支援が必要な場合は、展開できるようにしておく。

2章

1 復興まちづくり広報の展開

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
まちづくり各課	まちづくり各課

区全体にかかる災害対策や復興の広報だけでなく、地区レベルで復興に関する情報や協議会活動を知らせる広報が重要である。

復興まちづくり協議会に広報部を置く。広報部では、復興まちづくりに関する広報紙の編集発行、ホームページ原稿の作成などを行う。

区は、印刷、域外への配布、ホームページ提供など広報活動を支援する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1か月以降	地区に関する広報の作成と配布を行う
1か月以降	インターネットによる地区広報
1か月以降	地域外被災者等への情報連絡を行う

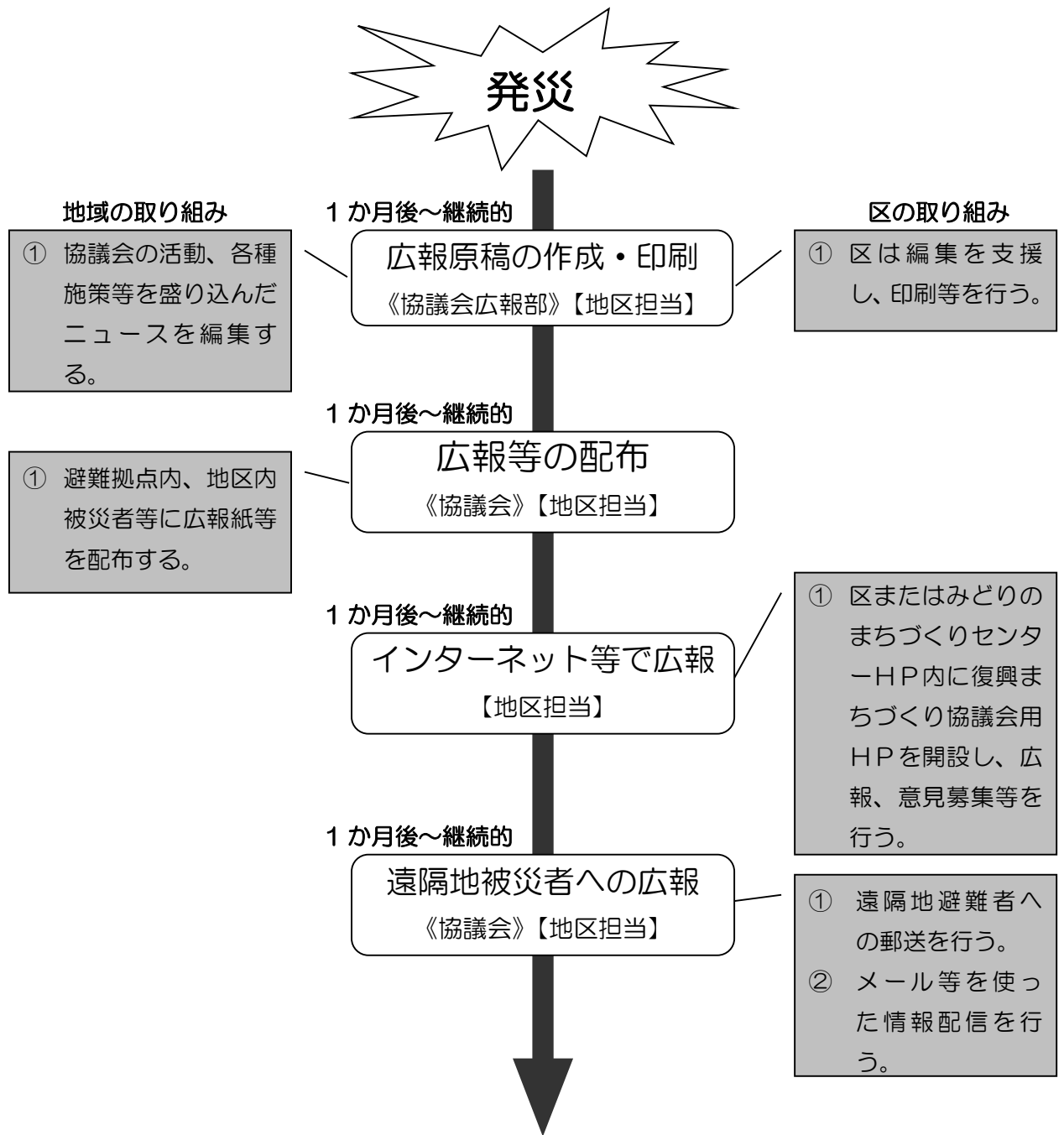
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

- 地区に関わる復興ニュースのひな形（テンプレート）をいくつか作っておく。

留意
事項

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



この項に必要な物品	
・復興ニュース等のひな形	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>

☆ この項に関連する資料ページ

・ 資料第 022-13 復興まちづくり広報の事例（神戸市真野地区のニュース）

資 149 ページ

2章

2 復興まちづくり事務所と相談窓口の開設

★地域防災計画
Ⅱ 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
まちづくり各課	まちづくり各課

区は復興に関する相談、案内を行う窓口を設置する。当初は、避難拠点や公共施設等で日時を定めての開催や、区庁舎等での常時対応を行う。

復興まちづくり協議会の認定を受けて、地区内に復興の拠点となる復興まちづくり事務所を開設する。

現地事務所ができた場合、市街地復興分野だけでなく、住まいの再建、暮らしの復興など様々な分野の相談を行う。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1～2 か月	復興まちづくり事務所を開設する
1～2 か月	事務所運営体制の構築
1～2 か月	現地で復興相談を展開する

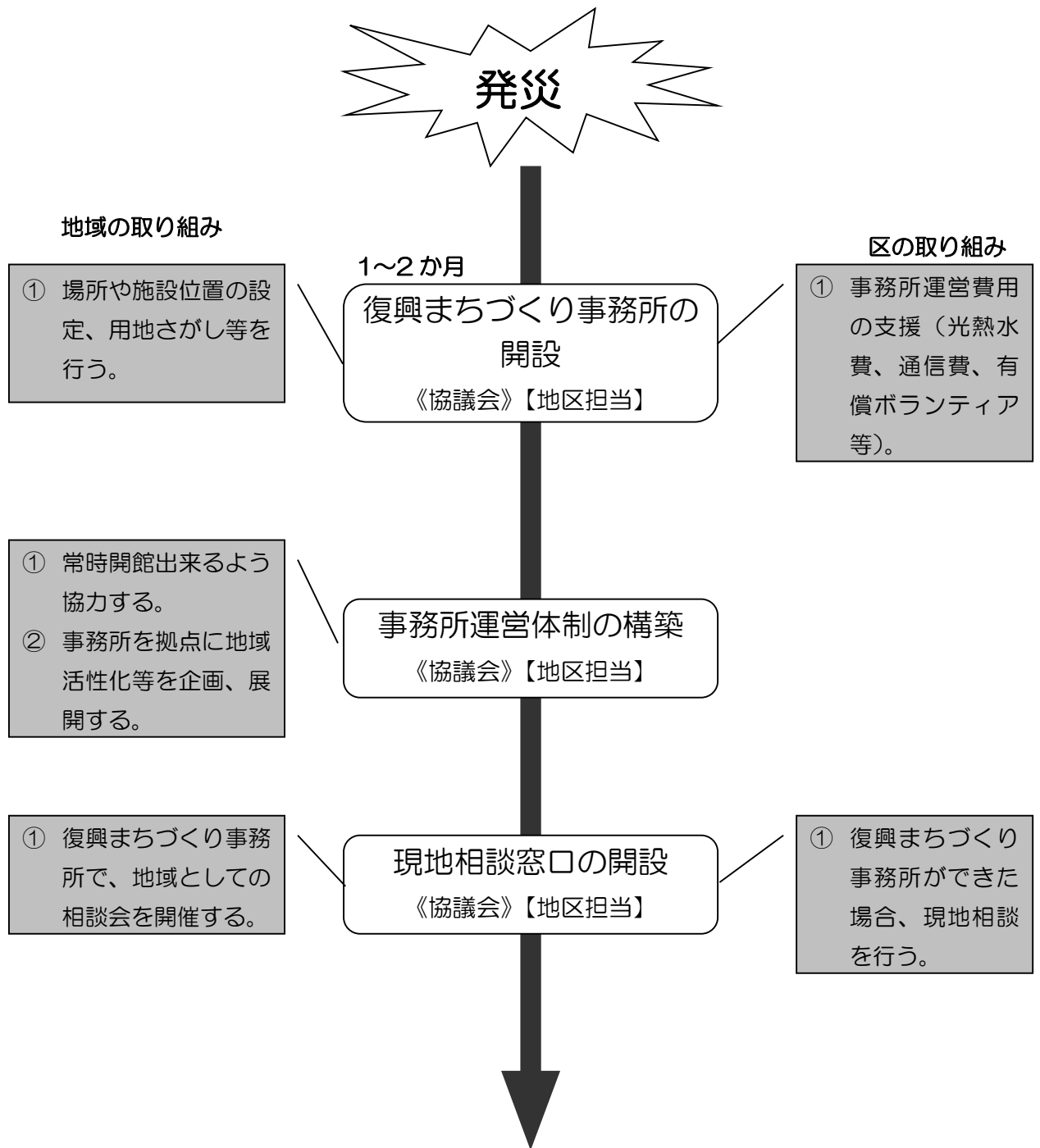
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

- 相談員の確保（区内団体との協定、災害復興まちづくり支援機構との連携等）について検討しておく。

留意
事項

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



この項に必要な物品

-
-
-
-
-
-
-

☆ この項に関連する資料ページ

-
-

2章

3 支援専門家の選任

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課 (みどりのまちづくりセンター)	都市計画課 (みどりのまちづくりセンター)

みどりのまちづくりセンターと連携して、復興まちづくりの合意形成を行う専門家を選任する。

協議会の特性にあわせて、まちづくり・都市計画の他、建築、再開発、土地建物権利調整、法律などチームとして活動できるよう選任する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1~2か月	協議会発足と同時に専門家の推薦依頼
1~2か月	支援専門家を選任する

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

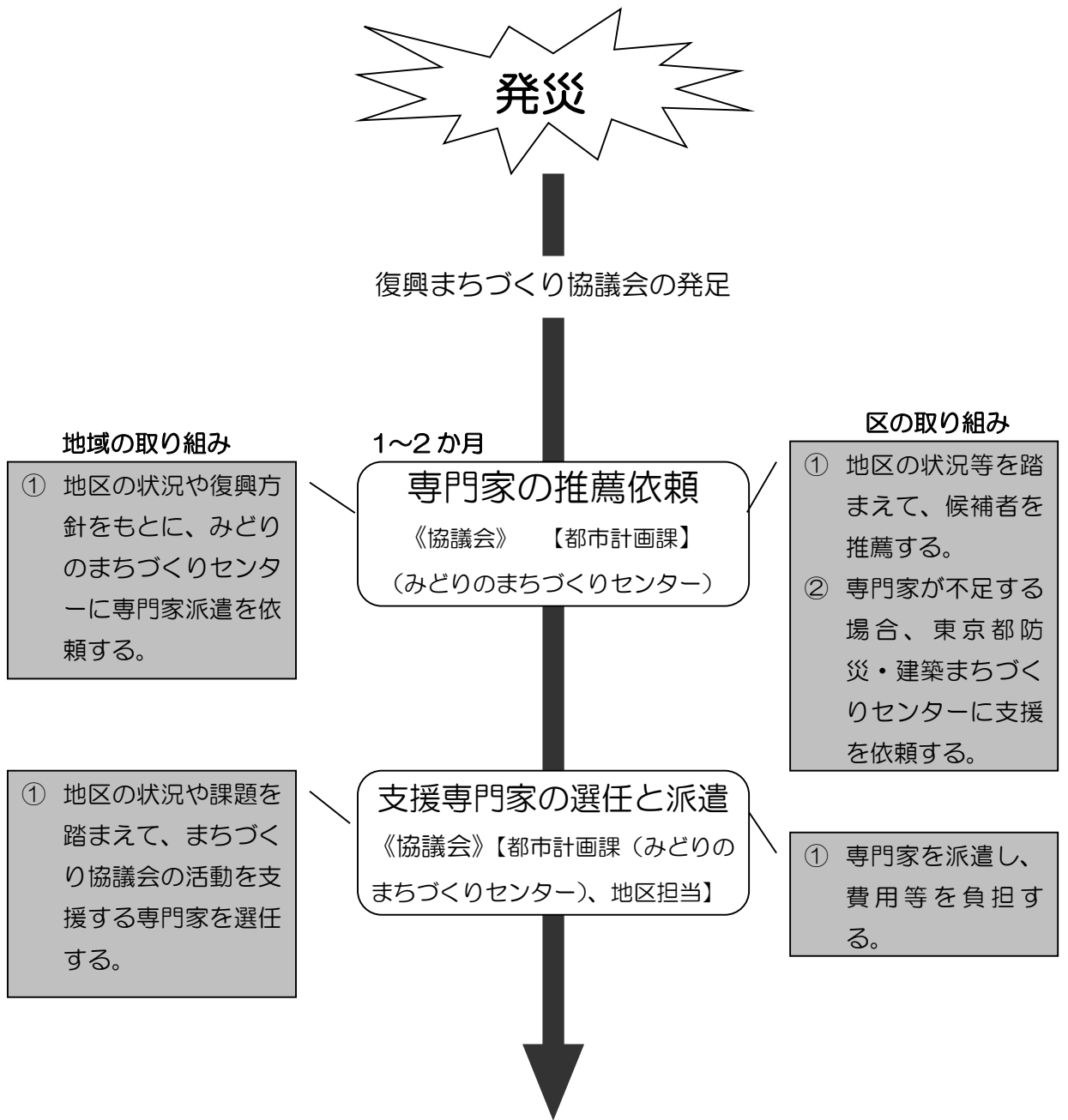
事前準備

- 関係業界団体と協定を行うとともに、専門家登録名簿を作成しておく。
- 環境まちづくり公社とみどりのまちづくりセンターの区民への支援について、協定を締結しておくこと。

留意事項

- 地区が多数になった場合、区が登録・協定している専門家では不足する可能性がある。その場合、東京都防災・建築まちづくりセンターや災害復興まちづくり支援機構等を活用する。
- 専門家の派遣・委託内容について検討しておく。

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



- この項に必要な物品**
- ・ まちづくり専門家登録名簿
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・

- ☆ この項に関連する資料ページ
- ・ 資料第 022-14 みどりのまちづくりセンターの専門家派遣支援制度
 - ・ 資料第 022-15 東京都によるまちづくり専門家の配分調整
- 資 150~152 ページ

第2章 第6節

復興まちづくり計画案の検討

日常的には、練馬区まちづくり条例に基づいて、地域からの計画提案を区がまちづくり計画に位置づける仕組みが構築されている。復興に当たっても地域住民が主導して計画案をつくることは理論上可能であるが、時間的制約など現実的には難しい面がある。

このため、区が復興まちづくり方針を提起し、それを踏まえて復興まちづくり協議会が検討を行い、地域住民や被災者の声を反映した復興まちづくり提案をまとめ、区はその提案を尊重して復興まちづくり計画を策定することを基本にする。

2章

1 復興まちづくり方針説明会の開催

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第12節 暮らしと産業の復興、
地域協働復興

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
まちづくり各課	まちづくり各課

復興まちづくり協議会が出来た時点で、復興まちづくり方針検討中の場合は、区と協議し、その段階での地域の意向を反映させる。

定まっている場合は、早急に説明会を開催する。事前に体育館等大きい会場を確保し、告知を十分に行う。

区主催の説明会開催に先立って、復興まちづくり協議会の役員は区の復興担当者を招き、事前説明をうけて課題等を整理した上で説明会にのぞむ。

一目で分かる! プロセスの概略

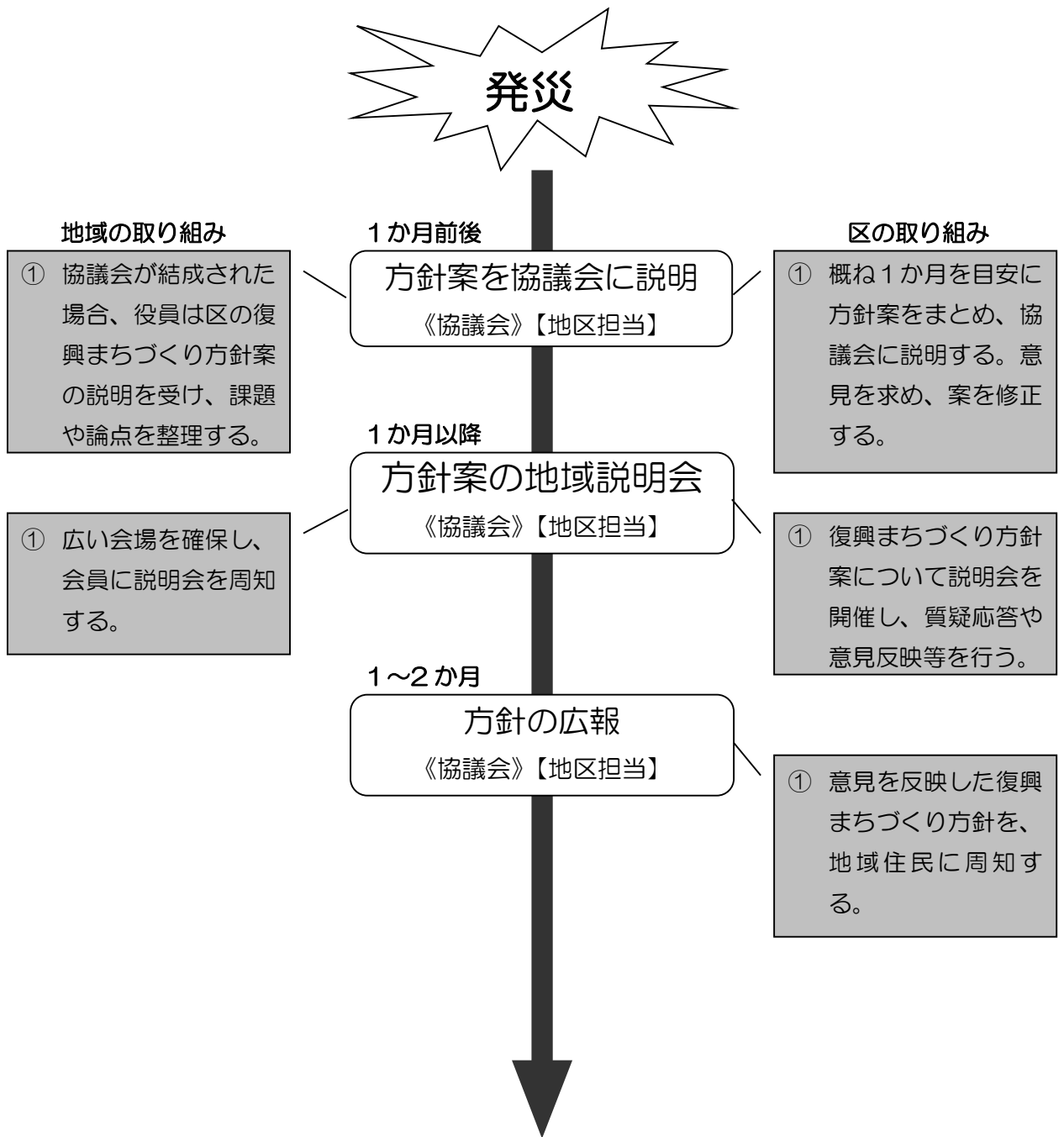
発災から 1 か月前後	復興まちづくり方針案を協議会に説明
1 か月以降	復興まちづくり方針案の地域説明会開催
1~2 か月	復興まちづくり方針を広報する

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



この項に必要な物品

-
-
-
-
-
-
-
-

☆ この項に関連する資料ページ

-
-

2 章

2 復興まちづくり提案の検討と提出

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
まちづくり各課	まちづくり各課

復興まちづくり協議会では、復興まちづくり方針をもとに復興まちづくり提案を作成し提出する。

提案に当たって復興まちづくり協議会は、総会を開く等地域住民の意見を求め、それを踏まえて提案する。

復興まちづくり協議会は、地区全体に係わる合意形成を行うものとし、特定の街区や事業については、部会や検討会を設置して検討を行う。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 2~数か月	協議会で復興まちづくり検討を進める
2~数か月	まちづくり提案への意見を把握する
数か月以内	まちづくり提案をまとめ、区に提出する

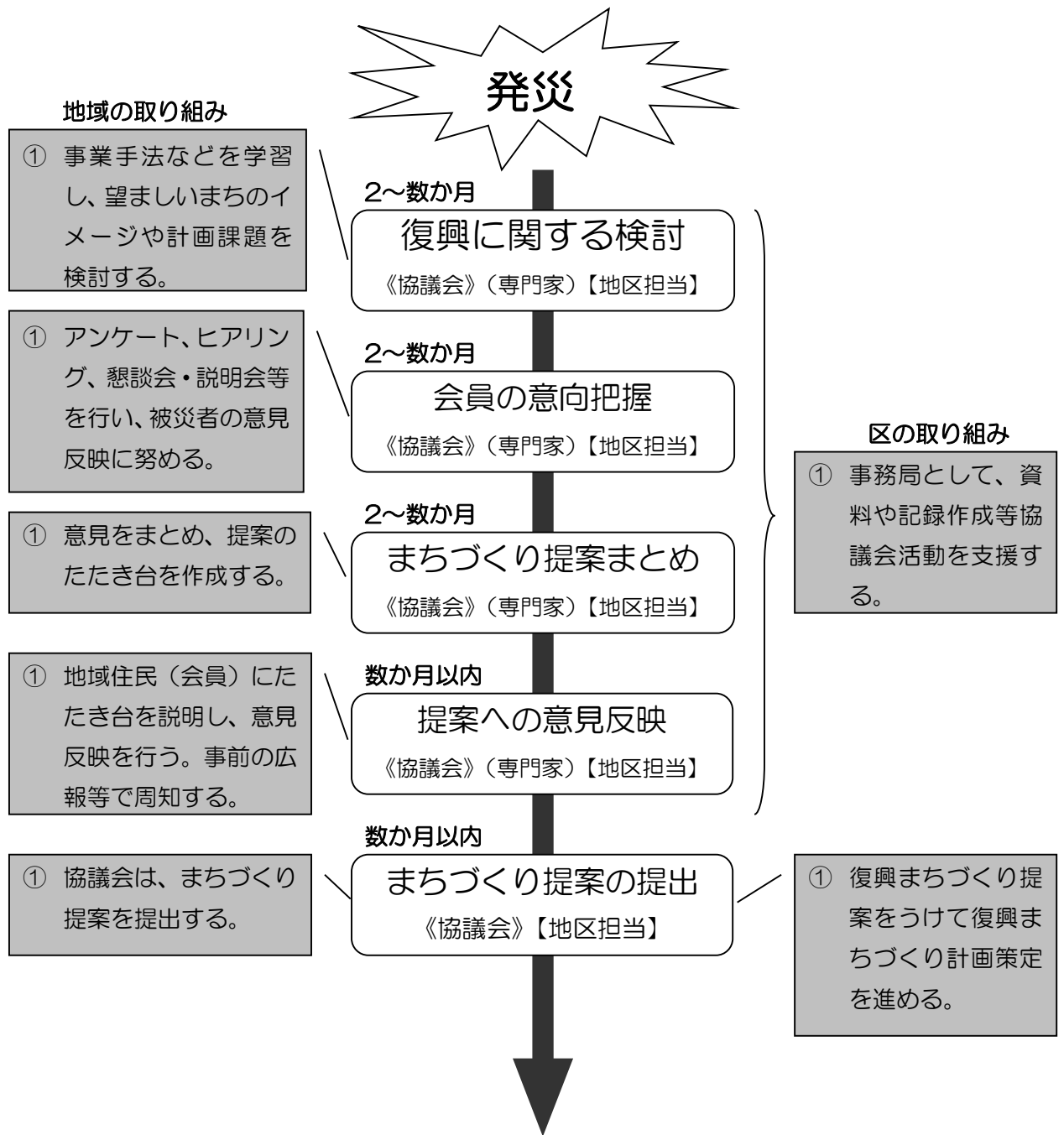
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備

留意事項

- 協議会では、全般的な復興のあり方・課題について提案し、地域の意見を取りまとめていくことが重要である。
- 復興まちづくり提案が提出されない場合の措置を決めておくことが必要である。当面6か月を目処に提案を求め、延長することもある。

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



この項に必要な物品

-
-
-
-
-
-
-

☆ この項に関連する資料ページ

-
-

2章

3 課題・地(街)区別の検討会

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第12節 暮らしと産業の復興、
地域協働復興

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
まちづくり各課	まちづくり各課

復興まちづくり協議会は、まち全体の検討に並行して、課題別や事業別、街区別に、きめ細かい説明会、相談会を行う。必要な場合は、協議会の中に部会や検討会を設けて検討する。検討結果を復興まちづくり協議会の提案に盛り込む。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 2~数か月	課題別・街区別の説明会・相談会の開催
2~数か月	課題別・街区別の検討組織の発足と検討
数か月以内	課題別・街区別の提案の作成

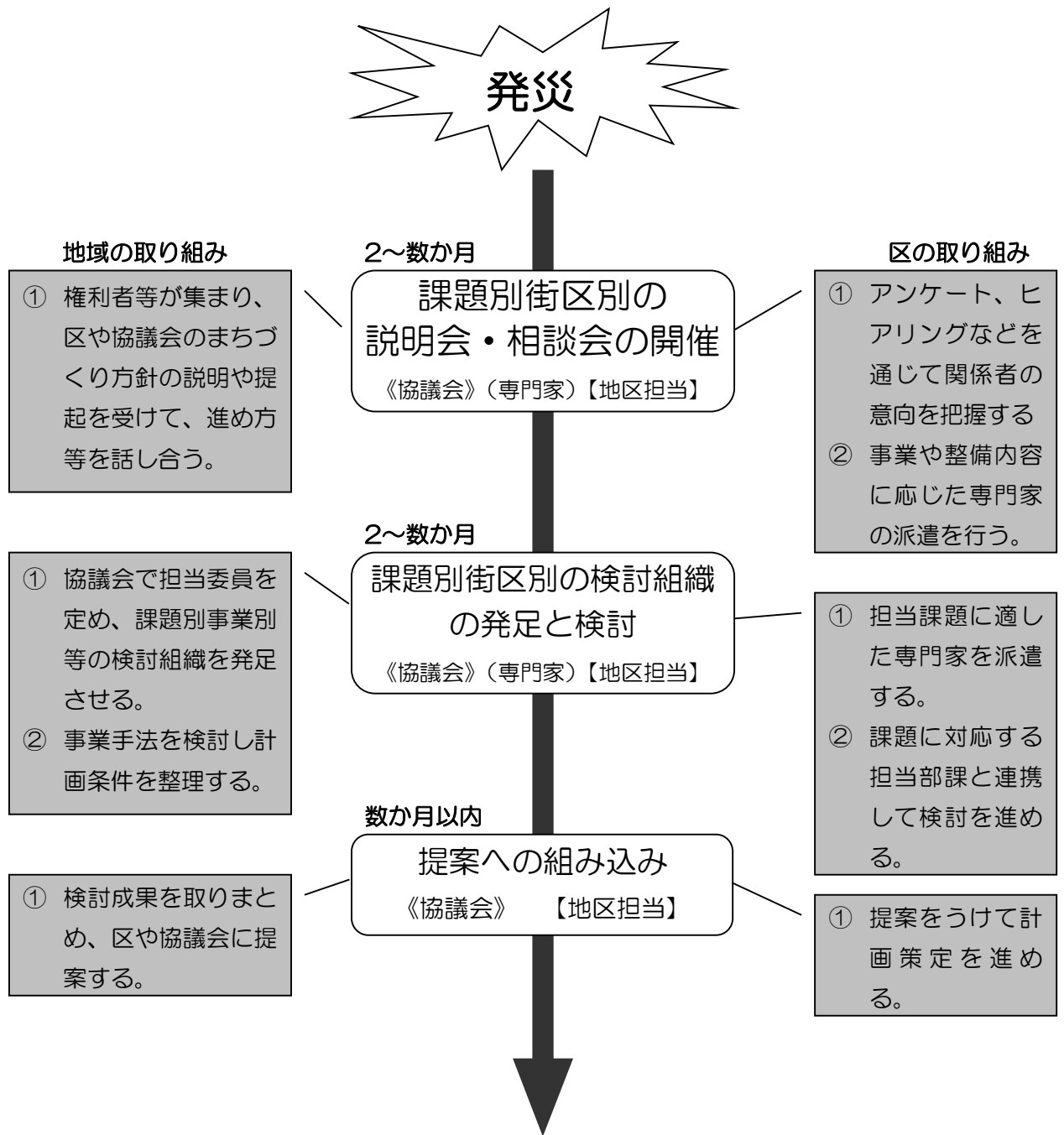
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 区域内の一部で別な事業が展開される場合、当該地域の土地建物権利者、当該整備の関係者をメンバーにして検討会を発足させる。この検討会に、世話役としてまちづくり協議会役員が加わり、全体計画との整合を図る。
- 場合によっては、協議会の了解を得て、別な地域復興組織として分離させることも検討する。

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



この項に必要な物品

-
-
-
-
-
-
-
-

☆ この項に関連する資料ページ

-
-

2章

4 復興まちづくり計画の策定

★地域防災計画
Ⅱ 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
まちづくり各課	まちづくり各課

区は、復興まちづくり協議会の提案を最大限尊重して、「〇〇地区復興まちづくり計画（案）」を作成する。策定に当たって、提出意見書等について、意見に対する回答を作成し、公表する。

計画案に関する地区説明会および意見反映措置をとり、案を修正する。修正に当たっては、協議会と意見交換を行う。

計画書に取りまとめ、区で手続を行って計画を決定する。都市計画審議会等に意見を求め、「〇〇地区復興まちづくり計画」を確定する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 4~6 か月前後	復興まちづくり計画案を作成し意見を反映する
6 か月前	協議会と協議し、計画書を作成する
6 か月前後	復興まちづくり計画を確定する

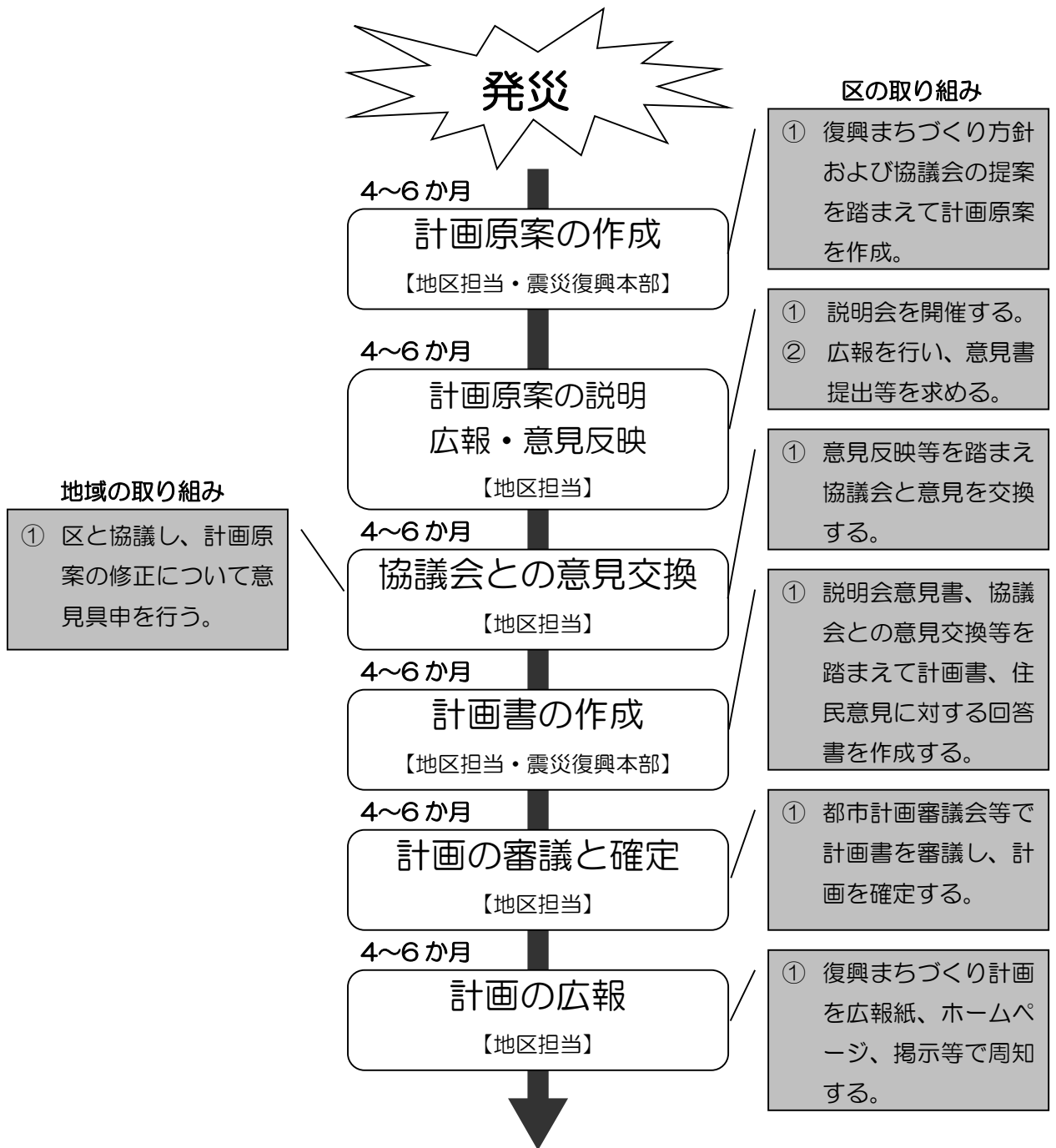
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- まちづくり条例では、協議会・地区住民・区の連携の中で認定計画がつくられるが、復興まちづくり計画は、時間的な迅速性の観点から区が定めるものとし、定めるに当たって協議会・地区住民の意見反映を十分に行うとともに、都市計画審議会等に付議して意見を聴取し定める。

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



- この項に必要な物品**
- -
 -
 -
 -
 -
 -

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第 022-16 復興まちづくり計画の策定
資 153 ページ

第2章 第7節

復興まちづくり事業の展開

復興まちづくり計画に基づいて、復興まちづくり事業を開始する。

復興まちづくり協議会では、復興まちづくり事業や行政の施設整備と連携して、地区計画等のルールづくりや住民参加のデザインづくりなどをプロデュースする。

また、生活の復興などの分野においては、時限的市街地の運営、地域コミュニティの再建などを復興まちづくり協議会が主導し、行政が支援することによって、まちの復興・くらしの再生を展開していく。

2章

1 復興事業計画の策定

(第2編第1章第4節「復興事業の推進」参照)

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
まちづくり各課	まちづくり各課

復興まちづくり計画に基づいて事業計画を作成し、各々の事業を推進する。
事業実施段階においても、説明会開催など情報公開に努め、十分な理解と協力を得て事業を進めるよう心がける。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 6 か月前後	復興事業計画案の作成
6 か月前後	事業化に向けての合意形成
6 か月以降	事業計画の策定と広報

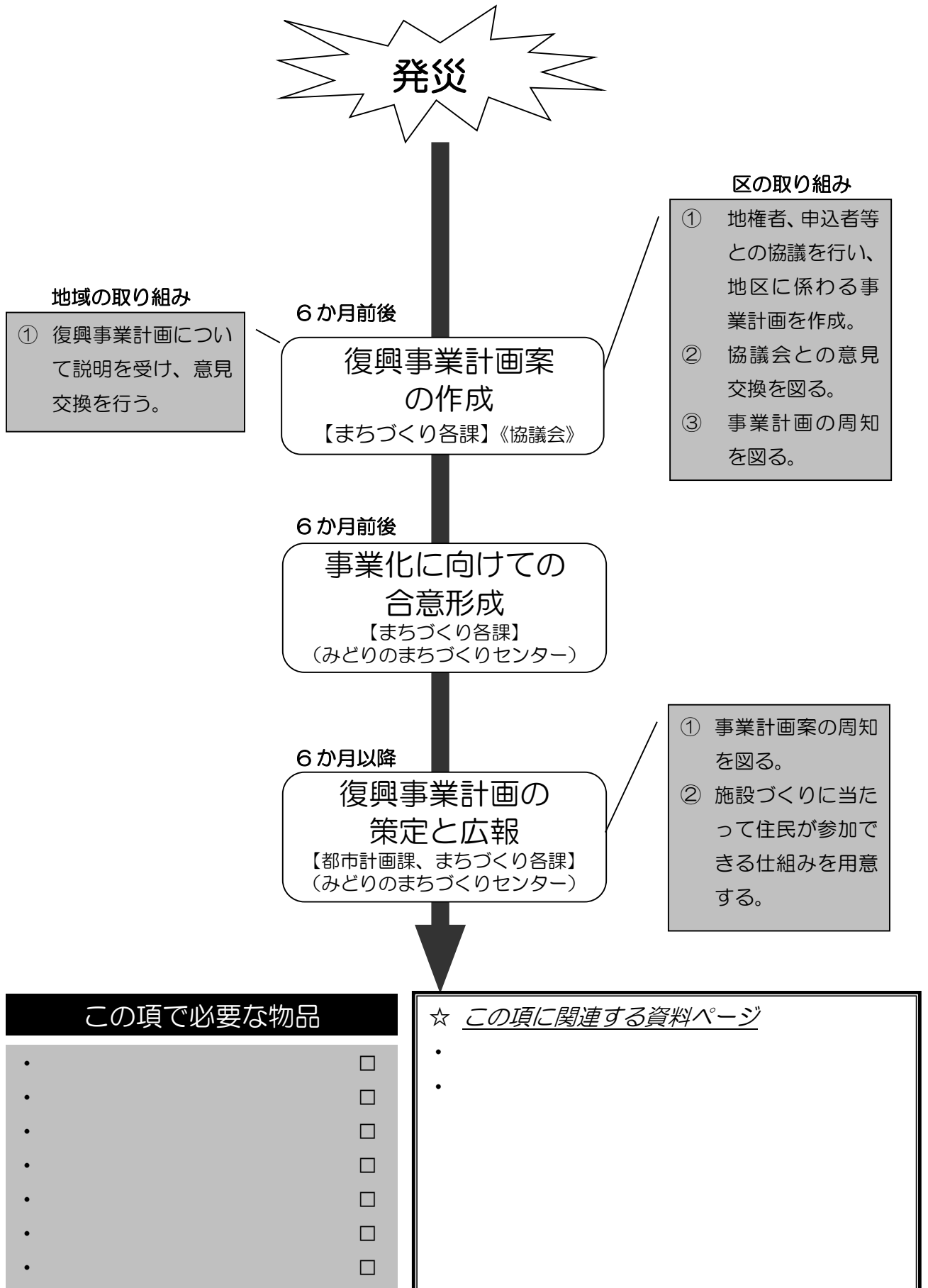
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 復興に関する事業制度や特例措置について、十分に把握しておくこと。
- 事業への区民の正式申込みや区画決めを早い段階に行うことにより、申込者は建築等の設計を早く始められ、区はキャンセルや空き区画の発生リスクも軽減できる。

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



2 復興事業完了への取組

実施責任担当課 都市計画課、住宅課 (みどりのまちづくりセンター)	マニュアル更新担当課 都市計画課 (みどりのまちづくりセンター)
---	--

復興まちづくりにおける事業実施～完了段階として、応急仮設住宅の管理・集約・解消への取組、事業完了後を見据えた事業所・住まいの再建支援、さらには復興経験のフィードバック等を進める。並行して、区民からの自発的なまちづくり活動を育成する。特に、コミュニティ再生や高齢者の分野など、事業区域周辺の地域住民も含めて参加するソフトなまちづくりについても促進する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 6か月以降	住民・事業者の復興まちづくり支援
6か月以降	住まいの意向の継続的な把握・管理
1年前後	応急仮設住宅解消への取組
発災から 1年程度以降	復興経験のフィードバック

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

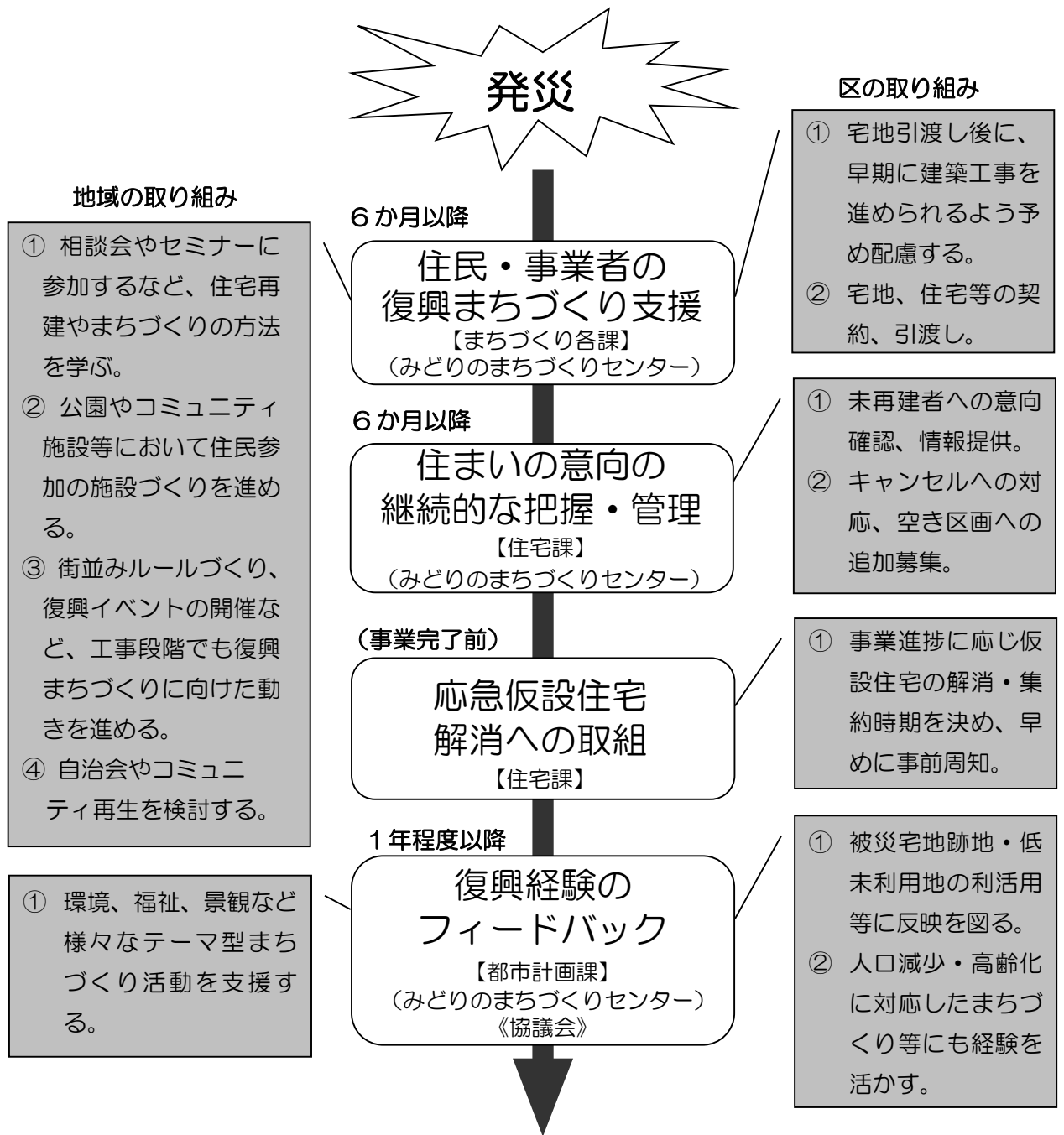
事前
準備

- 環境まちづくり公社とみどりのまちづくりセンターの区民への支援について、協定を締結しておくこと。

留意
事項

- 仮設住宅の解消や集約には慎重・丁寧な説明が必要となる。
- 復興まちづくり活動の事例などを学習し、支援策など検討しておく。
- 事業完了に向けては被災者の実情を踏まえ、申込のキャンセル対応、空き区画等への追加募集の実施が必要となる。

◆行動の手順 (《○○》…地域、【○○】…区 斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目)



この項に必要な物品

-
-
-
-
-
-
-

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第 022-17 【参考】神戸市真野地区の復興まちづくり活動例

資 154 ページ

第2編 都市の復興

第3章 住宅の復興

本格的な復興まちづくりに取り組むためには、住宅の確保が不可欠である。

災害によって住宅に被害を受け、応急的な修理を必要とする被災者や、一時的に応急住宅に居住せざるを得ない被災者が発生する。

このような被災者に対し、応急的な住宅の供給等の施策を迅速に実施する。

また、応急的な住宅から恒久的な住宅への移行を促進するためのプログラムを作成し、推進する。

第3章 第1節

被害状況の把握

被災者の自力再建を支援し、着実な住宅復興を促進することにより、早期に被災者の生活の安定を図るため、住宅の被害状況を的確に把握する。

3 章

1 住宅の被害状況の把握

★地域防災計画
Ⅱ 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課・住宅課	都市計画課・住宅課

被災直後に、応急仮設住宅等の必要量の概算や、区の住宅復興計画の策定等に必要となる公共住宅・民間住宅の被害概況の把握・分析を行う。また、被災後1か月程度をめどに、住宅の被害状況を把握・分析し、都へ報告する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 随時	家屋被害概況の把握・分析を行う
1週間以内	都へ住宅の被害概況を報告する
1か月以内	家屋被害状況調査等の把握・分析を行う
1か月程度	都へ住宅の被害状況を報告する

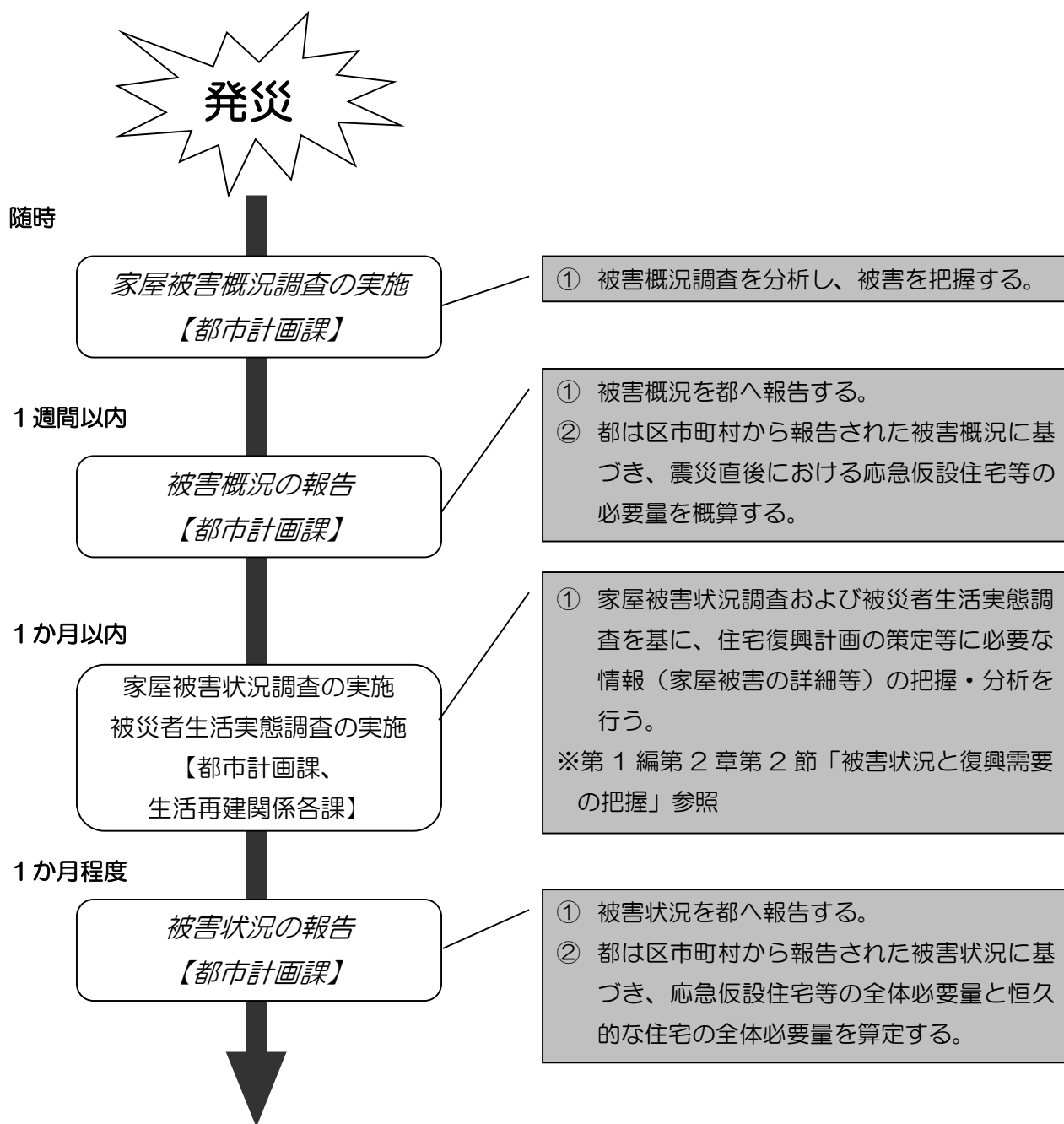
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 住宅の供給については、応急修理や一時提供住宅等の施策を中心に検討し、可能な限り仮設住宅建設の戸数を減らすよう留意すること。
- 各種被害情報が職員間で共有できるよう、データベースの構築を進めておくこと。
- 練馬区として、応急的な住宅の供給ビジョン（応急仮設住宅中心、あるいは一時提供住宅中心）を明確にしておくこと。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項で必要な物品

- 被害概況調査（地図・調査票）
- 被害状況調査（地図・調査票）
- 家屋被害台帳（電子データ）
- 被災者実態調査データ
-
-

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第 023-1 住宅の被害状況の把握 詳細手順
- 資料第 023-2 住宅の復興に向けた関係法令等
- 資料第 023-3 仮設住宅必要量概算シート
資 155～157 ページ

3章

2 区営住宅等の被災度区分判定の実施

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第3節 住家被害認定調査

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
施設管理課、住宅課	施設管理課、住宅課

速やかな区営住宅、高齢者住宅、従前居住者住宅の復旧に向け、被災した建物について、建替えか補修かを判断するため、被災度区分判定の実施により施設の損傷の程度や状況を的確に把握する。

都営住宅等については都・公社が判定を実施する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1週間程度	被災度区分判定の実施体制を整える
1週間以降	被災度区分判定を実施する
終了後	判定後、結果を集約し、都に報告する

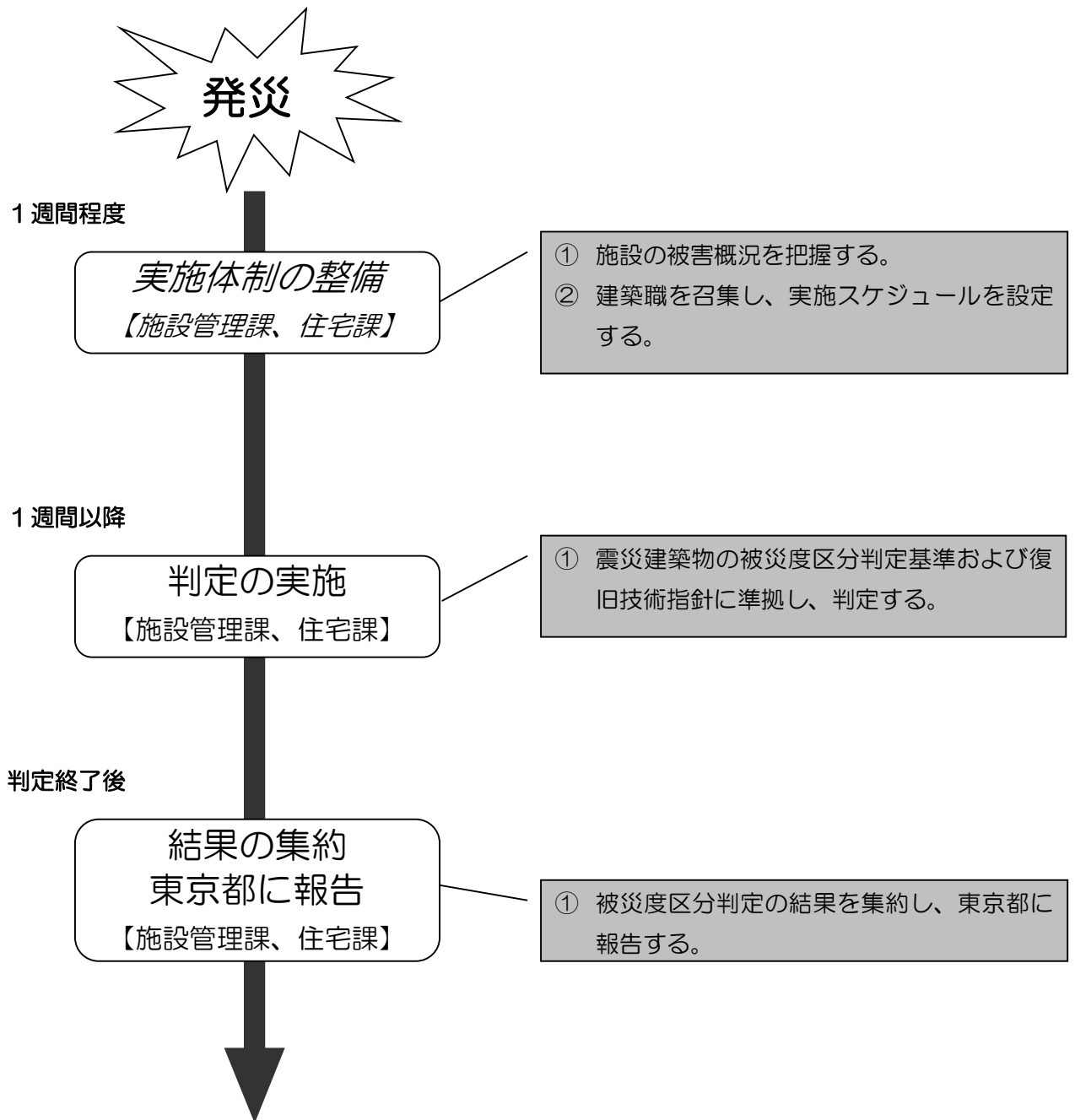
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 被災度区分判定は、基本的には建築所有者や管理者が、建築構造技術者に依頼し実施するものである。区民には、民間住宅の被災度区分判定実施機関の紹介を検討すること。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- 住宅施設所在地リスト
- 設計図面
- 各施設の被災概況データ
- デジカメ
- 筆記具
- 調査器具

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第 023-4 被災度区分判定の実施にあたって留意すべき点
- 資料第 023-5 【参考】東京都の被災度区分判定調査班の編成等案

資 159～161 ページ

3章

3 応急危険度判定の実施

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
建築課、土木部	建築課、土木部

被災直後において、余震等による二次被害を防止するため、被災した住宅について倒壊や崩落などの危険性を迅速に調査・判定し、調査結果（危険度ランク別ステッカー）を建物等に掲示する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 直後	判定員への参集要請を行う
1日以内	判定実施地域に対し、事前に周知する
1週間以内	住宅の危険度判定を実施する
終了後	調査結果を集約し、都に報告する

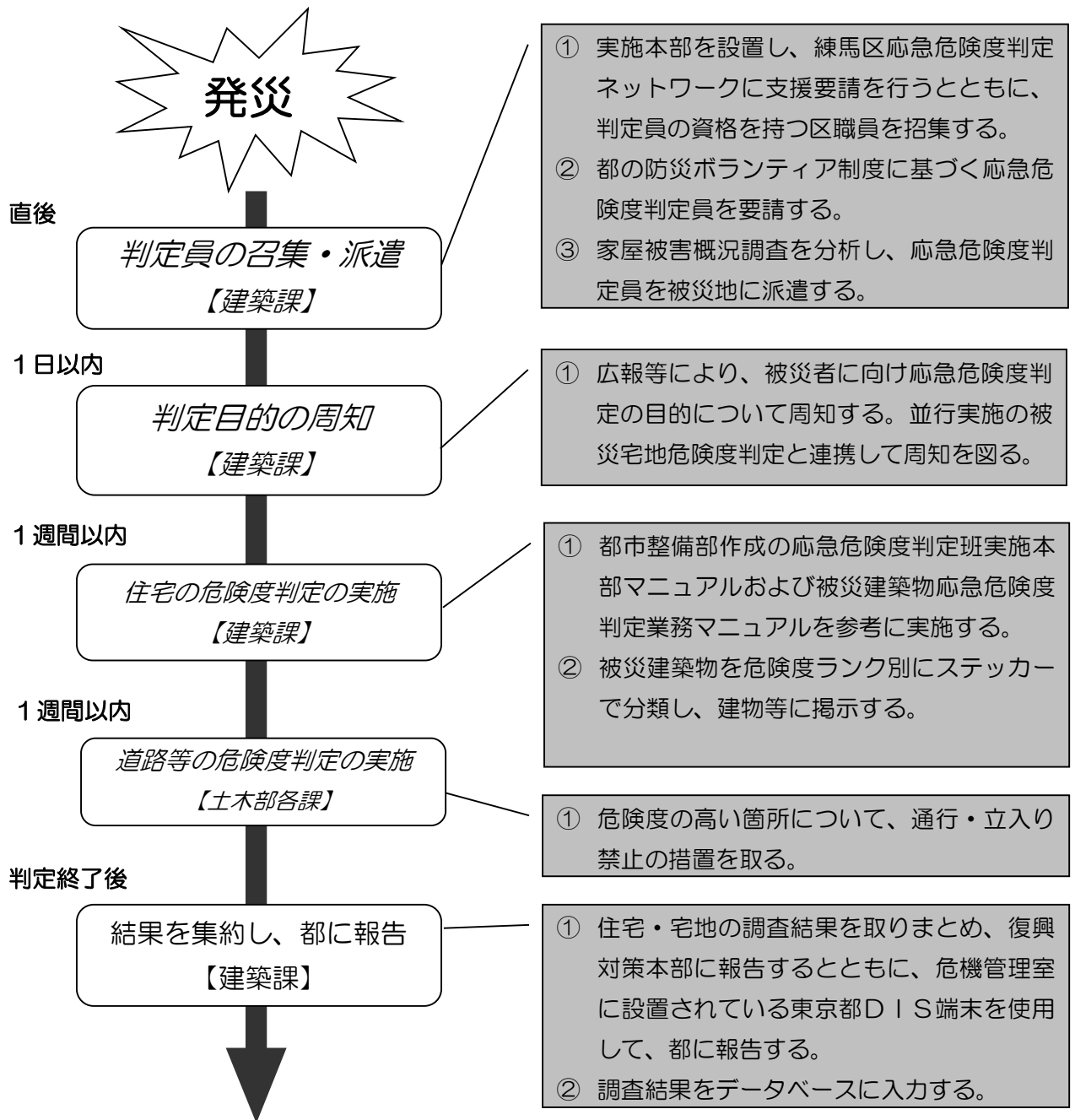
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 被災度区分判定との目的・調査方法の違いに留意すること。
- り災証明書発行のための調査については、別途、住家の公的被害認定調査（家屋被害状況調査）として実施する。
- 住宅の応急危険度判定については建築課が、被災宅地危険度判定（次項）については開発調整課が担当する。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- ・被害概況調査（地図・調査票）
- ・家屋被害台帳（電子データ）
- ・判定員リスト
- ・デジカメ
- ・判定資機材（資料編を参照）

☆ この項に関連する資料ページ

- ・ 資料第 023-6 応急危険度判定業務
 - ・ 資料第 023-7 応急危険度判定・被災度区分判定の考え方
- 資 160～162 ページ

3章

4 被災宅地危険度判定の実施

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第1節 被災住宅等対策

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
開発調整課、土木部	開発調整課、土木部

被災直後において、余震等による二次被害を防止し、住民の安全を確保するために、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して被災した宅地の危険度を調査し、その結果を宅地の使用者等に知らせる。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 直後	判定士への参集要請を行う
1日以内	判定実施地域に対し、事前に周知する
1週間以内	被災宅地の危険度判定を実施する
終了後	調査結果を集約し、都に報告する

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

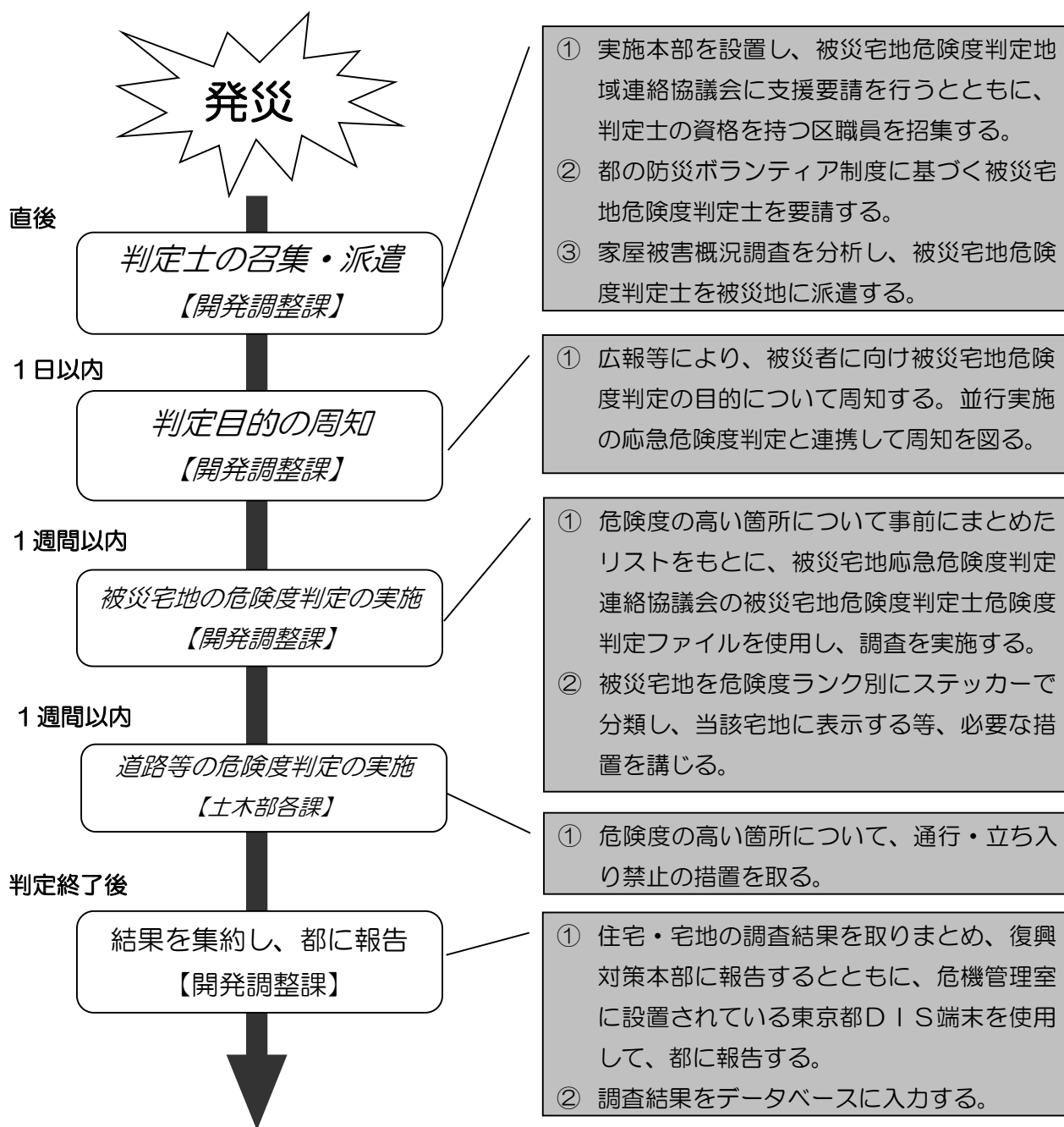
事前準備

- 宅地の危険度判定については、事前に危険度の高い擁壁の箇所などをリスト化しておくこと。
- 被災宅地危険度判定士の名簿作成、連絡体制の整備、研修の実施。
- 判定に必要な判定資機材（地図、宅地一覧、判定ステッカー等）の備蓄。

留意事項

- 住宅の応急危険度判定（前項）については建築課が、被災宅地危険度判定については開発調整課が担当する。
- 宅地造成等規制法第2条第1項第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- 被害概況調査（地図・調査票）
- 家屋被害台帳（電子データ）
- 判定員リスト
- デジカメ
- 判定資機材（資料編を参照）

☆ この項に関連する資料ページ

- （再掲）資料第 023-6 応急危険度判定業務
 - （再掲）資料第 023-7 応急危険度判定・被災度区分判定の考え方
- 資 160～162 ページ

第3章 第2節

応急的な住宅の確保

避難所生活を早期に解消して、一日も早い生活復興に向けての足がかりとするため、被災住宅の応急修理および一時提供住宅・応急仮設住宅の供給を行う。

半焼・半壊の住宅については、地域での居住継続を確保するとともに、がれきの一時的な発生を抑制するため、可能な限り応急修理・補修で対応する。

全焼・全壊住宅の居住者のうち自己の資力で住宅を確保できない者については、一時提供住宅、応急仮設住宅等の仮住宅を供給する。

3章

1 被災住宅の応急修理

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第1節 被災住宅等対策

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
建築課、住宅課	住宅課

震災によって半焼・半壊した民間住宅のうち、継続して利用が可能な住宅に対し、居住に必要な最小限の応急修理を東京都と連携して行う。応急修理の募集・選定は区が行い、業者との契約は都が行う。

応急修理は、避難拠点の早期解消、応急仮設住宅の需要抑制、被災住宅の撤去にかかるがれきの抑制等、実施によりさまざまなメリットが考えられるため、積極的に周知を図る。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1週間以降	応急修理実施予定戸数を算出する
1週間以降	応急修理の募集・選定をする
1か月まで	都の依頼を受け、施工を確認する

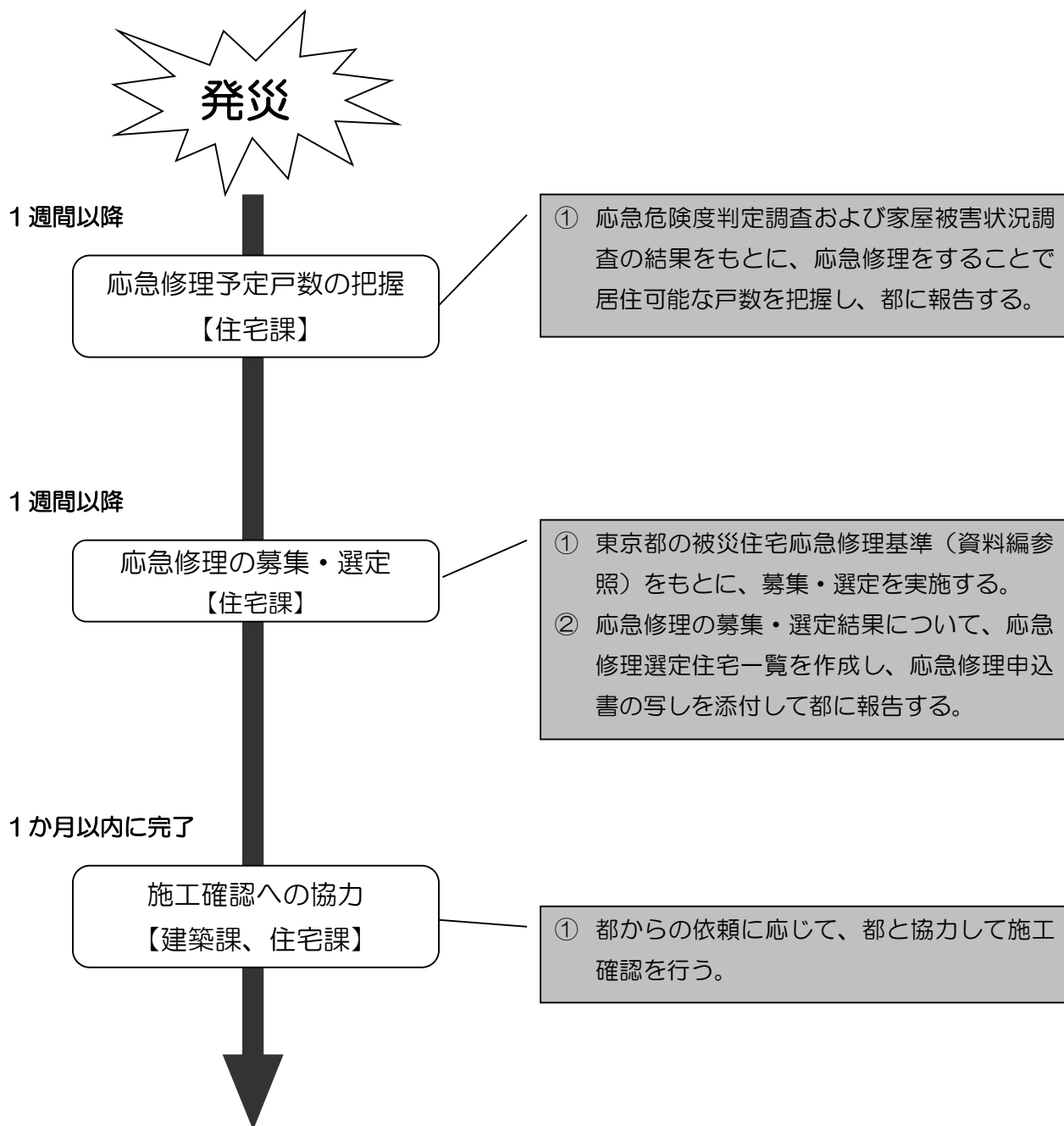
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 応急修理は基本的に仮復旧工事という位置づけであり原状復元工事でないため、希望者に誤解を与えないよう、周知には注意を払うこと。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- 応急危険度判定調査（地図・調査票）
- 被害状況調査（地図・調査票）
- 家屋被害台帳（電子データ）
- 応募者リスト
- 筆記具

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第 023-8 住宅の応急修理の手続および流れ
- 資料第 023-9 【参考】応急修理手続きの簡素化（平成 16 年新潟県中越地震・新潟県）
資 163～164 ページ

3章

2 住宅復興計画の策定

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課	住宅課

復興期における、区の住宅施策のマスタープランとなる住宅復興計画を策定し、区民に公表する。

計画策定に関しては、都市復興基本方針および都市復興基本計画との整合を図る。

必要に応じ、都市計画審議会等の審議を受け計画を策定する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1週間以内	計画策定のための専管組織を設置する
1か月以内	住宅復興計画骨子案を策定する
3か月以内	住宅復興計画原案を策定し、公表する
6か月以内	住宅復興計画を策定する

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

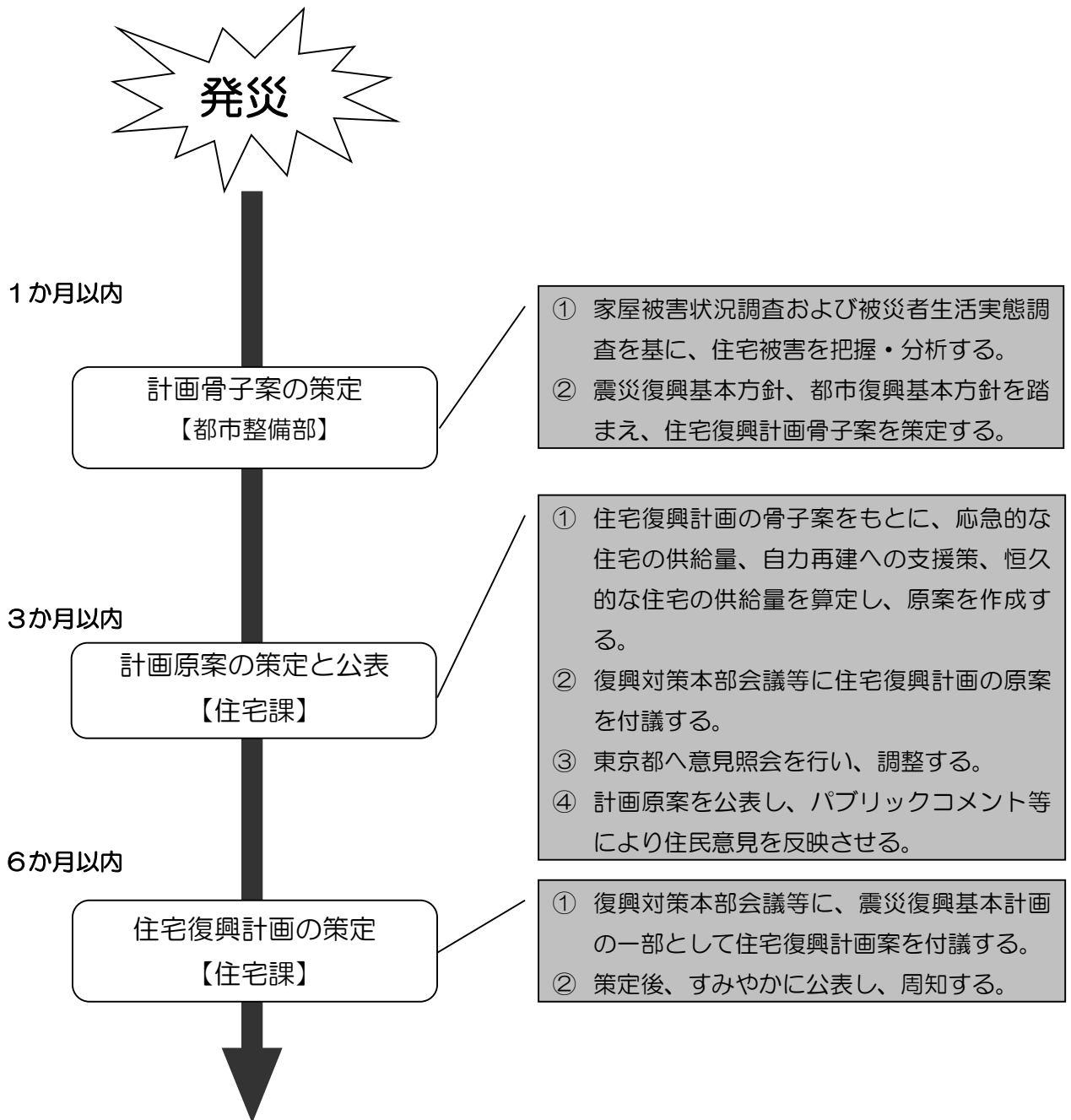
事前
準備

- 住宅復興計画（骨子案）は、東京都復興マニュアルに示されている住宅復興計画のフレーム案（資料編参照）を参考に、事前に用意しておくこと（被災度別に数パターン）。

留意
事項

- 住宅復興計画は、東京都が策定する住宅復興計画と十分な調整を行うこと。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項で必要な物品

- 被害状況調査（地図・調査票）
- 家屋被害台帳（電子データ）
- 被災者実態調査データ
- 震災復興基本方針
- 都市復興基本方針
- 学識経験者リスト

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第 023-10 【参考】東京都の住宅復興計画のフレーム案

資 165 ページ

3章

3 仮設住宅等応急的な住宅の確保

★地域防災計画
Ⅱ 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第8節 応急住宅対策

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課	住宅課

家屋被害状況調査等に基づき、応急仮設住宅を都と協力して建設する。

区は、建設可能用地の確保、概算必要量・供給可能量の算出等を行い、都に必要な数を報告する。

また、応急仮設住宅の建設に時間を要することが予想される場合、空き公営住宅の災害時一時使用や、民間アパート等の賃貸住宅を一時提供住宅として借り上げる。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 3日 以降	建設可能用地・空き家情報の収集
1 か月程度	全体必要量の算出
2 か月以内	応急仮設住宅の建設協力

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

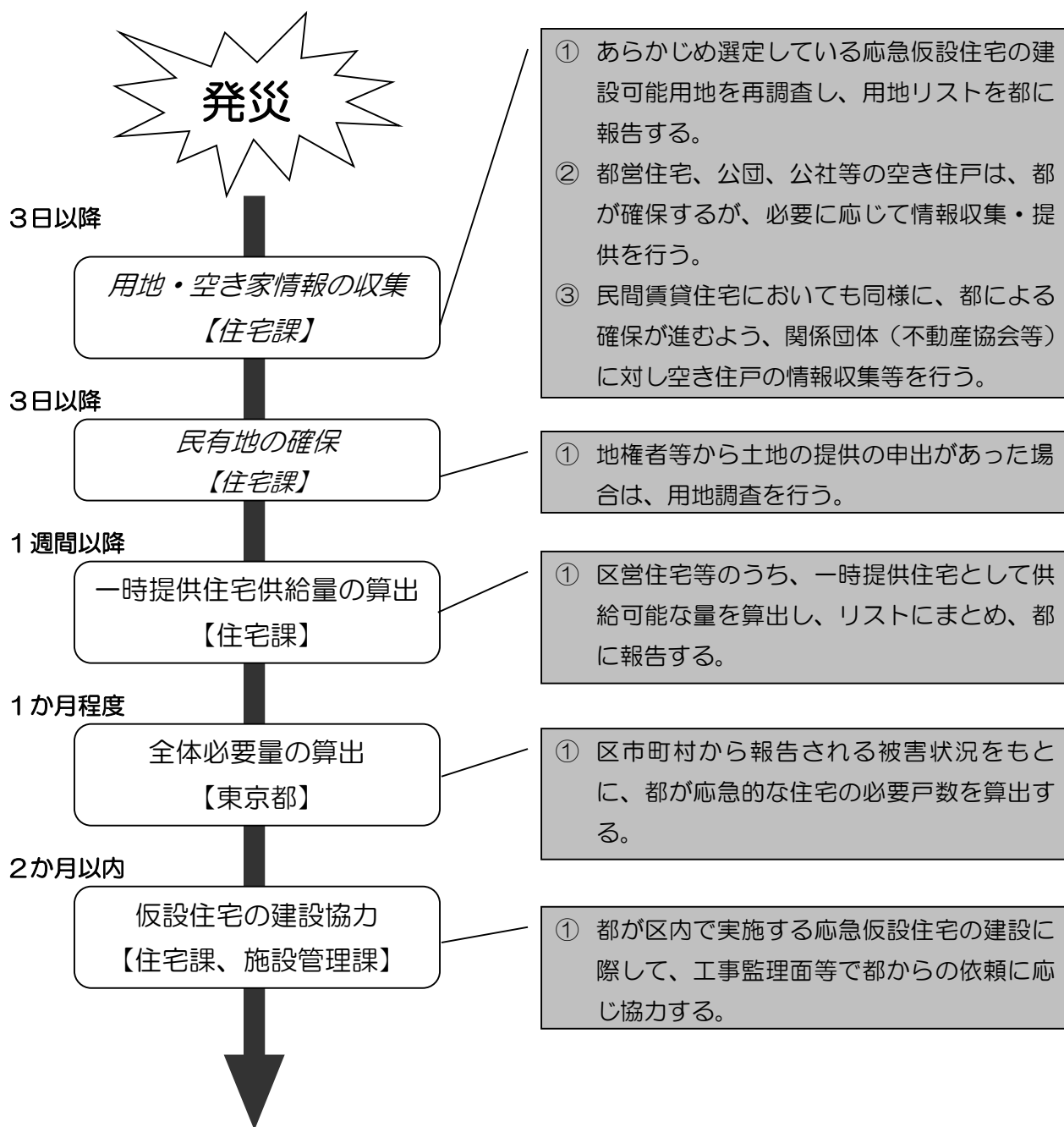
事前
準備

- 生産緑地、鉄道の高架下、企業所有の大規模な用地、住宅展示場、駐車場などについて、仮設住宅用地として使用できるか検討すること。
- 被災後、速やかに住宅を確保できるよう、民間賃貸住宅については宅建業界等の業界団体との協定・協議を行っておくこと。

留意
事項

- 一時提供住宅は、居住期間が短ければ短いほど総体として経費がかからないという特徴があるため、積極的に募集を図ること。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- 被害概況調査（地図・調査票）
- 被害状況調査（地図・調査票）
- 家屋被害台帳（電子データ）
- 被災者実態調査データ
- 公共施設分布図
- 都市計画概要図
- 用地リスト

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第 023-11 応急仮設住宅等供給方針（案）
- 資料第 023-12 応急的な住宅の確保にあたっての留意点
- 資料第 023-13 【参考】応急的な住宅供給の概要（文京区）
- 資料第 023-14 【参考】応急仮設住宅建設可能用地調査票（発災後調査用）
- 資料第 023-15 【参考】公的住宅等一覧

資 166～170 ページ

3 章

4 仮設住宅の建設・撤去

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課、施設管理課	住宅課、施設管理課

被災者向けの応急仮設住宅の建設を行うため、東京都と協力して建設工事の工事監理を行う。

また、都と調整しながら不要になった応急仮設住宅を撤去する。

一目で分かる! プロセスの概略

工事 着工後	仮設住宅建設の工事監理を行う
発災から 1年前後	応急仮設住宅の集約や解消への取り組み
入居者 退去後	都と調整しながら仮設住宅を撤去する

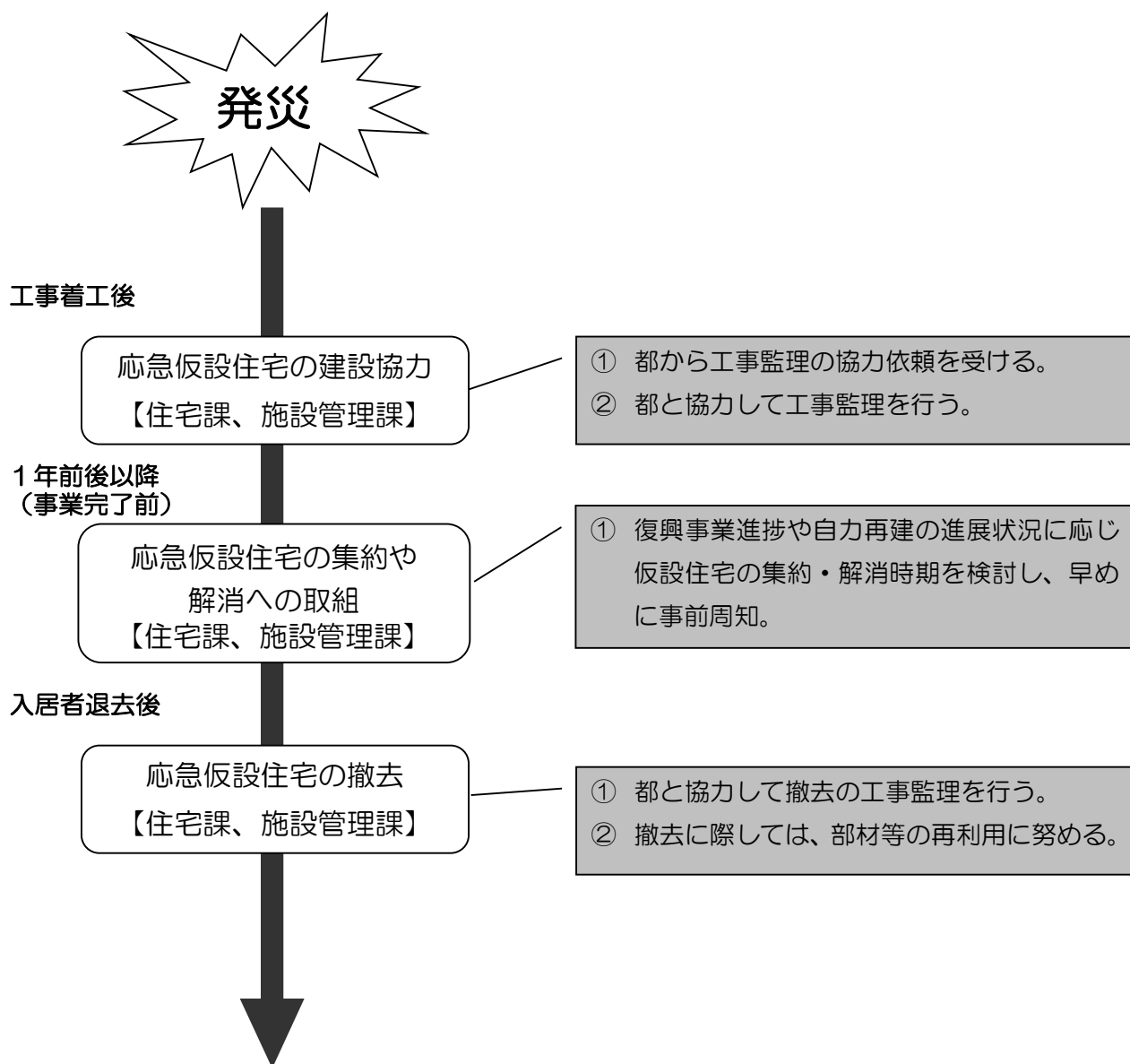
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 都と区の役割分担・費用負担について、東京都と協議しておくこと。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- 仮設住宅位置図
- 仮設住宅設計図面等
- デジカメ
- 筆記具

☆ この項に関連する資料ページ

-
-

3 章

5 入居者の募集・選定

★地域防災計画
 II 防災本編
 第 6章 区民生活の早期再建
 第 8節 応急住宅対策

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課	住宅課

応急的な住宅（応急仮設住宅、一時提供住宅）の入居者募集・選定・入居手続を東京都と連携して行う。また、入居時における引越し等、さまざまな支援をボランティアと協力して行う。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1 か月以降	入居者の募集事務の開始
1 か月以降	入居者の選定作業
1 か月以降	入居手続
入居時	入居作業支援（ボランティアの活用）

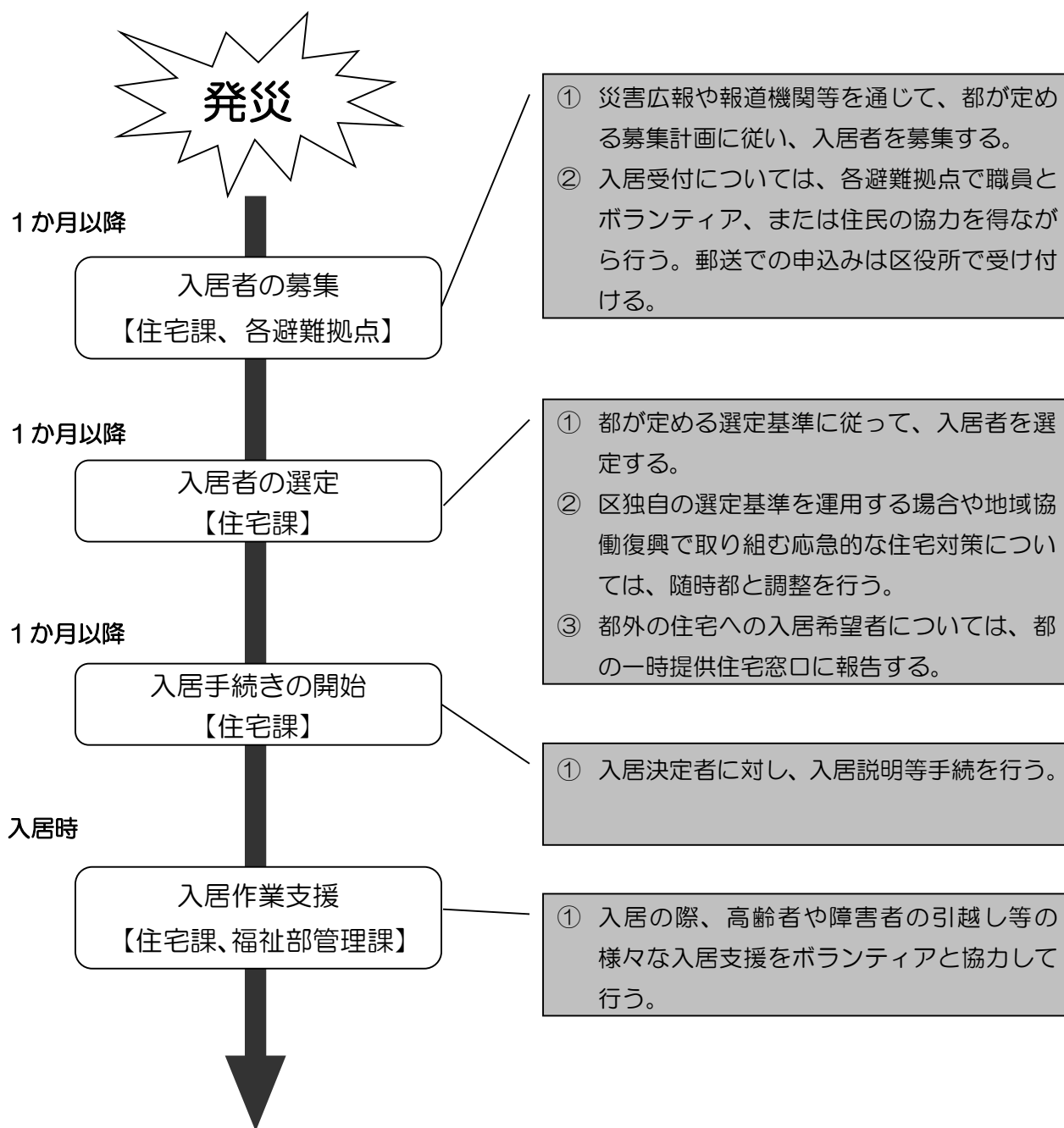
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 選定に当たっては、さまざまな世代の世帯をバランスよく選定し、社会的弱者のみの団地にならないよう留意する。
- 地域でまとめた入居案（複数家族のグループ入居、高齢者ケアのために近所づきあいを重視した入居等）が実現可能かどうか事前に都と協議を行っておくこと。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- 仮設住宅設置箇所図
- 各種手続き書類
- ボランティア登録リスト
- 選定基準
- 筆記具

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第 023-16 応急仮設住宅等入居者選定基準（案）
- 資料第 023-17 入居者募集の公表案文
資 171～172 ページ

3章

6 仮設住宅等応急的な住宅の管理

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第8節 応急住宅対策

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課	住宅課

応急的な住宅（応急仮設住宅、一時提供住宅）の運営・管理を行うとともに、入居者に対する安否確認、巡回相談等の生活支援サービスを行う。

一目で分かる! プロセスの概略

入居後	入居者名簿を作成する
入居後	入居者調査を実施する
入居後	入居者に対する巡回相談を実施する
入居後	入居者組織を育成する

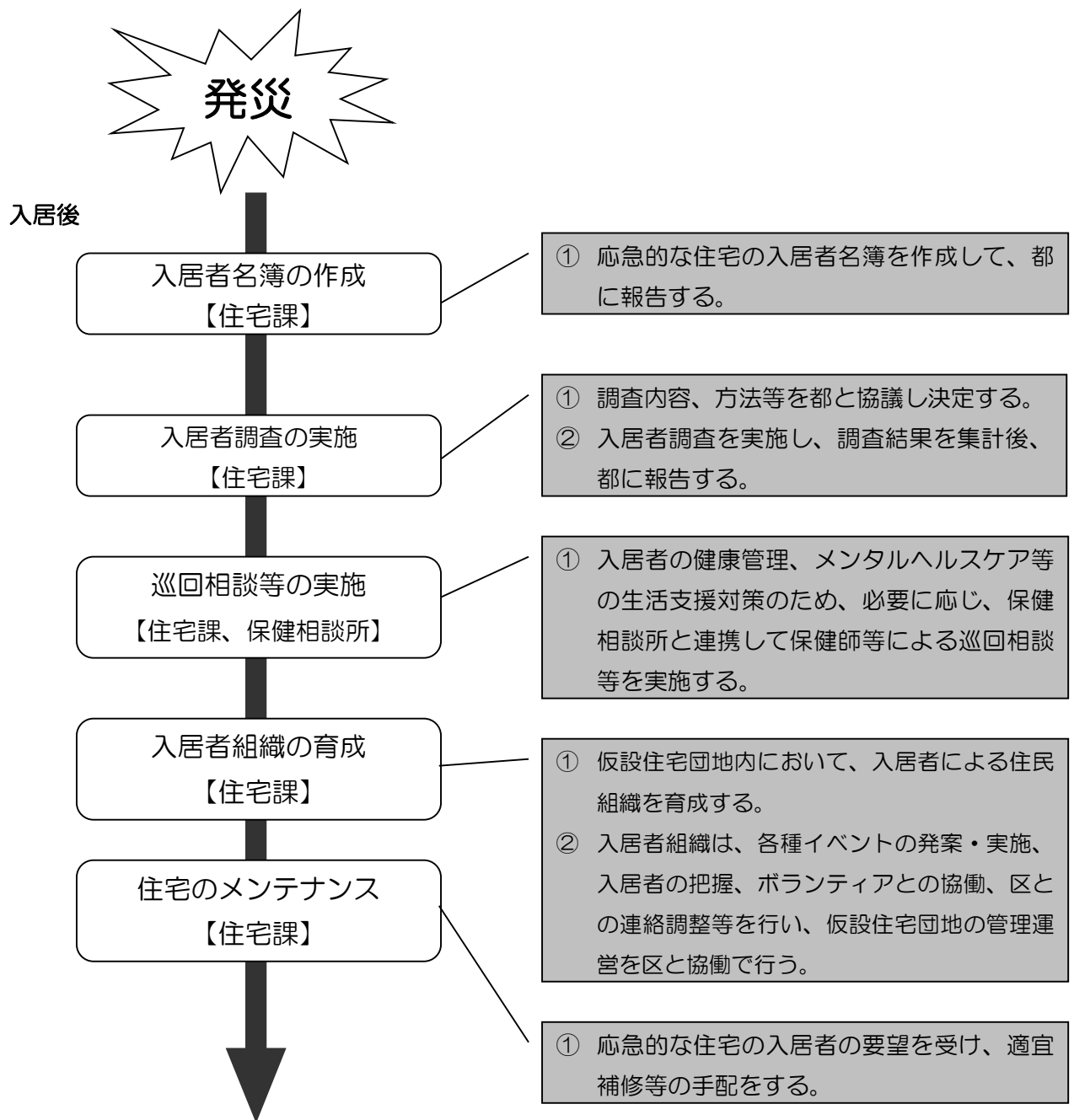
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

○ 入居者調査の調査内容、方法について都と調整すること。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

- 入居者リスト
- 家屋被害台帳（電子データ）
- 被災者生活実態調査データ
- 調査票
- 筆記具

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第 023-18 東京都の入居者名簿フォーマット案
- 資料第 023-19 【参考】「仮設住宅入居実態調査」の概要
- 暮らしと健康の回復（第3編第1章第1節1）
資 173～174 ページ

第3章 第3節

自力再建への支援

住宅復興に当たっては、被災者による自力再建を基本とし、行政支援の充実によって自力再建が促進されるような条件整備を図っていく必要がある。

このため、自力再建に係る情報提供や被災者の相談に対応できる体制を整備するとともに、震災の程度や社会経済状況、財源の状況等に応じて、住宅再建に対する支援メニューを検討していく。

3 章

1 民間住宅に対する再建支援

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課	住宅課

被災者が良質な民間住宅（持家・民間賃貸住宅等）を確保できるよう、土地資産の有効活用を含めた住宅再建支援を行う。

特に被災後においては、平常時に比べて資金の調達が困難になることが予想されるため、関係機関等と連携して支援する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 2か月以降	国や都が行う再建支援事業を周知する
2か月以降	区独自で行う再建支援事業の募集を行う

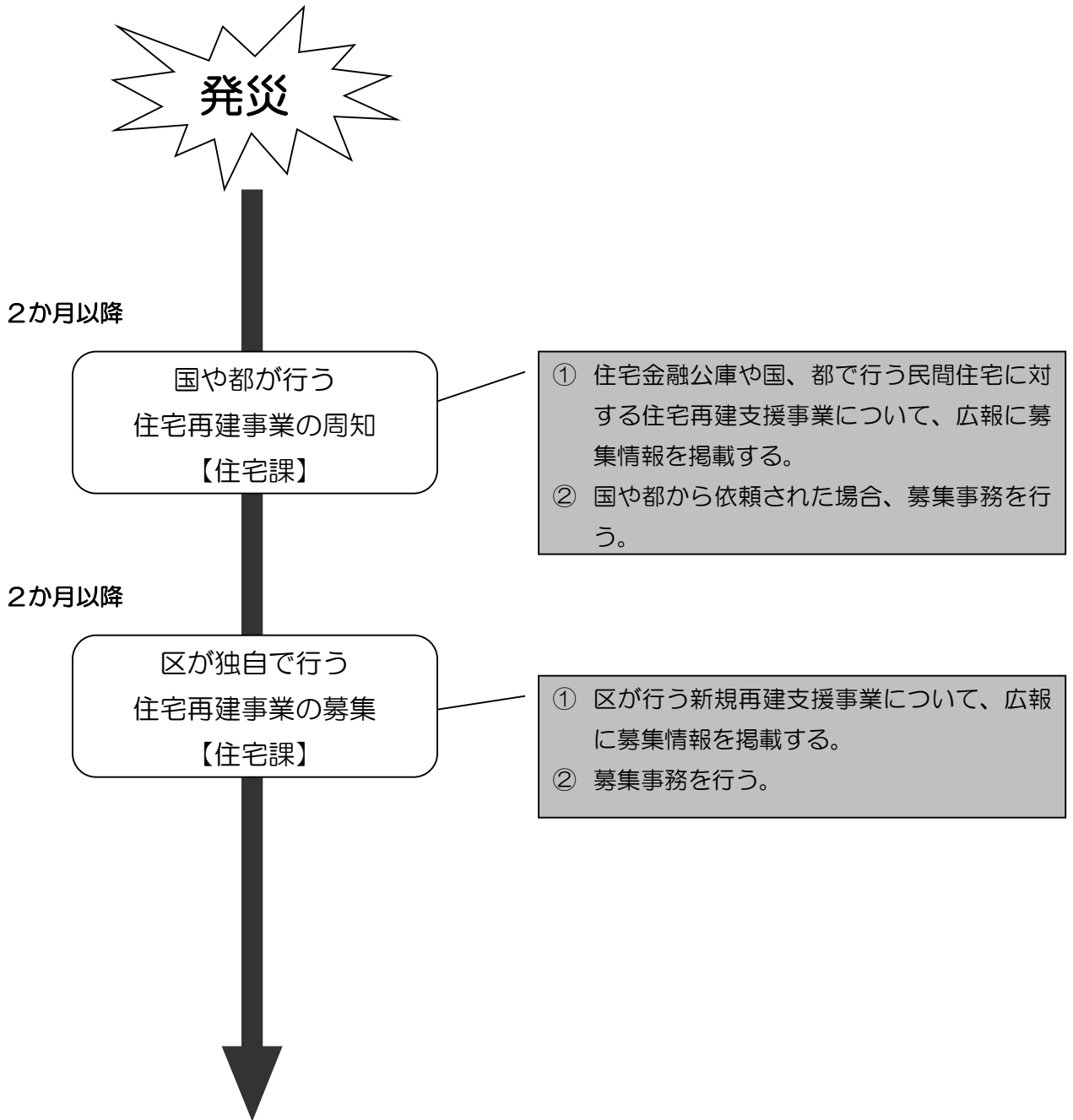
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 民間住宅に対する被災度区分判定の支援について検討すること。
- 持ち家被災者および被災建物所有者（オーナー）に対する、国や都で行う公的支援については資料編を参照。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項で必要な物品

-
-
-
-
-
-

☆ この項に関連する資料ページ

- ・ 資料第 023-20 被災者のための各種支援事業
- ・ 資料第 023-21 被災者のための各種支援事業
(東日本大震災)

資 175～180 ページ

3 章

2 賃貸住宅入居者に対する再建支援

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課	住宅課

応急仮設住宅からの移転者や、応急住宅としての民間借上げ住宅などに入居後2年を経過した被災者のうち、民間賃貸住宅に入居する者について、一定期間、家賃負担の激変緩和措置などの支援を図る。

一目で分かる! プロセスの概略

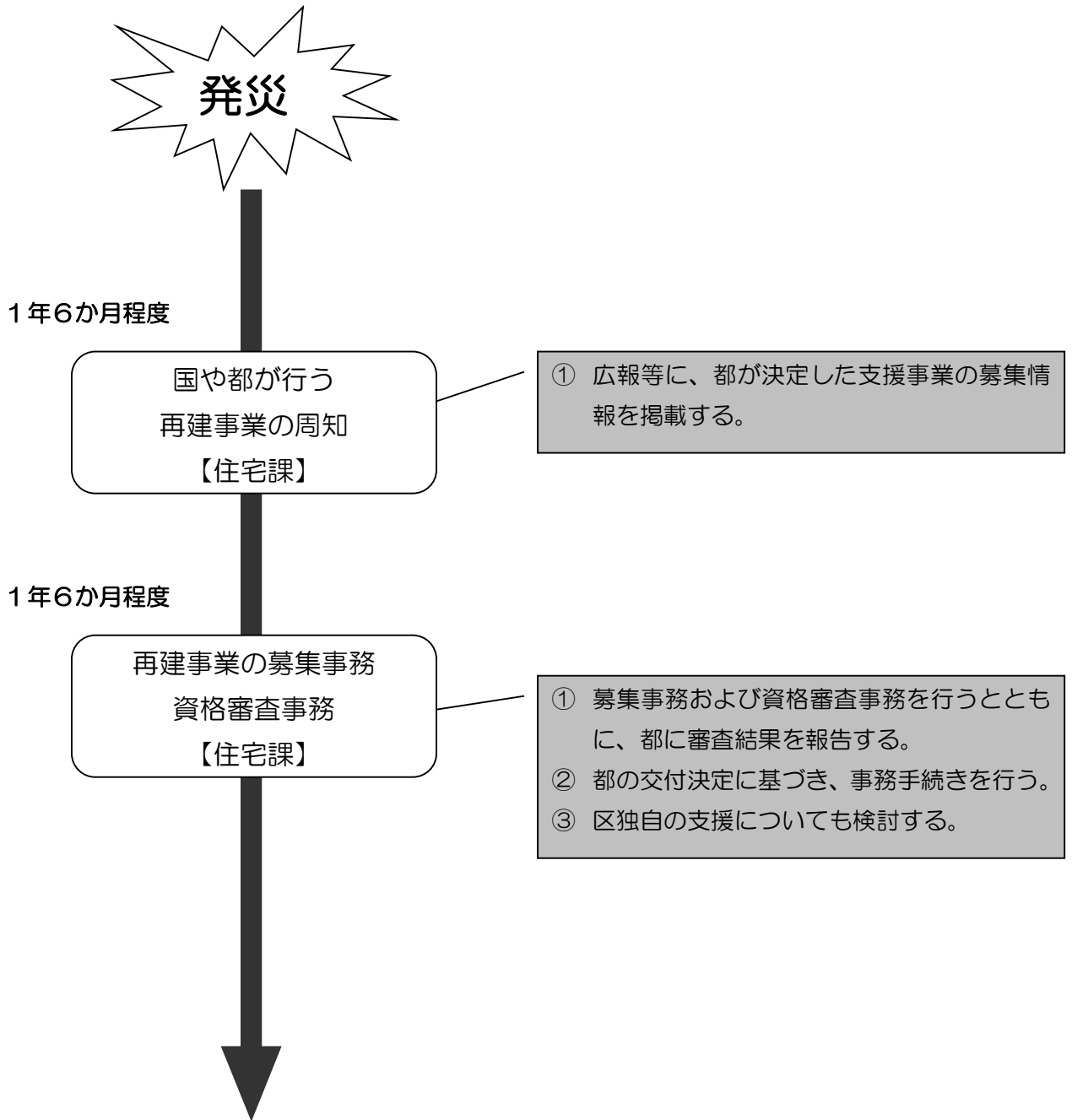
発災から 1年6か月程度	国や都が行う再建支援事業を周知する
1年6か月程度	募集事務・資格審査事務を行う

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事	前
準	備

留	意
事	項

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項で必要な物品

-
-
-
-
-
-

☆ この項に関連する資料ページ

-
-

第3章 第4節

集合住宅再建への支援

被災集合住宅の再建を速やかに行うためには、区分所有者の合意形成が不可欠である。マンションの建替えの円滑化に関する法律に基づく建替えや、改修の実現をコンサルタントの派遣等により支援する。

また、被災後においては、平常時に比べて資金の調達が困難になることが予想される。そのため、国や都で決定した融資制度等の情報提供など、関係機関と連携しながら再建を支援する。

3章

1 マンション建替え等の合意形成支援

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課、都市計画課 (みどりのまちづくりセンター)	住宅課、都市計画課 (みどりのまちづくりセンター)

被災マンションの再建を速やかに実施するため、マンション建替組合による被災マンションの建替えの促進を図る。

また、建替えに向けた住民等の合意形成の促進に向けて、アドバイザーの派遣などを実施する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1か月以降	各種アドバイザー制度の周知・募集
---------------	------------------

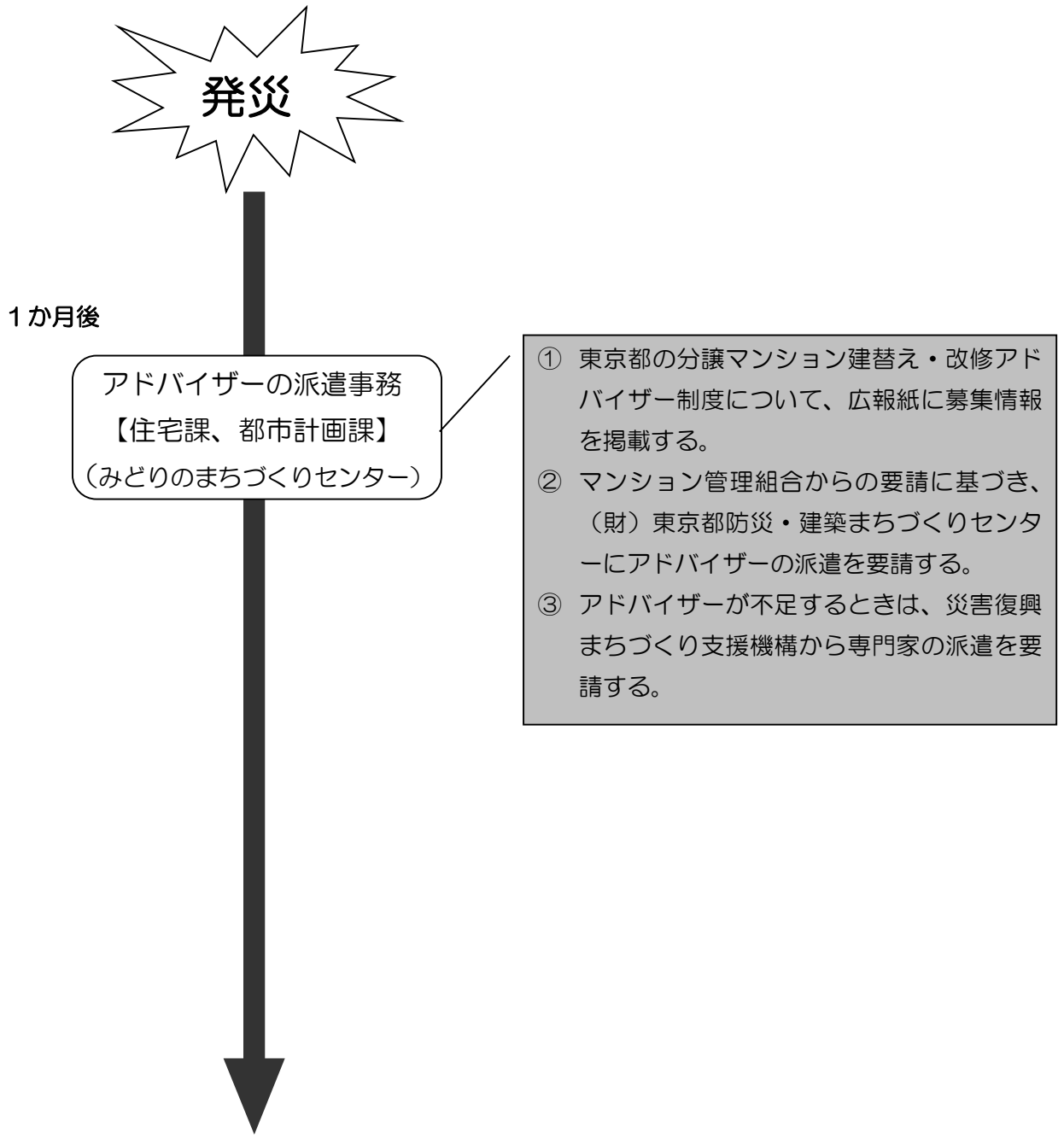
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

- 環境まちづくり公社とみどりのまちづくりセンターの区民への支援について、協定を締結しておくこと。

留意
事項

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項で必要な物品

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

☆ この項に関連する資料ページ

-
-

3章

2 マンションの建替え・補修支援事業

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課	住宅課

被災後においては、平常時と比べて資金の調達が困難になることが予想されるため、被災マンションの建替えおよび補修に対して、東京都と連携して支援を行う。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 3 か月以降	マンションの補修に係る支援事業の募集事務
-----------------------	----------------------

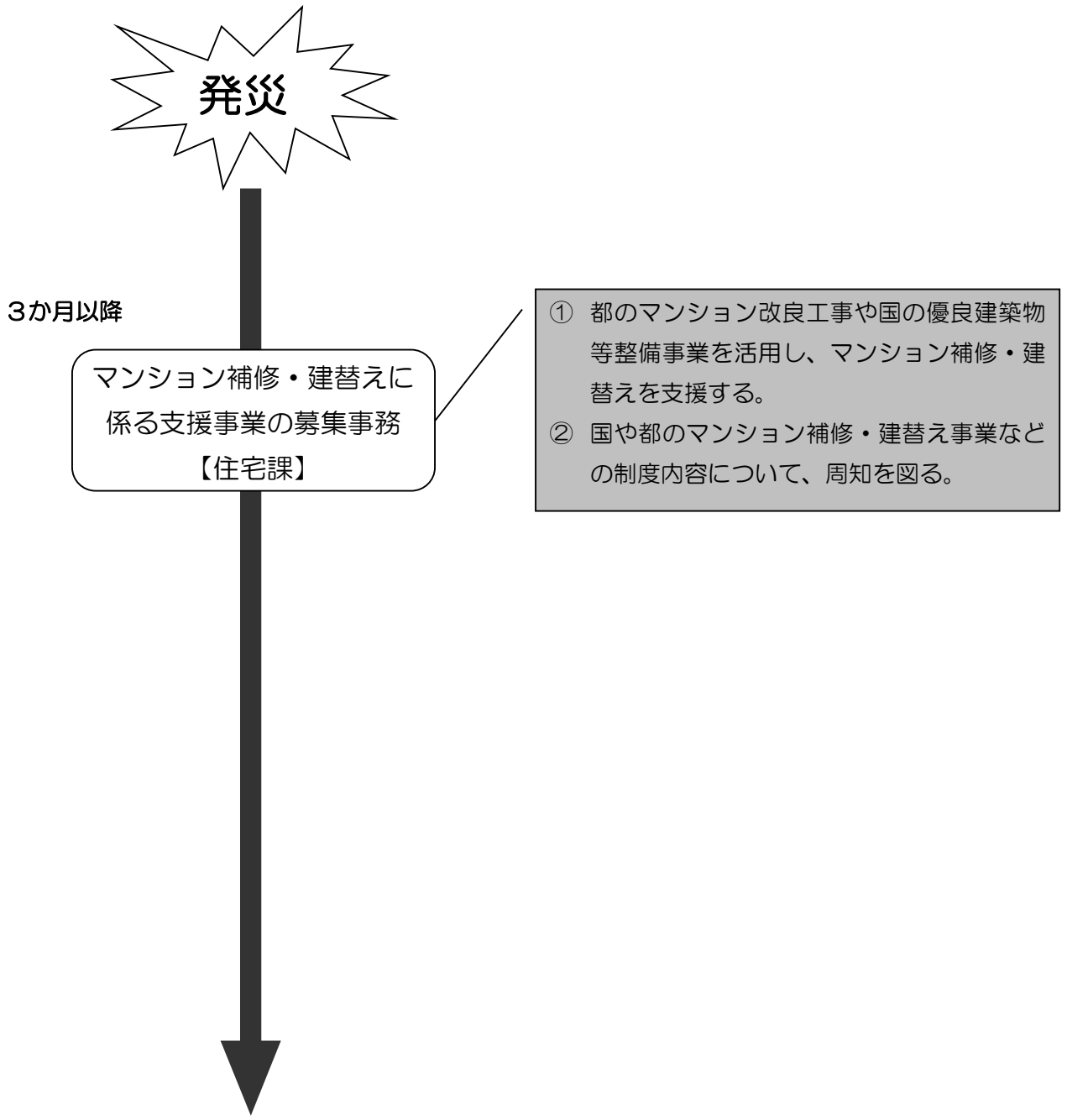
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 区独自の支援事業を検討する。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項で必要な物品

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

☆ この項に関連する資料ページ

-
-

第3章 第5節

区営住宅

被災者の住宅の復興は、被災住宅の自力再建を基本とするが、各種自力再建支援策をもってもなお自力再建が困難な被災者に対応するため、練馬区、東京都、東京都住宅供給公社や都市機構の協力の下に、公営住宅等の公的住宅の的確な供給を進める。

その際、被災者のニーズ、将来の人口動向、用地取得の可能性等の諸事情を総合的に勘案したうえで、長期的な視点に立って施策を推進する。

また、災害時の一時的な需要量の増加に対し、民間賃貸住宅の借上げ等を主体とした住宅供給促進を図る。

1 区営住宅の補修・建替え

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課	住宅課

被災度区分判定により、補修・補強が必要とされた区営住宅等について、迅速・適切に補修・補強工事を実施する。同様に、建替えが必要になった区営住宅等も速やかに建替えを行う。

一目で分かる! プロセスの概略

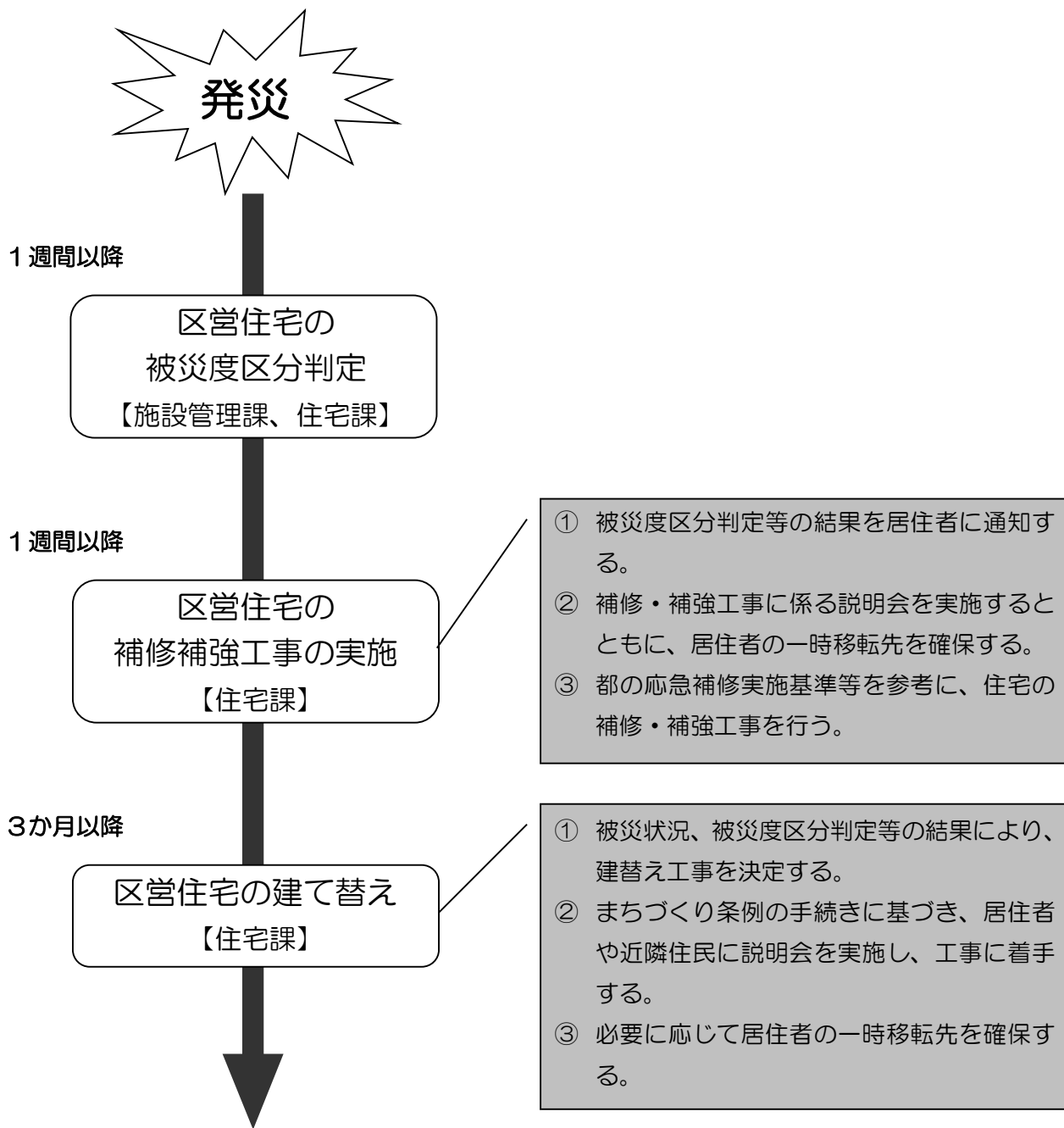
発災から 1週間以降	区営住宅の補修・補強工事の実施
3か月以降	区営住宅の建て替え

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項で必要な物品

-
-
-
-
-
-

☆ この項に関連する資料ページ

-
-

3 章

2 民間住宅の買取り・借上げ

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第8節 応急住宅対策

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
住宅課	住宅課

各種自力再建支援の施策によってもなお自力再建が困難な被災者に対しては、災害復興公営住宅の供給を図る必要がある。その際、迅速な公的住宅の供給が求められることから、区として民間住宅の買取り・借上げによる供給についても検討する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1週間以降	民間住宅の買取り・借上げの検討
6か月以降	仮設住宅居住者への意向調査の実施
6か月以降	入居者の募集・選定・手続を行う

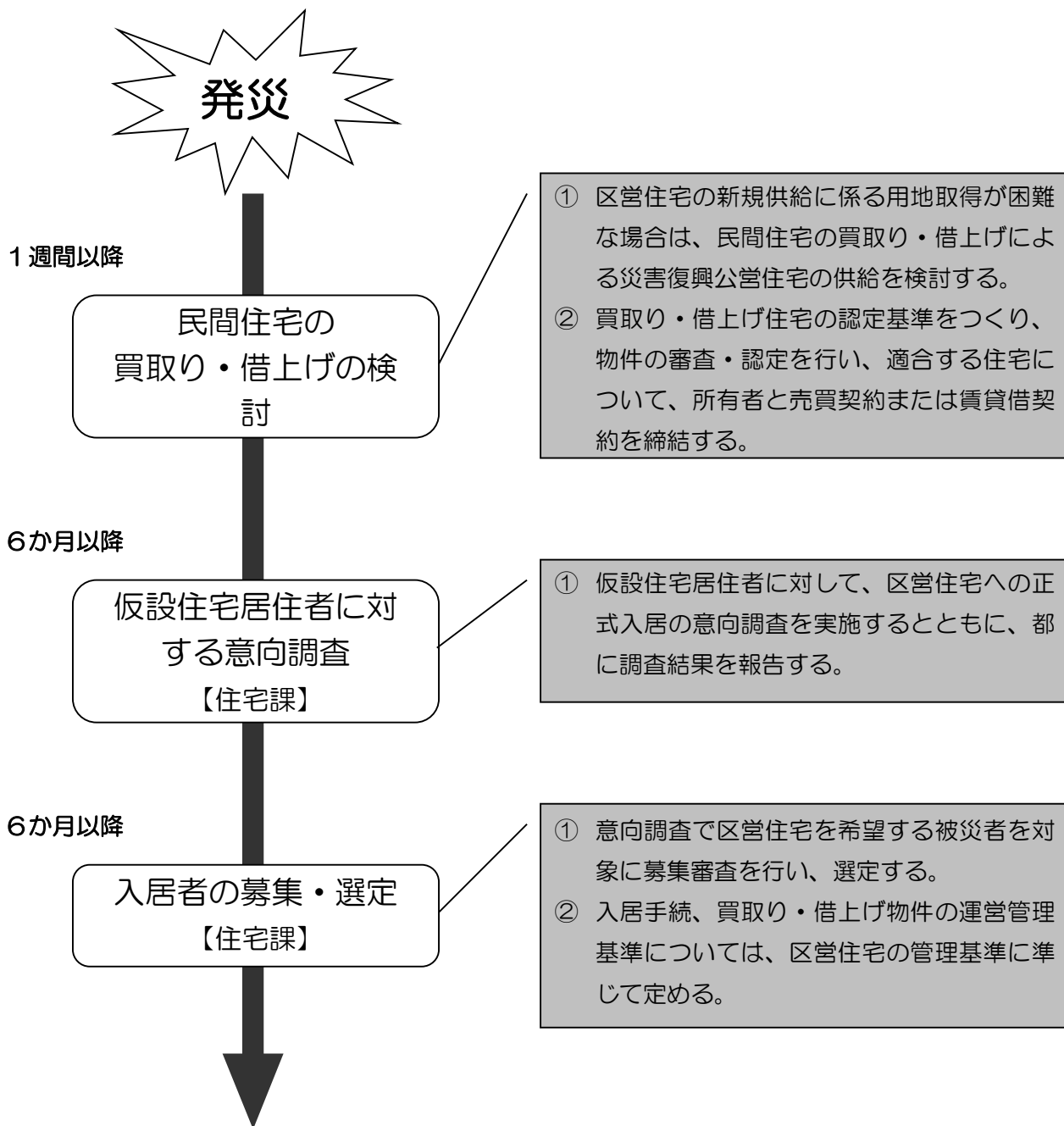
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前
準備

留意
事項

- 災害復興公営住宅は、資力のない応急仮設住宅等の居住者を対象とするため、家賃収入が期待できない。そのため、災害復興公営住宅の大量供給は、将来の区の財政を圧迫することから、借上げ等の施策を積極的に活用すること。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品

☆ この項に関連する資料ページ

・

・

第3編 生活復興

第1章 暮らしの復興

第1章 第1節

くらしとコミュニティの復興

1 章

1 暮らしと健康の回復

★地域防災計画
II 防災本編
第5章 被災者・避難者対策
第4節 避難生活における
環境の確保

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
福祉部、高齢施策担当部、健康部、 地域医療担当部、こども家庭部、 教育委員会	福祉部、高齢施策担当部、健康部、 地域医療担当部、こども家庭部、 教育委員会

被災者が、被災生活から復興の過程で暮らしと健康を確保していくことは重要な課題である。地域医療体制の確保、福祉サービス体制の確保、高齢者等への生活支援など、特に配慮すべき被災者の暮らしの回復に、地域として支援体制を構築する。

協議会は、行政による様々な支援施策と地域のニーズをつなぐこと、地区内外の人材の確保とネットワークづくりを行うことが重要になる。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 2週間以降	復興ボランティアを受け入れる 《復興準備会》【福祉部】
2週間以降	地域医療、福祉、保健衛生の活動促進 《復興準備会》【福祉部、高齢施策担当部、健康部、地域医療担当部】
2週間以降	こころのケア、子どものケアを行う 《準備会》【こども家庭部、教育委員会】

行動の手順

【地域の取組】

- ① ボランティア派遣を要請する。
- ② 派遣されたボランティアをコーディネートする。
- ③ 医療や福祉等の需要を把握し、災害対策各部に情報提供する。
- ④ NPOやボランティアの協力を得て高齢者等への見守り体制をつくる。
- ⑤ 被災後のストレスや心の傷の緩和について地域として克服する体制をつくる
- ⑥ 子どもや青少年の拠点を確保する。
- ⑦ PTA・青少年委員などと協力して子ども達の遊びやイベント等を行う。

【区の取組】

- ① 地域の要望を受けて、ボランティアを派遣する。
- ② 地域の要請を受けて、要請に応じて専門家等を派遣する。
- ③ 活動を支援する体制をつくる。

【事前準備】

- 地区の共助体制を生かしたくらしやこころの復興の方法について検討を行う。

【留意事項】

- 災害対策本部が展開する災害応急対策の活動体制を引き継いで、復興期の暮らしと健康の回復を進めること、その時に地域コミュニティを生かしていくことが重要になる。



『災害対策福祉部 行動マニュアル』
『災害対策マニュアル 災害対策健康部』
『災害対応マニュアル（災対教育振興部）』

1 章

2 商店街等の生活拠点の確保

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
経済課、商工観光課	経済課、商工観光課

復興まちづくり協議会を軸にして、商業者や事業者、地域住民等がグループを結成し、商店街、公園などで仮設店舗、テント市場、屋台村などを建設・運営し、地域の生活拠点を確保し、被災者の生活サービスを充足する。

イベント等を開催し、復興への元気を高める。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1 か月以降	地域で運営・実行グループをつくる 《協議会》【経済課、商工観光課】
1~2 か月以降	仮設の商店街等生活拠点を確保 《協議会》【経済課、商工観光課】
1~2 か月以降	拠点施設の運営やイベントを実施する 《協議会》【経済課、商工観光課】

行動の手順

【地域の取り組み】

- ① 商業者などを中心に、仮設商店街、市場等を設置して運営するグループづくりを進める。
- ② テント、仮設店舗、集会所などによる生活拠点の計画をつくる。
- ③ 生活拠点を使って、生活サービスを提供する。
- ④ イベント等元気づける活動を展開する。

【区の取り組み】

- ① グループづくりを呼びかけ、育成する。
- ② 仮設店舗、テント市場などの生活拠点施設を建設し、グループに貸与・供与する。
- ③ 生活拠点運営、イベント等を支援する。

【事前準備】

- 商店会の加入促進活動を支援するなど、商店会の組織力強化を促す。
- 商店会にイベント等で震災復興への啓発活動を取り入れてもらうなどの働きかけを行い、復興への協力と理解を深めてもらうよう工夫する。

【留意事項】

- 生活拠点施設や仮設の商店街を、福祉等の活動拠点、復興まちづくり事務所などと合わせて、設置する。



『災害対策産業経済部マニュアル』

1 章

3 地域コミュニティの再建と強化

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
地域振興課	地域振興課

被災者の生活や気持ちを支え、元気な地域コミュニティづくりを展開する。

一目で分かる! プロセスの概略

慰霊祭や元気づくりイベントを行う

《協議会》【地域振興課】

行動の手順

【地域の取り組み】

- ① 節目に慰霊祭を行う。
- ② 被災者を元気づけ、地域づくりのために、音楽、アート等によるイベントを開催する。

【区の取り組み】

- ① 活動を支援する。

【事前準備】

- 地域コミュニティの再生の方策について、事例等から検討しておく。



『災害対策地域文化部マニュアル』

第1章 第2節

医療・保健衛生・福祉

1 章

1 医療機関

★地域防災計画
II 防災本編
第2章 医療救護等対策
第1節 医療救護活動

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
健康推進課、保健予防課、 地域医療課	健康推進課、保健予防課、 地域医療課

初動期に引き続き、区内医療機関の開設状況、人工透析可能な医療機関の開設状況、その他把握した医療情報を集約し、情報提供を行う。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 4日以降	医療機関の被災状況等を把握する 【災対健康部】
1週間以降	医療機関の復興、再開状況の情報を提供する 【健康推進課、保健予防課、地域医療課】

行動の手順

- ① 医師会等の協力のもと、医療機関の被災状況を把握する。
- ② 被災した医療機関が平常どおり医療行為を再開するために、ライフラインの早期復旧を目指し、医療機関との連絡調整を行う。
- ③ 医師会等の協力のもと、医療行為が可能な医療機関の情報を区民に提供する。

【事前準備】

- 人工透析可能な医療機関の把握、人工呼吸器装着者の対応可能な医療機関を把握しておく。

【留意事項】

- 医療機関の被災状況調査を行うこと。
- 医師会および2災害時医療機関等との情報の共有および連携を図ること。
- 電源および給水の確保に係る関係機関との連携を図る。



『災害対策マニュアル 災害対策健康部』

1 章

2 医療救護所の継続運営

★地域防災計画
II 防災本編
第2章 医療救護等対策
第1節 医療救護活動

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
健康推進課、地域医療課	健康推進課、地域医療課

医療機関の復旧が遅れ、医療救護体制が立ち遅れている地域の医療救護所を継続して運営し、後方医療機関との連携を強化する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 4日以降	医療救護班等の派遣要請を行う 【災対健康部】
段階的に	医療救護所を縮小、閉鎖する 【健康推進課、地域医療課】

行動の手順

- ① 医療救護班等の派遣を要請するとともに、医療ボランティアを受け入れ、配置する。
- ② 医療機関の被災状況を調査し、区民に情報提供する。
- ③ 医療救護所の縮小、閉鎖を検討する。

【事前準備】

- 医師会等と災害時の医療救護活動に関する協定を締結する。
- 協定に基づき、医師会等は、あらかじめ医療救護班等を編成し、区はその報告を受ける。
- 災害時を想定した医療救護活動の訓練を実施する。
- 必要な医薬品の確保と適正な更新を図る。

【留意事項】

- 医師会および災害時医療機関等との情報の共有および連携を図ること。



『災害対策マニュアル 災害対策健康部』

1 章

3 被災者の健康管理

★地域防災計画
II 防災本編
第5章 被災者・避難者対策
第4節 避難生活における
環境の確保

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
健康推進課、保健相談所	健康推進課、保健相談所

被災し生活環境が激変した区民の健康管理のため、初動期に引き続いて、避難所生活者や仮設住宅入居者等に対する健康相談を実施する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 4日以降	保健師等による巡回健康相談を実施する 【災対健康部】
--------------	-------------------------------

行動の手順

- ① 保健師・歯科衛生士・管理栄養士等による巡回健康相談を実施し、被災者の健康管理を行う。
- ② ケアを必要とする住民を発見した時は、医療機関への受診勧奨を行うとともに、必要に応じて医師の巡回を要請する。
- ③ 管理栄養士等が避難拠点等における食事提供の状況把握を行い、適切な食事提供が行われるよう関係部署との調整を図る。

【事前準備】

- 東京都に、派遣要請から実際に職員が派遣されるまでのプロセスを確認しておくこと。

【留意事項】

- 要援護者に対しては特に配慮すること。
- 保健師等が不足する場合は、東京都を通じて応援を要請することや専門ボランティアの活用を図ること。
- 震災の規模に対応した職員の配置をあらかじめ計画しておくこと。
- 被災者の状況に応じては、福祉避難所との連携を図ること。



『災害対策マニュアル 災害対策健康部』

1 章

4 メンタルヘルスケア

★地域防災計画
II 防災本編
第 5章 被災者・避難者対策
第 4節 避難生活における
環境の確保

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
保健予防課、保健相談所	保健予防課、保険相談所

被災者は精神的に不安定な状況に陥りやすいことから、応急復旧期に引き続き避難所生活者や仮設住宅入居者等に対する精神的な支援として、メンタルヘルスケアを行う。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 4日以降	①保健師等による巡回保健相談を実施する ②精神保健相談体制を整備する 【災対健康部】
行動の手順	
① 保健師等による巡回健康相談を実施し、被災者のメンタルヘルスを含めた健康状況を把握する。 ② 東京DPATの派遣要請や精神保健相談体制について災害医療コーディネーターと検討を行う。	

【留意事項】

- 被災住民とともに、復興業務に従事する職員やボランティアのメンタルヘルスにも注意すること。



「災害対策マニュアル 災害対策健康部」

1 章

5 防疫活動

★地域防災計画
II 防災本編
第5章 被災者・避難者対策
第4節 避難生活における
環境の確保

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
生活衛生課、保健予防課	生活衛生課、保健予防課

感染症の発生を防ぐため、災害対策初動期に引き続いて消毒活動や防疫指導を行う。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 4日以降	必要に応じ避難所・被災家屋等の消毒、防疫指導を行う 【災対健康部】
--------------	--------------------------------------

行動の手順

- 必要に応じて、避難所や被災家屋等の消毒、そ族昆虫の駆除を行う。
- 必要に応じて、防疫班を編成し防疫指導を行うとともに、隔離消毒班を編成し、罹患者の収容や消毒を行う。

【留意事項】

- 感染症の発生を防ぐため、東京都や隣接自治体との協力体制を整えること。



『災害対策マニュアル 災害対策健康部』

1 章

6 社会福祉施設の再建

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
福祉部管理課、障害者施策推進課、生活福祉課、高齢社会対策課、こども家庭部	福祉部管理課、障害者施策推進課、生活福祉課、高齢社会対策課、こども家庭部

被災後の福祉需要に対応するため、区立施設（敬老館、はつらつセンター）、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、保育園、学童クラブなどの社会福祉施設の被害状況を把握するとともに、被災施設については、事業再開に向けての支援を行う。

一目で分かる! プロセスの概略	
発災から 1 週間	社会福祉施設の被害状況を把握する 【福祉部管理課、障害者施策推進課、生活福祉課、高齢社会対策課、こども家庭部】
1 週間以降	社会福祉施設の再開準備をする 【福祉部管理課、障害者施策推進課、生活福祉課、高齢社会対策課、こども家庭部】
6 か月程度	社会福祉施設の再建を支援する 【福祉部管理課、障害者施策推進課、生活福祉課、高齢社会対策課、こども家庭部】
行動の手順	
① 区立施設や、民間施設の被害状況を把握する。 ② 区立施設については、被害状況に基づき施設再開の可否を判断し、通常業務の再開に向けた準備を行う。 ③ 区立施設については、早期に機能回復できるよう応急修理を行う。 ④ 社会福祉施設においては、東京都（福祉保健局）や関係機関と連携し、応急修理を支援するなど、再開支援の方策を検討する。 ⑤ 区立施設の再整備については、復興計画に盛り込む。 ⑥ 区立、民間施設の被害状況をまとめて都に報告するとともに、再建のための補助申請を行う。 ⑦ 各施設の再開情報は、適宜区民に周知する。	

【事前準備】

- 福祉避難所として、施設の運営法人と災害時の協力について協定を締結する。
- 福祉避難所、指定管理者施設等について災害時マニュアルを整備する。
- 福祉避難所においては、立上げと、災害時の要配慮者の受入れ体制の整備、開設期間を検討しておく。

【留意事項】

- 施設の損壊状況によって、施設の改修・仮設建築物の建設、他の施設による受入れ枠拡大などを検討する。
- ライフラインの復旧の程度を確認のうえ、障害者向けのサービスを再開する。
- 福祉避難所の通常業務再開のために、家庭に戻れない避難者の受入れ先を確保する。



『災害対策福祉部 行動マニュアル』

『練馬区 児童館・学童クラブ危機管理基本マニュアル』

『保育園防災の手引園職員用』

1 章

7 要配慮者の生活状況の確認

★地域防災計画
II 防災本編
第5章 被災者・避難者対策
第2節 災害時要援護者対策

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
福祉部管理課、総合福祉事務所	福祉部管理課、総合福祉事務所

福祉部においては、民生・児童委員、防災会、地域包括支援センターや介護・障害福祉サービス事業者の協力のもと、避難行動要支援者の安否や生活状況を確認し、必要な福祉サービスへつなげるものとする。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 72 時間以内	避難行動要支援者の安否を確認する 【福祉部管理課、総合福祉事務所】
1 か月以内	要配慮者へ必要な福祉サービスを提供する 【福祉部管理課、総合福祉事務所】

行動の手順

- ① 災害時には、民生・児童委員や防災会等が避難拠点に参集し、避難拠点に配備した避難行動要支援者名簿を活用して安否確認を実施する。なお、地域で独自の安否確認の仕組みが確立している場合は、避難拠点に参集せず、直接安否確認を実施する。あわせて、地域包括支援センターも避難行動要支援者名簿に基づき、安否確認を実施する。
また、これらの安否確認と並行して、介護・障害福祉サービス事業者団体との協定に基づき、介護・障害福祉サービス事業者は利用者の安否確認を実施し、区へ報告する。
- ② 介護・障害福祉サービス事業者は、区からの要請に基づき、利用者の居宅、避難拠点、福祉避難所等で、必要なサービスを提供する。

第1章 第3節

生活環境の確保
生活支援、生活物資

1 章

1 公衆浴場

★地域防災計画
Ⅱ 防災本編
第5章 被災者・避難者対策
第4節 避難生活における
環境の確保

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
生活衛生課、経済課	生活衛生課、経済課

震災に伴う断水などの影響で、被災者は入浴ができないことも生じることから、応急復旧期に引き続き、公衆浴場の被災状況を把握する。

また、営業情報を区民に提供し、被災した公衆浴場の再開を支援することによって公衆衛生の向上を図る。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 直後	公衆浴場の被災状況を把握する 【災対健康部】
4日以降	営業を再開した浴場の情報提供を行う 【災対健康部】
1か月程度	営業の再開に向けた支援を行う 【経済課】

行動の手順

- ① 公衆浴場の被災状況を把握する。
- ② 営業している公衆浴場の情報を区民に提供する。
- ③ 再開のための相談に応じるとともに、融資等による営業再開の支援策を講じる。

【留意事項】

- 公衆浴場が近隣にない地域では、利用可能な入浴施設の確保に努めること。



『災害対策マニュアル 災害対策健康部』

1 章

2 生活衛生関係の情報提供

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
生活衛生課	生活衛生課

被災者の衛生確保のために、生活衛生関係の各組合と連携して、生活衛生を事業とする事業者（理容、美容、クリーニング等）の情報提供を行う。

一目で分かる! プロセスの概略

できるだけ速やかに	営業施設の安全と営業状況の情報を受け、情報提供する 【生活衛生課】
-----------	--------------------------------------

行動の手順

- ① 生活衛生関係の各組合と連携して、営業施設の安全と営業状況の情報を受け、区民に情報提供する。

【事前準備】

- 生活衛生関係の各組合との協議が必要。

1 章

3 食品・飲料水の安全確保

★地域防災計画
II 防災本編
第5章 被災者・避難者対策
第4節 避難生活における
環境の確保

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
生活衛生課	生活衛生課

地震動による水道管の破壊により、井戸水などを飲むことになるなど、応急対応期に引き続いて飲料水の衛生を確保する。

また、不十分な調理や衛生管理がもとで、食中毒などが発生しないよう、食品の衛生監視や指導を行う。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 直後	飲料水・食品の衛生指導、安全確保を行う 【災対健康部】
------------	--------------------------------

行動の手順

- ① 飲料水の安全確保のため、必要に応じて、区民への衛生指導を行う。
- ② 食品の安全確保のため、避難所をはじめとして、食品衛生に係る巡回指導を行う。

参照

『災害対策マニュアル 災害対策健康部』

1 章

4 ごみ処理

★地域防災計画
II 防災本編
第 6章 区民生活の早期再建
第 7節 ごみ・し尿・がれきの処理

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
災対環境部	清掃リサイクル課、各清掃事務所

被災時には、家屋等の倒壊などにより大量のごみが発生する。

また、上下水道の被災により、水洗トイレが使用不能になることが予想される。このため応急対応期に引き続き、迅速に避難拠点を中心としたごみ処理や、避難拠点等の使用可能なトイレのし尿処理をする必要がある。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 直後	清掃事務所、清掃車等の被害を確認する ごみの収集・運搬を休止 【災対環境部】
3日以内	避難拠点等を含めた収集体制を構築する 【災対環境部】
4日以降	避難拠点等を含めた、し尿・ごみを収集再開する 【各清掃事務所】

行動の手順

- ① 清掃事務所、清掃事業所、ごみ収集車等の被害状況を確認する。
- ② 避難拠点周辺を中心に、道路の被害状況を確認し、ごみ収集車等の通行が可能かを判断する。
- ③ 避難拠点周辺を中心に、下水道の被災状況を確認する。
- ④ 避難拠点への避難状況を確認し、し尿やごみの収集運搬体制を整える。
- ⑤ 収集運搬ルートを作成する。
- ⑥ 不法投棄を防止するため、ごみ出しのマナーを周知する。

【留意事項】

- 被災時の収集運搬ルートを考えておくこと。
- 被災時のごみ処理について、特に清掃工場での処理体制や、最終処分体制について、清掃一組や東京都と協議しておくこと。



『災害対策環境部 地震編マニュアル』

1 章

5 防犯

★地域防災計画
I 防災共通編
第3部 基本的な対策
第2章 災害に強い安全・
安心なまちづくり
第6節 災害時における地
の防犯・防火体制

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
危機管理課	危機管理課

住民が避難所に避難することなどによって、空き巣などの犯罪が増えることを防止するため、応急復旧期に引き続き、町会・自治会等との協力のもと防犯パトロールなどの対策を講じる。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 4日以降	町会・自治会と協力して防犯対策を実施する 【危機管理課】
--------------	---------------------------------

行動の手順

- ① 被害の大きい地区を中心に、警察や地元の町会・自治会等と連携した防犯パトロールを実施する。
- ② 区民に犯罪についての注意を呼びかける。

1章

6 動物保護

★地域防災計画
II 防災本編
第5章 被災者・避難者対策
第6節 飼育動物対策

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
生活衛生課	生活衛生課

避難生活における動物の同行避難では、他の避難者の避難生活に支障が出ないよう飼主の指導に努める。

避難所生活期の動物飼育については、獣医師会との連携を図る。

一目で分かる! プロセスの概略

被災後	避難所内のペット同行ルールを徹底するとともに、動物の応急手当・保護を行う 【各避難拠点】 【生活衛生課】
-----	---

行動の手順

- ① 動物の収容場所を設置する。
- ② 避難者に避難所における同行避難のルールを周知する。
- ③ 獣医師会と協力して動物の応急手当・保護を図る。

【事前準備】

- 動物保護のルールを作成する。
- 災害時における被災動物の遺体処理に関する協定を締結する。



『災害対策マニュアル 災害対策健康部』

1 章

7 災害援護資金、生活福祉資金、住宅資金

★地域防災計画
Ⅱ 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第5節 区民生活の援護

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
生活福祉課、総合福祉事務所、 災対都市整備部、住宅課	生活福祉課、総合福祉事務所、 災対都市整備部、住宅課

災害救助法の適用を受ける自然災害により被災した世帯主に対して、初動期に引き続き災害援護資金等の貸付を行う。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 6か月以内	災害援護資金、生活福祉資金の貸付 【生活福祉課】 【総合福祉事務所】
1年以内	住宅資金の貸付 【災対都市整備部】 【住宅課】

行動の手順

- ① 貸付対象や貸付金額、貸付条件は、練馬区地域防災計画を参照。
- ② 受付体制を整え、申請書類を準備する。
- ③ 避難拠点、町会・自治会、民生委員、広報等を通じて区民への周知を図る。

【事前準備】

- 申請書類等を各総合福祉事務所で整備する。

【留意事項】

- 被災状況の把握、確認等、被災者生活実態調査との連携を図る。
- 東京都や社会福祉協議会との連携を、マニュアル等で確認する。



『災害対策マニュアル 災害対策健康部』

資料第031-1 災害援護資金、生活福祉資金、住宅資金の概要

資料第031-2 (参考) 災害援護資金の貸付手続

資料第031-3 (参考) 生活に必要な資金の貸付 (生活福祉資金の貸付)

資 181～183 ページ

1 章

8 災害弔慰金、災害障害見舞金

★地域防災計画
II 防災本編
第 6章 区民生活の早期再建
第 5節 区民生活の援護

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
総合福祉事務所	総合福祉事務所

震災により、死亡した区民の遺族に対して災害弔慰金を、障害を負った区民に対して災害障害見舞金を支給する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1 か月以降	災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する 【総合福祉事務所】
行動の手順	
<p>① 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給対象、支給額は、練馬区地域防災計画を参照のこと。</p> <p>② 受付体制を整え、申請書類を準備する。</p> <p>③ 区民への周知を図る。</p>	

【留意事項】

- 重複支給や支給漏れが無いように注意する。
- 医師の診断書が必要になることから、医師会の協力が必要である。
- 口座振替が原則であるが、窓口払いも検討しておくこと。



資料第 031-4 災害弔慰金、災害障害見舞金の概要

資料第 031-5 (参考) 練馬区災害弔慰金の支給等に関する条例 (関連部分抜粋)

資料第 031-6 (参考) 災害弔慰金、災害障害見舞金の交付手続

資 184~187 ページ

1 章

9 被災者生活再建支援金

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第5節 区民生活の援護

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
総合福祉事務所	総合福祉事務所

被災者生活再建支援法に基づき、生活再建が著しく困難な被災者に対して、東京都が拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1 か月以降	被災者生活再建支援金を支給する 【総合福祉事務所】
----------------	------------------------------

行動の手順

- ① 被災者生活再建支援金の支給対象、支給額は、練馬区地域防災計画を参照。
- ② 受付体制を整え、申請書類を準備する。
- ③ 区民への周知を図る。



資料第 031-7 被災者生活再建支援制度

資料第 031-8 【参考】被災者生活再建支援金支給事務の手續

資 188~189 ページ

1 章

10 義援金

★地域防災計画
II 防災本編
第 6章 区民生活の早期再建
第 5節 区民生活の援護

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
会計管理室、生活福祉課、 総合福祉事務所	会計管理室、生活福祉課、 総合福祉事務所

一般市民その他より寄託された義援金は、公平かつ公正に配分する必要があるため、日本赤十字社、東京都、区市町村、関係機関等で構成される東京都義援金配分委員会が東京都復興本部に設置され、配分計画が策定される。区は計画の定める配分率、配分方法に基づいて被災者に配分する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 直後	義援金を募集する 【会計管理室】
1 か月後	配分計画に基づき、義援金を配分する 【生活福祉課、総合福祉事務所】

行動の手順

- ① 義援金受付口座を開設する。
- ② 受け付けた義援金を配分委員会へ送金する。
- ③ 配分計画に基づき、配分委員会から送金された義援金を配分する。
- ④ 配分に当たっては窓口を設置し、交付申請の受付を行う。
- ⑤ 配分状況を配分委員会に報告する。

※義援金の制度概要は、練馬区地域防災計画を参照のこと。

【留意事項】

- 義援金の受付・管理については、会計管理室が担当する。
- 関連して第3節13項の生活物資を参照のこと。
- 義援品は、原則として要請に基づいた物資以外は受け付けない。



『災害対策総務部マニュアル』

資料第 031-9 義援金の配分（地域防災計画より抜粋）

資 190~191 ページ

1.1 生活保護

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
総合福祉事務所	総合福祉事務所

被災によって、新たに生活保護の対象となる者の増加が予想されることから、応急復旧期に引き続いて、生活困窮者に対する保護の適用について対応する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 2週間以降	保護を必要とする被災者へケースワーカーを派遣する 【総合福祉事務所】
---------------	---------------------------------------

行動の手順

- ① 被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査）の情報や住民からの情報などにより、保護を必要とする者を把握した場合には、ケースワーカーを派遣する。

1 章

12 税金、保険料等の減免等

★地域防災計画
II 防災本編
第 6章 区民生活の早期再建
第 5節 区民生活の援護

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
災対区民部、介護保険課	災対区民部、介護保険課

被災等により担税力等が著しく低下している区民に対して、特別区民税や国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料等の減額、免除、徴収猶予、滞納処分等の執行停止等を本人の申請に基づき行う。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1 週間以内	税金・保険料等の減免等の方針を決定 【災対区民部】【介護保険課】
1 か月以内	税金・保険料等の減免等の申請の受付
2 か月以内	申請に基づき、税金・保険料等の減免等の実施
行動の手順	
① 税金、保険料等の減免等の方針を決定し、必要書類等の要件確認を行う。	
② 申請開始日・必要書類等の周知を行い、申請を受け付ける。	

【留意事項】

- 申請に際して必要な書類等の要件を確認しておくこと。
- 発災から災証明書の発行までには日数がかかること。
- 被災者台帳を構築しておくことで、各種調査のデータを利用できるようにしておくこと。



資料第 031-10 【参考】租税等の徴収猶予および減免等
(地域防災計画より抜粋)

資 192 ページ

1 章

13 生活物資

★地域防災計画
Ⅱ 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第5節 区民生活の援護

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
災対総務部、福祉部管理課、危機管理室	総務部、福祉部管理課、危機管理室

被災により、生活物資の安定供給が困難になることが予想されるため、協定団体からの支援物資などを活用するとともに、被害の程度により必要品目を決定し、調達を図る。

避難拠点等では、膨大な作業量が予測されるため、避難拠点運営連絡会やボランティアと協力して仕分けや配分を行う。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 24 時間以内	支援物資の受入れ体制を整える 【災対総務部】
翌日以降順次	支援物資を避難拠点に配送する 【危機管理室、福祉部管理課】

行動の手順

- ① 協定団体から優先的に供給を受けられる物資を確保する。
 - ② 生活物資が不足する場合には、東京都に対し物資調達を要請する。
 - ③ 区で調達が可能な物資については、独自に調達する。
 - ④ 協定団体やボランティアの協力を得て、輸送拠点等での物資受入れ準備をする。
 - ⑤ 物流関係協定団体とボランティアセンターの協力を得て、仕分や配送の体制を構築する。
 - ⑥ 輸送拠点や救援物資集積所を設け、調達した物資を受け入れ、仕分ける。
 - ⑦ 庁有車や協定団体の車両を活用し、物資を避難拠点等に配送する。
 - ⑧ 避難拠点等は支援物資を被災者に配分する。
- ※ 物資の受入れ、仕分、配送には、多くの人手が必要のため、ボランティアの活用を図る。

【事前準備】

- 災害時にボランティアセンターとなる文化センターの利用計画を策定する。
- 必要な物資については、協定による優先供給や物資の備蓄を検討する。

【留意事項】

- 配布に際しては、要配慮者に優先供給を図る。
- 物資の提供については、商店の営業再開など周辺状況に応じて縮小させる。
- 物資の追加保管先を検討する。



『災害対策総務部マニュアル』

第1章 第4節

学校教育、文化社会教育
区民活動支援

1 章

1 区立学校の授業再開

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
教育振興部	教育振興部

学校施設が使用可能になった段階で、教職員、児童生徒の安全が確保できる場合には、授業再開のための措置を講ずる。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から できるだけ早く	授業再開に向けて調整を図る 【教育振興部】
	早期に正常な授業を再開する 【教育振興部】

行動の手順

- ① 授業再開に向け、避難拠点の整理・解消のため、災害対策本部事務局との調整を行う。
- ② 避難拠点の状況、学校施設の状況、児童生徒の被災状況、教職員体制、通学路の安全、給食施設の状況、教科書等学用品の給付状況などを考慮し、教育委員会と学校長（幼稚園長）で協議の上、授業再開を決定する。
- ③ 授業再開が決定したら、各校・幼稚園は、教育委員会と協議のうえ、応急教育の内容を決定する。
- ④ 各校・幼稚園は、保護者に対し、電話等により授業再開を周知する。
- ⑤ 各校・幼稚園は、応急教育を実施しながら、状況を見て正常な授業に戻す時期等について、教育委員会と協議する。

【事前準備】

- 学校ごとの施設被害状況を記入できるチェックシートを作成する。

【留意事項】

- 学校施設の状況によっては、仮設校舎による授業や複数校の合同授業についても検討すること。
- 学校ごとに、人的・施設の被害状況、復興状況等、学校再開に必要な事項について状況を整理する。
施設被害状況により、仮設校舎による授業や複数校による合同授業などの措置をとって対応する。



『災害対応マニュアル（災対教育振興部）』

1 章

2 私立幼稚園の再建支援

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
学務課	学務課

被災した私立幼稚園の支援を行う。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1週間後	私立幼稚園の被害状況を把握	【学務課】
1か月後	施設再開に向けた支援策の実施	【学務課】

行動の手順

- ① 私立幼稚園の被害状況を把握する。
- ② 政令により、当該災害が激甚災害に指定された場合は、学校法人設置の私立幼稚園について、国の再建助成が措置される場合がある。
- ③ 東京都生活文化スポーツ局に対し、再建助成適用の有無、内容等について確認し、各園に通知する。
- ④ 災害復興基金が創設される場合には、災害復興基金による私立幼稚園への再建助成の実施についても東京都に確認し、各園に通知する。

1 章

3 被災児童生徒への支援

★地域防災計画
I 防災共通編
第2部 責務と体制
第3章 広域的な視点からの
応急対応力の強化
第5節 災害救助法の適用

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
学務課、教育指導課	学務課、教育指導課

児童生徒の被災状況を把握するとともに、学用品や教科書等を被災児童生徒に支給するなどの支援を行う。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 直後	被災した児童生徒を把握する 【教育振興部】
15日以内	文房具および通学用品を支給する 【学務課】
1か月以内	教科書を支給する 【教育指導課】
随時	転入学手続きに柔軟に対応する【学務課】

行動の手順

- ① 学校長は、児童生徒の被災状況を把握し、教科書等学用品の必要数等も含め、教育振興部に報告する。
- ② 文房具および通学用品について、災害救助法の適用がある場合には、東京都の災害救助法施行細則に定める額の範囲内において、東京都が一括して調達し、区に配分する。
- ③ 災害救助法の適用がない場合は、当該災害により新たに要保護・準要保護世帯の認定を受けた児童生徒に対して、費用の援助を行う。
- ④ 教科書について、災害救助法の適用がある場合には、東京都が一括して調達し、区に配分する。
- ⑤ 災害救助法の適用がない場合は、要保護・準要保護世帯の認定を受けた児童生徒には、教科書協会から寄贈される。
- ⑥ 親族宅への疎開などで一時的に転校する児童生徒に対して、転入学手続きを柔軟に対応する。

【事前準備】

- 児童生徒の被災状況（教科書等学用品の必要数も含む）を把握するための聞き取り調査票を、あらかじめ用意する。

【留意事項】

- 震災後早い段階で、東京都から、教科書等学用品を必要とする児童生徒数を把握するための調査がくる。



資料第031-11 学用品給与の対象、方法、限度額等について
(都「災害救助法施行細則」における規定) 資193ページ

1 章

4 被災児童生徒のメンタルヘルスケア

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第9節 応急教育・
応急保育等対策

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
教育指導課、学校教育支援センター	教育指導課、学校教育支援センター

震災によって児童生徒が受けた精神的なダメージを回復するために、メンタルヘルスケアを行う。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から できるだけ早く	教育相談室等で児童生徒の相談にあたる 【教育指導課】【学校教育支援センター】
行動の手順	
① 各校において、学校が再開次第、担任、スクールカウンセラーおよび心のふれあい相談員等により、児童生徒の心のケアにあたる。	
② 光が丘、練馬、関、大泉の教育相談室においては、できるだけ早く相談業務を再開し、心理教育相談員等により相談業務を行うとともに、各校におけるメンタルヘルスケアを支援する。	

【事前準備】

- 対応マニュアルを作成する。

【留意事項】

- 相談員自身が被災し人員が不足する可能性があるため、フォロー策の検討が必要である。



『災害対策マニュアル 災害対策健康部』
『災害対応マニュアル（災対教育振興部）』

1 章

5 被災文化財の修復等

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
文化・生涯学習課	文化・生涯学習課

指定文化財や登録文化財の被害に対して、状況を把握し、補修等の対応を図る。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から できるだけ早く	文化財の被災状況を把握する 【文化・生涯学習課】
できるだけ早く	所有者と補修に向けた調整を行う 【文化・生涯学習課】

行動の手順

- ① 文化財の被災状況について調査し、状況を把握する。また、国、東京都の指定文化財については、関係機関に報告し、その対応を協議する。
- ② 文化財の倒壊や散逸の恐れがあるときは、状況の改善のための処置を講ずる。
- ③ 被災した文化財を詳しく調査するとともに、所有者等と補修のための調整を行う。
- ④ 文化財が滅失した場合は、所有者等の了解のもと、指定・登録の解除の手続きを進める。

【留意事項】

- 練馬区文化財保護条例では、震災時の対応について不十分であり、今後体制を整備する必要がある。



資料第 031-12 (参考) 阪神・淡路大震災における文化財の復旧支援制度
(神戸市) 資 194 ページ

1 章

6 地域の区民活動への支援

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
災対本部事務局、地域振興課	地域振興課

被災時には、地域住民が力を合わせて復興にあたる必要がある。このため町会・自治会等の地域コミュニティ活動を支援することにより、地域の早期復興を図る。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 直後	避難拠点運営連絡会を中心に被災概況を把握する 【災対本部事務局】
2週間後	町会・自治会活動等への支援を行う 【地域振興課】

行動の手順

- ① 避難拠点運営連絡会を中心に地域の被災概況を収集する。
- ② 応急復旧期は、避難拠点を中心にコミュニティ活動を支援する。
- ③ 地域の被災状況を勘案し、町会・自治会等の支援内容を決め、支援を実施する。

【留意事項】

- 地域の力を生かしたまちづくりを行うための地域協働復興の取組みに配慮すること。
(第2編第3章「地域協働復興」参照)

第3編 生活復興

第2章 産業の復興

区内の産業や経済の復興を目指し、被害状況に関する情報の収集を迅速に行い、資金需要の見込み等の把握により、各種融資制度の活用や創設等を実施する。

また、被災した事業者等との経営相談の実施、各種情報提供を行うなど、企業の生産活動の活性化を図る。

第2章 第1節

被害状況の把握

産業・経済の復興施策を決定するために、直接被害または間接被害を受けている被災事業者および被災額に関する調査を行い、再建のための資金需要等を把握する。

2 章

1 被害状況の把握

★地域防災計画
II 防災本編
第6章 区民生活の早期再建
第12節 暮らしと産業の
復興、地域協働復興

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
経済課、商工観光課	経済課、商工観光課

適切な復興支援策を打ち出すために、区内の産業が被災した震災による被害を把握する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 4日後	区内産業の被害状況を把握する 【経済課、商工観光課】
2週間後	区内産業経済団体の支援ニーズを把握する 【経済課、商工観光課】

行動の手順

- ① 区内産業経済団体に被害状況調査を依頼し、詳細な被害状況把握に努める。
- ② 被害状況に応じて、現場調査や区内産業経済団体へのヒアリングを行い、支援ニーズを把握する。

【事前準備】

- 事前に区内産業経済団体（商店街連合会、産業連合会、東京商工会議所練馬支部等）に調査への協力を依頼しておくこと。
- 調査項目や調査票の様式を定めておくこと。
- 区で把握していない企業等への調査方法を検討しておくこと。

【留意事項】

- 区内産業経済団体との連携を確立しておくこと。
- 被害地域が限定できる場合には、職員による現場調査も考慮すること。



『災害対策産業経済部マニュアル』

資料第032-1 現地調査に関する実施方針

資料第032-2 被害・復旧状況分析班の編成等

資料第032-3 事業所被害状況調査票（現地調査）調査用フォーマット（例）

資料第032-4 事業所被害・復旧状況分析表 分析用フォーマット（例）

資 195～198 ページ

第2章 第2節

産業復興基本方針と 産業復興基本計画の策定

2章

1 基本方針と基本計画の策定

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
経済課、商工観光課	経済課、商工観光課

産業復興の基本的な枠組みを示すため、産業復興基本方針を策定する。
また、方針策定後、産業復興に関する基本計画となる産業復興基本計画を策定する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 2週間以内	被害状況調査をもとに、基本方針を策定する 【経済課、商工観光課】【企画課】
6か月前後	方針に基づき、基本計画を策定する 【経済課、商工観光課】【企画課】

行動の手順

- ① 災害対策本部からの情報や、区内産業経済団体の支援ニーズに基づき、産業復興基本方針案を作成する。
- ② 産業復興基本方針案を企画課に送付する。企画課は震災復興基本方針案に取りまとめる。
- ③ 震災復興基本方針に基づき、産業復興基本計画案を作成する。
- ④ 産業復興基本計画案を企画課に送付する。企画課は震災復興基本計画案に取りまとめる。

【事前準備】

- 調査結果の活用方法を検討しておくこと。

【留意事項】

- 検討組織を準備しておくこと。

第2章 第3節

産業再建支援

2 章

1 産業再建に対する支援

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
経済課、商工観光課	経済課、商工観光課

事業の再開にあたり、一時的な事業スペースを確保することが困難な事業者に対して、賃貸借による共同仮設店舗や工場を設置する。

共同仮設店舗や工場の提供に関して、募集や管理を行うことで、事業再開を支援する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 3週間後	共同仮設店舗の設置計画を策定し、事業者に周知する 【経済課、商工観光課】
--------------	---

行動の手順

- ① 共同仮設店舗等に関する出店希望を事業主に調査する。
 - ② 共同仮設店舗等の設置計画を策定する。
 - ③ 共同仮設店舗等の設置について、事業者に周知するとともに、募集や管理を行う。
- ※専門家を活用した相談会を開催するなど、きめ細かな支援を行う。

【事前準備】

- 入居基準を作成する。
- 入居申込の方法（書式、受付）を検討しておくこと。
- 管理の方法を検討しておくこと。
- 事前に区内産業経済団体との協議機関を設けておくこと。

【留意事項】

- 募集情報の周知方法について検討すること。
- 東京都は、賃貸型の共同仮設店舗の設置を予定しているため、費用分担や設置計画について調整すること。
- 商店街の地域協働復興への取組みを支援する（仮設店舗を中心とした仮設住宅市街地の建設など）。



資料第 032-5 【参考】神戸市被災企業用仮設賃貸工場制度
 資料第 032-6 【参考】中小企業高度化資金の特例措置（神戸市）
 資料第 032-7 賃貸型仮設共同工場・店舗設置用地候補現地調査シート（案）
 資 199～201 ページ

2 章

2 産業融資あっせん等の充実

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
経済課	経済課

中小企業向け融資の充実を図り、区内産業の早期復興を支援する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1週間	被害状況から資金需要を把握する 【経済課】
3週間後	財源を確保し、金融機関に融資協力を求める 【経済課】

行動の手順

- ① 区内産業に関する被害状況から、資金需要を把握する。
- ② 既存の融資制度や震災時の特別融資制度などについて活用促進策を検討する。
- ③ 財源を確保するとともに、金融機関に対して融資への協力を要請する。
- ④ 区報、ホームページ、パンフレット等により広く融資制度の周知を図る。
- ⑤ 区内産業経済団体等を通じて事業者への周知を図る。

【留意事項】

- 既存の融資制度の点検と震災時の融資制度の検討を行うこと。
- 国や東京都等の融資・保証制度を把握しておく。
- 金融機関連絡会などを通じて、震災時の融資について意見交換を行う。



資料第 032-8 災害復旧・復興時の事業再開等関連施策

(中小企業対策、農林水産対策) 資 202~208 ページ

第2章 第4節

雇用の維持拡充

2 章

1 雇用の維持拡充

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
経済課、商工観光課	経済課、商工観光課

事業者の事業継続を支援することにより雇用関係を維持するとともに、離職者に対する求職活動の支援を行う。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から 2週間程度	事業者に対し、雇用の維持を要請する 【経済課、商工観光課】
2週間程度	都と連携し、求人情報の提供を行う 【経済課、商工観光課】

行動の手順

- ① 事業者に対して区内産業経済団体を通じ、雇用の維持を要請する。
- ② 「ワークサポートねりま」を通じ、雇用情報の提供を行う。

【留意事項】

- 震災時には、石神井公園区民交流センターの「ワークサポートねりま」の相談機能の充実を図る。
- 臨時の就労相談窓口の開設を検討すること。



資料第 032-9 雇用維持の要請文書（案）

資 209 ページ

2章

2 雇用調整助成金制度の周知

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
経済課、商工観光課	経済課、商工観光課

被災事業所の雇用維持への支援策として、雇用調整助成金制度の活用を促進するため、制度の趣旨と内容について事業者に周知する。

一目で分かる! プロセスの概略

発災から
2週間

事業者に対し、助成金制度の周知を図る

【経済課、商工観光課】

行動の手順

① 事業者に対して区内産業経済団体を通じ、雇用調整助成金制度の周知を図る。

【事前準備】

- 制度内容をまとめたリーフレットを作成する。
- 周知方法を検討する。

【留意事項】

- 国および都との連絡調整を密にすること。



資料第 032-10 災害復旧・復興時の事業再開等関連施策（雇用就業対策）

資 210～211 ページ